令和７年度

包 括 外 部 監 査 報 告 書

県単独事業（補助金及び委託料）に係る財務事務の
執行について

令和８年３月

大 分 県 包 括 外 部 監 査 人

公認会計士　栗林　栄太

目次

第１部　外部監査の概要 1

第１．外部監査の種類 1

第２．選定した特定の事件（テーマ） 1

第３．監査対象年度 1

第４．監査対象部局 1

第５．監査実施期間 1

第６．特定の事件（テーマ）として選定した理由 1

第７．外部監査の方法 2

第８．監査対象となる補助金・負担金等の抽出基準 4

第９．監査従事者の資格及び氏名 8

第１０．利害関係 8

第１１．本報告書における記載内容の注意事項 8

第２部　大分県の行政の概要 9

第１．大分県政の基本方針 9

第２．大分県政の主要政策分野 10

第３．行財政改革の方向性 11

第４．大分県政の今後の課題 12

第５．大分県の補助金・委託金の課題と方向性、取組と実績 13

第３部　包括外部監査の結果 15

１　公立大学法人施設整備事業費補助金 15

２　地域活力づくり総合補助金 30

３　大分県移住支援事業費補助金 41

４　空き家利活用事業費補助金 52

５　地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費 62

６　地方バス路線維持費補助金 71

７　軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る補助金 82

８　施設型給付等事業費補助金（認定こども園運営費）..... 93
９　施設型給付等事業費補助金（私立幼稚園運営費）..... 103
10　病児保育充実支援事業費 112
11　大分県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金..... 123
12　小規模事業経営支援事業費補助金 132
13　短期集中県域支援品目生産拡大推進事業費..... 147
14　堆肥広域流通・飼料生産拡大モデル事業費補助金..... 157
15　県有建築物の改修に係る設計委託 166
16　ＯＡＳＩＳひろば 21 管理委託 181
17　県政広報テレビ番組制作放送委託、県政ラジオ番組制作放送委託、新聞広告「県政だより」制作掲載委託 192
18　大分県東部保健所他８施設時間外電話受付委託業務..... 217
19　指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証更新業務委託..... 229
20　大分県防災情報通信システム点検委託業務・大分県震度情報システム点検委託業務 241
21　中小企業等デジタルスキル向上支援事業委託業務..... 250
22　データを活用した経営に係る伴走支援者育成等事業委託業務..... 264
23　ツーリズム推進基盤強化事業費 277
24　サステナブル・ガストロノミー推進事業費..... 297
25　国内誘客総合推進事業費 309
26　インバウンド推進事業費 333
27　蜂場マッピングシステム構築委託事業..... 353
28　みつ源植物植生状況等委託事業 362
29　大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の管理に関する基本協定、ハーモニーパ―クの管理に関する基本協定 371
30　県営住宅及び共同施設の管理に関する基本協定..... 380
31　全日制高等学校管理運営費 389
32　大分県ＳＴＥＡＭ教育推進業務委託..... 398

33　交通反則通告管理システムデータ抽出委託. 417
34　自動車保管場所調査事務委託 424
35　自動車保管場所ＯＡ化委託 436
36　道路使用許可調査事務委託 446
37　交通安全施設保守管理委託 454
38　道路情報提供業務委託 462
39　運転免許証更新時講習業務委託 471
40　原付講習委託 478
41　運転免許関係事務委託 485
42　運転免許証更新通知業務委託 493
43　取得時講習委託 501
44　高齢者講習通知業務委託 509
45　仮運転免許試験業務委託 517
【参考】監査結果一覧 526

第１部　外部監査の概要

第１．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第１項の規定に基づく包括外部監査

第２．選定した特定の事件（テーマ）

「県単独事業（補助金及び委託料）に係る財務事務の執行について」

第３．監査対象年度

令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで)。
※ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、令和５年度の一部についても監査対象とした。

第４．監査対象部局

・総務部	県有財産経営室、学事・私学振興課
・企画振興部	おおいた創生推進課、芸術文化振興課、広報広聴課
	交通政策局　地域交通・物流対策室
・福祉保健部	健康政策・感染症対策課、高齢者福祉課、こども未来課
	こども・家庭支援課
・生活環境部	防災局　防災対策企画課
・商工観光労働部	商工観光労働企画課、ＤＸ推進課（現：先端技術挑戦課）
	観光局　観光政策課、観光誘致促進室
・農林水産部	園芸振興課、畜産技術室
・土木建築部	公園・生活排水課、建築住宅課
・教育庁	教育財務課、高校教育課
・県警本部	交通部　交通指導課、交通規制課、運転免許課

第５．監査実施期間

令和７年７月１日から令和８年３月３１日まで

第６．特定の事件（テーマ）として選定した理由

少子高齢化・人口減少の進行に伴う社会保障関係費の増加、多様化・高度化する県民ニ

ーズに対応した公共サービスの維持・向上など、将来の行財政運営への影響が危惧される中、大分県には効率的かつ効果的な事業執行が求められている。

大分県では、様々な目的のために補助金や委託料を支出しているが、法令上、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされている（地方自治法第２条第 14 項)。

令和６年度に策定した「大分県行財政改革推進計画 2024」では、事業の選択と集中等により、持続可能な行財政基盤を構築することとしており、令和６年度第３回大分県行財政改革推進委員会（令和７年２月）においては、「補助金や委託事業の見直し・評価・検証をすべき」との意見も出ている。

このような状況を踏まえ、大分県の裁量余地が大きく、独自性が強い県単独財源による補助金及び委託料について、外部監査により評価することとした。

第７．外部監査の方法

一定の条件に基づいた、県単独財源による補助金及び委託料、に係る事務事業を監査対象として選定し、以下の基本的な着眼点を持って監査要点、監査手続を決定し、事業簿冊の閲覧及び所管課へのヒアリング等を実施し、検証を行う。

・監査要点

（１）合規性・透明性

財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。支出の使途が対外的に説明できるものか。

（２）有効性

施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合した成果が認められたか。
適切かつ合理的な目標を設定し、その効果が適切に検証されているか。
予算執行の結果が所期の目的を達成しているか。
検証された結果は次年度以降の事業へ反映、または見直しを実施しているか。

（３）経済性・効率性

最小の経費で最大の効果を挙げているか。適正価格による経費負担が行われているか。また、経費の使途に無駄がなかったか。

（４）公益性・公平性

行政が行うべき内容か、公金を使うべき内容か。
偏った使用、支出がされていないか。

・実施した監査手続

（１）事業の概要把握

関係法令、規則及び諸規程、県の計画・プラン、財務情報等の閲覧、担当者への質問（組織の状況、事務の内容等）を行い、事業の概要の把握を行った。

（２）事務手続きの概要把握

事務の流れと規則について説明を受け、担当部署への質問、関連文書の閲覧、必要に応じて運用現場の視察等を実施し、その実態の検討を行った。

（３）合規性の検討

各種事務手続きが合規性の観点から、関係法令、条例、規則及び諸規程等に準拠して適切に行われているかを検討するため、関係書類・帳票等（契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書等）の閲覧、証票等の突合せを行った。

また、検討対象として抽出したサンプルについて担当部署に質問を行い、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

なお、合規性の検討には「透明性の検討」も含んでいる。

（４）公益性の検討

各種事業が公益性の観点から、適切であるかを確認するために、県の計画・プランや各種資料（報告書、モニタリング資料等）の閲覧、担当者への質問を実施し、事業の見直しや事後評価、改善活動を適切に行っているか検討を行った。

（５）公平性の検討

各種事業とその事務手続きが、法規に準拠し、公平に行われているかを検討するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当部署に質問し、関係書類の閲覧及び証票書類との照合を行った。

（６）経済性の検討

各種事業が経済性の観点から、法規、県の計画・プランや各種資料（報告書、モニタリング資料等）の閲覧、担当者への質問を実施し、事業の見直しや事後評価、改善活動が適切に実施されているか検討した。

（７）有効性の検討

各種事業が有効性の観点から、法規、県の計画・プラン等の目的を達成し、成果を追及して行われているかを検討するために、抽出したサンプルについて担当部署に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合、事業の見直しや事後評価、改善活動

が必要に応じて実施されているか検討した。

第８．監査対象となる補助金・負担金等の抽出基準

県単独の補助金及び委託料における事業の概要を把握した上で、下記の視点に基づき監査対象を抽出している（大分県作成の事前調査票を参考とした）。

・県民の関心の高そうなキーワードから検索

県民の関心が高いということは、事業費が大きい、県民生活に身近で影響が大きい、重要な課題を抱えていると考えられるため。（空き家・ＤＸ・ＳＴＥＡＭ教育等）

・委託料の決算額上位 30 事業、補助金の決算額上位 40 事業の中から抽出

事業費の金額が大きなものに関しては、限られた財源を有効活用する上で、総予算に占める割合が大きく、一部増減するなどした場合でも影響が大きいため。

・事業開始年度がかなり以前であるもの

各事業の事業開始から長期間が経過していると、設定当初の時代背景や県民・行政の置かれている状況が変化し、当初の制度目的が既に達成されてしまっている可能性がある。

あるいは、制度目的とズレてしまっている、制度目的が陳腐化してしまっている可能性があるため。

・過去の監査等で指摘のあったもの

過去の包括外部監査、定期監査等において指摘を受けた、あるいは、改善提案を受けた事業に対して、実際にどのような改善行動を実行してきたのか、あるいは、改善状況の確認を含めて抽出した。

県単独事業（補助金及び委託料）における監査を実施するにあたり、監査人側で抽出した事業は以下のとおりである。

抽出事業一覧

【補助金】　　**（単位：千円）**

部局名	担当課・室	事業名	令和６年度 決算額
総務部	学事・私学振興課（県有財産経営室）	公立大学法人施設整備事業費補助金 （県有建築物保全事業費）	120,007
企画振興部	おおいた創生推進課	地域活力づくり総合補助金	178,685
		大分県移住支援事業費補助金 （ふるさと大分ＵＩＪターン推進事業費）	移住支援金 60,600 移住応援給付金 33,265
		空き家利活用事業費補助金 （空き家対策促進事業費）	38,765
	交通政策局 地域交通・物流対策室	地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費	129,099
		地方バス路線維持費補助金 （地方バス路線維持対策費）	98,412
福祉保健部	高齢者福祉課	軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る補助金（軽費老人ホーム事業）	395,382
	こども未来課	施設型給付等事業費補助金 （認定こども園運営費）	805,949
		施設型給付等事業費補助金 （私立幼稚園運営費）	117,191
		病児保育充実支援事業費	39,525
	こども・家庭支援課	大分県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金 （ひとり親家庭等医療費助成事業費）	296,579
商工観光労働部	商工観光労働企画課	小規模事業経営支援事業費補助金 （小規模事業支援事業費）	1,389,824

農林水産部	園芸振興課	短期集中県域支援品目生産拡大推進事業費	129,855
	畜産技術室	堆肥広域流通・飼料生産拡大モデル事業費	37,540

【委託料】 **（単位：千円）**

部局名	担当課（室）	事業名	令和６年度 決算額
総務部	県有財産経営室	県有建築物の改修に係る設計委託 （県有建築物保全事業費）	96,052
企画振興部	芸術文化振興課	ＯＡＳＩＳひろば21管理委託 （ＯＡＳＩＳひろば21管理費）	117,053
	広報広聴課	県政広報テレビ番組制作放送委託（広報活動費） 県政ラジオ番組制作放送委託（広報活動費） 新聞広告「県政だより」制作掲載委託（広報活動費）	123,660
福祉保健部	健康政策・感染症対策課	大分県東部保健所他８施設時間外電話受付委託業務（保健所運営費（管理））	4,137
		指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証更新業務委託（保健所運営費（管理））	25,188
生活環境部	防災対策企画課	大分県防災情報通信システム点検委託業務・大分県震度情報システム点検委託業務 （防災情報システム管理費（管理予算分））	85,751
商工観光労働部	ＤＸ推進課 （現：先端技術挑戦課）	中小企業等デジタルスキル向上支援事業委託業務（中小企業等デジタルスキル向上支援事業費）	37,317
		データを活用した経営に係る伴走支援者育成等事業委託業務（中小企業等ＤＸ促進事業）	22,923
	観光局 観光政策課	ツーリズム推進基盤強化事業費	92,514
		サステナブル・ガストロノミー推進事業費	5,456
	観光局 観光誘致促進室	国内誘客総合推進事業費	411,489
		インバウンド推進事業費	275,717

農林水産部	畜産技術室	蜂場マッピングシステム構築委託事業 （養蜂振興事業費）	858
		みつ源植物植生状況等委託事業 （養蜂振興事業費）	400
土木建築部	公園・生活排水課	大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の管理に関する基本協定、ハーモニーパークの管理に関する基本協定（公園維持管理費）	148,862
	建築住宅課	県営住宅及び共同施設の管理に関する基本協定（県営住宅等管理対策事業費（管理予算分））	440,483
教育庁	教育財務課	全日制高等学校管理運営費	172,723
	高校教育課	大分県ＳＴＥＡＭ教育推進業務委託 （ＳＴＥＡＭ教育推進事業費）	29,629
警察本部	交通部 交通指導課	交通反則通告管理システムデータ抽出委託 （交通指導取締費（管理予算分））	3,278
	交通部 交通規制課	自動車保管場所調査事務委託 （交通指導取締費（管理予算分））	89,622
		自動車保管場所ＯＡ化委託 （交通指導取締費（管理予算分））	15,076
		道路使用許可調査事務委託 （交通指導取締費（管理予算分））	10,675
		交通安全施設保守管理委託 （交通指導取締費（交通安全施設維持管理費））	99,261
		道路情報提供業務委託 （交通指導取締費（交通安全施設維持管理費））	11,572
	交通部 運転免許課	運転免許証更新時講習業務委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））	60,681
		原付講習委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））	136
		運転免許関係事務委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））	119,337
		運転免許証更新通知業務委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））	1,731
		取得時講習委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））	97
		高齢者講習通知業務委託	783

		（自動車運転免許事務費（管理予算分)）	
		仮運転免許試験業務委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分)）	6,427

第９．監査従事者の資格及び氏名

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	栗　林　栄　太
補助者	公認会計士・税理士	後　藤　大　輔
補助者	公認会計士	内　藤　勝　浩
補助者	－	西　本　山　海
補助者	－	西　本　真　由　美
補助者	－	山　本　優　子

第１０．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第１１．本報告書における記載内容の注意事項

・表題について

「包括外部監査の結果」

地方自治法第 252 条の 37 第５項に規定する「監査の結果」である。

・「包括外部監査の結果」における指摘事項の区分

【監査結果】の記載区分で、個々の監査対象に対する結果を指摘事項として記載しているが、その性質により３つに指摘事項を区分している。

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事例の指摘である。 ただし、内部規程自体に無理がある場合等は、次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組の改善等が必要な事項の指摘である。

勧奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注)上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の措置の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。

・準拠すべき事務規則等

財務事務の執行に関連し、今回の包括外部監査において参考にした主な法令・規則・マニュアル類は以下のとおりである。

① 地方自治法及び同施行令
② 大分県契約事務規則
③ 大分県公社等外郭団体に関する指導指針
④ 各々の事業に関連する条例及びその施行規則
⑤ 各々の事業に関連する法令、規則及び要綱、要領、手引等

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある（切捨ての場合も同様)。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則としてホームページ等で大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。

第２部　大分県の行政の概要

第１．大分県政の基本方針

大分県は、2024 年に新たな長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024」を策定し、令和６年度から令和 15 年度までの 10 年間を対象とする県政運営の最上位計画として位置づけている。計画は、県民と行政が共通の目標を共有しながら地域社会の発展を図ることを目的としたものであり、「安心」「元気」「未来創造」を基本理念として掲げている。

この計画では、人口減少や少子高齢化、デジタル化の進展、自然災害の頻発など社会環境の変化を踏まえ、持続可能な地域社会の構築と県民生活の質の向上を目標としている。

県政の基本目標は次の二点である。

- 誰もが安心して元気に活躍できる大分県
- 知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県

これらの目標のもと、地域の活力を維持しながら新しい価値を生み出す「共創型の県政」を推進することが計画の特徴となっている。

第２．大分県政の主要政策分野

長期総合計画では、県政の重点政策として、主に以下の分野に取り組むこととしている。

（１）県民が安全で安心して暮らせる大分県づくり

第一の柱は、県民の安全と生活基盤の確保である。

近年、豪雨災害や地震など自然災害が増加していることから、防災・減災対策の強化やインフラ整備が重点施策として位置付けられている。

主な施策は次のとおりである。

- 災害対策・危機管理（県土強靭化、先端技術による高度化等）
- 環境保全（県民運動「グリーンアップおおいた」の推進等）
- こども・子育て支援～子育て満足度日本一の実現～
- 健康、医療・介護～健康寿命日本一の実現～
- 障がい者支援～障がい者活躍日本一の実現～
- 人権・共生社会（ＮＰＯとの協働等）
- 治安・県民生活（安全・安心な消費生活等）

（２）県民が元気に活躍できる大分県づくり

第二の柱は、産業振興と地域経済の活性化である。

大分県では、観光、農林水産業、ものづくり産業などの地域資源を活用した産業政策を推進している。

主な取組は次の通りである。

- 農林水産業（農林水産業の成長産業化）
- 中小企業・地域経済（中小企業の経営基盤強化等）
- 観光・ツーリズム～世界に選ばれるおんせん県おおいた～
- 海外戦略・外国人との共生（企業の海外展開支援等）
- 人材確保・育成（あらゆる産業の発展を支える人づくり等）
- 芸術文化（創造性を活かした産業の高付加価値化や地域づくり）
- スポーツ（世界に羽ばたく選手の育成等）

（３）新たな魅力を生み出し、未来を創造する大分県づくり

第三の柱は、教育や人材育成を通じた地域の持続性確保である。

人口減少社会においては、地域社会を担う人材の育成が重要であることから、以下の分野

に重点が置かれている。

- 交通ネットワーク、企業立地・産業集積（広域交通ネットワークの推進等）
- 移住・定住、地域づくり（持続可能なコミュニティづくり等）
- カーボンニュートラル・ＧＸ（脱炭素化と持続的成長の両立に挑戦する事業者支援）
- ＤＸ・先端技術（先端技術を活用した新産業の育成と地域課題の解決）
- 教育（遠隔教育システムなどの活用による教育環境の整備等）

安心・元気・未来創造ビジョン 2024 の概要版

第３．行財政改革の方向性

長期総合計画の実現を支えるため、県では「大分県行財政改革推進計画 2024」を策定し、行政運営の効率化と持続可能な財政基盤の確立を進めている。

この計画では、人口減少や担い手不足により、公共サービスの維持が困難になる可能性があることが課題として指摘されている。

そのため、デジタル技術の活用を中心とした行政改革が重要な柱となっている。

行財政改革の重点分野

（１）県民目線に立ったデジタル社会の実現

- ＤＸの加速化と先端技術の活用（デジタル行革による業務効率化等）

- 行政におけるＤＸ人材の確保・育成（ＤＸ推進リーダーの育成等）

（２）連携・協働による公共サービス等の維持・向上

- 市町村連携等による広域課題の解決と効率化（行政サービスの広域連携等）
- 多様な主体との連携・協働（企業等との連携協定による取組の強化等）

（３）社会資本・公共施設の老朽化への対応

- 長寿命化・予防保全の推進（予防保全型維持管理の推進等）
- 市町村のインフラ維持管理業務の支援（災害時支援体制の整備等）
- 県有建築物の有効活用・民間活力の活用（指定管理施設の更なる有効活用等）

（４）社会保障関係費の増加への対応

- 医療費適正化と地域医療構想の更なる推進（データヘルスの推進等）
- 介護予防・自立支援と高齢者の活躍推進（地域包括ケアの基盤強化等）

（５）職員人材の確保・育成と働き方改革の推進、安定的な財政基盤の確保

- 職員人材の確保・育成（試験制度見直し・人材育成重視の人事評価制度の活用等）
- 働き方改革の推進（オフィス改革・内部業務の効率化等）
- 事業の選択と集中等による安定的な財政基盤の確保（事務事業におけるスクラップ・アンド・ビルドの徹底、財政調整用基金残高の確保等）

第４．大分県政の今後の課題

大分県が直面する最大の課題は人口減少と高齢化の進行である。

これに伴い、地域経済の縮小や担い手不足、財政負担の増大が懸念されている。

そのため、県では

- デジタル技術の活用
- 地域産業の競争力強化
- 若者の定着促進
- 行財政改革の推進

を通じて、持続可能な地域社会の構築を目指している。

以上より、大分県の行政運営は、「安心・元気・未来創造ビジョン 2024」を中心とした長期総合計画に基づいて推進されている。

また、これらの県政運営を支える基盤として「行財政改革推進計画 2024」において行政ＤＸや財政健全化の取組が進められている。

人口減少や社会環境の変化が進む中、大分県は行政改革と地域活力の創出を両立させな

がら、持続可能な地域社会の実現を目指して県政を展開している。

第５．大分県の補助金・委託金の課題と方向性、取組と実績

大分県の県政運営の羅針盤となる「安心・元気・未来創造ビジョン 2024」および、その実行を支える「大分県行財政改革推進計画 2024」に基づき、補助金・委託金の管理・見直しは、限られた財源を「未来への投資」へ重点配分するための最重要課題の一つである。

１．背景と位置付け

（1）「なぜ今、補助金・委託金の見直しが必要か」

大分県は現在、人口減少や少子高齢化の加速、激甚化する自然災害への対応、そしてデジタル化の急速な進展という大きな転換点にあり、持続可能な地域社会の構築を目指して行財政改革に取り組んでいる。

その際、様々な課題を解決すべく、大分県における財源の選択と集中は必須であり、様々な見直しは避けて通れない。

（2）大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024」との連動

県の最上位計画である本プランでは、「安心・元気・未来創造」を掲げ、先端技術の活用やグリーントランスフォーメーション（ＧＸ）の推進、子育て支援の拡充等を打ち出している。

これらの新規・重点施策に予算を振り向けるためには、既存の歳出、特に硬直化しやすい「補助金」や「委託料」の聖域なき見直しが不可欠といえる。

（3）大分県行財政改革推進計画 2024 の役割

現行計画（2024 年度～2028 年度）では、「デジタルの力を活用した「社会変革」の実現」を目標に掲げている。

これは単なる経費削減ではなく、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を活用した徹底的な効率化と、施策の効果を最大化する「質的転換」を目指すものといえる。

２．大分県における補助金・委託金の現状と課題

大分県の予算執行において、補助金と委託料は長年、地域経済の活性化やサービスの維持・向上に寄与してきた。

しかし、時代の変化とともに以下のような課題が顕在化してきていると考えられる。

（1）予算の硬直化と「マンネリ化」

一度開始された補助金は、受取側（市町村や団体・企業）の既得権益化しやすく、本来の

目的が達成された後も「慣例」として継続される傾向が考えられる。
　これにより、新規事業に充てるべき財源が圧迫される「予算の硬直化」に帰結すると考察される。

（２）成果指標（ＫＰＩ）の曖昧さ

　「いくら支出したか（Ｉｎｐｕｔ）」が重視される一方で、「どのような成果が出たか（Ｏｕｔｃｏｍｅ）」の評価が不十分な事業が見受けられる。
　特に委託事業においては、前年踏襲の仕様書で発注し続けることで、最新の民間ノウハウが活用されないケースが指摘される。
　また、補助事業においては、補助を受ける側が補助を受けることを前提に事業計画を組むような「既得権益化」している事例も考えられる。

（３）外郭団体の自立経営阻害

　県が出資する公社等の外郭団体への補助金・委託料について、団体の自立経営を阻害している面があり、県からの財政支援に過度に依存する体質からの脱却が求められている。

（４）事務負担の増大

　補助金の申請・審査・実績報告に伴うアナログな事務手続きは、県職員および事業者双方にとって大きな負担となっており、これが機動的な施策展開を妨げる要因となっていることも懸念材料である。

第３部　包括外部監査の結果

【総務部】NO. 1

課・室	学事・私学振興課（県有財産経営室）			
事業名 補助金等の名称	公立大学法人施設整備事業費補助金 （県有建築物保全事業費）			補助金
予算費目	項：土木管理費		目：営繕費	
根拠法令・要綱等	大分県補助金等交付規則 公立大学法人施設整備事業費補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	平成 19 年 から補助開始	事業終期年度	終期年度 設定なし
予算額・決算額 の推移 （単位：千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	228,629	110,160	125,231
	決算額	164,908	32,131	120,007
※次年度への繰越があるため、当初予算と決算額との差が大きい場合がある。				

事業の目的	公立大学法人大分県立看護科学大学及び公立大学法人大分県立芸術文化短期大学が行う施設又は設備の設置又は整備事業に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付する。
事業の概要	両大学法人については、県有建築物の計画的保全に関する要綱にて、県有建築物保全事業で実施する保全工事の対象とされている。 同事業では、建築物の予防保全型維持管理を目的に、大分県公共施設等総合管理指針や県有建築物保全計画等に基づき保全工事を実施。同事業予算は工事請負費や設計委託料がその大半を占めるが、両大学法人は外部団体であるため、保全工事に要する経費は補助金として交付している。 補助制度については学事・私学振興課で所管しており、その概要は次のとおり。 ① 要望の聴取（前年度） 前年度において、県から両大学法人に対し、翌年度における施設保全事業の希望箇所について照会し、両大学法人は保全工事を要する施設や箇所等を回答する。 ② 内示（前年度） 要望を踏まえ、県有財産経営室および大分土木事務所が現地確認等を経て保全工事の対象箇所及び予定金額を精査する。前年度中に両大学法

	人に対して内示する。 ③　発注準備（当該年度） 両大学法人は内示をもとに、対象工事または設計委託に係る業者への発注準備を行う。 ④　交付申請および配当替（予算措置）（当該年度） 各案件において予定金額が確定した段階で、両大学法人から補助金交付申請を行う。これを受けて、県有財産経営室が必要額を都度配当替（予算措置）し、学事・私学振興課が交付決定する。この手続は、年度内に複数回（概ね４回程度）行われる。 ⑤　実績報告および補助金交付 すべての工事が完了した後、両大学法人から実績報告が提出される。 学事・私学振興課は、実績内容を確認の上、要した経費の範囲内で補助対象経費の 10 分の 10 を限度に補助金を交付する。 （繰越の場合は概算払いあり） （補足説明） 当事業は、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学が行った保全工事の金額（工事業者等に支払う金額）と同額を補助するものである。 保全工事の金額は県土木事務所が作成した計算書（積算書）に基づき予定価格が決定され、入札（指名競争入札）が実施される。 入札の落札金額で工事事業者等と契約書を締結し、工事を依頼する。 工事完成後は県の検査担当者が検査を実施し、その後、工事事業者に支払う金額（契約金額）と同額の補助金を申請し、補助金が交付された後に、工事事業者に支払う。 工事金額決定の仕組みは県土木事務所が県有建築物の保全工事を実施する場合とほぼ同じである。 県土木事務所が県有建築物の保全工事を実施した場合、工事代金は予算として土木事務所に交付されるが、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学が当事業において、保全工事を実施した場合は、工事代金は補助金として交付される。 なお、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学を含めた大分県というグループで括り、補助事業ではなく、委託事業というイメージで捉えると、当事業を理解しやすいと考える。 当事業の名称も、「公立大学法人施設整備事業費補助金（県有建築物保全事業費）」となっている。 当事業は、補助事業であるが、委託事業の要素も含んでいる。

毎年度、定額や工事に応じた一定額の補助金が交付される訳ではない。

＜監査対象とした工事＞

・県立芸術文化短期大学

① 令和６年度　便所工事設計委託　4,389,000 円　（有）アトリエ間居

② 令和５年度　機械設備改修工事　45,722,600 円

（令和６年度工事完了）　安部文化工業（株）

③ 令和５年度　中央監視設備改修工事　35,642,640 円

（令和６年度工事完了）（株）オフィスコミュニケーションサービス

・県立看護科学大学

④ 令和５年度　空調設備外改修設計委託　2,530,000 円

（有）第一設備設計事務所

⑤ 令和５年度　非常用発電機分解整備工事　11,000,000 円

千代田興産（株）大分営業所

⑥ 令和５年度　空調設備外改修工事　32,421,400 円　扶桑工業（株）

（３件とも令和５年度に工事完了。令和６年度に補助金申請手続。）

＜参考データ＞

令和７年度の県立看護科学大学と県立芸術文化短期大学の施設の状況（県有建築物保全計画の予防保全型管理対象施設（中長期的な予防保全管理表））

・県立看護科学大学

管理棟	１棟	2024.37 ㎡
講義棟	１棟	2832.15 ㎡
図書館・食堂棟	１棟	3431.66 ㎡
実習・研究棟	１棟	5917.58 ㎡
学生会館棟	１棟	929.71 ㎡
体育館棟	１棟	1066.70 ㎡
看護研究交流センター	１棟	1076.74 ㎡
実験動物施設	１棟	102.35 ㎡

以上の建築年度　1998 年度（平成 10 年度）

実施計画年度　　2025 年度（令和７年度）～2034 年度（令和 16 年度）

・県立芸術文化短期大学

美術棟	１棟	1325.01 ㎡
芸術デザイン棟	１棟	3436.48 ㎡
特殊教育棟	１棟	3436.48 ㎡

	事務棟　　1棟　1248.30㎡ 音楽棟　　1棟　1997.95㎡ 以上の建築年度　1974年度（昭和49年度） クラブハウス　　1棟　1059.24㎡ 建築年度　1976年度（昭和51年度） 体育館　　1棟　1058.80㎡ 建築年度　1977年度（昭和52年度） 人文棟　　1棟　8044.60㎡ 建築年度　1991年度（平成3年度） 音楽ホール　　1棟　3758.16㎡ 図書館　　1棟　1036.47㎡ 以上　建築年度　2018年度（平成30年度） 美術棟　　1棟　1310.62㎡ 建築年度　2019年度（令和元年度） 実施計画年度　2025年度（令和7年度）～2034年度（令和16年度） 令和7年度の県立看護科学大学と県立芸術文化短期大学の在学生の状況 県立看護科学大学（令和7年4月1日現在） 学部　学生数　330人　（定員320人） 大学院　学生数　84人　（定員86人） 合計　学生数　414人　（定員406人） 県立芸術文化短期大学（令和7年5月1日現在） 学科　学生数　728人　（定員680人） 専攻科　学生数　107人　（定員98人） 合計　学生数　835人　（定員778人）
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	交付申請書、事業計画書、収支予算書、補助事業変更承認申請書、指名業者選定理由書等、提出されたデータを確認した。 必要な書類は揃っていると判断できる。

ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	書類は適切に作成されており、日付、金額、使途、条件、現地写真などの不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	補助事業実績報告書、事業実績書、収支精算書、工事完成通知書、委託業務完了通知書、完成写真、検査調書、補助金交付決定通知書、支出命令書等、提出されたデータを確認した。 適切に決裁を受けており、決裁に問題は認められないと判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	必要書類を確認した結果、期間、金額、使途、補助率、条件などの支出の要件判定は適切に行なわれていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	当事業の補助金の交付対象者は、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学である。これは、公立大学法人施設整備事業費補助金交付要綱に定められている。 事業の概要の（補足説明）に記載したとおり、当事業は補助事業であるが、委託事業の要素も含んでいる。委託先の選定について、公立大学法人施設整備事業費補助金交付要綱には、選定が指名競争入札ではならないとの要件はないが、地方自治法施行令 167 条第１項第１号により、指名競争入札を選択し委託業者を選定している。 県立芸術文化短期大学令和６年度　便所工事設計委託の指名委員会資料、指名業者選定理由書（令和６年７月４日）を確認した。 有資格者、指名停止期間を除外、銀行取引停止期間を除外、年間 8,654 千円以上の年間平均実績高を有していること、照査技術者２名以上を有していること等の評価基準により 19 者を候補としている。

	入札結果表を確認したところ、５者により入札実施しており、最低価格を提示した業者が選定されている（14 者は辞退）。 また、一つの工事を分割して工期や金額を調整しているような事実は認められない。 当事業を保全工事の委託として捉えた場合の業者の選定は、適切に実施されており、特に問題はないと判断する。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。 補助事業実績報告書、事業実績書、収支精算書等を確認している。 ・県立芸術文化短期大学 令和５年度　機械設備改修工事 工事完了　令和７年３月４日　実績報告書　令和７年３月 31 日 令和５年度　中央監視設備改修工事 工事完了　令和６年 11 月 29 日　実績報告書　令和７年１月９日 ・県立看護科学大学 令和５年度　非常用発電機分解整備工事 工事完了　令和６年３月 15 日　実績報告書　令和６年３月 31 日 実績確認や報告は、おおむね適時・適切に行なわれていると判断するが、下記の項目を注意すべきである。 【不備事項】 ・　実績報告の期限を超えた報告 実績報告は、事業完了日から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月 20 日のいずれか早い期日までにすることとなっている。 しかし、令和５年度中央監視設備改修工事について、工事の完了は令和６年 11 月 29 日、実績報告が令和７年１月９日になっており、実績報告の期限を超えた 30 日経過後に実績報告をしている。 【勧奨事項】 実績報告の期限を超過しないように、工事完了時点で報告期限をカレンダーに記載する、担当者一人ではなく、第三者のチェック体制を確立する等の対策を実施すべきである。

vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	委託業者から委託業務完了通知書を受け、大分県の検査員が検査を実施した後に、支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。 なお、以下の検査調書を確認している。 ・県立芸術文化短期大学 令和６年度　便所工事設計委託　令和６年 11 月 27 日 令和５年度　機械設備改修工事　令和７年３月 12 日 令和５年度　中央監視設備改修工事　令和６年 12 月６日 ・県立看護科学大学 令和５年度　空調設備外改修設計委託　令和５年 10 月 13 日 令和５年度　非常用発電機分解整備工事　令和６年３月 19 日 令和５年度　空調設備外改修工事　令和６年５月 13 日
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	当事業においては、事務事業評価を実施していない。 そのため、特に目標というものは設定されておらず、目標の達成度合いも具体的に評価・分析されていないものの、当事業の目的が、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学の施設・設備の設置・整備であるため、短期的な目標設定や評価・分析にそぐわないという面が存在する。 当事業の目的と中長期的な評価・分析について、大分県公共施設等総合管理指針や県有建築物保全計画等に基づき保全工事を実施していることから、「知事部局所管県有建築物保全計画」（県有建築物保全計画）を対象に加えて監査手続を実施した。

	平成 27 年 7 月に「大分県公共施設等総合管理指針」を策定するとともに、「知事部局所管県有建築物保全計画」（県有建築物保全計画）を策定し（平成 27 年 11 月）、予防保全型維持管理による長寿命化や施設総量の縮小等を進めている（現在、令和 7 年度～令和 16 年度の計画）。 県有建築物保全計画によると、社会情勢の変化に応じて、県有建築物の必要な見直しを行うとしており、設計委託だけでなく工事も含めて、県有建築物保全計画により中長期的な事業の評価・分析がされている。 過去の実績等によると当事業において、事務事業評価は実施されていないが、県有建築物保全計画を考慮した上で、事業の評価・分析がなされている。 なお、数値目標・数値計画がないので、数値目標・数値計画を設定すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	事務事業評価は実施されていないが、両大学の学生数や施設の老朽化、修繕の必要性、県有建築物保全計画を考慮した上で、事業の評価・分析が行われている。 また、あらかじめ、県有財産経営室および大分土木事務所が現地確認等を行い、予算化して工事を実施しているため、事業の手法や実施内容は適宜見直されていると判断できる。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	当事業については、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学が行った保全工事の金額（工事業者等に支払う金額）と同額を補助するものである。 県土木事務所が県有建築物の保全工事を実施した場合、工事代金は予算として土木事務所に交付されるが、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学が保全工事を実施した場合、工事代金は補助金として交付される。 あらかじめ、県有財産経営室および大分土木事務所が現地確認等を行い、予算化して工事を実施しているため、事業の手法や実施内容は概ね効

	果的に実施されていると判断する。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	県有建築物について、中長期的に、予防保全型維持管理による長寿命化や施設総量の縮小等を進めているなかで、予算配分が実施されている。 各年度の予防保全工事の実施（保全工事の優先順位の決定）は県有建築物保全計画を考慮した上で、県有建築物保全工事調整会議で行われる。 令和５年度の県有建築物保全工事調整会議資料を確認したところ、令和６年分の予防保全工事一覧(案)の中に、県立芸術文化短期大学のトイレ改修分があることを確認した。 予防保全対象施設と予防保全実施計画年度（期間）を設定し、また、両大学の学生数や施設の老朽化、修繕の必要性などを考慮して、優先順位を定めて、各年度への予算配分を行っている。 なお、数値目標・数値計画がないので、数値目標・数値計画を設定すべきである。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	監査要点（有効性）の監査手続と同様に、「知事部局所管県有建築物保全計画」（県有建築物保全計画）を、県有建築物保全事業全体の評価・分析（中長期的な事務事業評価）である考えて、県有建築物保全計画も考慮した監査要点（経済性・効率性）の監査手続を実施した。 当事業の対象施設である県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学の施設は、県有建築物保全計画の対象施設となっている。 １．金額 補助金額（委託工事金額）は、指名競争入札により業者が落札された金額であり、合理的に算定されていると判断する。 ２．事業期間

	当事業に事業期間の設定はない（周期年度の設定はない）。 原則、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学の運営がある限り、事業は継続するものと考える。 ３．負担割合 100%大分県の負担（公立大学法人施設整備事業費補助金交付要綱） 以上より、当事業の金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準であると判断する。 但し、数値目標・数値計画が設定されていないようである。 個別の県有建築物についての数値目標・数値計画は難しく、県有建築物全体としての数値目標・数値計画を設定すべきである。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。 県有建築物保全計画では、予防保全型維持管理により施設の長寿命化を図り、県有建築物全体で、中長期間を通じて、事業費を抑制する取組を実施している。 １．将来の経費見込み（県有建築物保全計画より） 単純更新：事後保全型維持管理の場合 令和７年度から令和 16 年度までの 10 年間の経費見込み 約 556 億円（年平均 55.6 億円） 長寿命化：予防保全管理維持管理の場合 令和７年度から令和 16 年度までの 10 年間の経費見込み 約 384 億円（年平均 38.4 億円） 総額で約 172 億円、年間約 17.2 億円の経費節減の見込みとしている。 県有建築物保全計画では、点検・診断等の実施基準や維持管理等の実施方針を作成して、予防保全型維持管理を実施している。 単年度の事業費削減ではないが、中長期的観点からの経費削減策であると考えられるため、中長期的な経費削減は実施されていると判断する。 県立看護科学大学、県立芸術文化短期大学の施設は、（中長期的な予防保全管理表）に含まれており、中長期的な経費削減は実施されていると判断する。

	（補足説明） 当事業は補助金となっているが、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学が希望する施設・設備を県に申請して、希望する補助金を受けるような仕組みにはなっていない。 経過年数や老朽化の状況等から、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学が県に申請を行い、県が現地確認等を実施した結果、工事の対象施設（補助対象施設）が決定されるため、補助金額（工事委託金額）について、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学の裁量の余地はほとんどないものである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	当事業は、基本的に県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学の施設の更新の工事費（実際に係った工事費）の金額と同額を補助金として交付するものである。 対象施設は、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学を運営のために必要な施設として、県有建築物保全計画の予防保全型管理対象施設とされたものである。 従って、明らかに必要性に乏しい事業とはいえないと考える。 また、補助金の交付に当たっては、工事終了後に県の検査員の検査を経た後、県に申請をすることで工事金額と同額の補助金が交付される。 工事業者との契約書及び工事業者からの請求書と同額の補助金が交付され、この補助金によって工事事業者へ支払いが行われる。 従って、補助金（工事委託費）は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	当事業は、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学が実施する施設の更新の工事等の工事委託費と同額の金額を、工事委託費支払いのために補助金として交付するものである。 県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学を含めた大分県という括りで考えると大分県の工事の委託事業とみなされる。

	工事業者の選定は指名競争入札で実施されており、事業の実施方法に特に問題はないと判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	当事業は、県有建築物保全事業費に含まれる事業である。 県有建築物保全事業費という観点からは、趣旨や目的が重複する施策は認められず、特に問題はないと判断する。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	当事業は、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学が実施する施設の更新の工事等の工事委託費と同額の金額を、工事委託費支払いのために補助金として交付するものである。 県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学を含めた大分県という括りで考えると大分県の工事の委託事業とみなされる。 工事業者の選定は、県土木事務所が作成した設計書（積算書）に基づき予定価格が算定され、指名競争入札で実施されており、特に問題はないと判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	原則として、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学の運営が続く限り、事業は継続して行われるため、事業期間に終期を設定しないことに問題は認められない。 また、予防保全工事は繰り返されるものと考えることは妥当であり、特に問題はないと判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出さ

	れ続けているものはないか。
	当事業は、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学の運営に必要な施設を対象とした予防保全工事の工事費を補助する事業である。 施設の設置という所期の目的は達成されているが、施設の更新という新たな目的が発生しており、予防保全工事は施設の更新という目的が達成できないという蓋然性が高いとはいえないと考える。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	当事業は、公立大学法人の事業関連施設の予防保全工事費等と同額の補助金を交付するものであり、公益性の観点から問題ないと判断する。 また、工事内容ごとに補助金額（保全工事金額）は異なるものであり、補助金額が同額や一定額というものではないため、変更の必要性という問題は生じないと考えられ、特に問題ないと判断する。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	補助金の交付先は、公立大学法人施設整備事業費補助金交付要綱に県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学と定められている。 従って、事業の委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	本事業については、公立大学法人施設整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金であるため、随意契約となっている。 従って、契約事務規則が定める一般競争入札の対象から除外される合理的な根拠が存在するため、随意契約であることに問題は認められない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	補助金の交付先は、公立大学法人施設整備事業費補助金交付要綱に、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学と定められており、特に問題は

	ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、県有財産経営室（学事・私学振興課）からヒアリングを行い、委託料に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（大分県補助金等交付規則、公立大学法人施設整備事業費補助金交付要綱）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【不備事項　１－１】 ・　実績報告の期限を超えた報告 実績報告は、事業完了日から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月 20 日のいずれか早い期日までにすることとなっている。 しかし、令和５年度中央監視設備改修工事について、工事の完了は令和６年 11 月 29 日、実績報告が令和７年１月９日になっており、実績報告の期限を超えた 30 日経過後に実績報告をしている。 【勧奨事項　１－２】 実績報告の期限を超過しないように、工事完了時点で報告期限をカレンダーに記載する、担当者一人ではなく、第三者のチェック体制を確立する等の対策を実施すべきである。
有効性	有効性について、県有財産経営室（学事・私学振興課）からヒアリングを行い、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、県有財産経営室（学事・私学振興課）からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、建物や設備の老朽化に伴い、予防保全が適切に実施されていると判断できる。

公益性・公平性	公益性・公平性について、県有財産経営室（学事・私学振興課）からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。

【企画振興部】NO. 2

課・室	おおいた創生推進課			
事業名 補助金等の名称	地域活力づくり総合補助金		補助金	
予算費目	項：企画費		目：企画調査費	
根拠法令・要綱等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 大分県補助金等交付規則 大分県地域活力づくり総合補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	平成３年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	475,000	475,000	475,000
	決算額	309,002	194,419	178,685
事業の目的	地域のさまざまな主体が行う、コミュニティビジネスの立ち上げや地域おこしのイベント開催など、地域の活力づくりに向けた取組を支援する。			
事業の概要	・チャレンジ支援枠 「地域資源を活用した活力づくりのため、本格的な事業実施前の調査研究や試行等を支援」 補助事業者：県内に活動拠点を置く、地域の活性化に取り組もうとする者 補助率：補助対象経費の 3/4 以内 補助対象事業： (1) 地域資源の活用や地域の課題解決につながるコミュニティビジネス及び一次産業の振興につながるビジネス展開 (2) ＩＴやバイオテクノロジー等の先端技術革新 (3) 地域の課題解決やコミュニティの醸成 (4) その他、チャレンジ精神を持って行われる事業 補助限度額：１事業あたり、2,000 千円 （「国東地域における宇宙食関連事業の地域展開を見据えた地域エンゲージメントコンテンツプロトタイプ開発と試行」を抽出） （「絵になる鉄輪温泉食べ歩き商品開発事業」を抽出） ・地域創生枠 「地域の様々な主体が行う地域創生に資する地域の活力づくりに向けた取り組みを支援」			

	補助事業者：地域の活性化に取り組もうとする者及び市町村 補助率： (1) 市町村以外補助事業者　補助対象経費の 1/2 以内（特認の場合は補助対象経費の 2/3 以内） (2) 市町村が補助事業者　補助対象経費の 1/3 以内（特認の場合は補助対象経費の 1/2 以内） (3) 市町村を通じて間接補助を行う場合　市町村補助額の 1/2 以内かつ補助対象経費の 1/3 以内（特認の場合は市町村補助額の 10/10 以内かつ補助対象経費の 2/3 以内） 補助対象事業： (1)地域資源の活用や地域の課題解決につながるコミュニティビジネス及び一次産業の振興に資するビジネス展開 (2)農業、林業、水産業、商業、工業等産業の振興につながる取組 (3)地域間交流、人材育成、文化振興、イベント開催等地域の活性化につながる取組 (4)観光と地域づくりを一体として進めるツーリズムの振興につながる取組 (5)災害対応や風評被害対策など緊急性が高いもの (6)その他、特に住民福祉の向上や地域活性化につながる取組 補助限度額：１事業あたり原則として 30,000 千円（特認の場合は単年度につき 50,000 千円） （「えひめ・おおいた交流事業」を抽出） （「男池周辺でのカフェ開業事業」を抽出） （「宇目小野市地域獣肉解体処理施設整備事業」を抽出） ・空き家ビジネス活用支援枠 「空き家を活用した地域活性化につながるビジネスについて、補助率を嵩上げし支援（空き家バンク登録物件等が対象） 補助事業者：空き家のビジネス活用により地域活性化に取り組もうとする者 補助率：補助対象経費の 2/3 以内 補助対象事業： (1)地域活性化につながる空き家のビジネス活用に係る施設・設備整備の取組 (2)事業完了の日から概ね１年以内に収益を伴う事業が開始することが見込まれるもの

	補助限度額：１事業者あたり、3,000 千円 交付件数：90 件 交付先：法人・個人・任意団体など延べ 90 団体 交付金額：178,685 千円 （「日出町の空き家を活用した民泊施設の開設による地域活性化事業」を抽出） （「日田市西有田　空き家を活用した飲食店とコミュニティの場の創設事業」を抽出）
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	・必要書類一覧 補助対象経費、補助率、補助限度額（要綱別表１、２） 交付申請書（事業計画書、収支予算書、その他必要書類） 交付決定通知（補助金交付決定通知書） 補助金の交付請求（補助金交付請求書） 実績報告（補助事業実績報告書、事業実績書、収支精算書、契約書又は見積書、財産、成果物及び取組状況等の写真、検査調書、領収書又は請求書、財産管理台帳、その他必要書類） 補助金の額の確定通知（補助金の額の確定通知書） 上記の書類について確認したところ、関連する法令及び条例・規則等に準拠して、事業は適切に執行されていると判断する。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	必要書類一覧を確認したところ、日付、金額、使途、条件、実績報告などに不自然な点は見られず、問題はないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内

	容、条件、入札金額など)。
	必要書類一覧を確認したところ、日付、決裁権限、内容、条件、補助金額などに問題は見られず、適切な決裁権限者によって決裁が行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支払申請書、支払通知書等を確認したところ、期間、金額、使途、補助率、条件などの支出の要件判定は適切に行われており、問題はないと判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	必要書類一覧を確認したところ、補助金の窓口となる振興局において交付対象者の選定は適切に行われていると判断する。 但し、交付要綱によると、補助事業者や補助対象事業が幅広いため、その判断には様々な知識や経験が求められる。 他の事例等の共有など、補助金事務に携わる人材を育成していくことが望ましいと考える。 また、商工会議所などの外部支援機関などの客観的な情報も加えて、交付決定をおこなっていくことが望ましいと考える。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	実績報告資料一式を確認したところ、実績報告は適時・適切に行われていると判断する。 また、事業によっては補助金支給後も５年間は事業を継続する必要があり、振興局職員による現地訪問及び補助事業者への直接聞き取りが行われ、フォローアップ現場訪問記録票による確認が継続して行われていた。 但し、書類の根拠となる資料（決算書等）は存在せず、事業実績を確認できる資料も徴求することが望ましい。 ５年間事業を継続する条件の下で補助金を支給しており、事業の継続実態を確認するために、毎年の決算書等を徴求すべきである。

vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	補助金交付要綱によると、補助経費の範囲は具体的に定められており、その内容について振興局長の決裁を受けていることを実績報告資料にて確認した。 また、その経費の使用についても、支払い実績と購入物等の証拠が実績報告資料にて提出されており、補助金が他の使途に流用されている可能性は低いと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県独自の補助金制度であり、国や市町村への請求手続きは行われない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事務事業評価を確認したところ、地域活力づくり取組件数を目標値としている。実績は以下のとおりである。 令和５年度：107／120 件、達成率 89.2% 令和６年度： 90／120 件、達成率 75.0%（D評価） 人口減少や高齢化に伴う地域活動を担う人材や資金不足等により上記のとおり事務事業評価は目標未達となっているが、補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されている。 その結果、地域の人材不足や物価高騰などの昨今の社会情勢の急激な変化を考慮し、令和７年度から補助率や補助上限額の引き上げも行っている。 なお、今後も国の施策に注視しつつ、外部支援機関との連携、時代に合った支援策の展開や事業者が使いやすい補助制度となるよう見直していくべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。

	事務事業評価を確認したところ、地域活力づくり取組件数を目標値としている。実績は以下のとおりである。 令和５年度：107／120 件、達成率 89.2% 令和６年度： 90／120 件、達成率 75.0%（D評価） 人口減少や高齢化に伴う地域活動を担う人材や資金不足等により上記のとおり事務事業評価は目標未達となっているが、目標を達成するために３年毎に事業を見直している。 その結果、地域の人材不足や物価高騰などの昨今の社会情勢の急激な変化を考慮し、令和７年度から補助率や補助上限額の引き上げも行っている。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	事務事業評価を確認したところ、目標達成率が低くD評価となっており、事業の手法や実施内容は目的、目標達成に効果的とは言えない結果になっている。 外部支援機関との連携や、事業者以外の地域の団体や行事などへの広報活動なども積極的に行っていくことが望ましい。 【勧奨事項】 予算の執行率、事務事業評価の結果などを踏まえて、外部支援機関との連携や、事業者以外の地域の団体や行事などへの広報活動なども積極的に行っていくことが望ましい。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	平成３年度から長期にわたり続く補助金であり、補助予算額の推移を考慮しても、予算額は同額となっている。過去からの慣例として予算要求が行われていると考える。 新規事業の立ち上げ等を通じて、地域の活性化という公益性の高い事業である。 但し、予算の執行率、事務事業評価での評価、昨今の物価高と人手不足等による社会情勢の急激な変化を考慮して、国の施策で対応できない団体や事業（経済活動はごく一部だが、生活していく上での生活インフラの整備

	（食料品店等）、過疎地や地域の活性化など）への補助等にも範囲を広げていくことが望ましい。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	事業の目的は、コミュニティビジネスの立ち上げや地域おこしのイベント開催などの地域の活力づくりに向けた取り組みを支援することである。 そもそもの補助事業の根拠として、大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024」における「【未来創造２】地域の未来を担う人材の確保と魅力ある地域社会の形成（２）持続可能なコミュニティづくりによる地域の未来への継承」が存在している。 これらのビジョンを達成するために補助事業が設定されているが、ビジョンでは、基準値と目標値のみが目標指標として定められている。 従って、事業の目的を勘案したこれらを勘案すると、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準にあるかの判断はできない。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	事務事業評価での具体的で適切な評価については、令和６年度はＤ評価となっており、補助事業の実施方法や金額、負担割合が社会情勢の変化や、補助申請者のニーズにマッチしていない可能性がある。 従って、令和７年度における事業の拡大（補助上限の引き上げ、補助枠の拡大）についての根拠数字として、見積単価の見直し、物価上昇率などの具体的根拠を検討し、随時見直しを行っていくべきである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	地域活力の維持・発展を図るための取り組みを支援する制度であり、公益性は高いと考える。 また、支給した補助金は実際の物品やサービスの購入に支払った実績に基づいて交付され、また交付後も定期的なヒアリングを５年間続けている。

	従って、支給した補助金は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	事業実施主体は大分県であるが、実際の窓口は市町村と振興局、決裁は振興局となっており、適切に分担は行われている。 また、創業支援等の補助金であるため、民間への委託は難しく、指定管理者制度にも関係性がない。 従って、事業の実施方法は適切であると考える。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	大分県が実施主体となる同様の趣旨や目的を持つ補助金制度は存在しないが、近い趣旨や目的の中小企業活性化や観光事業などの補助金制度は存在する。 従って、地域のニーズに対応した個別具体的な補助金制度などへの見直しが必要であると判断する。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	令和６年度事務事業評価のＤ評価に対応するために、令和７年度においては事業の拡大（補助上限の引き上げ、補助枠の拡大）を行っている。 これらの上限引き上げ・枠の拡大についての根拠数字としては存在せず、事業費を最小限に抑えることは前提になっていないと考えられ、また事業の拡大の数的根拠も存在しないため、市況等の適正価格を意識して支出を行っているとは言い難い。 【勧奨事項】 市況等の適正価格を考慮した補助上限金額、負担割合などを検討すべきである。

監査要点 （公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	平成３年度から続く補助金であり、予算額の執行率等を考慮しても、事業期間は合理的に設定されていないと考えられる。 一方、繰り返し事業が行われる根拠は総合補助金として地域の活性化を支える趣旨があるためであり、継続する根拠は存在する。 従って、大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024」の達成に沿った事業期間に改めることが望ましい。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	地域活力の維持と発展という公益性の高い事業ではあるが、予算の執行率、事務事業評価の結果、国の中小企業施策等、昨今の社会情勢などを加味すると、既に行政としての目的は達成できていると判断する。 従って、地域の活性化などに特化した個別具体的な補助金制度などへの見直しが必要であると判断する。 【勧奨事項】 国の中小企業施策等、昨今の社会情勢などを考慮して、地域の活性化などに特化した個別具体的な補助金制度などへの見直しが必要であると判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	地域活力の維持と発展という公益性の高い事業ではあるが、予算の執行率、事務事業評価の結果、国の中小企業施策等、昨今の社会情勢などを加味すると、地域の活性化などに特化した個別具体的な補助金制度などへの見直しが必要であると判断する。

iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	大分県地域活力づくり総合補助金実施要領によると、市町村と振興局が窓口となる補助金であり、請負や委託は行われていない。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	事業に対する補助金制度であり、入札条件には該当しない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	事業に対する補助金制度であり、入札条件には該当しない。 一方、補助金の選定については、補助事業者の事業計画、商工会議所の専門員等のアドバイス資料をもとに、振興局長の決裁を経て行われているため、偏った選定などは行われていないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、おおいた創生推進課、各振興局からヒアリングを行い、申請関係・実績報告関係等の必要書類一式を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、おおいた創生推進課、各振興局からヒアリングを行い、政策評価、事務事業評価関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金に見合う成果は一定程度しか認められなかった。 【勧奨事項　２－１】 予算の執行率、事務事業評価の結果などを踏まえて、外部支援機関との連携や、事業者以外の地域の団体や行事などへの広報活動なども積極的に行っていくことが望ましい。

経済性・効率性	経済性について、おおいた創生推進課、各振興局からヒアリングを行い、申請関係・実績報告関係等の必要書類一式を確認した結果、事業費として支出した事業の使途の一部に経済性・効率性に欠けるものが存在する可能性がある。 【勧奨事項　２－２】 市況等の適正価格を考慮した補助上限金額、負担割合などを検討すべきである。
公益性・公平性	公益性・公平性について、おおいた創生推進課、各振興局からヒアリングを行い、申請関係・実績報告関係等の必要書類一式を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であるものの、既に行政の目的は達成していると判断し、行政の公益性といった役割は終了している可能性が高いと判断した。 一方、補助金の選定において、公平に選定が行われていると判断した。 【勧奨事項　２－３】 国の中小企業施策等、昨今の社会情勢などを考慮して、地域の活性化などに特化した個別具体的な補助金制度などへの見直しが必要であると判断する。

【企画振興部】NO.３

課・室	おおいた創生推進課			
事業名 補助金等の名称	大分県移住支援事業費補助金 （ふるさと大分ＵＩＪターン推進事業費）			補助金
予算費目	項：企画費		目：企画調査費	
根拠法令・要綱等	大分県移住支援事業費補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	令和元年	事業終期年度	終期年度 設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算 移住支援金 移住応援給付金	21,750 61,550	50,175 43,350	61,425 49,200
	決算額 移住支援金 移住応援給付金	30,825 33,621	55,050 38,238	60,600 33,265
事業の目的	市町村が県外からの移住者に一時金を支給する取組を支援する。 ・移住支援金（東京圏の場合：国 1/2、県 1/4、市 1/4、東京圏以外の場合：県 3/4、市町村 1/4） ・大分県移住応援給付金（県 1/2、市町村 1/2）			
事業の概要	県外からの移住者に市町村が条件に応じて一時金を支給する際、支給額の一部を大分県が負担する。 ※市町村ごとに要綱・要領は異なっており、独自ルールも存在している。 ・移住支援金（1,000 千円／世帯、単身者は 600 千円／人） ※子育て加算（子ども一人につき 300 千円） ○移住元要件 ①住民票を移す直前に、連続して１年以上県外に在住していたこと。 ②転勤・出向・進学など一時的転入ではないこと。 ③県外大学を卒業した後、新規採用者で県内事業所に勤務する者でないこと			

	○就業要件 移住後に大分県内で下記ａ～ｅのいずれかの就業形態に該当する方 ａ．マッチングサイト（おおいたジョブナビ）掲載の移住支援金対象求人に応募・就職 ｂ．大分県地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けた起業 ｃ．所属企業等の命令ではなく、自己の意思で移住し、移住元の業務を引き続きテレワークで実施 ｄ．専門人材（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業）として就職 ｅ．市町村が認める関係人口の対象者 交付件数：18 件 交付先：大分市ほか 17 市町村 交付金額：１市町村あたり 450 千円～23,625 千円 ・大分県移住応援給付金（基本支給額 200 千円／世帯、就業要件なし） ※子育て加算（若年者加算 最大 100 千円／世帯、子育て加算最大 100 千円／人） ①住民票を移す直前に、連続して１年以上県外に在住していたこと。 ②転勤・出向・進学など一時的転入ではないこと。 ③県外大学を卒業した後、新規採用者で県内事業所に勤務する者でないこと 交付件数：16 件 交付先：大分市ほか 15 市町村 交付金額：１市町村あたり 150 千円～5,900 千円
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
ｉ	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	申請者は以下の書類を市町村へ提出し、市町村の決裁を受けて（移住支援金交付決定通知書兼支援金額確定通知書）補助金の交付を受ける（移住支援金交付請求書）ことになっている。

	移住支援金交付申請書兼実績報告書、誓約書、住宅付近の地図、世帯全員の住民票、前住所の住民票の除票、前市町村・現在の市町村税完納証明、就業証明書、県起業補助金の交付決定書類 一方、市町村は事業を開始するにあたり、以下の書類を県に提出して事業を開始する。 大分県移住支援事業費補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、支給要件確認表、間接補助事業にかかる市町村の実施要綱 事業期間終了後、市町村の提出書類に対して適切な決裁権限者の決裁を受けたのち、県は補助金交付決定通知書、補助金額の確定通知書、を市町村に交付することになる。 上記の書類について、大分市、別府市、中津市、日田市、玖珠町について確認したところ、必要な書類は完備されており問題は認められなかった。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	必要な書類について、大分市、別府市、中津市、日田市、玖珠町について確認したところ、市町村によっては、当初の事業計画、交付申請とその修正版と最終の変更申請の金額に大きな増減が見られた。 詳細について確認したところ、移住者が問い合わせをする等の移住見込みの段階で、市町村が交付申請を行っていることが原因となっている。しかし、市町村においては見込みの算出が困難であることから、書類に不自然な点は存在していないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	必要な書類について、大分市、別府市、中津市、日田市、玖珠町について確認したところ、適切な決裁権限者によって決裁が行われており、問題は認められないと判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	必要な書類について、大分市、別府市、中津市、日田市、玖珠町について

	確認したところ、支出の要件判定は適切に行われており、問題はないと判断する。 　また、実際に市町村が申請者の申請書類等についても要件判定の確認を行っており、今後も継続して申請者から市町村への申請書類等を確認すべきである。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	市町村に対して交付する補助金であり、交付対象者の選定、取引、収支状況の把握についても定期的に確認を行っており、交付対象者の選定、収支状況の把握に問題は認められない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	必要な書類について、大分市、別府市、中津市、日田市、玖珠町について確認したところ、実績確認は適時・適切に行われており、問題はないと判断する。 　また、実際に市町村が申請者の申請書類等についても要件判定の確認を行っており、今後も継続して申請者からの申請書類等を確認すべきである。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	実際の申請者からの交付申請の結果に基づき、市町村が大分県に申請を行う補助金であり、他の使途に流用される可能性は低く、問題は認められないと判断する。 　なお、補助金の返還について確認したところ、本人申し出・転勤・離婚・市外転出・仕事都合・帰郷などの理由で返還が行われている。但し、本人の申し出が無く、調査の結果市外転出が判明しているケースも多く、実態の確認方法の工夫が必要と考える。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県独自の補助金であり、市町村と連携して交付する補助金制度であり、市町村からの請求に対して大分県が補助金を交付するのみである。 　従って、大分県から国・市町村への請求手続きなどは行われない。

監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事務事業評価を確認したところ、成果指標となる移住促進策による移住者数は令和５年度と令和６年度の実績値はほとんど変わらないが、目標値が引き下げられた結果、目標達成率が 85.7%から 97.1%に上がっている。 目標値の引き下げについては、「移住者対象となる国内総人口は減少する見通しであるため（全国の０歳～64 歳人口減少率▲7.5%／10 年)、令和５年度実績を基準値として見直した結果、年間の移住者数の増加見込みを約 105 人→約 84 人に変更した」とあり、長期的視点に立てば一定の合理性は認められる。 また、非常事態宣言解除後の三大都市圏における令和５年の転出者数は前年より減少しており、コロナ禍に一時的に見られた都市部から地方への移動の高まりは落ち着き、都市圏からの転出規模自体が縮小している。大分県への移住者は、これら都市圏からの転出者が多くを占めていることから、三大都市圏からの転出減少は、本県への移住者数の伸びの鈍化につながる構造にある。 以上より、人口移動の直近の実態を踏まえ、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されていると判断する。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	事務事業評価を確認したところ、成果指標となる移住者数は令和５年度と令和６年度において 1,700 人以上を継続しており、一定の成果は認められている。その結果、事務事業評価では目標値引き下げ後での評価はＢ評価となっている。 但し、本評価は、将来の 65 歳未満人口の減少率を踏まえて成果指標の目標値を引き下げた結果によるものであり、評価引き下げの根拠に一定の合理性は認められるものの、そもそもの目標設定が過去の移住者人数をもとに設定されており、今後も適宜、事業内容の見直しを行っていく必要があると考える。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。

	事務事業評価を確認したところ、主な事業内容として補助金の支給以外に、移住相談会の開催と相談体制の整備、ＨＰや情報誌による情報発信を行っている。 【勧奨事項】 移住支援制度が全国各地で始まり、年数も経過しており、移住者数が伸び悩んでいることから、事業の手法や実施内容に限界が感じられる。従って、目標達成に向けて最も効果的とは言い難く、ＳＮＳを通じた広報活動など、新たな手法の検討を続けていくべきである。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	【勧奨事項】 令和元年から続く補助金制度であり、全国各地の自治体で実施されていることから、慣例として予算配分が行われていると判断できる。 全国各地の自治体で実施されており、定着しつつある制度であることから、大分県のみが廃止することは難しいが、社会情勢などの現在の状況に即した制度への改変も視野に入れるべきである。
監査要点 （経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	市町村への移住実績に基づいて補助金が支給されるため、資金使途に無駄は出にくい制度といえる。 ここで、移住支援金については、補助金支給の要件が「移住＋就業」であることから、県内の雇用や経済活動に貢献していると考えられる。 一方、移住応援給付金については、補助金支給の要件が「移住」のみであることから、単純な人口増加にしか寄与しない可能性があり、県内の雇用や経済活動への貢献度は低いと考える。

	しかし、人口減少が進む地域では、年齢や就労の有無にかかわらず、一定数の居住者が継続して生活することが、地域コミュニティの維持に不可欠である。 上記のように一定の成果は存在するものの、事業期間についての明確な記載は存在しない。 また、金額の根拠は市町村の積算に基づいている。 但し、補助金のほかに移住相談会や情報発信も行われており、かなりの金額の予算が消費されている。それらも勘案して考慮する必要があり、今後も引き続き精査を行っていくべきである。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。 市町村への移住実績に基づいて補助金が支給される制度であり、その上限は予算によって抑制されているといえる。 なお、各市町村からの資料によると、市町村によっては、当初の事業計画、交付申請と変更申請と最終の実績報告の金額に大きな増減が見られる。しかし、これは市町村において見込みの算出が困難であることによるものである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。 移住支援金については、補助金支給の要件が「移住＋就業」であることから、県内の雇用や経済に貢献していると考えられる。 また、移住後の居住年数や就業実績等についても補助金返還の要件が定められており、補助金が適切に使われていると判断できる。 本人の申し出が無く、調査の結果市外転出が判明しているケースも多く、実態の確認方法の工夫が必要と考える。 以上より、明らかに必要性に乏しい事業とは言えない。 【勧奨事項】 補助金の返還について確認したところ、本人申し出・転勤・離婚・市外転出・仕事都合・帰郷などの理由で返還が行われている。但し、本人の申し出が無く、調査の結果市外転出が判明しているケースも多く、実態の確認方法の工夫が必要と考える。

iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	各市町村が移住支援金の申請を受け、要件の審査を行い、審査要件を満たした移住希望者に対して補助金を支給している。 このような場合、民間委託も考えられるが、委託の際の審査基準のチェック、移住後の継続的ヒアリング、民間への委託料を考慮すると、市町村を通じた直営事業が最も適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	趣旨や目的が重複する施策については、大分県には存在していない。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	移住支援金については補助金支給の要件が「移住＋就業」、移住応援給付金については「移住」が要件であるが、これらの要件と実際の補助金額については社会情勢の変化に応じて対応しているか、あるいは移住後の大分県の雇用や経済活動への貢献度等の様々な要素を加味して、引き続き条件の見直しを行う必要性があると判断する。 実際、移住に関するリスクとコストは年々高まっており、継続するのであれば今後も市況等の適正価格を考慮すべきと考える。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	事業期間については令和４年度に「移住者居住支援金」事業内容の見直しを行い、「移住応援給付金」として制度改正を実施。当該見直しにより、事業が漫然と長期化することのないよう適切に管理している。 大分県全体としての目標とする人口数、平均年齢などについては「大分県

	人口ビジョン」にて目標が設定されているが、その目標を達成するためにどれくらいの移住者が必要であるかについては過去の移住者数をもとに設定している。人口動態は、出生率・死亡率・転入および転出・年齢構成など複数の要因が相互に影響するものであるため、事業期間の終期を一律かつ合理的に設定することは難しいと考えられる。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	事業については一定の実績と成果は存在するものの、その実行方法としては達成が困難な可能性が存在する。 現状の方法とペースで目標達成が可能であるかの検討を行い、必要に応じて制度の見直しを行うべきである。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	県外からの移住者を募り、大分県の人口増加と平均年齢の引き下げ、労働力の確保といった公益性の高い事業であるため、継続は必要と考える。 また、市町村の負担額を一部補助という形をとっているが、直接的に恩恵を受ける市町村のみが補助金を支給することはコスト負担の面から継続が難しいため、大分県が一部を補助することは合理的と考える。 但し、内容、金額については、昨今の社会情勢の変化に応じて引き続き検討する必要性は高いと考える。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	当該制度は補助金事業のため、請負・委託の選定は行われない。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	当該制度は補助金事業のため、入札や随意契約などは行われない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。

	当補助金は移住者に対して一度限り支給する制度であり、同一の移住者に毎年度継続して支給されることはない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、おおいた創生推進課からヒアリングを行い、大分県移住支援事業費補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、支給要件確認表等の市町村の提出書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、おおいた創生推進課からヒアリングを行い、政策評価、事務事業評価関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金に見合う成果は移住者の増加という点では一定程度認められると判断する。 【勧奨事項　３－１】 移住支援制度が全国各地で始まり、年数も経過しており、移住者数が伸び悩んでいることから、事業の手法や実施内容に限界が感じられる。従って、目標達成に向けて最も効果的とは言い難く、ＳＮＳを通じた広報活動など、新たな手法の検討を続けていくべきである。 【勧奨事項　３－２】 令和元年から続く補助金制度であり、全国各地の自治体で実施されていることから、慣例として予算配分が行われていると判断できる。 全国各地の自治体で実施されており、定着しつつある制度であることから、大分県のみが廃止することは難しいが、社会情勢などの現在の状況に即した制度への改変も引き続き視野に入れるべきである。
経済性・効率性	経済性について、おおいた創生推進課からヒアリングを行い、申請書類等を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、補助金として支出した金額の使途に無駄は認められなかった。

	【勧奨事項　３－３】 補助金の返還について確認したところ、本人申し出・転勤・離婚・市外転出・仕事都合・帰郷などの理由で返還が行われている。但し、本人の申し出が無く、調査の結果市外転出が判明しているケースも多く、実態の確認方法の工夫が必要と考える。
公益性・公平性	公益性・公平性について、おおいた創生推進課からヒアリングを行い、申請書類等を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金の選定において、公平に選定が行われていると確認した。

【企画振興部】NO. 4

課・室	おおいた創生推進課			
事業名 補助金等の名称	空き家利活用事業費補助金 （空き家対策促進事業）		補助金	
予算費目	項：企画費		目：企画調査費	
根拠法令・要綱等	大分県空き家利活用事業費補助金交付要綱 大分県空き家利活用事業費補助金実施要領			
事業期間	事業開始年度	令和４年	事業終期年度	終期年度設定なし （開始当初は令和６年度）
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	66, 000	66, 000	66, 000
	決算額	36, 330	37, 549	38, 765

事業の目的

令和５年住宅・土地統計調査では大分県の空き家率は 9.61%となっており（全国 13 位）、空き家の管理・活用法等の啓発強化および相談体制の整備に取り組む必要がある。

また、啓発による空き家発生の未然防止に加え、発生した空き家の利活用も推進する必要がある。

以上より、空き家の所有者及び居住する移住者に対し、家財処分・購入・改修費用の補助を行う市町村の経費の一部を支援する。

※令和５年住宅・土地統計調査（総務省）

空き家の数　大分県　58, 000 戸（全国 3, 855, 800 戸）

空き家率　　大分県　　9. 6%（全国平均 5. 93%）

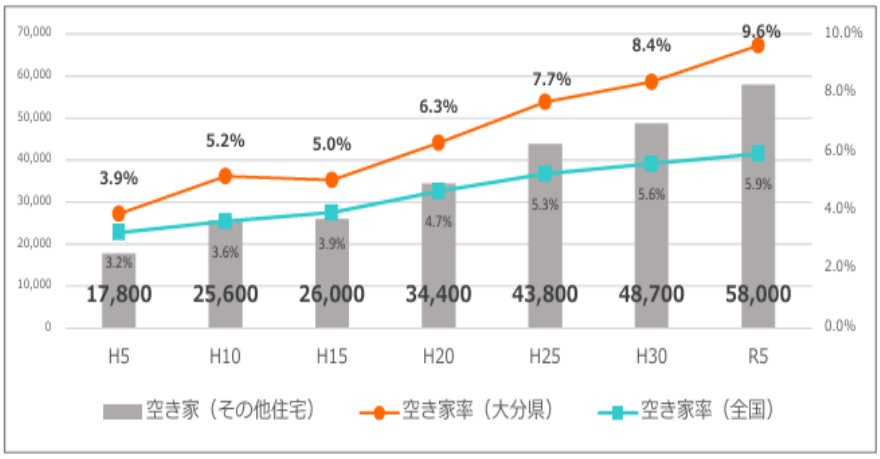

事業の概要	空き家利活用補助 ① 家財処分費用：所有者が空き家バンクに登録する際・県外移住者が空き家に居住する際の家財処分費用の 1/2 以内（上限 50 千円） ② 改修費用：県外移住者が空き家に居住する際の 1/2 以内かつ改修費用の 1/3 以内（上限 500 千円） ③ 購入費用：県外移住者が空き家に居住する際の 1/2 以内（上限 500 千円） ※②と③を併用する場合は、１物件あたり②と③を併せて上限 500 千円 交付件数：244 件　内訳　家財処分：152 件、6,848 千円 改修補助：41 件、11,631 千円 購入補助：51 件、20,288 千円 交付先：個人 交付金額：（家財処分）上限 50 千円、（改修・購入）上限 500 千円の範囲内 なお、前身の事業に当たる「移住者居住支援事業」は平成 27 年度から開始し、令和３年度で終了。令和 4 年度から空き家利活用事業費補助金が開始した。 事務事業評価での成果指標は「県外からの移住者数」であり、達成度は以下の通りであった。 令和元年度：1,071／1,275 件、達成率 84.0%（C評価） 令和２年度：1,287／1,456 件、達成率 88.4%（C評価） 令和３年度：1,416／1,637 件、達成率 86.5%（C評価）
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	交付要綱、および実施要領を確認したところ、事業実施主体である市町村は以下の書類が求められる。 補助金交付申請書 （事業計画書、収支予算書、補助要件確認表、間接補助事業に係る市町村の実施要綱、その他） 補助事業実績報告書

	（事業実績書、収支精算書、審査表、間接補助事業者への支払いが確認できる書類、その他） 上記の書類について、各市町村の提出書類を確認したところ、問題なく提出されており、必要な書類は揃っていると判断する。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	変更交付決定、最終変更交付決定に関する書面を確認したところ、全ての市町村で変更は行われていたが、別府市、佐伯市、宇佐市、由布市、九重町、などは複数回の変更があり、また、他の市町村でも当初交付申請と最終変更申請との間に大きな金額的な差が見られた。 特に由布市は当初の交付申請が 3,000 千円、最初の変更が 2,000 千円、最終変更で 583 千円となっており、当初と最初の変更は概算で提出していると判断する。九重町も同様の傾向が見られる。 また、姫島村などは当初の交付申請が 1,650 千円、最終変更が０円となっており、当初交付申請は見込みで提出している。 以上より、当初交付申請と最終金額に差が見られるものの、担当課で原因追求したところ、空き家所有者や移住者が問い合わせをする等の利活用見込みの段階で市町村が交付申請を行っていることが原因となっている。空き家所有者や移住者側・市町村側での調整不足と言え、書類に不自然な点は存在していないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	必要書類一式の決裁状況を確認したところ、全てにおいて決裁権限者の押印が見られ、日付、内容、条件、金額などにも問題は見当たらなかった。 以上より、適切に決裁が行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	交付要綱および、提出書類一式を確認したところ、いずれの市町村からの提出書類においても補助要件を満たしており、また、添付の要件および補助金額審査表等は適切に作成されており、期間、金額、補助率、その他の条件

	等に問題は見られなかった。 　従って、適切に要件判定が行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	交付要綱によると、交付対象者となる市町村の選定等は移住者等への支払い実績の有無のみであり、移住者等への支払い実績のない姫島村への補助金交付が行われていないことから、適切に交付対象者の選定、取引は行われていると判断する。 　従って、交付対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断する。 　なお、市町村からの提出書類一式を確認したところ、空き家の所有者や移住者等に関する補助要件を満たしており（添付の要件および補助金額審査表等）、実際の補助先の選定、取引は適切に実施されていると判断する。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	交付要綱によると、交付対象者となる市町村への実績確認は交付請求時のみである。交付申請書類を確認したところ、適切に作成、提出されていた。 　従って、補助金等の実績確認は適切に行われていると判断する。 　なお、市町村から補助を受けた補助対象者への継続的な確認が求められる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	交付要綱によると、交付対象者となる市町村が補助対象者への支払い実績に基づいて、交付対象者が交付申請を行い、大分県が支払う流れとなっている。 　従って、補助金等が他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県独自の補助金制度であり、国や市町村への請求手続きは行われない。

監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	空き家利活用事業費補助金に絞った評価は行っておらず、空き家対策促進事業全体の事務事業評価を行っている。 事務事業評価を確認したところ、活動指標は空き家バンク物件登録件数となっている。成果指標である県事業を活用した空き家の利活用件数は、そのうち 80%を活用することとしている。実績は以下のとおりであり、より補助金が活用されるよう居住希望者のニーズに沿った支援策の展開や補助制度となるように見直すべきである。 令和４年度：536／500 件、達成率 107.2%（A評価） 令和５年度：513／385 件、達成率 133.2%（A評価） 令和６年度：507／572 件、達成率 88.6%（C評価） （令和６年度の目標値は「令和５年度実績＋過去平均３年間の平均」に計算方法を改めている。） なお、事務事業評価の成果指標は、県事業を活用した空き家の利活用件数となっており、空き家利活用事業費補助金の活用件数については以下の通りである。 令和４年度：172 件、令和５年度：171 件、令和６年度：244 件 【勧奨事項】 空き家対策促進事業全体の事務事業評価を行っているため、補助金そのものの成果についての評価は行われておらず、個々の補助金の成果が十分に評価・検討されていない可能性がある。 従って、補助金の活用件数を活動指標に設定することが必要と考える。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	事務事業評価を確認したところ、設定されている成果指標が補助金の活用件数ではないため、補助金そのものの成果についての評価は行われていない。 個々の補助金の成果が十分に評価・検討されておらず、事業の見直しや廃止の検討は行われていない可能性がある。

<table>
<tr><td rowspan="2">iii</td><td>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</td></tr>
<tr><td>事務事業評価を確認したところ、設定されている成果指標が実際の補助金を用いた空き家の利活用件数ではないため、補助金そのものの成果についての評価は行われておらず、事業の手法や実施内容が効果的か否かの判断ができない。
補助件数を事務事業評価の活動指標として目標を設定し、その達成に向けたより効果的な、金額や補助率、所有者への費用請求などの事業内容の見直しを適宜行うべきと考える。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">iv</td><td>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
（令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）</td></tr>
<tr><td>令和４年度から始まった制度であるが、過去には前身が存在していた。前身の事業に当たる「移住者居住支援事業」は平成 27 年度から開始し、令和３年度で終了。令和４年度から空き家利活用事業費補助金が開始した。
（「大分県移住者居住支援事業費」実績　単位：千円・件数）
<table><tr><td></td><td>家財処分</td><td>件数</td><td>改修</td><td>件数</td><td>新築・購入</td><td>件数</td><td>執行額</td><td>総件数</td></tr><tr><td>令和元年</td><td>1,435</td><td>37</td><td>17,673</td><td>58</td><td>27,500</td><td>67</td><td>46,608</td><td>162</td></tr><tr><td>令和２年</td><td>1,894</td><td>47</td><td>23,323</td><td>83</td><td>33,316</td><td>93</td><td>58,533</td><td>223</td></tr><tr><td>令和３年</td><td>2,043</td><td>46</td><td>22,694</td><td>69</td><td>36,535</td><td>97</td><td>61,272</td><td>212</td></tr></table>なお、事務事業評価での成果指標は「県外からの移住者数」であり、達成度は以下の通りであった。
令和元年度：1,071／1,275 件、達成率 84.0％（Ｃ評価）
令和２年度：1,287／1,456 件、達成率 88.4％（Ｃ評価）
令和３年度：1,416／1,637 件、達成率 86.5％（Ｃ評価）

従って、過去からの慣例として予算要求が行われている、あるいは長期間継続している可能性がある。
今後も引き続き、制度趣旨と社会情勢を踏まえ、具体的な目標設定とより効果的な施策へと適宜制度の見直しが必要と考える。</td></tr>
<tr><td>監査要点（経済性・効率性）</td><td>支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。</td></tr>
</table>

i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	事業の目的は、空き家の適切な管理と利活用の促進をすることである。 予算額については、毎年度、市町村からの要望に基づき、過去の補助金の活用実績を精査したうえで、積算を行い、予算額を合理的に決定している。 事業期間、負担割合については、明確な根拠は存在せず、「空き家利活用事業費補助金交付要綱」が存在するのみである。 また、事業期間について、当初は終了年度が令和６年度であったが、令和６年度に終期の設定が無くなっている。 なお、負担割合については、今後の社会情勢などの変化によっては、見直しを行う可能性がある。ただし、個人の財産の取得に対する補助金であることから、補助率の見直しは慎重に行う必要がある。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	補助金の事業費の抑制対策が行われているかについて、直接的に空き家所有者や移住者への審査を行うのは市町村であるため、その審査内容について市町村に対してヒアリングを行い、場合によっては書類の確認を行っている。 従って、間接的ではあるが、事業費を抑制する対策は取られていると判断する。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	昨今の社会問題となっている空き家問題に対する補助金制度であり、公益性は高いと考える。 なお、実際の空き家所有者や移住者の支出した費用の支払い実績に基づき補助金を交付するため、拠出した補助金は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	市町村が窓口となり、要件の審査を行い、審査要件を満たした申請者に対

	して補助金を支給している。 　従って、事業の実施方法は適切に選択されていると判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	交付要綱によると、制度趣旨は空き家の適切な管理と利活用であり、空き家の利活用の補助金制度と重複する制度は該当しない。 　なお、市町村には、国と市町村が拠出する「危険空き家等除却促進事業補助金（大分市）」が存在する。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	個人の財産の取得に対する補助金であることから、補助金額等は交付要綱で明確に定められており、現状では各市町村からの要望は特にない。 　空き家所有者や移住者の申請件数が伸び悩んでいることから、市況等の適正価格を意識した支出になっていない可能性もあり、適宜制度の見直しを行う必要があると考える。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	令和４年から始まった制度であるが事業期間の終期などは定められておらず、一方で前身の制度は平成 26 年度から令和３年度まで実施されており、長期にわたり継続されていた。 　昨今の社会問題となっている空き家に対する補助事業という点では公益性の高い事業であり、定期的な見直しを求める観点から終期を定めることが望ましい。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。

	前身の制度開始時からの申請件数等の事業実績、補助金を拠出した事業の行方を確認したところ、その件数は増減を繰り返していた。 従って、様々な費用の増加、都心回帰、少子高齢化などの昨今の社会情勢などを踏まえて、適宜制度の見直しを行う必要があると考える。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	昨今の社会問題となっている空き家に対する補助事業という点で公益性の高い事業である。 引き続き、様々な費用の増加、都心回帰、少子高齢化などの昨今の社会情勢などを踏まえて、適宜制度の見直しを行う必要があると考える。 これを踏まえて、補助金額の増加、地方暮らしのためのインフラ整備など社会情勢に即した空き家所有者や移住者の新たなニーズにマッチするよう制度を見直していくことが望ましい。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	実施要綱によると、市町村が窓口となり、要件の審査を行い、審査要件を満たした申請者に対して補助金を支給している。それらの合計金額の一部を県の負担割合に応じて年度末に一括清算する補助金制度である。 従って、市町村において、要領等に準拠して適正に事業は行われている。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	空き家所有者や移住者の拠出した費用に対する補助金制度であり、入札条件には該当しない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	空き家所有者や移住者の拠出した費用に対する補助金制度であり、入札条件には該当しない。

監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、おおいた創生推進課からヒアリングを行い、補助金交付申請書、補助金交付申請書等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、概ね公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、おおいた創生推進からヒアリングを行い、政策評価、事務事業評価関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金に見合う成果は空き家所有者や移住者による空き家の利活用を促進しているという点では一定程度認められていると判断する。 【勧奨事項　４－１】 空き家対策促進事業全体の事務事業評価を行っているため、補助金そのものの成果についての評価は行われておらず、個々の補助金の成果が十分に評価・検討されていない可能性がある。 従って、補助金の活用件数を活動指標に設定することが必要と考える。
経済性・効率性	経済性について、おおいた創生推進課からヒアリングを行い、申請書類等を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、おおいた創生推進課からヒアリングを行い、申請書類等を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。

【企画振興部　交通政策局】NO.５

課・室	地域交通・物流対策室			
事業名 補助金等の名称	地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費		補助金	
予算費目	項：企画費		目：交通対策費	
根拠法令・要綱等	地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金交付要綱 地域公共交通燃料高騰緊急支援事業実施要領			
事業期間	事業開始年度	令和４年	事業終期年度	令和６年
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	255,239	95,129	133,934
	決算額	247,638 （現年＋繰越の額）	95,050 （現年＋繰越の額）	129,099 （現年＋繰越の額）
事業の目的	大分県の社会経済活動における地域公共交通の必要性に鑑み、新型コロナウイルス感染症及び燃料高騰の影響を受ける公共交通機関の事業者に対して、地域公共交通の安定的な運行を確保することを目的として、事業者の燃料購入に要した経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付する。 なお、国が実施する激変緩和の補助金とは別物である。			
事業の概要	地域公共交通事業者に対し、各燃料費の県内市場価格と過去３年平均の差額のうち一部を助成する。 ・ガソリン・軽油使用量 （Ｒ４年４～Ｒ６年 11 月分） 補助率：燃料高騰前後の差額×3/4 補助単価上限：20 円／Ｌ （Ｒ６年 12～Ｒ７年１月分） 補助率：燃料高騰前後の差額×1/2 補助単価上限：13 円／Ｌ （Ｒ７年２～Ｒ７年３月分） 補助率：燃料高騰前後の差額×1/3 補助単価上限：9 円／Ｌ ・ＬＰガス使用量 （Ｒ４年４～Ｒ６年 11 月分） 補助率：補助率：燃料高騰前後の差額×3/4			

	補助単価上限：3 円／L （R 6 年 12～R 7 年 1 月分） 補助率：燃料高騰前後の差額×1/2 補助単価上限：3 円／L （R 7 年 2～R 7 年 3 月分） 補助率：燃料高騰前後の差額×1/3 補助単価上限：2.5 円／L ・交付件数：4,360 件 ・交付先：大分バスなど 127 者 ・交付金額：471,494 千円
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	燃料の高騰に伴い令和４年から始まった補助金であり、その際に要綱・要領を制定している。なお、要綱の制定にあたっては、条例に基づき県議会の審議・可決は行われておらず、企画振興部長までの決裁を受けており問題は見られない（条例・規則の場合は知事決裁）なお、予算については令和４年度６月補正予算において県議会にて可決されている。 次に、補助金に必要な書類について要綱によると、補助金交付申請書兼事業実績書兼請求書、燃料の購入料等が確認できる書類、その他が必要とされている。令和５年 10 月度の申請書類について確認したところ、補助金交付申請書兼事業実績書兼請求書、燃料の購入料等が確認できる書類等は完備されており、必要な書類は揃っていると判断する。 従って、補助金事業は適切に執行されていると判断する。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	令和５年 10 月度の補助金申請書類について確認したところ、日付、金額、条件等に不自然な点は見られず、適切に補助金事業は執行されていると判断する。

iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	令和５年 10 月度の補助金申請書類（補助金交付申請書兼事業実績書兼請求書）について確認したところ、決裁は適切に行われており、問題は認められないと判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	令和５年 10 月度の補助金申請書類について確認したところ、補助金交付申請書兼事業実績書兼請求書、燃料の購入料等が確認できる書類にて支出の要件確認は行われており、期間、金額、補助率、条件などの支出要件の判定は適切に行われていると判断できる。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	補助金の交付対象者については、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けており、交付対象者の選定は適切に行われている。 なお、対象者の収支状況等については、交付条件に含まれておらず、把握はされていない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	各事業者が購入した燃料の実績に基づいて補助金申請を行うため、補助金の実績確認は済んでいる。従って、実績確認は適時適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	各事業者が購入した燃料費購入先からの請求書に基づき、実際に購入した金額に基づいて補助金を交付するため、他の使途に流用されることはないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。

	当該補助金は大分県独自の補助金であり、国や市町村の負担などは行われない。従って、国・市町村への請求手続きは行われない。
監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	補助金の目標（申請率）達成度合いについて、事務事業評価の資料を確認したところ、おおむね達成できているが、そもそも目標値を「申請率」としていることに疑問が生じる。 なぜなら、申請型の補助金であり、各事業者が必要に応じて申請するものであるため、全事業者が申請することを目指すものではない（使用した燃料費に応じて補助するものであり、補助金申請の手間ともらえる補助金を天秤にかけて申請を行わない事業は存在する）。 従って、「申請率」といった、県として目標達成率向上の対策が直接取れない以上は、目標としては曖昧である。 従って、実績や成果を整理する手法、目標の設定などを見直すべきである。 【勧奨事項】 路線の維持率、減便率・運休率の低下なども目標値として考えられるが、燃料費の高騰などとは関係なく、乗務員不足等により減便・運休する事象も生じているため、目標値としては事業者の財務健全性の向上などが考えられる。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	補助金の目標達成度合いについて、事務事業評価の資料を確認したところ、おおむね達成できているため事業の見直しや廃止は検討されていない 一方で、設定されている目標が「申請率」といった、県として目標達成率向上の対策が直接取れない目標であるため、達成率に応じた見直しや廃止の検討は行われていない。 ３年間という事業期間が設けられている以上は見直しや廃止の検討は不

	要であるかもしれないが、補助金の支出の成果の検証は必須であり、支出の成果を検証できる指標の目標設定、実際の検討を行うべきである。 　従って、目標値の設定を改め、支出の成果を正確に検証すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	補助金の事業の手法や実施内容について、実際の燃料費の購入実績に基づいて行われていることは適切であるといえる。 　また、タクシー事業に見られる、地方のコミュニティバスとして使用されている状況（市町村が経費を全額負担。従って、申請のため申請率低下につながる）における燃料消費量については補助対象外となっているが、その使用量については事業者の補助金申請書類に基づいて把握するのみであり、事後的に根拠資料の確認を行った実績は見られない。 　従って、無作為にサンプルを抽出して、不定期で事業者の燃料使用量の確認を行うことが望ましい。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	令和４年度から３年間実施している燃料費補助の制度であり、慣例としての予算配分は行われていない。 　３年間経過後には燃料高騰分は運賃に上乗せされていることが想定されるため、３年間の期間終期には一旦終了すべきである。 　今後、燃料価格の推移に応じて必要となる場合は、慣例とならないように随時検討を行うことが望ましい。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	他都道府県の事例を確認したところ、同様の燃料消費量に基づいてその代金の一部を補助する制度を取っている都道府県は九州では大分県のみであった。

	九州の他県については、バス・タクシー１台あたりで補助金を拠出しており、大分県のみ燃料消費量にて厳密に補助を行っていると考えられる。 従って、事業の目的を勘案した補助金額、補助割合であり、合理的である判断する。 一方で、３年間に区切っての補助金制度であり、燃料費の急騰といった一過性への対応という点を考慮すると、事業期間も合理的であると判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	現状においては、燃料補助金における単価の補助上限額を定めており、事業費が膨張するのは防がれている。しかし、その燃料消費量についての上限は設けられておらず、事業費の膨張には一定の歯止めしかかからない。 事業の目的からすると、燃料高騰に伴い採算が悪化して公共交通機能が失われるのを防止するためであり、本来は一定の搭乗率以下のバスについてのみ、などに限定すべきである。 従って、事業費を抑制する対策は取られていると判断できるが、その基準は見直すべきである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	新型コロナウイルス感染症及び燃料高騰の影響を受ける公共交通機関の事業者に対して、地域公共交通の安定的な運行を確保することを目的としており、明らかに必要性が乏しいとは言えない。 しかし、事業者によって補助金額はかなり金額が異なり、支援としての効果が弱い事業者も多数存在すると考えられる。実際、県内すべての交通事業者が申請しているわけではなく、一定の必要性しか感じられない。 従って、かなりの数の事業者が申請していることから、補助金として支出した金額は有効に使用されていると判断できるものの、制度の見直しは検討すべきである。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	新型コロナウイルス感染症及び燃料高騰の影響を受ける公共交通機関の事業者に対して、地域公共交通の安定的な運行を確保することを目的とし

	た補助金制度であり、終期が決まっていることから大分県直営で妥当と判断する。 　但し、今後長く続くような補助金制度については、民間事業者（燃料費の補助金などは燃料販売事業者）に委託することは必要と考える。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	当該補助金は、燃料費の一部負担といった交通事業者の経費の一部を負担する制度であり、運行費の欠損補助や車両購入の補助という目的ではない。 　地方バス路線維持費補助金については、大分県のバス事業者の運行欠損額の一部補填、車両代金の一部補助といった制度であるため、燃料費の補助が交通事業者の経費の一部負担という意味では重複しているといえる。 　従って、事業が計画的に行われているとは言い難く、長年にわたり続いている補助金などに加えて新たな補助金が実施されており、全体的な見直しが必要と考える。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	燃料価格に応じた補助金であるが、県内月平均価格と県内平均価格の差額が補助対象となるが、補助上限が設けられており、最小の経費と市況等の適正価格を意識した補助金設定となっていると認められる。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	燃料価格の急激な高騰に対処するための補助金であり、高騰がいつまで続くか不明であったため、３年間に区切っての補助金制度としている。 　従って、その事業期間は合理的と判断できるが、今後も事業が継続して行われる場合は、コストの増加というほとんどの事業者が直面している課題という点を考慮して慎重に行うべきである。

ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	燃料価格の高騰は落ち着き、燃料費高騰分のサービス提供価格への転嫁も進んでいる。また、燃料費に関する暫定税率も廃止になる見込みのため、交通事業者支援の目的は達成されていると考える。 従って、当初の事業期間通り３年で終了すべきと考える。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	急激な燃料価格の高騰に伴い、交通事業者を支援する目的の補助金であるが、公共の交通機関を利用しない県民も多数存在するため、公益性を考慮するといつまでも続けるのは妥当ではない。 また、路線バスについては公共の用に供するものとして公益性は高いと判断できるが、貸し切りバス・タクシーへの燃料費の補助については、公共の用に供しないものには補助しておらず、公益性は担保されている。 但し、営利企業に対する補助であることから、公益性の観点からすると継続は難しいと判断する（ほとんどの事業者がコスト高騰などを課題としている）。 従って、公益性の観点からは、３年後の事業終期に終了すべきと考える。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	大分県単独の補助金事業であるため、請負先・委託先は存在しないが、補助金の助成先については条件を定めており、要綱に沿って助成先を公平に選定しているため、問題は認められない。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	当該補助金は補助先の費用の一部を補助するものであり、入札や随意契約によって行われるものではない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。

	当該補助金の条件は交通事業者の燃料使用量の一部を補助するものであり、条件さえ満たせば継続して補助することに問題は認められない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、交通政策局地域交通・物流対策室からヒアリングを行い、補助金交付申請書兼事業実績書兼請求書、燃料の購入料等が確認できる書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、交通政策局地域交通・物流対策室からヒアリングを行い、政策評価、事務事業評価関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金に見合う成果は認められると確認した。 【勧奨事項　５－１】 路線の維持率、減便率・運休率の低下なども目標値として考えられるが、燃料費の高騰などとは関係なく、乗務員不足等により減便・運休する事象も生じているため、目標値としては事業者の財務健全性の向上などが考えられる。
経済性・効率性	経済性について、交通政策局地域交通・物流対策室からヒアリングを行い、申請書関係、根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、交通政策局地域交通・物流対策室からヒアリングを行い、申請書関係、根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金の申請において、公平に選定が行われていると確認した。

【企画振興部　交通政策局】NO.６

<table>
<tr><td>課・室</td><td colspan="4">地域交通・物流対策室</td></tr>
<tr><td>事業名
補助金等の名称</td><td colspan="3">地方バス路線維持費補助金
（地方バス路線維持対策費）</td><td>補助金</td></tr>
<tr><td>予算費目</td><td colspan="2">項：企画費</td><td colspan="2">目：交通対策費</td></tr>
<tr><td>根拠法令・要綱等</td><td colspan="4">道路運送法（昭和 26 年法律第 283 号）
道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年３月 30 日付け国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号及び国空環第 103 号）
大分県地方バス路線維持費補助金交付要綱</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td>事業開始年度</td><td>昭和 47 年</td><td>事業終期年度</td><td>終期年度設定なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予算額・決算額の推移（千円）</td><td>年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr>
<tr><td>当初予算</td><td>107,614</td><td>88,828</td><td>93,399</td></tr>
<tr><td>決算額</td><td>145,542</td><td>106,472</td><td>98,412</td></tr>
<tr><td>事業の目的</td><td colspan="4">生活路線として必要と認められるバス路線の維持を図るため、路線バス事業者が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付する。</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="4">【補助対象】
乗合バス事業者

【補助要件】（※）
・複数市町村にまたがる路線
・１日当たりの輸送量がのべ 15 人～150 人と見込まれ、かつ、過去に２か年度連続して１日当たりの実績輸送量が 15 人未満又は 150 人超ではないもの。計画平均乗車密度×計画運行回数
・１日当たりの計画運行回数が３回以上のもの
・広域行政圏の中心市町村または県庁所在地への需要等に対応して設定されるもの
・経常収益の見込み額が経常費用の見込み額を超えていないもの</td></tr>
</table>

【算定方法等】

・地域公共交通活性化協議会が地域公共交通計画の別紙として補助計画を策定し、国に認定申請

・計画は、補助対象期間（10 月 1 日～翌年９月末）の前々補助対象期間を含め過去３年間の実績値から算出（新設系統で実績値がない場合は別途）

・補助金の交付は事前算定方式（実際に赤字になった路線を補助）

【運行費補助】

補助限度額：

① 経常費用の 11/20 以上の経常収益がある場合　赤字額の 1/2

② 経常費用の 11/20 以下しか経常収益がない場合　実績経常費用の 9/20

交付件数：３件

交付先：大分バス株式会社、大分交通株式会社、大交北部バス株式会社

交付金額：40,753 千円、31,596 千円、11,417 千円（合計：83,766 千円）

【車両減価償却費補助】

対象車両

地域間幹線系統確保維持事業の補助対象系統の運行の用に供するもの

①ノンステップ型車両(スロープ若しくはリフト付き)

限度額 1,500 万円（うち県 1/2)

②ワンステップ型車両（スロープ若しくはリフト付き）

限度額 1,300 万円（うち県 1/2)

③小型車両　限度額 1,200 万円（うち県 1/2)

交付件数：２件

交付先：大分バス株式会社、大分交通株式会社

交付金額：7,146 千円、7,500 千円（合計：14,646 千円）

≪計画内容≫

・事業の目的、必要性

・事業の定量的な目標、効果

・運行系統の概要、予定者

・事業に要する費用の総額、負担者

	※道路運送法第３条第１号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者として、同法第４条に基づく国土交通大臣の許可を受けている事業者は、一般的にバス事業会社と呼ばれている。「一般乗合運送事業」では、道路運送法施行規則第３条の３第１項第１号に定める路線定期運行を行うバスのうち一般路線バスや定期観光バスを指しており、「その他乗合事業」では高速バスや空港バスを指している。 ※大分県地方バス路線維持費補助金交付要綱第６条「補助対象路線は、生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していないものとする。」及び同要綱第９条「補助対象路線の要件成否の決定は、補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。」を規定している。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	交付申請書並びに実績報告書（事業報告書、運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表）、補助金交付決定並びに額の確定通知書、補助金交付請求書、などの補助金に必要な書類は完備されており、問題は認められない。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	補助金に必要な書類を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点はなく、適切に申請・交付されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	補助金の決裁は適切な決裁者によって決裁されていることを申請書等にて確認しており、またその際に日付、内容、条件、金額なども適切であった。従って、適切に決裁は行われていると判断できる。

iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	交付申請書並びに実績報告書（事業報告書、運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表）にて、一日当たり輸送量・運行回数、生活基盤の整備、収支実績等を確認したところ、補助金交付要綱の条件を満たしていることを確認できており、支出の要件判定は適切に行われていると判断できる。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	補助金対象者となる道路運送法に定める乗合バス事業者は適切に選定されており、また、補助金対象者の収支状況（事業者全体、対象バス路線）は実績報告書で確認されており、交付対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断できる。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	地方バス路線維持費補助金は、事前に赤字路線の届け出をすることで認定を受け、運行後の実際の赤字額に基づいて補助金額が決定されるため、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	地方バス路線維持費補助金は、事前に赤字路線として認定を受けた路線の実績に基づいて補助金額が交付されるため、他の使途に流用されている可能性は低い。従って、他の使途に流用されていると認められない。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	国土交通省の補助金にも同様のものがあり、重複する路線で補助が行われている。法的に問題はなく、大分県独自の補助金であるため、国への負担請求は行わない。

監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事業の目的が生活路線の維持であり、バス路線の赤字の解消や黒字化を目的としていない。そのため、バス路線の維持ができていれば事業目的は達成されている。 事務事業評価においては、国土交通省が算定している県別の輸送人員を目標として設定している。 しかし、補助対象となっている路線に限定した輸送人員が目標になっているわけではないため、関係性が薄い目標設定をしていることになる。補助対象路線の分析が直接的に行われていないことになる。 従って、成果の具体的な数値に基づく検討は行われていない。 【勧奨事項】 事務事業評価における目標の設定においては、具体的な成果を直接的に分析できる目標値を設定することが必要である。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	補助金の成果の検証については、事務事業評価が行われているものの、令和６年度の検証結果を確認したところ、事業の目的と関係性が薄い目標設定をしていることから、事業の見直しや廃止について、具体的な数値に基づいての検討は行われていないと判断する。 【勧奨事項】 事務事業評価においては補助金の成果を正確に検証し、事業の内容や金額などの見直しや廃止の検討を行うことが必要である。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	事業目的は路線バスの維持のため、赤字額を補助することでバスの路線が維持されているので、事業の目的は達成されている。 しかし、目標の達成については、成果指標が大分県全体の乗合バスの輸送

	人員になっており、成果指標は事業の目的とは関連性が薄い。 　なぜなら、乗合バス輸送人員が減少することは運行費の欠損額を増加させることにはつながるものの、大分県全体の輸送人員が目標では赤字路線の成果とは判断しがたく、また、乗合バスの増加促進はバス会社の責務であるため、輸送人員の増加には大分県が直接的に関与することは難しい。 　従って、事業の手法や実施内容が最も効果的であるかの判断は出来ない。 【勧奨事項】 　事務事業評価においては補助金の成果を正確に検証し、最も効率的な事業の手法や実施内容の検討を定期的に行うことが必要である。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	昭和 47 年から継続している補助金であり、過去からの社会情勢の変化に関わらず、国の補助制度に協調する形で漫然と補助が行われていると考えられる。 　また、車両購入補助はノンステップバスに限定しているが、現状ではノンステップバスが一般的である。ノンステップバス以外を購入することが逆に難しく、また、県民の自家用車保有率も補助金設定時の昭和 47 年からは大きく変わってきているため、社会情勢など現状に即していないと判断する。 【勧奨事項】 　事業においては、社会情勢の変化を正確に読み取り、現状に即した施策へと制度を見直していくことが必要である。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	事業の目的は生活路線として必要と認められるバス路線の維持を図るためであるが、成果指標が大分県全体の乗合バスの輸送人員になっており、関

	連性はごく薄いと考える。 　但し、乗合バスの輸送人員の増加促進はバス会社の責務であり、輸送人員が減少することは、運行費の欠損額を増加させることにつながるため、一定の関連性は認められる。 　事業の目的から勘案すると、金額や負担割合については運行費の欠損額の一定割合を上限としているため、金額については合理的と考えられる。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	各バス事業者が国に提出する運行計画に基づいて予算を決め、実際の欠損額に基づいて支払額が決められることから、運行費については実際の欠損金額に基づいて支払が行われるため、一定の抑制は行われていると考えられる。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	広域的なバス路線の運行欠損額の一部を補填するという補助金は、県民の移動手段を維持するという点では有効であり、実際の欠損額に基づいて支出額が決められることから、支出した金額は適切に使われていると判断できる。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	昭和 47 年の制度開始以来、大分県が国の制度と協調して直営にて行っている。 　路線バス事業者の運行費の欠損額の補助、バス購入資金の一部補填については、バス会社・バス路線とも限られていることから、民間事業者などへの委託は効率的ではないと考える。 　従って、事業の実施方法は適切と考える。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	県内のバス事業者の広域的な運行欠損額の補助、車両代金の一部補助、と

	いった補助金については他には存在しないが、地域公共交通燃料高騰緊急支援事業については、運行費の欠損額の補助という目的ではないが、交通事業者の経費の一部負担という意味では重複していると言える。 　従って、事業が計画的に行われているとは言い難く、長年にわたり続いている補助金などに、新たな補助金制度が加わっており、全体的な見直しが必要と考える。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	補助金の算定根拠として、運行費の欠損額、バスの購入価格などが採用されているものの、バス車両の補助限度額は変わっていないため、市況等の適正価格は反映されていないと判断する。 【勧奨事項】 　事業においては、乗客数の変化、物価の高騰などの社会情勢や市況等の変化に柔軟に対応していくことが必要である。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われた場合の根拠は明確か。
	公共交通機関である乗合バスに関する補助金であるため、一定の公益性は認められる。 　しかし、昭和 47 年に国の制度として設立されて以来、50 年以上に渡り継続されており、現在も国と協調するスキームであるものの、その期間を考慮すると、漫然と補助が行われていると判断せざるを得ない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	県民の足である公共交通機関の確保・維持が目的であるため、赤字を補填すること路線が維持されることで目的は毎年達成され続けている。

	しかし、補助を受ける事業者側に赤字路線を黒字転換になるような改善は見られず、制度の終わりは見えない。従って、県や市町村が運営するバス事業を民間事業者に委託しているような状態になっており、補助金とは呼べなくなっている。 また、バス運行事業者が許認可制度であるため、新規参入できない状況であり、今後の状況の変化は見込めない。 以上より、赤字路線の黒字化が達成できない蓋然性や必要性について、利用者の利便性の確保と比較考慮をしながら常に検討を続けていく必要がある。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	乗合バスの路線維持のための補助金であることから一定の公益性は認められる。 しかし、50 年以上継続して行われているにもかかわらず、補助を受ける事業者側に赤字路線を黒字転換になるような改善は見られないことから、内容・金額について、利用者の利便性の確保と費用負担との比較考慮をした上で、一度見直しが必要と考える。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	乗合バス事業者で事前に赤字見込みの系統の事業計画を国に提出して認可を受け、実際の事業実績に基づき赤字額を計算することで、補助金が支給されている。 補助金の申請書類や請求書類を確認したところ、必要な書類と要件は揃っており、補助先の選定は要領等に準拠して適正に行われている。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	乗合バスの赤字路線を補填する補助金であることから、入札などは行われない。適正に補助事業者が選定され、実績に基づいて補助金が交付されていることから、適正な契約に基づいて補助金が支給されていると判断できる。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。

	偏って選定、支出されていないか。
	昭和 47 年から続くバス路線の赤字を補填する補助金であり、バス事業者が路線の黒字化を行わない限り、補助金の選定先は毎年同じになる。 毎年同じ選定先であることに問題は認められないが、黒字化を達成できないバス事業者に補助が続けられるという現象が続いている。 従って、赤字額を少しでも減らすように交通事業者への更なる効率化等についての働きかけが求められる。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、交通政策局地域交通・物流対策室からヒアリングを行い、交付申請書並びに実績報告書、補助金交付決定書、補助金交付請求書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、交通政策局地域交通・物流対策室からヒアリングを行い、政策評価、事務事業評価関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、バス路線の維持を図るという補助金の目的は達成していると判断する。 但し、補助事業そのものの内容や金額などについては検討の余地が大きい。 【勧奨事項　６－１】 事務事業評価における目標の設定においては、具体的な成果を直接的に分析できる目標値を設定することが必要である。 【勧奨事項　６－２】 事務事業評価においては補助金の成果を正確に検証し、事業の内容や金額などの見直しや廃止の検討を行うことが必要である。 【勧奨事項　６－３】 事務事業評価においては補助金の成果を正確に検証し、最も効率的な事業の手法や実施内容の検討を定期的に行うことが必要である。

	【勧奨事項　６－４】 事業においては、社会情勢の変化を正確に読み取り、現状に即した施策へと制度を見直していくことが必要である。
経済性・効率性	経済性について、交通政策局地域交通・物流対策室からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業の合理性は認められるものの、他の事業においても、バス事業者に対する補助が実施されている。 【勧奨事項　６－５】 事業においては、乗客数の変化、物価の高騰などの社会情勢や市況等の変化に柔軟に対応していくことが必要である。
公益性・公平性	公益性・公平性について、交通政策局地域交通・物流対策室からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき公益な内容であると判断した。 また、補助金の選定において、公平に選定が行われていると確認した。

【福祉保健部】NO. 7

課・室	高齢者福祉課			
事業名 補助金等の名称	軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る補助金（軽費老人ホーム事業）		補助金	
予算費目	項：社会福祉費		目：老人福祉費	
根拠法令・要綱等	社会福祉法第 65 条、老人福祉法第 20 条の 66 大分県軽費老人ホーム利用料取扱要綱（平成 25 年４月） 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金交付要綱（昭和 43 年） 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大分県条例第 54 号） 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年大分県規則第４号） 軽費老人ホームの設備及び運営に関する審査基準（平成 25 年３月） 軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成 20 年５月 30 日老発第 0530003 号厚生労働省老健局長通知）			
事業期間	事業開始年度	昭和 43 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	412,276	405,679	409,635
	決算額	391,224	393,699	395,382
事業の目的	市町村または社会福祉法人が、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第５項の規定に基づき設置した軽費老人ホームの円滑かつ適正な運営を図る。			
事業の概要	補助金の交付の対象となる経費及び補助率は次のとおり 一　補助対象経費 「大分県軽費老人ホーム利用料取扱要綱」に規定するサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合におけるその減免額 二　補助率 10/10（予算の範囲内。平成 16 年度から国庫 1/3 相当を一般財源化） サービスの提供に要する費用とは、施設を運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、福利厚生費、職員被服費、			

	旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、通信運搬費、会議費、広報費、手数料、保険料、賃借料、土地・建物賃借料、租税公課、保守料、渉外費、諸会費、雑支出、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、備品購入費等、賞与引当金、退職給付引当金、人件費積立金、施設整備等積立金（修繕及び備品購入に限る。）及び本部会計繰入金に充当する経費であること。 以下の書類の提出及び交付が必要である ・補助金交付申請書（第1号様式） ・県費補助金所要額調書（第２号様式） ・県費補助金所要額内訳書（第３号様式） ・歳入歳出予算書抄本 ・補助事業変更承認申請書（第4号様式） ・補助金交付決定通知書（第5号様式） ・補助金等交付請求書（第6号様式） ・補助事業等実績報告書（第7号様式） ・県費補助金精算書（第8号様式） ・県費補助金精算内訳書（第9号様式） ・歳入歳出決算（見込）書抄本 ・確定通知書（第 10 号様式） ・その他知事が必要と認める書類 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、補助事業変更承認申請書等、提出を受けた書類を確認した。 関連する法令及び条例・規則等に準拠して、必要な書類は揃っていると判断できる。

ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、補助事業変更承認申請書等、必要な書類を確認したところ、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	支出命令書等の必要書類を確認したところ、日付、金額、使途、条件などにおいて不自然な点は認められず、適切に決裁が行われていると判断する。 但し、所管する財政的援助団体等に対する監査にて、見つかった注意事項についての対応が口頭での指導のみで十分とは言えず、決裁書類と根拠書類の確認をより詳細に行うべきである。 【改善事項】 決裁時に決裁書類の確認をより詳細に行うとともに、毎年、各施設に対して行っている補助金の実地検査の際に、監査で注意事項となった事案について、決裁書類と根拠書類の確認を行うことが望ましい。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	所管する財政的援助団体等に対する監査にて、下記注意事項が見つかっている。 ・年度：令和４年度 ・処理区分：注意事項 ・監査結果：サービスの提供に要する費用に係る県費補助金について、通勤・住居・扶養手当の認定手続を行わずに手当を支給していた事例が認められたので、適切に処理するとともに、今後、注意されたい。 ・措置状況：規定に基づく届出様式を提出することに加え、次の事項を徹底した上で手当の認定を行うよう指導した。 （１） 通勤手当 自宅から勤務地までの距離及び経路を記載した地図を添付

	すること。 （２） 住居手当 賃貸契約書の写し又は登記簿の写しを添付すること。 （３） 扶養手当 保険証の写し、学生証の写し又は配偶者の所得証明書を添付すること。 ・現状：指導済 ・年度：令和６年度 ・処理区分：注意事項 ・監査結果：職員の人件費について、法人の給与規則に定めのない期末勤勉手当を支給している事例が認められた。 ・措置状況：職員への手当については、給与規定を見直し、適正な取扱いを行うよう指導。次回の理事会（６月）で手当を支給できるよう規定の改正を行う。現状：７月の理事会で改定する。 担当課による実地調査では主に利用者の所得状況の確認であり、上記に関しては口頭での指導に留まっている。 【改善事項】 決裁時に決裁書類の確認をより詳細に行うとともに、毎年、各施設に対して行っている補助金の実地検査の際に、監査で注意事項となった事案について、決裁書類と根拠書類の確認を行うことが望ましい。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	交付対象者は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第５項の規定に基づき設置した軽費老人ホームであり、交付対象者の選定は不要である。 選定において交付対象者の収支状況は条件とされていない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	補助事業等実績報告書（第7号様式）、県費補助金精算書（第8号様式）、県費補助金精算内訳書（第9号様式）、歳入歳出決算（見込）書抄本等の資料一式

	を確認したところ、実績確認や報告は適時・適切に行なわれており、問題は認められないと判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	県費補助金精算書（第8号様式）、県費補助金精算内訳書（第9号様式）、歳入歳出決算（見込）書抄本の提出を受けて実績確認を行っている。 従って、補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行なわれており、支出した経費は流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県独自の補助金制度であり、国や市町村への請求手続きは行われない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事務事業評価は行われておらず、目標設定もないため、事業の成果の評価・分析はされておらず、目標の達成度合いは判断できない。 しかし、当該事業は、入所者の所得に応じたサービス提供に要する費用の減免分補助することを目的としており、当該施設は、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用でき、健康で明るい生活を目指すことを目的とした施設であることから、数値目標を設定し、定量的な評価をすることでは、目標の達成度合いを確認することは困難であると考える。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	事務事業評価は行われておらず、目標設定もないため、事業の成果が具体的に把握できない状況であり、事業の見直しや廃止の検討は行われていない。 しかし、当該事業は、入所者の所得に応じたサービス提供に要する費用の減免分補助することを目的としており、当該施設は、家庭環境、住宅事情等

	の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用でき、健康で明るい生活を目指すことを目的とした施設であることから、数値目標を設定し、定量的な評価をすることでは、目標の達成度合いを確認することは困難であると考える。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	事務事業評価は行われておらず、目標設定もないため、事業の手法や実施内容が目的・目標を達成するために最も効果的であるかの判断はできない。 しかし、本来利用者が負担すべきサービス提供に要する費用基準額の一部を補助金で賄うことにより、軽費老人ホームの円滑かつ適正な運営を図るという目的を達成するには効果的な手法・実施内容であると考える。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	昭和 43 年度から長期にわたり続く補助金であり、過去からの慣例として予算配分などが行われていると考える。 厚生労働省の通知等に基づき、大分県軽費老人ホーム利用料取扱要綱の改正が適宜行われており、社会情勢など現在の状況に即したものであると判断できる。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	大分県軽費老人ホーム利用料取扱要綱」に規定するサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合におけるその減免額と規定されており、補助金額、負担割合等の算定は適切に行われていると判断する。 また、事業の目的を勘案し、事業期間が長期に亘ることに問題はないと判断する。 以上より、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準であると考える。

ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	所管する財政的援助団体等に対する監査にて、見つかった注意事項についての対応が口頭での指導のみで十分と言えず、適正額を支出しているかの確認が足りていないと考える。 【改善事項】 決裁時に決裁書類の確認をより詳細に行うとともに、毎年、各施設に対して行っている補助金の実地検査の際に、監査で注意事項となった事案について、決裁書類と根拠書類の確認を行うことが望ましい。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	本来利用者が負担すべきサービス提供に要する費用基準額の一部を補助金で賄うことにより、軽費老人ホームの円滑かつ適正な運営を図るという目的の事業であり、必要性は高い事業と考える。 しかし、過年度の所管する財政的援助団体等に対する監査にて、見つかった注意事項についての対応が口頭での指導のみで十分と言えず、補助金として支出した金額が適切に使用されているか疑念が残る。 【改善事項】 決裁時に決裁書類の確認をより詳細に行うとともに、毎年、各施設に対して行っている補助金の実地検査の際に、監査で注意事項となった事案について、決裁書類と根拠書類の確認を行うことが望ましい。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	利用者が負担すべきサービス提供に要する費用基準額の一部を賄うことを目的とした事業であり、施設ごとの費用の集計で間に合っており、民間事業者へ委託する必要性は弱い。 大分県が実施主体となって行うことは適切であると判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。

	大分県が実施主体となる趣旨や目的が重複する他の施策は無く、事業計画に問題はないと考える。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	補助金の対象となるサービスの提供に要する費用は、施設を運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、福利厚生費、職員被服費、旅費交通費等多岐にわたり、個々の支出についての根拠が明確にされているとは言い難い。 最小の経費に抑えることを前提としながらも、施設運営に支障が出ない範囲で、市況等の適正価格を意識して支出することが望ましい。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	事業期間の終期は決まっておらず、また昭和 43 年度から長きにわたり継続しており、高齢者単身世帯のさらなる増加など、今後も継続・拡大することが予想される。 従って、事業期間の終期を決めることは難しく、事業期間は適切と考える。 また、厚生労働省の通知等に基づき、大分県軽費老人ホーム利用料取扱要綱の改正が適宜行われており、社会情勢など現在の状況に即したものであるか確認しながら、事業が継続されていると考える。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	軽費老人ホームの円滑かつ適正な運営という目的の元、また昭和 43 年度から長きにわたり継続しており、所期の目的は継続して達成されていると判断できる。

	また、今後も軽費老人ホームに対するニーズは拡大すると考えられ、本補助金の支出は継続することが予想される。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	今後も軽費老人ホームに対するニーズは拡大すると考えられ、公益性の観点から、本補助金の支出は継続することが予想される。 一方、補助金の継続のため、補助金の対象となるサービスの提供に要する費用の根拠を明確にするなど、適切に補助金が支出されるように対策を取るべきであると考える。 【改善事項】 決裁時に決裁書類の確認をより詳細に行うとともに、毎年、各施設に対して行っている補助金の実地検査の際に、監査で注意事項となった事案について、決裁書類と根拠書類の確認を行うことが望ましい。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	県が実施主体となる補助金であり、請負や委託は行われていない。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	事業に対する補助金制度であり、入札条件には該当しない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	認定を受けた事業者に対する補助金であり、要件を満たす以上は選定先に問題は認められない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、高齢者福祉課からヒアリングを行い、簿冊の確認を行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。

	但し、所管する財政的援助団体等に対する監査にて、見つかった注意事項についての対応が口頭での指導のみで十分とは言えず、決裁書類と根拠書類の確認をより詳細に行うべきである。 【改善事項　７－１】 決裁時に決裁書類の確認をより詳細に行うとともに、毎年、各施設に対して行っている補助金の実地検査の際に、監査で注意事項となった事案について、決裁書類と根拠書類の確認を行うことが望ましい。
有効性	有効性について、高齢者福祉課からヒアリングを行い、簿冊の確認を行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。 【改善事項　７－１再掲】 決裁時に決裁書類の確認をより詳細に行うとともに、毎年、各施設に対して行っている補助金の実地検査の際に、監査で注意事項となった事案について、決裁書類と根拠書類の確認を行うことが望ましい。
経済性・効率性	経済性について、高齢者福祉課からヒアリングを行い、簿冊の確認を行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 但し、個々の支出についての根拠が明確にされているとは言い難く、最小の経費に抑えることを前提としながらも、施設運営に支障が出ない範囲で、市況等の適正価格を意識して支出することが望ましい。 【改善事項　７－１再掲】 決裁時に決裁書類の確認をより詳細に行うとともに、毎年、各施設に対して行っている補助金の実地検査の際に、監査で注意事項となった事案について、決裁書類と根拠書類の確認を行うことが望ましい。
公益性・公平性	公益性・公平性について、高齢者福祉課からヒアリングを行い、簿冊の確認を行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。 但し、今後も軽費老人ホームに対するニーズは拡大し、本補助金の支出は

	継続することが予想されるため、補助金の対象となるサービスの提供に要する費用の根拠を明確にするなど、適切に補助金が支出されるように対策を取るべきであると考える。 【改善事項　７－１再掲】 　決裁時に決裁書類の確認をより詳細に行うとともに、毎年、各施設に対して行っている補助金の実地検査の際に、監査で注意事項となった事案について、決裁書類と根拠書類の確認を行うことが望ましい。

【福祉保健部】NO.８

課・室	こども未来課			
事業名 補助金等の名称	施設型給付等事業費補助金（認定こども園運営費）			補助金
予算費目	項：児童福祉費			目：児童保護費
根拠法令・要綱等	子ども・子育て支援法附則第９条			
事業期間	事業開始年度	平成 27 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	753,789	800,627	850,043
	決算額	670,941	749,484	805,949
事業の目的	一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に、子ども・子育て支援法附則第９条に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する経費について、予算の定めるところにより補助金を交付する。			
事業の概要	施設型給付費とは、子ども・子育て支援新制度に基づいて創設された制度で、教育・保育給付認定を受けた子どもが特定の保育施設を利用する際に、その費用を補助するための給付金で、国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額である。 （公定価格とは、施設の種別や定員、所在する地域、子どもの認定区分（１～３号）、年齢に応じて、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、子ども１人当たりの単価として、内閣総理大臣が定める基準に基づいて算定されている。公定価格は随時改定されている。） 施設型給付費は、全国統一費用（国庫負担）部分（義務的経費）と、地域の実情等を参酌して市町村が定める地域単独費用部分（裁量的経費）の２階建て構造となっている。この給付金は保護者に直接支給されるのではなく、居住する市区町村から保育施設に直接支払われる仕組み（法定代理受領）である。 年度当初に市町村からの申請を受け、交付決定を行う。 金額の確定や精算の時期は国庫の施設型給付費負担金に合わせている。			

（補助対象経費及び補助率）

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助基準額	補助率
法第 27 条第 1 項に係る施設型給付事業	市町村	法附則第 9 条第 1 項第 1 号ロの規定により市町村が定める額。	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号。以下「基準」という。）第 2 条の規定による額（公定価格）に千分の二百五十一を乗じた額。	補助対象経費と補助基準額を比較して低い額の 1／2 以内
法第 28 条第 1 項第 1 号に係る特例施設型給付事業	市町村	法附則第 9 条第 1 項第 2 号イ（2）の規定により市町村が定める額。	基準第 2 条の規定による額（公定価格）に千分の二百五十一を乗じた額。	
法第 28 条第 1 項第 2 号に係る特例施設型保育給付事業	市町村	法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ（2）の規定により市町村が定める額。	基準第 3 条の規定による額（公定価格）に千分の二百五十一を乗じた額。	
法第 30 条第 1 項第 2 号に係る特例地域型保育給付事業	市町村	法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ（2）の規定により市町村が定める額。	基準第 6 条の規定による額（公定価格）に千分の二百五十一を乗じた額。	
法第 30 条第 1 項第 4 号に係る特例地域型給付事業	市町村	法附則第 9 条第 1 項第 3 号ロ（2）の規定により市町村が定める額。	基準第 8 条の規定による額（公定価格）に千分の二百五十一を乗じた額。	

交付先：17 市町

※姫島村内には私立の施設がなく、広域利用もないため実績なし

交付金額：805,949 千円

	以下の書類の提出及び交付が必要である。 ・補助金交付申請書（第１号様式） ・事業計画書（第２号様式） ・収支予算書（第３号様式） ・補助事業変更承認申請書（第４号様式）（知事が定める軽微な変更（補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の 20%以内の増減）を除く。） ・補助金交付決定通知書（第５号様式） ・補助金交付請求書（第６号様式） ・補助事業実績報告書（第７号様式） ・事業実績書（第８号様式） ・収支精算書（第９号様式） ・初日利用人員及び月別集計表（第 10 号様式） ・補助金の額の確定通知書（第 11 号様式） ・その他知事が必要と認める書類
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、補助事業変更承認申請書等、提出を受けた書類を確認した。 関連する法令及び条例・規則等に準拠して、事業は適切に執行されていると判断する。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	必要書類一覧を確認したところ、下記の事項を除き、日付、金額、使途、条件、実績報告などに不自然な点は見られず、概ね問題は認められないと判断する。 【勧奨事項】 令和６年度施設型給付等事業費補助金交付請求書（第６号様式）について全市町村を確認したところ、日付が印字されている１市を除く 16 市町村で同じ筆跡で記

	載されており、17 市町村全てで同じ日付であった。これは、支払遅延防止法により交付請求書の提出のタイミングと支払期日が空くことを防止するためであるとのことであった。 　但し、支出事務のてびきによると補助金は支払遅延防止法対象外であるため、市町村に申請日を記入した上で提出してもらうようにするべきである。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	必要書類一覧を確認したところ、支出命令書等に、日付、金額、使途、条件などにおいて不自然な点は認められず、適切に決裁が行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	支払申請書、支払通知書等の確認したところ、補助金額については公定価格に千分の二百五十一を乗じた額が補助基準額と定められており、下記の事項を除き、期間、金額、使途、補助率、条件などの支出の要件判定は適切に行われており、問題はないと判断する。 【勧奨事項】 　施設型給付費の算定、交付等は市町村事務（子ども･子育て支援法第 27 条第 1 項）であり、提出書類の審査や加算認定、現地調査等は市町村で実施しており、県では確認していない。市町村での要件判定が適切に行われているか、県でも抽出点検を行うことが望ましい。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	交付対象は県が認可・認定したこども園（大分市は市が行う）であり、必要書類一覧を確認したところ、交付対象者の選定に問題はないと判断する。 　選定において交付対象者の収支状況は条件とされていない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	実績確認にあたり、事業実績、事業実施のスケジュール、事業実施方法、販売目

	標等が記載された事業実績書の提出を受けたうえで、請求書や必要書類に基づいた審査が行われている。 　従って、補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれており、問題は認められないと判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	支払申請書、支払通知書等の確認したところ、補助金額については公定価格に千分の二百五十一を乗じた額が補助基準額と定められており、下記の事項を除き、補助金は他の使途に流用されておらず、問題はないと判断する。 【勧奨事項】 　施設型給付費の算定、交付等は市町村事務（子ども･子育て支援法第 27 条第１項）であり、提出書類の審査や加算認定、現地調査等は市町村で実施しており、県では確認していない。市町村での要件判定が適切に行われているか、県でも抽出点検を行うことが望ましい。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県独自の補助金制度であり、国や市町村への請求手続きは行われない
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	施設型給付等事業費補助金（認定こども園運営費）は認定こども園運営費の事業の一部であり、認定こども園運営費が事務事業評価を必要としない扶助費に当たるため、事業評価が行われていない。 　認定こども園運営に占める施設型給付等事業費補助金（認定こども園運営費）は以下の通りである。

<table>
<tr><td></td><td>○予算額・決算額　　単位：千円
<table>
<tr><th></th><th>当初予算額</th><th>うち施設型給付費補助金</th><th>決算額</th><th>うち施設型給付費補助金</th></tr>
<tr><td>Ｒ４年度</td><td>5,021,315</td><td>753,789
(15.0%)</td><td>4,737,388</td><td>670,941
(14.2%)</td></tr>
<tr><td>Ｒ５年度</td><td>5,376,154</td><td>800,627
(14.9%)</td><td>5,378,731</td><td>749,484
(13.9%)</td></tr>
<tr><td>Ｒ６年度</td><td>5,726,674</td><td>850,043
(14.8%)</td><td>6,082,265</td><td>805,949
(13.3%)</td></tr>
</table>
認定こども園運営費に占める施設型給付等事業費補助金（認定こども園運営費）は大きく高額であることから、適切に目標設定をして目標の達成度合いが具体的に評価・分析される必要があると考える。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ii</td><td>補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。</td></tr>
<tr><td>子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であるため、見直しや廃止の検討はなされていない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">iii</td><td>事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。</td></tr>
<tr><td>子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、事業の手法や実施内容は問題ないと判断する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">iv</td><td>過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
（令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）</td></tr>
<tr><td>子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、事業の継続に問題はないと判断する。</td></tr>
<tr><td>監査要点（経済性・効率性）</td><td>支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。</td></tr>
<tr><td>i</td><td>事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な</td></tr>
</table>

	水準か。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、補助金額は公定価格の千分の二百五十一を乗じた額と定められているおり、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定されていると判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、施設型給付費の算定、交付等は市町村事務（子ども･子育て支援法第 27 条第１項）であるが、市町村で利用者の所得に応じた利用者負担額が決定されているか、職員の配置状況や事業の実施体制等に応じた加算が適切に行われているか等、県でも抽出点検や市町村の現地調査への臨席を行うことが望ましい。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	補助事業実績報告書等を確認したところ、補助金は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、該当しない。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されており、問題は認められない。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況

	等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、経費の金額の最小化や適正化には該当せず問題は認められない。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、問題はないと判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、問題はないと判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、内容・金額について変更の必要性などはないと判断する。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、該当しない。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。

	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）、該当しない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 偏って選定、支出されていないか。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、該当しない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性･透明性について、簿冊の確認、こども未来課へのヒアリングを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 但し、令和 6 年度施設型給付等事業費補助金交付請求書で適切に日付記入がされていないため、適切に対処することが求められる。 【勧奨事項　８－１】 令和 6 年度施設型給付等事業費補助金交付請求書(第 6 号様式)について全市町村を確認したところ、日付が印字されている 1 市を除く 16 市町村で同じ筆跡で記載されており、17 市町村全てで同じ日付であった。これは、支払遅延防止法により交付請求書の提出のタイミングと支払期日が空くことを防止するためであるとのことであった。 但し、支出事務のてびきによると補助金は支払遅延防止法対象外であるため、市町村に申請日を記入した上で提出してもらうようにするべきである。 【勧奨事項　８－２】 施設型給付費の算定、交付等は市町村事務（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項）であり、提出書類の審査や加算認定、現地調査等は市町村で実施しており、県では確認していない。市町村での要件判定が適切に行われているか、県でも抽出点検を行うことが望ましい。
有効性	有効性について、簿冊の確認、こども未来課へのヒアリングを行った結果、支出した補助金など・委託費に見合う成果は認められると確認した。

経済性・効率性	経済性について、簿冊の確認、こども未来課へのヒアリングを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、簿冊の確認、こども未来課へのヒアリングを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。

【福祉保健部】NO.９

課・室	こども未来課			
事業名 補助金等の名称	施設型給付等事業費補助金（私立幼稚園運営費）		補助金	
予算費目	項：教育総務費		目：文教費	
根拠法令・要綱等	子ども・子育て支援法附則第９条			
事業期間	事業開始年度	平成 27 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	109,198	117,288	126,602
	決算額	96,664	109,777	117,191

事業の目的	一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に、子ども・子育て支援法附則第９条に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する経費について、予算の定めるところにより補助金を交付する。
事業の概要	施設型給付費とは、子ども・子育て支援新制度に基づいて創設された制度で、教育・保育給付認定を受けた子どもが特定の保育施設を利用する際に、その費用を補助するための給付金で、国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額である。 （公定価格とは、施設の種別や定員、所在する地域、子どもの認定区分（１～３号）、年齢に応じて、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、子ども１人当たりの単価として、内閣総理大臣が定める基準に基づいて算定されている。なお、公定価格は随時改定されている。） 施設型給付費は、全国統一費用（国庫負担）部分（義務的経費）と、地域の実情等を参酌して市町村が定める地域単独費用部分（裁量的経費）の２階建て構造となっている。 この給付金は保護者に直接支給されるのではなく、居住する市区町村から保育施設に直接支払われる仕組み（法定代理受領）である。 年度当初に市町村からの申請を受け、交付決定を行う。 金額の確定や精算の時期は国庫の施設型給付費負担金に合わせている。

（補助対象経費及び補助率）

補助対象事業	事業実施主体	補助対象経費	補助基準額	補助率
法第 27 条第 1 項に係る施設型給付事業	市町村	法附則第 9 条第 1 項第 1 号ロの規定により市町村が定める額。	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号。以下「基準」という。）第 2 条の規定による額（公定価格）に千分の二百五十一を乗じた額。	補助対象経費と補助基準額を比較して低い額の 1／2 以内
法第 28 条第 1 項第 1 号に係る特例施設型給付事業	市町村	法附則第 9 条第 1 項第 2 号イ (2) の規定により市町村が定める額。	基準第 2 条の規定による額(公定価格)に千分の二百五十一を乗じた額。	
法第 28 条第 1 項第 2 号に係る特例施設型保育給付事業	市町村	法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ (2) の規定により市町村が定める額。	基準第 3 条の規定による額(公定価格)に千分の二百五十一を乗じた額。	
法第 30 条第 1 項第 2 号に係る特例地域型保育給付事業	市町村	法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ (2) の規定により市町村が定める額。	基準第 6 条の規定による額(公定価格)に千分の二百五十一を乗じた額。	
法第 30 条第 1 項第 4 号に係る特例地域型給付事業	市町村	法附則第 9 条第 1 項第 3 号ロ (2) の規定により市町村が定める額。	基準第 8 条の規定による額(公定価格)に千分の二百五十一を乗じた額。	

交付先：17 市町

※姫島村内には私立の施設がなく、広域利用もないため実績なし

交付金額：805,949 千円

	以下の書類の提出及び交付が必要である。 ・補助金交付申請書（第１号様式） ・事業計画書（第２号様式） ・収支予算書（第３号様式） ・補助事業変更承認申請書（第４号様式）（知事が定める軽微な変更（補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の 20%以内の増減）を除く。） ・補助金交付決定通知書（第５号様式） ・補助金交付請求書（第６号様式） ・補助事業実績報告書（第７号様式） ・事業実績書（第８号様式） ・収支精算書（第９号様式） ・初日利用人員及び月別集計表（第 10 号様式） ・補助金の額の確定通知書（第 11 号様式） ・その他知事が必要と認める書類
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、補助事業変更承認申請書等、提出を受けた書類を確認した。 関連する法令及び条例・規則等に準拠して、必要な書類は揃っていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、補助事業変更承認申請書等、必要な書類を確認したところ、書類は適切に作成されており、不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内

	容、条件、入札金額など)。
	支出命令書等の必要書類を確認したところ、日付、金額、使途、条件などにおいて不自然な点は認められず、適切に決裁が行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか(期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支払申請書、支払通知書等の確認したところ、補助金額については公定価格に千分の二百五十一を乗じた額が補助基準額と定められており、下記の事項を除き、期間、金額、使途、補助率、条件などの支出の要件判定は適切に行われており、問題はないと判断する。 【勧奨事項】 施設型給付費の算定、交付等は市町村事務(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項)であり、提出書類の審査や加算認定、現地調査等は市町村で実施しており、県では確認していない。市町村での要件判定が適切に行われているか、県でも抽出点検を行うことが望ましい。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	交付対象は認定こども園へ移行していない私立幼稚園であり、交付対象者の選定、取引は適切になされていると考える。 選定において交付対象者の収支状況は条件とされていない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	実績確認にあたり、事業実績、事業実施のスケジュール、事業実施方法、販売目標等が記載された事業実績書の提出を受けたうえで、請求書や必要書類に基づいた審査が行われている。 従って、補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行なわれており、問題は認められないと判断する。

vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	支払申請書、支払通知書等の確認したところ、補助金額については公定価格に千分の二百五十一を乗じた額が補助基準額と定められており、下記の事項を除き、補助金は他の使途に流用されておらず、問題はないと判断する。 【勧奨事項】 施設型給付費の算定、交付等は市町村事務（子ども・子育て支援法第 27 条第１項）であり、提出書類の審査や加算認定、現地調査等は市町村で実施しており、県では確認していない。市町村での要件判定が適切に行われているか、県でも抽出点検を行うことが望ましい。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県独自の補助金制度であり、国や市町村への請求手続きは行われない
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事務事業評価で施設型給付への移行率を成果指標としている。 令和５年度　目標値…54/61=88.5 実績値…55/61=90.1 達成率…101.8% 令和６年度　目標値…56/61=91.8 実績値…57/61=93.4 達成率…101.7% （分母は令和元年時点の私学助成園（未移行園）数、分子は当該年度までに移行した園数） 全施設の施設型給付へ移行を目指しており、施設型給付へ移行することで、 ・園の経営が安定し、地域差なく均一な教育・保育が提供される。 ・多様な加算制度により、地域のニーズに沿った事業が実施できる。

	といった成果が期待される。 　以上より、補助金の実績や成果は分かりやすく整理され、目標の達成度合いの評価・分析は問題ないと判断する。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	子ども・子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であるため、見直しや廃止の検討はなされていない。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	子ども・子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、事業の手法や実施内容は問題ないと判断する。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	子ども・子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、事業の継続に問題はないと判断する。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	子ども・子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、補助金額は公定価格の千分の二百五十一を乗じた額と定められているおり、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定されていると判断する。

ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、施設型給付費の算定、交付等は市町村事務（子ども･子育て支援法第 27 条第 1 項）であるが、市町村で利用者の所得に応じた利用者負担額が決定されているか、職員の配置状況や事業の実施体制等に応じた加算が適切に行われているか等、県でも抽出点検や市町村の現地調査への臨席を行うことが望ましい。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	補助事業実績報告書等を確認したところ、補助金は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、該当しない。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されており、問題は認められない。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	子ども･子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、経費の金額の最小化や適正化には該当せず問題は認められない。

監査要点 （公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	子ども・子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、問題はないと判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	子ども・子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、問題はないと判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	子ども・子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、問題はないと判断する。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	子ども・子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、問題はないと判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	子ども・子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費について交付するもの（扶助費）であり、問題はないと判断する。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	子ども・子育て支援法において支出が義務付けられている施設型給付費

	について交付するもの（扶助費）であり、該当しない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、簿冊の確認、こども未来課へのヒアリングを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【勧奨事項　９－１】 施設型給付費の算定、交付等は市町村事務（子ども・子育て支援法第 27 条第１項）であり、提出書類の審査や加算認定、現地調査等は市町村で実施しており、県では確認していない。市町村での要件判定が適切に行われているか、県でも抽出点検を行うことが望ましい。
有効性	有効性について、簿冊の確認、こども未来課へのヒアリングを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、簿冊の確認、こども未来課へのヒアリングを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、簿冊の確認、こども未来課へのヒアリングを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。

【福祉保健部】NO.10

課・室	こども未来課			
事業名 補助金等の名称	病児保育充実支援事業費		補助金	
予算費目	項：児童福祉費		目：児童保護費	
根拠法令・要綱等	病児保育施設整備事業費補助金交付要綱 子ども・子育て支援施設整備交付金要綱 児童福祉法第６条の３第 13 項			
事業期間	事業開始年度	平成 29 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	21,606	3,319	67,595
	決算額	16,070	4,254	39,525

事業の目的	この交付金は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設（以下、「病児保育施設」という。）の整備を促進することにより、病児保育事業の推進を図ることを目的とする。
事業の概要	補助金の交付の対象となる経費及び補助率は次のとおり。 一　補助対象経費 （１）市町村が設置する第２条に定める病児保育施設の施設整備 （２）社会福祉法人等が設置する第２条に定める病児保育施設の施設整備 但し、以下は対象外である。 （１）土地の買収又は整地に要する費用 （２）既存施設の買収（既存施設を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 （３）職員の宿舎に要する費用 （４）門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用 （５）その他整備費として適当と認められない費用 二　補助率 ・市町村が整備を行う場合　1／3

	・市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合 3／10 以下の書類の提出及び交付が必要である。 ・補助金交付申請書（第１号様式） ・申請額内訳書（第２号様式） ・事業計画書（第３号様式） ・収支予算書（第４号様式） ・補助事業遂行状況報告書（第８号様式） ・補助事業着手届（第９号様式） ・契約書の写し ・補助事業完了届（第 10 号様式） ・完了確認検査調書 ・補助金交付請求書（第 11 号様式） ・補助事業実績報告書（第 12 号様式） ・精算額内訳書（第 13 号様式） ・事業実績報告書（第 14 号様式） ・収支精算書（第 15 号様式） ・契約書又は見積書の写し ・完成写真 ・その他知事が必要と認める書類 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、契約書等、提出を受けた書類を確認した。 関連する法令及び条例・規則等に準拠して、必要な書類は揃っていると判断できる。

ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、契約書等、提出を受けた書類を確認したところ、日付、金額、使途、条件、実績報告などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、契約書等、提出を受けた書類を確認したところ、日付、決裁権限、内容、条件、補助金額などに問題は見られず、適切な決裁者によって決裁が行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	交付請求書、実績報告書、精算額内訳書、事業実績報告書、収支精算書等の必要書類を確認したところ、期間、金額、使途、補助率、条件などの支出の要件判定は適切に行われており、問題は認められない。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	交付対象は市町村が設置する第２条に定める病児保育施設や社会福祉法人等であり、交付対象者の選定に問題はないと判断する。 選定において交付対象者の収支状況は条件とされていない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	補助金交付請求書（第 11 号様式)、補助事業実績報告書（第 12 号様式)、精算額内訳書（第 13 号様式)、事業実績報告書（第 14 号様式)、収支精算書（第 15 号様式)、契約書又は見積書の写し、完成写真等の資料は完備されている。 また、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月５

	日のいずれか早い期日までの報告期限内に提出されており、実績確認や報告は適時・適切に行なわれていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	補助金交付請求書（第 11 号様式）、補助事業実績報告書（第 12 号様式）、精算額内訳書（第 13 号様式）、事業実績報告書（第 14 号様式）、収支精算書（第 15 号様式）、契約書又は見積書の写し、完成写真等の資料は完備され、実績確認は適切に行われている。 従って、補助金等の実績確認や報告は適時・適切に行なわれており、支出した経費は流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県独自の補助金制度であり、国や市町村への請求手続きは行われない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事務事業評価を確認したところ、成果指標は病児保育施設数で、事業評価はＡとなっている。 令和５年度　目標値　31 箇所　実績値　32 箇所　達成率　103.2％ 令和６年度　目標値　32 箇所　実績値　32 箇所　達成率　100％ この目標値自体が市町村の整備計画に基づいて設定されたものであるため達成率は 100％になる。従って、目標設定としては適当でなく、また、施設修繕で補助金を利用する際には関連性の低い目標値であるため、補助金の実績や成果が分かりやすく評価・分析されているとは言い難い。 しかし、「病児保育施設整備事業費補助金」は、市町村が地域の実情に応じ、量の見込みを把握し、５年間の事業計画に従って実施する様々な子育て支援事業の一つであり、県単独の補助事業の要素は薄く、国の法律により国、県、市町村の負担割合が定められた全国統一の義務的経費であり、県の裁量が及ばないものである。このため、施設整備に係る県補助金の成果指標として「稼働率」や「定員を超えるキャンセル件数」などを定めることは困難と考える。

	市町村が地域ニーズを踏まえ定めた事業計画に対し、適宜、内容の確認や必要性の検討、助言等を行うことで、事業の有効性を担保する必要がある。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	事務事業評価より、病児保育施設数の目標は達成できている。 しかし、この目標値自体が市町村の整備計画に基づいて設定されたものであるため達成率は100%になる。従って、目標設定としては適当でなく、また、施設修繕で補助金を利用する際には関連性の低い目標値であるため、事業の成果を検証することはできず、事業の見直しや廃止の検討は不十分である。 【勧奨事項】 病児保育事業は、やむをえず一時的に保育する必要がある際のセーフティネットとして、各市町村の住民ニーズに沿って、子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に整備しているものであり、改築・創設についても申請に基づいて行われている。国の法律により国、県、市町村の負担割合が定められた全国統一の義務的経費であり、県の裁量が及ばないものの、補助金を支出する以上、それが本当に必要な設置・規模であるか、施設稼働率の推移等を以って精査することが望ましい。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	この目標値自体が市町村の整備計画に基づいて設定されたものであり、目標設定としては適当でなく、また、施設修繕で補助金を利用する際には関連性の低い目標値である。さらに、稼働率を見ると、施設によって明らかな不均衡がみられ、安心して病気の子どもを預けられる環境を整えるという事業目的のために最も効果的な手法・実施内容であるのか判断ができない。 【勧奨事項】 国の法律により国、県、市町村の負担割合が定められた全国統一の義務的経費であり、県の裁量が及ばないものであるため、手法や実施内容を見直すことは難しいものの、補助金を支出する以上、それが本当に必要な設置・規模であるか、施設稼働率の推移等を以って精査することが望ましい。

iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	平成 29 年度から開始した事業である。 国の要綱に準じて補助金の支出を行っており、その要綱は適宜改正されており、社会情勢に即したものとなっていると判断できる。 事務事業評価では病児保育施設数を成果指標としているが、令和６年度の各病児保育施設によって明らかな不均衡があり、利用者のニーズや社会情勢に即した補助金となっていない可能性が高い。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	事業計画書や契約書の写し等の提出を市町村から受けた上で支出しており、補助金額、事業期間の算定は適切に行われていると判断する。 また、負担割合は、子ども・子育て支援施設整備交付金要綱に定められた通りであり、問題はないと判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	市町村が実施主体であり、補助対象事業者は市町村へ申請を行う。 大分県は、市町村から提出を受けた書類にて補助対象範囲や金額等を精査しており、事業費を抑制する対策は取られていると考える。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	令和３年度より県内全域で広域連携を行っており、市町村をまたいだ利用が可能となっているが、本補助金を利用して改修を行ったものの稼働率

	が低い病児保育施設があり、補助金の支出は必要だったのか疑問を持たざるを得ないものもある。 【勧奨事項】 施設の老朽化だけで改修申請を受けている事例があり、稼働率や定員オーバーなどで受け入れることができなかった子どもの割合・件数等を調査し、施設の規模や定員数が適当であるかの判断をした上で改修計画を立てることが望ましい。また、年に２回、上半期と下半期の月別利用者数及び広域利用者数について各市町村から書面にて報告を受けているが、施設ごとの稼働率の変化、施設改修後の成果等の確認を行い、補助金を用いた整備の効果をきちんと図るべきである。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	国・県・市町村の負担割合が定められた全国統一費用（義務的経費）であり、該当しない。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されており、問題はない。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	病児保育事業は市町村が実施主体であり、補助対象事業者は市町村へ申請を行う。 大分県は、市町村から提出を受けた書類にて補助対象範囲や金額等を精査しており、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行っていると考える。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。

i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	事業期間の終期は決まっておらず、また両親共働き家庭数は増加傾向であることから、事業は今後も継続することが予想される。 従って、事業期間の終期を決めることは難しく、事業期間は適切と考える。 但し、事務事業評価を行うなどして、事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを適宜測りながら事業を継続する必要があると考える。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	事務事業評価では病児保育施設数を成果指標としており、その目標は達成できているが、この目標値自体が市町村の整備計画に基づいて設定されたものであり、いつでも安心して病気のこどもを預けることのできる環境の整備を行い、維持していくという目的を反映する目標となっていないと考える。このため、目的が達成できているのかの判断ができない。 【勧奨事項】 病児保育事業は、やむをえず一時的に保育する必要がある際のセーフティネットとして、住民ニーズに沿って、各市町村において、子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的に整備しているものであり、改築・創設についても申請に基づいて行われているが、補助金を支出する以上、それが本当に必要なものなのであるか、施設稼働率の推移等を以って精査することが望ましい。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	病児保育にニーズは継続すると考えられ、公益性の観点から、本補助金の支出は継続することが予想される。 一方、補助金の継続のため、補助金の対象となる施設の改修に要する費用の成果を明確にするなど、適切に補助金が支出されるように対策を取るべきであると考える。

	【勧奨事項】 事前協議や交付申請の際に、改築や創設等によって見込まれる成果等の確認を行い、整備後は年に２回、上半期と下半期の月別利用者数及び広域利用者数について各市町村から書面にて報告を受けているが、施設ごとの稼働率の変化、施設改修後の成果等の確認を行い、補助金を用いた整備の効果をきちんと図るべきである。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	国・県・市町村の負担割合が定められた全国統一費用（義務的経費）であり、県が実施主体となる補助金であることから、請負や委託は行われていない。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	国・県・市町村の負担割合が定められた全国統一費用（義務的経費）であり、事業に対する補助金制度であることから、入札条件には該当しない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	施設の改修に対する補助金であり、要件を満たす以上は選定先に問題は認められない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、こども未来課にヒアリングを行い、簿冊等を確認した結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、こども未来課にヒアリングを行い、簿冊等を確認した結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。 国の法律により国、県、市町村の負担割合が定められた全国統一の義務的経費であり、県の裁量が及ばないものである。このため、「稼働率」や「定

	員を超えるキャンセル件数」などを定めることは困難であると考えるが、市町村が地域ニーズを踏まえ定めた事業計画に対し、適宜、内容の確認や必要性の検討、助言等を行うことで、事業の有効性を担保する必要がある。 【勧奨事項　10－１】 病児保育事業は、やむをえず一時的に保育する必要がある際のセーフティネットとして、各市町村の住民ニーズに沿って、子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に整備しているものであり、改築・創設についても申請に基づいて行われている。国の法律により国、県、市町村の負担割合が定められた全国統一の義務的経費であり、県の裁量が及ばないものの、補助金を支出する以上、それが本当に必要な設置・規模であるか、施設稼働率の推移等を以って精査することが望ましい。 【勧奨事項　10－２】 国の法律により国、県、市町村の負担割合が定められた全国統一の義務的経費であり、県の裁量が及ばないものであるため、手法や実施内容を見直すことは難しいものの、補助金を支出する以上、それが本当に必要な設置・規模であるか、施設稼働率の推移等を以って精査することが望ましい。
経済性・効率性	経済性について、こども未来課にヒアリングを行い、簿冊等を確認した結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 但し、施設の規模や定員数が適当であるかの判断をした上で改修計画を立てることが望ましい。また、施設ごとの稼働率の変化、施設改修後の成果等の確認を行い、補助金を用いた整備の効果をきちんと図るべきである。 【勧奨事項　10－３】 施設の老朽化だけで改修申請を受けている事例があり、稼働率や定員オーバーなどで受け入れることができなかった子どもの割合・件数等を調査し、施設の規模や定員数が適当であるかの判断をした上で改修計画を立てることが望ましい。また、年に２回、上半期と下半期の月別利用者数及び広域利用者数について各市町村から書面にて報告を受けているが、施設ごとの稼働率の変化、施設改修後の成果等の確認を行い、補助金を用いた整備の効果をきちんと図るべきである。

公益性・公平性	公益性・公平性について、こども未来課にヒアリングを行い、簿冊等を確認した結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。 但し、補助金の対象となる施設の改修に要する費用の成果を明確にするなど、適切に補助金が支出されるように対策を取るべきであると考える。 【勧奨事項　10－４】 病児保育事業は、やむをえず一時的に保育する必要がある際のセーフティネットとして、住民ニーズに沿って、各市町村において、子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的に整備しているものであり、改築・創設についても申請に基づいて行われているが、補助金を支出する以上、それが本当に必要なものなのであるか、施設稼働率の推移等を以って精査することが望ましい。 【勧奨事項　10－５】 事前協議や交付申請の際に、改築や創設等によって見込まれる成果等の確認を行い、整備後は年に２回、上半期と下半期の月別利用者数及び広域利用者数について各市町村から書面にて報告を受けているが、施設ごとの稼働率の変化、施設改修後の成果等の確認を行い、補助金を用いた整備の効果をきちんと図るべきである。

【福祉保健部】NO.11

課・室	こども・家庭支援課			
事業名 補助金等の名称	大分県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金 （ひとり親家庭等医療費助成事業費）		補助金	
予算費目	項：児童福祉費		目：母子福祉費	
根拠法令・要綱等	大分県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	昭和 56 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	314,934	306,638	344,312
	決算額	300,912	331,171	296,579

事業の目的	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
事業の概要	助成対象者（親：１回 500 円負担、児童：無料　※ こども医療費優先）は、市町村が発行した受給者証を提示し医療機関等を受診した際、一部負担又は無料で受診できる。医療保険制度上、受診者が本来一部負担すべきだった金額について保険医療機関等の請求に基づき、市町村が保険医療機関等に支払を行う。 市町村の支払等に要する経費について、県が市町村に一部を助成する事業。 １　市町村事業の助成対象者 ・医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であって、本県に住所を有するひとり親家庭の親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童とする。 ・前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭の児童又は父母のない児童が、就学等の理由により当該市町村に住所を有しないときも助成対象者とする。また、当該市町村に住むひとり親家庭の親及び児童が、ＤＶ及びストーカー被害等の理由により当該市町村の住民基本台帳に記載がないときも助成対象者とする。 ２　実施主体　市町村（県から市町村に対する直接補助事業） ３　補助率　大分市　1／4、その他市町村　1／2

	４　負担率　大分市　（県 1／4、大分市 3／4） その他市町村　（県 1／2、その他市町村　1／2） 以下の書類の提出及び交付が必要である。 ・補助金交付申請書（第１号様式） ・補助金所要額調書（第２号様式） ・補助金所要額内訳書（第３号様式） ・医療費助成に関する条例、規則等 ・歳入、歳出予算書抄本 ・その他知事が必要と認める書類
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	申請は、補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。 （１）補助金所要額調書（第２号様式） （２）補助金所要額内訳書（第３号様式） （３）医療費助成に関する条例、規則等 （４）歳入、歳出予算書抄本 （５）その他知事が必要と認める書類 補助金交付申請書、補助金所要額調書、補助金所要額内訳書等、提出を受けた書類を確認した。 関連する法令及び条例・規則等に準拠して、必要な書類は揃っていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	補助金交付申請書、補助金所要額調書、補助金所要額内訳書等、提出を受けた書類を確認したところ、日付、金額、使途、条件、実績報告などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。

iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	支出命令書等の提出を受けた書類を確認したところ、日付、決裁権限、内容、条件、補助金額などに問題は見られず、適切な決裁者によって決裁が行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	提出された書類を担当課にて金額等の確認を行い、誤りがある場合は市町村ごとに修正依頼をし、再度提出をしてもらっている。 支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	市町村事業の助成対象者は児童扶養手当の受給資格者と同一であり、県では助成対象者の資格確認は行っていない。市町村が助成対象者の資格確認を行い、受給者証を交付する仕組みである。保険医療機関において受給者証を提示した助成対象者に対して、公費負担する制度であるため、本来であれば県において個別に受給資格を確認する必要はないが、助成事業の主体である市町村が、助成対象者を抽出して適宜調査するなど、県及び市町村の事務の合規性を確認する必要があると考える。 選定において交付対象者の収支状況は条件とされていない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	実績確認にあたり、ひとり親家庭等医療費助成事業費補助事業実績報告書、補助金精算書等必要書類の提出を受け、書面によるモニタリングを実施している。それらの書類を確認したところ、実績確認や報告は適時・適切に行なわれていると判断する。 但し、各市町村での個別の助成対象者に対する実地調査等は行われておらず、適宜、抽出調査を行うことが望ましい。

vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	各市町村が実績に基づいて大分県に申請を行う補助金であり、他の使途に流用される可能性は低く、問題は認められないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	各市町村が実績に基づいて大分県に申請を行う補助金であり、大分県から市町村への請求手続きは行われない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	当補助金は、医療費助成というセーフティネット的事業である性質上、安定的に継続する必要があり、ひとり親家庭の福祉増進を目的としていることから、事務事業評価を必要としない経費に整理されているため、事務事業評価は行われず、目標の設定は行われていない。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	昭和 56 年度より開始した補助金だが、補助金の性質上、今後も継続することが予想される。 事務事業評価を必要としない経費であり、目標設定もないため、事業の成果が具体的に把握できない状況であるが、ひとり親家庭の福祉増進を目的とした重要な事業であることから廃止の検討は行われていない。その中で、平成 24 年度から全市町村で現物給付化が実現するなど、県民の利便性向上への事業見直しを行っている。 【勧奨事項】 継続する以上、市町村が助成対象者の抽出点検等を行い、補助金が正しく使われていることを確認する必要があると考える。

iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	事務事業評価を必要としない経費であり、目標設定もされていないため、手法や実施内容が最も効果的であるかの判断はできない。 従って、ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図るという目的を達成するために効果的な事業の手法・実施内容であると判断はできない。ただし、全都道府県が同様のスキームでひとり親家庭等への医療費助成を行っていることから、手法や実施内容は適当と考えられる。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	昭和 56 年度より長期にわたり続く補助金であるが、毎年度、必要額を見積もりながら予算配分が行われていると考えられる。 【勧奨事項】 補助金の性質上、今後も継続することが予想されるため、事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを適宜測りながら事業を継続する必要性があると考える。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	医療機関からの証明や審査支払委託機関からの請求書に基づいた実績報告書等の提出を市町村から受けた上で支出しており、補助金額、負担割合等の算定は適切に行われていると判断する。 また、昭和 56 年度より開始した補助金であり、今後も継続することが予想されるが、補助金の性質上、事業期間が長期に亘ることに問題はないと判断する。

ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	市町村事業の助成対象者は児童扶養手当の受給資格者と同一であり、市町村が受給資格の確認等を担っており、県では助成対象者の確認は行っていない。 本補助金は、事業の性質上、事業費の抑制が必ずしも必要なものではないが、抽出調査等を行い、事業費が適切に利用されているかを確認する必要があると考える。 【勧奨事項】 継続する以上、市町村が助成対象者の抽出点検等を行い、補助金が正しく使われていることを確認する必要があると考える。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とした事業であり、公益性は高いと考える。 また、医療機関からの証明や審査支払委託機関からの請求書に基づいた実績報告書等の提出を市町村から受けた上で支出しており、補助金は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	事業実施主体は市町村であり、事業の実施方法は適切であると考える。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	大分県が実施主体となる趣旨や目的が重複する他の施策は無く、事業計画に問題はないと考える。

vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	国が定めた診療報酬に基づいており、医療機関からの証明や審査支払委託機関からの請求書に基づいた実績報告書等の提出を市町村から受けた上で支出しており、市況等の適正価格が反映された支出となっていると考える。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	昭和 56 年度より長期にわたり続く補助金であり、事業の終期も決まっていない。補助金の性質上、今後も継続することが予想される。 従って、事業期間の終期を決めることは難しく、事業期間は適切と考える。 但し、事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを適宜測りながら事業を継続する必要があると考える。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	助成対象者となるひとり親世帯等は無くなることはないと考えられ、また、昭和 56 年度より長期にわたり続く補助金であることから、所期の目的は継続して達成されていると判断できる。 また、今後もひとり親世帯等の医療費助成に対するニーズは継続すると考えられ、本補助金の支出は継続することが予想される。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	助成対象者となるひとり親世帯等は無くなることはないと考えられ、また、今後もひとり親世帯等の医療費助成に対するニーズは継続すると考え

	られ、本補助金の支出は継続することが予想される。 　一方、補助金の継続のため、今の制度設計（内容・金額）を市町村とともに随時検討することが必要である。補助金の対象となるサービスの提供に要する費用の根拠を明確にするなど、適切に補助金が支出されるように対策を取るべきであると考える。 【勧奨事項】 　事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを測りながら、必要に応じて適宜事業の見直しの検討は行うべきである。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	市町村が実施主体となる補助金であり、請負先や委託先の選定等は行われていない。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	事業に対する補助金制度であり、入札条件には該当しない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	市町村に対する補助金であり、要件を満たす以上は選定先に問題は認められない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、こども・家庭支援課からヒアリングを行い、簿冊等を確認した結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 　但し、本補助金の受給資格の確認は市町村の業務であり、県での確認は行っていないため、抽出点検等を行うことが望ましいと考える。
有効性	有効性について、こども・家庭支援課からヒアリングを行い、簿冊等を確認した結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認し

	た。 　但し、事務事業評価を必要としない経費であるため、補助金の効果を客観的に判断できない。事業の内容が効果的であるかを適宜測りながら事業を継続する必要性があると考える。 【勧奨事項　11－１】 　継続する以上、市町村が助成対象者の抽出点検等を行い、補助金が正しく使われていることを確認する必要があると考える。 【勧奨事項　11－２】 　補助金の性質上、今後も継続することが予想されるため、事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを適宜測りながら事業を継続する必要性があると考える。
経済性・効率性	経済性について、こども・家庭支援課からヒアリングを行い、簿冊等を確認した結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 　但し、事業の性質上、事業費の抑制が必ずしも必要なものではないが、抽出調査等を行い、事業費が適切に利用されているかを確認する必要があると考える。 【勧奨事項　11－１再掲】 　継続する以上、市町村が助成対象者の抽出点検等を行い、補助金が正しく使われていることを確認する必要があると考える。
公益性・公平性	公益性・公平性について、こども・家庭支援課からヒアリングを行い、簿冊等を確認した結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 【勧奨事項　11－３】 　事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを測りながら、必要に応じて適宜事業の見直しの検討は行うべきである。

【商工観光労働部】NO.12

課・室	商工観光労働企画課			
事業名 補助金等の名称	小規模事業経営支援事業費補助金 （小規模事業支援事業費）		補助金	
予算費目	項：中小企業費		目：中小企業振興費	
根拠法令・要綱等	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱 小規模事業経営支援事業費補助金の運用			
事業期間	事業開始年度	昭和 30 年(平成 18 年より交付税措置により県単独事業)	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	1,331,032	1,357,685	1,396,008
	決算額	1,317,859	1,340,028	1,389,824
事業の目的	小規模事業者等に対する経営又は技術の改善発達を図るため、商工会、商工会議所が行う経営改善普及事業に要する経費及び商工会連合会が行う商工会指導事業に要する経費を補助			
事業の概要	商工会（17）・商工会連合会（１）、商工会議所（10）に設置する経営指導員等が、事業者に対する巡回指導や窓口相談、講習会開催、専門家派遣等の経営改善につながる取組みを実施する。 これに要する人件費（経営指導員、経営支援員他）、事業費（旅費、講習会開催費、施策普及推進費、青年部・女性部活動推進）に対して補助金を交付する（商工会への補助金は、商工会連合会に一括交付）。			
監査手続				
監査要点 （合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			
	小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱・小規模事業経営支援事業費補助金の運用に基づき、交付申請書(第１号様式)(別紙１・２)、添付書類、交付決定通知書(第 10 号様式)、変更承認申請書(第２号様式)、事業計画書、収			

	支計算書、変更交付決定通知書、確定通知書(第 15 号様式)を確認した。 事業費の支出に当たり必要な書類は、おおむね揃っていると判断できる。 【勧奨事項】 第 14 号様式、消費税額の額の確定に伴う報告書の文言の修正が必要である。 「小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第６条第１項第 12 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。」と記載されているが、正しくは、「小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第６条第１項第 10 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。」である。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。 小規模事業経営支援事業費補助金紙簿冊に綴じ込まれている書類を確認したところ、日付、金額、使途、条件等に特に不自然な点は認められない。 【改善事項】 報告書の内容において、記載された会議の開催場所の実態の確認が必須である。 料亭等で会議を開催して、それを会議の開催報告として提出しているものがあった。当該会議に係る経費については大分県商工会議所連合会の自主財源により開催したものであるが、実施場所については慎重に検討すべきであると判断する（大分商工会議所)。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。 令和６年度小規模事業経営支援事業費補助金の額の決裁書類を確認したところ、各商工会議所等への確定通知書と確定額一覧表を照合した。 事業費の支出に関する決裁において、日付、決裁権限、内容、条件などは適切であり、問題は認められないと判断する。

iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	商工会議所・商工会連合会の補助金交付申請書にある補助対象経費・補助申請額の計算方法については以下のとおりである。 まず、県担当者が補助対象経費・補助申請額を計算し、内示という形で商工会議所・商工会連合会に連絡する。 これに基づいて、商工会議所・商工会連合会が補助金交付申請書を作成し、県に申請するという手続きとなっている。 補助金交付申請書に、事業実施に要する補助対象経費、という表記が含まれている。これには、人件費（給料・諸手当等）、事業費（指導事業費、資質向上対策事業費等）のように経費科目と金額が記載されている。 年度末には、これらの補助金額（収益科目）と経費科目が記載された収支計算書が県に報告され、決裁を受けた後に補助金が支払われることとなっており、期間、金額、使途、補助率、条件などの支出の要件判定は、適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	交付対象者は小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱により定められている。補助金受領者である各商工会議所・商工会連合会からの実績報告書に添付されている収支計算書を確認した。 従って、補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されており、また、対象者の収支状況等は適切に把握されていると判断する。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	事業実績報告書（第 13 様式）別紙及び四半期報告書を確認したところ、実績確認や報告は適時・適切に行なわれていると判断できる。 【勧奨事項】 報告書の様式は要綱により定められているが、様式の項目を加除しているケースがいくつか見られた。実績を確認する際、非常に見づらいため、項目を加除せず、補助金の申請がない場合は、空欄として報告するようにすべきである。

	【改善事項】 補助事業の内容（費用の配分）の変更承認申請書に添付されている収支計算書の県補助金額が変更前の数値から変更されていない（佐伯、津久見商工会議所）。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	事業実績報告書に添付されている補助金支払明細書と経常収支計算書をサンプル抽出により２件の照合をした（大分商工会議所、中津商工会議所）。 補助金支払明細書及び経常収支計算書は全ての商工会議所等から提出を受けており、その使途に問題等は認められなかった。 従って、補助金等は他の用途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	毎年度、各商工会議所、県商工会連合会の実績報告書、四半期報告書を受け、事務事業評価を実施している。 ＜成果指標＞ ① 経営革新計画、農商工等連携事業計画、経営力向上計画等の国及び県の承認件数 令和６年度　計画 76　実績 147　達成率 193% 令和５年度　計画 76　実績 75　達成率 99% ② 国・県等の補助事業の採択件数 令和６年度　計画 280　実績 243　達成率 87% 令和５年度　計画 280　実績 515　達成率 184% ③ 支援する創業者数（第二創業を含む） 令和６年度　計画 148　実績 189　達成率 128%

	令和５年度　計画 148　実績 199　達成率 134% ④ 事業引き継ぎ支援センターへの相談 令和６年度　計画 148　実績 235　達成率 159% 令和５年度　計画 148　実績 228　達成率 154% ＜活動指標＞ ① 巡回指導件数 令和６年度　計画 29,230　実績 31,231　達成率 107% 令和５年度　計画 29,520　実績 29,659　達成率 100% ② 集団講習会開催件数 令和６年度　計画 189　実績 218　達成率 115% 令和５年度　計画 189　実績 232　達成率 123% ③ 専門家派遣件数 令和６年度　計画 549　実績 1,390　達成率 253% 令和５年度　計画 549　実績 1,390　達成率 253% ④ 事業承継実態診断件数 令和６年度　計画 1,300　実績 1,282　達成率 99% 令和５年度　計画 1,611　実績 1,354　達成率 84% （商工会議所、商工会別に報告を受けているが、合計数値のみ記載している） 実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されていると判断する。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	小規模事業経営支援事業費補助金における成果指標一覧（令和６年度）を確認した。 現状、補助金の多くが、商工会議所、商工会・商工会連合会が実施した活動、経営指導員の人件費等を基準として支給されている。一方、経営革新計画等の承認件数、国・県等の補助事業の採択件数、支援する創業者数、事業引継支援センターへの相談件数といった小規模事業者等の振興・安定に寄与するような成果配分的な制度も取り入れられている。 【勧奨事項】 現在の成果指標は、①支援する経営革新計画、農商工等連携事業計画、経営力向上計画等の国及び県の承認件数、②国・県等の補助事業の採択件数、

	③支援する創業者数（第二創業を含む）、④事業引継ぎセンターへの相談件数となっている。 その結果、事務事業評価にて補助金の支出の成果は適切に検証され、事業の見直しは行われていると判断する。 但し、現状の成果指標では事業の目的とは直結しておらず、小規模事業者等の経営成績の向上を直接的な目標とする成果指標のようなものを加えることを検討すべきである。 例えば、３年連続売上高増加、３年連続利益計上、３年増収増益、売上高又は利益が３年連続計画対比実績９割以上達成等である。 2025 年版中小企業白書によると、「休廃業・解散件数は近年減少傾向にあったものの、2023 年に増加傾向に転じ、2024 年には約７万件となった」とある。また、「休廃業・解散企業数について、企業規模別構成比の推移を見ると、休廃業・解散企業数に占める『小規模事業者』の割合は一貫して９割超となっている」とある。 さらに、2025 年版中小企業白書では、「策定した経営計画を適切に運用していくことも重要である」として、経営計画の運用を重要としている。ここで、経営計画の運用とは、計画達成に向けた行動、計画の進捗管理、計画に対する実績の評価、計画の見直し等であると考えられ、経営の実績も重視しているということである。 このような状況を踏まえ、成果指標に小規模事業者等の経営の実績を成果とするようなものを検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。 事業の目的は、小規模事業者等に対する経営又は技術の改善発達を図ることである。 そのために、商工会議所・商工会連合会に対して経営指導員等の人件費、事業費を補助金として交付して、小規模事業者等に対する経営又は技術の改善発達を支援するという事業の手法となっている。 具体的な活動は、経営革新計画、農商工等連携事業計画、経営力向上計画等策定支援、国・県等の補助事業の申請支援、第二創業を含む創業支援、事業引き継ぎ支援センターへの相談、巡回指導、集団講習会、専門家派遣、事業承継実態診断等である。 県内の小規模事業者等を広く支援するという目的からは、小規模事業者等の近い存在である商工会議所、商工会、商工会連合会を活用するというのは

	効果的であると考える。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱、小規模事業経営支援事業費補助金の運用等に基づいて、予算配分され、事業が継続されている。 しかし、過去からの慣例的な予算配分が行われていないということを否定することはできず、長期間継続している根拠となる社会情勢等を考慮する必要がある。 但し、社会情勢的に見て中小企業の支援は必須であると考えられ、実施事業は社会情勢などを考慮して継続されていると判断できる。 【勧奨事項】 経営指導員が経営改善普及事業を効果的に実施できるようなスキルと経験を身に付けるような努力が必要であるため、引き続き資質の向上に取り組むことが望ましい。 具体的には、当監査報告書で提案されている①小規模事業者等の経営実績を考慮した成果指標の導入、②経営計画策定支援による経営指導の経験を積むこと、③経営指導員のリスキリングによるスキルアップの実施、などが考えられる。 【勧奨事項】 経営計画の策定支援についても支援を強化することが望ましい。 2025 年版中小企業白書によると、事業者が経営計画を策定している割合は、51.1%となっている。（今後策定する予定が、26.6%、策定する予定なしが、22.3%） 経営計画策定の目的の上位三つは、業績の向上（35.1%）、経営状況の把握（33.2%）、自社の強みや弱みの理解（15.2%）となっている。 経営計画を策定しない理由の上位三つは、時間的余裕がない（37.5%）、事業環境変化が激しく、先が見通せないため（26.4%）、必要性を感じないため（21.8%）となっている。 また、策定する経営人材の有無別の経営計画の策定状況をみると、経営人材がいる事業者の策定割合は、56.3%、経営人材がいない事業者の策定割合

	は、38.1%となっている。 　このような状況から、商工会議所等の経営指導員が小規模事業者等の経営計画策定支援をする必要性・意義はあると考える。 　さらに、2025 年版中小企業白書では、経営計画の策定状況別に売上高の変化率（中央値）と付加価値額の変化率（中央値）を示している。 　売上高の変化率（中央値）は、策定している事業者は 7.7%、策定していない事業者は 5.7%となっている。また、付加価値の変化率は、策定している事業者は 9.9%、策定していない事業者は 8.1%となっており、両指標とも経営計画を策定している方が、高い水準であることが分かる。 　これらの結果から、「一概にはいえないが、経営計画の策定は、業績の向上につながる可能性がある」としている。 　このような状況を踏まえ、国や県の承認を得る計画の対象以外の小規模事業者等について、経営計画策定及び運用の支援を今以上に行うことが望ましいと考える。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	見積関係、契約関係の書類を確認したところ、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準であると判断できる。 　具体的には、補助金額の９割以上が経営指導員等関連の人件費となっているため、県職員の給与水準と連動する形で変動するため上昇傾向にあり、補助金額も上昇傾向にある。 　また、事業期間については、中小企業支援は中小企業が存在する以上は必須という考え方から終期設定はされていない。但し、事業期間が長くなっており、事業内容がマンネリ化していることを全面的に否定することはできないと考える。 　従って、全く変更のないまま、このままの状態で継続するのではなく、何らかの見直しが必要であると考える。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱・小規模事業経営支援事業費補

	助金の運用、実績報告書の確認等を行ったところ、当補助金の補助対象である商工会議所・商工会・商工会連合会の経営指導員等の人件費関連の経費が補助金額の多くを占める。 　当該人件費関連の経費は､大分県の給与改定に連動する形で改定される(大分県の給与改定方針は、国の人事院勧告（国家公務員の給与改定方針）を受けて決定される)。 　現在、国家公務員の給与は上昇する傾向にあり、それが大分県の給与改定方針に影響を与え、大分県の給与改定方針に連動する形で、当補助金額（経営指導員等の人件費関連部分）が上昇する傾向となっている。 　従って、経営指導員等の人件費部分については、抑制するのは難しいと考えられ、事業費を抑制する対策が取られているとは言い難い。 　但し、事業費については事業内容の見直しにより、抑制には検討の余地があると考える。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	実績報告書（主要な改善普及事業に係る実績数、経営改善普及事業に係る職員の設置数、経営改善普及事業実績、施策普及推進事業実績等)、収支計算書、成果指標・活動指標実績表（計画承認件数、補助事業採択件数、支援創業者数、事業承継申込数、巡回指導件数、集団講習会開催件数、専門家派遣件数、事業承継診断件数、マル経融資件数、情報発信体制整備件数、資格取得実績数)、中小企業基盤整備機構実績　等を確認した。 　その結果、明らかに必要性に乏しい事業ではないと判断でき、補助金として支出した経費は適切に使われていると判断する。 　但し、当事業は長期間にわたり実施され続けており、当事業を全く変更のないまま、このままの状態で継続するのではなく、何らかの見直しが必要であると考える。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	小規模事業者等に対する経営又は技術の改善発達を図るという目的から事業の実施方法として、小規模事業者等の近い存在である県内の商工会議所、商工会、商工会連合会に小規模事業者等の支援を委託している。

	従って、事業目的を達成するために、事業の実施方法は適切に選択されていると判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へ質問を実施した結果､趣旨や目的が重複する施策は認められない。 従って、特段の問題はみとめられない。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	補助対象経費について、小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱・小規模事業経営支援事業費補助金の運用に定められている。 当事業においては、経営指導員の人件費等が補助金額の多くを占める。経営指導員の人件費等は大分県職員の人件費と連動する形となっているため、適正価格と判断することができる。 但し、当該人件費は上昇傾向にあり、それが補助金額全体を押し上げる要因となっており、事業内容等の見直し検討すべきと考える。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱、小規模事業経営支援事業費補助金の運用に基づいて、事業が実施されており、事業期間の設定は行われていない。 継続して事業が行われている根拠として、人的資産が経営者に頼らざるを得ないという中小企業の特性から、継続的な支援が必要と判断する。 また、社会情勢や中小企業の事業実態から、中小企業の支援は必須であると考えられ、繰り返し事業が行われている根拠は明確と判断できる。 なお、事業期間は長期にわたっており、当該事業を全く変更のないままの状態で継続するのではなく、何らかの事業の見直しが必要であると考える。

	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
ii	小規模事業者等に対する経営又は技術の改善発達を図ることが、事業の目的であり、現状、小規模事業者等への支援が必要ないという状況（目的が達成されている状況）にはないと判断する。 一方、小規模事業者等への支援により、小規模事業者等に対する経営又は技術の改善発達を図ることはできていない（目的が達成できない蓋然性が高い）と判断する。 なお、事業期間は長期にわたっており、当該事業を全く変更のないままの状態で継続するのではなく、何らかの事業の見直しが必要であると考える。
	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
iii	「小規模事業者等に対する経営又は技術の改善発達を図るため、商工会、商工会議所が行う経営改善普及事業に要する経費及び商工会連合会が行う商工会指導事業に要する経費を補助する」という当事業の目的からは、一般的に経営資源に乏しいとされる小規模事業者等を支援するというのは、公益性の観点から継続すべきものであると判断できる。 公益性の観点からは継続すべきものと考えるが、事業期間は長期にわたっており、当該事業を全く変更のないままの状態で継続するのではなく、何らかの事業の見直しが必要であると考える。
	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
iv	補助金の支給先は小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に定められており、問題は認められない。
	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
v	補助金事業であり入札条件には該当しないため、問題等は認められない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。

	偏って選定、支出されていないか。
	補助金の支給先は小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に定められており、商工会議所、商工会等に毎年補助金を支給することに問題は認められない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、商工観光労働企画課からヒアリングを行い、補助金に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【勧奨事項　12－１】 第 14 号様式、消費税額の額の確定に伴う報告書の文言の修正が必要である。 「小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第６条第１項第12号の規定に基づき、下記のとおり報告します。」と記載されているが、正しくは、「小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第６条第１項第10号の規定に基づき、下記のとおり報告します。」である。 【改善事項　12－２】 報告書の内容において、記載された会議の開催場所の実態の確認が必須である。 料亭等で会議を開催して、それを会議の開催報告として提出しているものがあった。当該会議に係る経費については大分県商工会議所連合会の自主財源により開催したものであるが、実施場所については慎重に検討すべきであると判断する（大分商工会議所）。 【勧奨事項　12－３】 報告書の様式は要綱により定められているが、様式の項目を加除しているケースがいくつか見られた。実績を確認する際、非常に見づらいため、項目を加除せず、補助金の申請がない場合は、空欄として報告するようにすべきである。

	【改善事項　12－４】 補助事業の内容（費用の配分）の変更承認申請書に添付されている収支計算書の県補助金額が変更前の数値から変更されていない（佐伯、津久見商工会議所）。
有効性	有効性について、商工観光労働企画課からヒアリングを行い、政策評価、事務事業評価関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。 【勧奨事項　12－５】 現在の成果指標は、①支援する経営革新計画、農商工等連携事業計画、経営力向上計画等の国及び県の承認件数、②国・県等の補助事業の採択件数、③支援する創業者数（第二創業を含む）、④事業引継ぎセンターへの相談件数となっている。 その結果、事務事業評価にて補助金の支出の成果は適切に検証され、事業の見直しは行われていると判断する。 但し、現状の成果指標では事業の目的とは直結しておらず、小規模事業者等の経営成績の向上を直接的な目標とする成果指標のようなものを加えることを検討すべきである。 例えば、３年連続売上高増加、３年連続利益計上、３年増収増益、売上高又は利益が３年連続計画対比実績９割以上達成等である。 2025 年版中小企業白書によると、「休廃業・解散件数は近年減少傾向にあったものの、2023 年に増加傾向に転じ、2024 年には約７万件となった」とある。また、「休廃業・解散企業数について、企業規模別構成比の推移を見ると、休廃業・解散企業数に占める『小規模事業者』の割合は一貫して９割超となっている」とある。 さらに、2025 年版中小企業白書では、「策定した経営計画を適切に運用していくことも重要である」として、経営計画の運用を重要としている。ここで、経営計画の運用とは、計画達成に向けた行動、計画の進捗管理、計画に対する実績の評価、計画の見直し等であると考えられ、経営の実績も重視しているということである。 このような状況を踏まえ、成果指標に小規模事業者等の経営の実績を成果とするようなものを検討すべきである。

【勧奨事項　12－６】

経営指導員が経営改善普及事業を効果的に実施できるようなスキルと経験を身に付けるような努力が必要であるため、引き続き資質の向上に取り組むことが望ましい。

具体的には、当監査報告書で提案されている①小規模事業者等の経営実績を考慮した成果指標の導入、②経営計画策定支援による経営指導の経験を積むこと、③経営指導員のリスキリングによるスキルアップの実施、などが考えられる。

【勧奨事項　12－７】

経営計画の策定支援についても支援を強化することが望ましい。

2025 年版中小企業白書によると、事業者が経営計画を策定している割合は、51.1%となっている。(今後策定する予定が、26.6%、策定する予定なしが、22.3%)

経営計画策定の目的の上位三つは、業績の向上（35.1%)、経営状況の把握（33.2%)、自社の強みや弱みの理解（15.2%）となっている。

経営計画を策定しない理由の上位三つは、時間的余裕がない（37.5%)、事業環境変化が激しく、先が見通せないため（26.4%)、必要性を感じないため（21.8%）となっている。

また、策定する経営人材の有無別の経営計画の策定状況をみると、経営人材がいる事業者の策定割合は、56.3%、経営人材がいない事業者の策定割合は、38.1%となっている。

このような状況から、商工会議所等の経営指導員が小規模事業者等の経営計画策定支援をする必要性・意義はあると考える。

さらに、2025 年版中小企業白書では、経営計画の策定状況別に売上高の変化率（中央値）と付加価値額の変化率（中央値）を示している。

売上高の変化率（中央値）は、策定している事業者は 7.7%、策定していない事業者は 5.7%となっている。また、付加価値の変化率は、策定している事業者は 9.9%、策定していない事業者は 8.1%となっており、両指標とも経営計画を策定している方が、高い水準であることが分かる。

これらの結果から、「一概にはいえないが、経営計画の策定は、業績の向上につながる可能性がある」としている。

このような状況を踏まえ、国や県の承認を得る計画の対象以外の小規模事業者等について、経営計画策定及び運用の支援を今以上に行うことが望ましいと考える。

経済性・効率性	経済性について、商工観光労働企画課からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、その負担は微増傾向にあるものの、支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったと判断する。
公益性・公平性	公益性・公平性について、商工観光労働企画課からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。

【農林水産部】NO.13

課・室	園芸振興課			
事業名 補助金等の名称	短期集中県域支援品目生産拡大推進事業費		補助金	
予算費目	項：農業費		目：園芸振興費	
根拠法令・要綱等	大分県補助金等交付規則 短期集中県域支援品目生産拡大推進事業費補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	令和４年	事業終期年度	終期年度設定 令和６年度末 で終了
予算額・決算額 の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	378,640	500,662	759,590
	決算額	359,945	413,063	129,855
事業の目的	大分県の顔となる園芸品目を育成し、生産拡大を図るため、農業団体等が行う産地課題の解消につながる取組に対し集中的かつ総合的に支援する。 また、白ねぎ拡大経営体の早期経営安定に向けた取組を支援する。			
事業の概要	こねぎ、ピーマン、高糖度かんしょ、ベリーツ、白ねぎの５品目について、産地拡大と生産安定化に向けた課題解決への取り組みを支援する補助事業である。 １　こねぎ夏季生産安定対策 ・異常気象への緊急対応 （栽培ベッド嵩上げ、自動制御式排水ポンプ導入等） ・夏季生産安定対策 （発芽率向上対策、潅水技術高度化対策、病害虫抑制対策） ２　ピーマン産地拡大強化対策 ・経営体の確保・育成（拡大初期リスク軽減、自動化設備導入） ・単収向上・生産リスク軽減（高温対策、TSWV 対策等） ３　高糖度かんしょ産地拡大対策 ・大規模経営体の育成・新規栽培者の確保 （スマート農業機械導入、常用機械等導入） ・新規産地（東部）の育成（土壌改良資材投入等品質向上対策） ・基腐病侵入防止対策 ・広域選果場の整備			

	4　「ベリーツ」生産確立対策 ・生産技術の高度化 （地区課題解決ＰＴ、高収益モデル実証、新技術の実用普及） ・品種に応じた栽培環境の整備（機械設備導入、ウイルスフリー苗導入） ・分業化対策（パッケージセンター整備） 5　白ねぎ早期経営安定対策 ・拡大経営体の経営安定に向けた支援対策（雑草対策、土づくり対策等） ・新型皮むき機の開発支援 なお、白ねぎに関する補助事業は令和４年度から開始しており（令和３年度はねぎ産出額 100 億円プロジェクト推進事業費として実施）、令和６年度末で終了している。 補助の態様は以下の通りである。 1　こねぎ夏季生産安定対策事業　：県 1/3、市町 1/6　等 2　ピーマンＴＳＷＶ対策事業　：県 1/2、市町 1/6　等 3　高糖度かんしょ生産基盤整備支援事業：県 1/2、市町 1/6　等 4　ベリーツ生産性向上支援事業　：県 1/3、市町 1/6　等 5　白ねぎ緊急生産対策支援事業　：県 1/3、市町 1/6　等 令和６年度の補助金の交付件数・交付先・金額は以下の通りである。 ・交付件数：68 件 ・交付先：市町村 ・交付金額：126,158 千円 交付先に対する大分県のモニタリングの状況は以下の通りである。 ・実績報告書による書面の確認及び必要に応じて実施確認の実施。 監査では対象事業を以下の選定方法で選定する。 当該事業が当初「ねぎ産出額 100 億円プロジェクト推進事業」として開始していることを踏まえ、中・長期的視点から事業目的の達成度を評価できる「白ねぎ」を対象品目とした事業を選定する。 「白ねぎ」を対象品目とした事業は４件あり、「55. 補助対象者：豊後大野市、補助交付金額 3,122 千円」を監査対象事業に選定する。 令和元年度～令和６年度に実施された監査での指定事項・注意事項は無い。

監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	本事業は「大分県補助金等交付規則」及び「短期集中県域支援品目生産拡大推進事業費補助金交付要綱」に基づき執行されている。補助金は市町村（豊後大野市）を経由して最終受益者（白ねぎ生産部会）に交付される二段階構造となっている。 補助金交付申請書、交付決定通知書、実績報告書（写真、請求書、出来高設計図等）、支出関係書類等の必要書類を確認したところ、各書類は適切に整備されており、また、補助事業者（市）が受益者から受領した書類の写し（財産管理台帳等）も提出されている。 従って、関連する法令及び条例・規則等に準拠して、補助金の支出に当たり必要な書類は揃っていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	各種申請書、報告書、請求書、写真等の必要書類を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	支出負担行為及び支出命令関係書類等を確認したところ、決裁権限、日付、内容、条件などに不自然な点は見られず、関連規則に沿って適切に決裁が行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	補助金交付要綱に定められた補助対象経費、補助率、事業内容と、実績報告書の内容を照合したところ、期間、金額、使途などに不自然な点は見られ

	ず、支出要件は満たされていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	補助金の交付先である豊後大野市は、補助金交付要綱に基づき適切に選定されている。 豊後大野市を経由した間接交付のため、最終受益者（生産部会）の詳細な収支状況までは把握していないが、豊後大野市が受益者から受領した実績報告書の写し及び財産管理台帳の写しを徴取して主要な支出内容を確認している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	補助金の交付先である豊後大野市から、事業完了後に実績報告書（写真、請求書等添付）が提出され、担当課及び関係振興局で内容確認が行われている。報告内容に不備があった場合は、振興局を通じて豊後大野市に確認・修正依頼を行う手続きが確立されている。 また、普及指導員による月１回程度の巡回指導を通じた日常的なモニタリングも実施されている。 従って、適時・適切な実績確認と報告が行われていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	提出された実績報告書と証憑（写真、請求書）を照合したところ、補助金は交付要綱で定められた対象経費（雑草対策、土づくり対策等）に充てられており、他の使途への流用は認められない。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	本事業は、大分県と各市町村が共同で経費を負担する制度になっている。 そのため、各市町村が大分県に負担分を請求する手続きが定められており、その請求に基づき必要書類を精査したうえで、補助金の交付が行われている。 従って、請求手続きは適切に行われていると判断する。

監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	本事業全体の成果指標として設定された「作付面積」は、目標の787ｈａを上回る809ｈａを達成している。本事業は機械導入、施設整備を図ることで大分の顔となる園芸品目を育成し、産地拡大を図ることを主目的としており、補助事業の直接的な成果は作付面積の拡大として現れるものであることから成果指標として設定されている。 監査対象として抽出した白ねぎ事業における、単収向上や販売金額増加といった定量的成果は、栽培サイクル上（Ｒ６年度実施→Ｒ７年度収穫確認）まだ確認途中である。 ただし、普及指導員による巡回指導時に、単収、販売実績の過去実績と照らし合わせた達成度合いの評価と必要な指導が行われている。 成果の整理・分析は進行中ではあるが、目標達成に向けた評価プロセスは機能していると判断する。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	本事業は、当初から「短期集中的な課題解決」を目的に３か年で設定されていた。 「大分県農業総合戦略会議（構造改革・園芸部門作業部会）」において定期的に進捗・達成状況を共有し、全体の作付面積目標を達成したことを確認した上（作付面積の目標787ｈａで、実績809ｈａ）で、令和６年度末での事業終了が判断されている。 終了後も「園芸基幹品目」としてマーケットからの旺盛な需要に対応するため、引き続き産地拡大が必要と判断し、継続的な支援体制に移行している。また、成果検証に基づき、ピーマンのＴＳＷＶ対策や面積拡大に向けた初期リスク支援等は終了しているが、近年顕著な影響がみられる高温対策等、必要な支援は「園芸基幹品目」として継続していく。 従って、成果検証に基づく適切な見直し・終了判断が行われている。

iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	白ねぎ対策では、雑草対策・土づくり対策について振興局の実証結果や他県試験結果を、気象緊急対策（スプリンクラー導入）については気候変動を踏まえた現地事例等を根拠に効果を判断してメニューを設定している。 また、ドローンを使って農薬を散布し、作業の効率化や作業者の負担軽減を図る目的でドローン導入による防除体系の構築に向け、ドローン防除の実証委託への支援を検討していたが、既に大分県では他の事業（ドローンビジネスプラットフォーマー事業）により、ドローン事業者と利用者のマッチング支援を行っており、白ねぎにおいてもマッチングが進みつつある状況であったため、本事業での支援は見送っており、既存事業との重複を避けるなど、効率的な予算配分を意識している。 従って、事業の手法は目的達成に効果的であると判断する。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	本事業は令和４年度に創設された短期事業であり、同一内容の事業は過去に実施しているものはなく、過去からの慣例によるものではない。 本事業は、当初から「短期集中的な課題解決」を目的に３か年で設定されており、令和６年度末での終了も、設定した成果指標を達成したことによる合理的な判断である。 なお、近年高温により安定生産が難しくなっているため、遮光資材等の導入については別事業において支援をしている。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	補助金額については、対象となる資材・作業の単価や面積に基づき算定されている。 今回、監査対象事業の内容は、①雑草対策、②土づくり対策、③気象緊急対策の３つである。

	①除草剤の導入、②緑肥の導入については、いずれも単位面積当たりの使用量や播種量が定められており、各資材の見積金額から根拠相場を算出している。 ③気象緊急対策については、散水に必要な資材が販売規格として定められおり、導入面積に応じて算出している。 事業期間は「短期集中」という目的に照らし、効果検証のためのデータ取得に必要な最低年数、効果検証に必要な最低年数（気象・病害虫の年次変動考慮）として３年間と設定されており合理的である。 負担割合（県、市町村）も品目・対策に応じて設定され、既存事業（おおいた園芸産地づくり支援事業）の事業目的別の補助率（規模拡大を伴う、伴わない）と比較の上、早期の経営安定化等を考慮して設定されており、適切な水準と判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	事業設計の段階で、ドローン導入による防除効率化なども検討されたが、既存のドローンビジネスプラットフォーマー事業と重複することから採用を見送っている。 このように、他事業との重複を避け、予算の効率的な配分を意識した対策がとられている。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	補助金の交付対象となる雑草防除資材、土壌改良資材、スプリンクラー等は、白ねぎ産地の拡大と経営安定化に不可欠な対策として必要性は高い。 また、普及指導員による巡回指導が行われ、実績報告書に証拠写真が添付されていることから、これらの資材・設備が適切に導入・使用されていることを確認しており、拠出した補助金は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	産地課題の解決には、現場に近い市町村や農業団体を経由した支援が効果的である。本事業は補助金交付によりこれらの主体の取組を後押しする方式を採用しており、適切な実施方法である。

	なお、本事業は「県が市町村を通じた間接補助事業」という手法を採っている。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	ドローン導入の検討例に見られるように、他事業との重複防止が意識されている。 また、5品目それぞれの課題に特化したメニュー設計がなされており、本事業内での重複は認められない。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	補助対象経費は、事業ごとに複数者から見積りを取得し、事業費を積算し、最終的に入札を行っており、資材等の市場価格を反映した単価に基づき算定されている。 従って、市況等の適正価格を無視した支出とはなっていないと判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	「短期集中的な課題解決」という目的に沿って3年間と設定され、その期間で目標を達成した後、終了している。 期間は合理的であり、繰り返し（延長）は行われていない。 なお、過去においても同一内容の事業は実施していないが、白ねぎについては他の品目より1年早く取組を開始しており、令和3年度から「ねぎ産出額100億円プロジェクト推進事業」において支援を行っていた。その後、大分県農業総合戦略会議において短期集中県域支援品目の産地拡大に取り組む方針が決定されたことを受け、「短期集中県域支援品目生産拡大推進事業」に統合した経緯がある。

ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	本事業は、設定した作付面積目標を達成したことを以て終了している。 従って、所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものは認められず、また、目的が達成できないにもかかわらず支出され続けているものも認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	大分県の基幹園芸品目育成に対する補助金事業は公益性が高いと考えられる。 本事業は終了したが、その成果と残された課題を引き継ぎ、「園芸基幹品目」として継続的な支援に移行している。 内容・金額の変更必要性については、新たな支援枠組みの中で検討されるべきものである。具体的には、高糖度かんしょの機械導入、高温対策の遮光資材等の導入、ベリーツのウイルスフリー苗導入については、おおいた園芸産地づくり支援事業にて、また、白ねぎの雑草対策、土づくり対策については園芸基幹品目生産拡大推進事業にて引き続き支援が行われる。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	補助金の交付先（市町村）は、補助金交付要綱に基づき、対象産地を管轄する自治体として適切に選定されている。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	本事業は補助金交付事業であり、契約（請負・委託）に係る入札は対象外である。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	補助金の交付先である市町村は、産地の所在地に応じて必然的に特定さ

	れている。 　実際に、特定の地域に偏ることなく、対象品目の産地が所在する複数の市町村に対して交付が行われており、問題は認められない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、農林水産部園芸振興課からヒアリングを行い、補助金交付申請書、実績報告書、支出関係書類等を確認した結果、各種事務は、大分県補助金等交付規則及び本事業の交付要綱に従い、適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、農林水産部園芸振興課からヒアリングを行い、農業総合戦略会議の議事録等を確認した結果、支出した補助金に見合う成果が認められると判断した。
経済性・効率性	経済性・効率性について、農林水産部園芸振興課からヒアリングを行い、事業内容・単価算定の根拠等を確認した結果、補助金の使途に特段の無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、農林水産部園芸振興課からヒアリングを行い、事業の選定プロセス等を確認した結果、事業は県農業振興という公共性の高い目的を有し、その実施プロセスも関係団体を含む会議体での合意形成を経ており、公平性に問題はないと判断した。

【農林水産部】NO.14

課・室	畜産技術室			
事業名 補助金等の名称	堆肥広域流通・飼料生産拡大モデル事業費補助金		補助金	
予算費目	項：畜産業費		目：畜産振興費	
根拠法令・要綱等	大分県補助金等交付規則 堆肥広域流通・飼料生産拡大モデル事業費補助金交付要綱			
事業期間	事業開始年度	令和５年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	－	64,764	－
	決算額	－	4,506	37,540

事業の目的	堆肥の利用促進、高栄養自給飼料生産、飼料用米の利用推進により、地力の維持増進と高栄養自給飼料の生産拡大による循環型農畜産業の構築、配合飼料価格高騰対策に資することを目的とする。
事業の概要	飼料用米の利用促進・広域流通を促進するため、需要者（畜産農家）と生産者（耕種農家）のマッチング支援及び保管施設等の整備に対して補助金を交付する。 補助の態様としては、飼料用米保管庫の整備を行う事業実施者の保管庫の整備等・機械の導入・資材の購入にかかる経費の 2/3 以内を補助する。 令和６年度の補助金の交付件数・交付先・金額は以下の通りである。 ・交付件数：５件（３団体、２個人） ・交付先：有限会社荻町高原綜合農場など３団体、１個人 ・交付金額：１団体あたり 6,600～10,966 千円 １個人あたり 6,425～6,926 千円 交付先に対する大分県のモニタリングの状況は以下の通りである。 ・実績報告書および実施状況報告書による書面モニタリングの実施。 令和元年度～令和６年度に実施された監査での指定事項・注意事項は認められなかった。

	交付先件数が３団体、２個人あるため、今回の監査ではそのうちの１団体、株式会社オカベサービスへの事業を対象事業として選定する。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	本事業は「堆肥広域流通・飼料生産拡大モデル事業費補助金交付要綱」及び「大分県補助金等交付規則」に基づき執行されている。 申請から決定、完了・実績報告に至る一連の手続きに必要な書類（補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、見積書（２者以上）、設計書、補助金交付決定通知書、補助事業完了届、実績報告書、領収書写し等）は、要綱で定められた様式に従い適切に整備されており、特に施設整備事業については設計書、見積書、出来高写真等の添付も確認している。 以上より、関連する法令及び条例・規則等に準拠して、事業費の支出に必要な書類は揃っていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	各種申請書、報告書、請求書、領収書写し等を確認したところ、日付、金額、使途、条件等に不自然な点は見られなかった。出来高写真等も適宜添付されている。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	支出負担行為及び支出命令関係書類等を確認したところ、決裁権限、日付、内容、条件等に不自然な点は見られず、適切に行われていると判断する。

iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	交付要綱に定められた補助対象経費（保管庫整備等）と補助率（2/3 以内）に照らし、申請内容と実績報告の内容は適合しており、支出要件は満たされていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	交付対象者は、事業の目的に合致する飼料用米の集荷・乾燥・調製を担うライスセンターや利用畜産農家であり、今後も継続的に飼料用米を扱うことが期待され、概ね 200ｔ／箇所保管できる計画を有することを選定基準とし、公募により選定されている。 要綱上対象者の詳細な収支状況までは把握していないが、事業実績報告を通じて主要な事業収支は確認されている。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	補助事業完了後、要綱に定められた期日（完了後 30 日経過日又は翌年度４月 20 日のいずれか早い日）までに実績報告書が提出され、完了確認検査が実施され、その後に補助金が交付される。 従って、適時・適切な実績確認と報告が行われていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	実績報告書に添付された領収書写し等を確認したところ、補助金は契約で定められた施設整備等の目的に充てられており、他の使途への流用は認められないことを確認した。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。

監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事業実施者は、実施要領に基づき翌年度７月末までに状況報告書を提出し、当初計画（面積、利用量、供給先）に対する実績が記載されている。 監査対象の株式会社オカベサービス（令和６年度）では、作付面積は計画27ｈａに対し 27.1ｈａ（達成率 100%）、利用量は計画 153ｔに対し 136.7ｔ（達成率 89%）であり、達成度合いは数値で明確に示されている。 また、事務事業評価では、「飼料用トウモロコシ生産・利用推進に向けた関係者協議」が目標値 6・実績値 6・達成率 100%、「モデル地域での飼料用トウモロコシ作付面積」が目標値 60.0ｈａ・実績値 49.5ｈａ・達成率 82.5%、Ｃ評価となっている。 さらに、事業の成果については、「飼料用トウモロコシ作付面積は前年度に比べ、28.3ｈａ増加したものの、ほ場の排水性の悪さから作付面積は伸び悩み、目標達成には至らなかった。しかしながら、作付面積が増加したことにより、前年度より多くの飼料用トウモロコシを畜産農家へ供給することができた。 飼料用米においては、流通量の拡大計画を有する５業者が行う保管施設等の整備を支援し、飼料用米流通体制を強化した」と評価し、今後の方針では「当事業により飼料用トウモロコシ栽培における堆肥の利用推進が図られた。県内流通体制に必要な保管庫が整備され、当初の事業目的をおおむね達成したことから当該事業は終了する」旨の決定（Ｃ評価）が行われている。 振興局によるヒアリングが実施されており、成果は整理・評価されていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	本事業は令和５年度に開始されその一部が令和６年度に繰り越されたもので、単年度事業となる。この２年で県下７箇所へ飼料用米保管庫を整備後、廃止となっているため、事業の見直しは行われていない。 但し、事業完了後の利用状況報告とヒアリングを通じた効果検証が行われている。

	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
iii	配合飼料価格高騰への対策として、飼料用米を配合飼料の約１割代替することで飼料費削減（試算約７％）が可能である。 他の代替手法（エコフィード）は供給量・需要先が限定されるのに対し、飼料用米は作付面積拡大の余地があり、広域流通体制の整備を通じた需要創出は、目的達成に効果的であると判断する。 配合飼料価格高騰対策として配合飼料の一部(約１割)を安価な飼料用米に代替することで、飼料費の低減を図る取組である。畜産農家の需要拡大に伴い県内の飼料用米の作付面積は令和２年度 1,355ｈａから令和４年度には1,802ｈａに拡大している。 飼料用米の１割代替による飼料費削減効果 ・配合飼料のみの場合：97.6円／ｋｇ(令和４年度平均) ・配合飼料の一割を飼料用米に代替 97.6円／ｋｇ（配合飼料単価）×0.9＋30円／ｋｇ（飼料用米単価）×0.1＝90.8円／ｋｇ ・飼料費削減率：１－((97.6－90.8)／97.6)≒約７％ 飼料用米以外の飼料費削減の手法としてエコフィードがある。食品の製造工程で生じる残渣を家畜用飼料として活用するもので、県内ではビール粕や焼酎粕などが利用されている。しかしながら、その製造量は製造元となるビールや焼酎の製造量に左右され、さらに供給先はすでに決まっており新たな需要への対応が難しいことから、飼料費削減のための利用拡大は難しいのが現状である。 このような背景から、配合飼料価格高騰対策として飼料用米を活用することによる飼料費削減が最も効果的であると考えられる。従来、飼料用米はライスセンターでの乾燥・調製後、順次農協等に運搬され、保管、販売されていたが、畜産農家が飼料用米を通年利用するため、保管施設の整備が課題となっていた。 そこで、県内で飼料用米の集荷、乾燥・調製を担うライスセンターや飼料用米を利用する畜産農家を対象に、保管施設の整備に対する支援を行っており、広域流通体制の整備を通じた需要創出は、目的達成に効果的であると判断する。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続して

	いる事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	本事業は令和５年度開始、令和６年度分は繰越であり、すでに廃止となっていることから、過去の慣例によるものではない。 令和４年度の配合飼料価格は高騰前の令和２年度と比較して 1.4 倍となっており、配合飼料価格の高騰が続く現在の社会情勢（国際情勢、円安等）に伴う飼料用米活用による飼料費削減の強い要望に対応するもので喫緊の課題に対応した事業であり、現在の状況に即している。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	配合飼料価格の急激な高騰に緊急的に対応するため、要綱に従い、補助率は施設整備事業で 2/3 以内と設定され、過度な負担とならない範囲で自己負担を求めている。 保管庫は比較的安価で耐久性のあるテント倉庫の見積りに基づき、上限単価（50 千円／㎡）を設定しているほか、機械導入の上限額（4,000 千円／箇所）等の単価基準が設定されており、事業費が著しく高額になることを抑制する仕組みがある。 従って、金額、事業期間、負担割合等の算定は合理的で適切な水準と判断できる。 但し、計画に対し利用量が 89%と未達である点は、投資対効果の観点から今後の効率性向上が課題である。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	補助対象経費は要綱に従い、上限単価や上限額が設定されており、無制限な支出を防ぐ対策がとられている。 また、複数者からの見積書徴収が要件とされており、価格競争による経費抑制が図られている。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。

	飼料用米を通年利用するための保管施設整備は、耕畜連携と飼料費削減を実現する上で必要な投資である。 実績報告に基づき、施設・物品は計画通り整備・購入され、利用状況報告において飼料用米の生産・利用、畜産農家の供給先についてヒアリングを実施するなど事業目的に沿って使用されていると判断する。 但し、計画に対し利用量が 89%と未達である点は、投資対効果の観点から今後の効率性向上が課題である。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	飼料用米の流通促進には、令和４年度時点で県下に 79 箇所ある地域のライスセンターや畜産農家といった民間事業者の主体的な関与と施設投資が不可欠である。 従って、民間事業者への補助という手法は適切である。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	飼料用米の広域流通促進に特化した本事業の趣旨・目的に重複する他の施策は他に認められなかった。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	補助対象経費の算定には見積書の提出が求められ、複数業者からの見積りが原則とされている。 これにより、市況を反映した適正な価格での支出が意識されていると判断できる。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。

	事業全体としての目標値は令和５年度、令和６年度と複数年度で設定されており、継続的な評価が行われている。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	本事業により令和５～６年で県下に７か所の飼料用米保管庫が整備され、令和７年度には廃止となっていることから、支出され続けているものはない。 従って、現時点で目的が達成できない蓋然性が高い事業はない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	県内農業の持続可能性と畜産農家の経営安定化に資する本事業は公益性が高いと考えられる。なお、本事業は単年度事業である。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	補助対象者は、事業の目的に合致する者として今後も継続的に飼料用米を扱うことが期待され、概ね 200ｔ／箇所保管できる計画を有する事業者を対象に、公募により選定している。 選定基準は事前に明確にされており、適正に行われている。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	本事業は補助金交付事業であり、契約（請負・委託）に係る入札は対象外である。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	本事業は公募制であり、毎年同一の特定の者に偏って選定されている事実はない。

監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、補助金交付申請書類、実績報告書類、支出関係書類等を確認した結果、各種事務は、大分県補助金等交付規則及び堆肥広域流通・飼料生産拡大モデル事業費補助金交付要綱に従い、適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、事業実績報告書、状況報告書等を確認した結果、支出した補助金に見合う成果が得られていると認められる。
経済性・効率性	経済性・効率性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、事業計画書、収支精算書、見積書等を確認した結果、事業費の使途に特段の無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、事業公募要領、選定資料等を確認した結果、事業は耕畜連携による地域内の資源循環と畜産農家の経営安定化に寄与するものであり、行政が支援すべき公益性の高い内容であると判断した。また、交付先の選定は公募により行われており、公平性に問題はない。

【総務部】NO.15

課・室	県有財産経営室			
事業名 補助金等の名称	県有建築物の改修に係る設計委託 （県有建築物保全事業費）		委託料	
予算費目	項：土木管理費		目：営繕費	
根拠法令・要綱等	工事請負契約の手引き 大分県契約事務規則 大分県建築設計業務等委託契約約款			
事業期間	事業開始年度	平成 16 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	170,228	196,884	154,454
	決算額	85,312	100,094	96,052
事業の目的	県有建築物保全事業では、建築物の予防保全型維持管理を目的に、大分県公共施設等総合管理指針や県有建築物保全計画等に基づき保全工事を実施しており、各工事に係る設計業務を委託。			
事業の概要	建築物の予防保全型維持管理を目的に、大分県公共施設等総合管理指針や県有建築物保全計画等に基づき保全工事を実施しており、各工事に係る設計業務を委託する事業である。 保全工事の流れは以下のとおりである。 １．保全計画に基づく予防保全工事（知事部局・教育庁・警察本部）と要望による保全工事がある。 ２．現地調査・ヒアリング・概算工事費の算出（小規模工事は除く）を経て、予防保全工事、事後保全工事、保全工事でないものに分類される。 ３．予防保全工事・事後保全工事は、評価基準による評価・優先順位付けを行い、これに基づいて、県有建築物保全工事調整会議により、実施する保全工事が決定される。 ４．県有建築物保全工事調整会議を経て、県有建築物保全事業（当事業）により予算要求するものと各施設管理担当部局が予算要求を行うものに分けられる。 ５．設計委託の発注に際しては、土木建築部で作成する「工事請負契約の手引き」に掲載される各種要綱等に沿って実施する。			

	なお、委託方法は、指名競争入札（担当部局、土木事務所が実施）によっている。 ※事業開始年度は、県有財産総合経営推進事業の開始年度となっている。 ※委託料は補正予算や次年度への繰越があるため当初予算との差が大きい場合がある。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	監査対象として提出を受けた設計委託 40 件のうち、次の４件を抽出して監査手続を実施した。 ① 県立美術館外機械設備改修設計委託　1,749,000 円 土木建築部　施設整備課　（株）大有設計 ② 埋蔵文化財センター倉庫棟外壁改修工事設計委託　2,821,500 円 大分土木事務所　一級建築事務所　S・庵崎建築設計事務所 ③ ビーコン外トイレ改修工事設計委託　2,082,300 円 別府土木事務所　岩尾一級建築設計事務所 ④ 中部保健所内部改修工事設計委託　3,410,000 円 臼杵土木事務所　（株）後藤建築設計事務所 委託起工伺、事業費総括表、設計書、特記仕様書、入札関連書類、書契約書等、提出された紙簿冊を確認した結果、必要な書類は揃っていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	必要書類を確認したところ、書類は適切に作成されており、日付、金額、使途、条件、成果物リスト、設計書現物などに不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。

	検査結果通知書、検査調書、完了通知書、成果物引渡書、支出命令書等、提出された紙簿冊を確認した結果、適切に決裁を受けており、決裁に問題は認められないと判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	必要書類を確認したしたところ、期間、金額、使途、条件などの支出の要件判定は適切に行なわれている判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	指名競争入札により委託業者を選定している。 指名競争入札関連書類を確認したところ、選定は、適切に実施されていると判断する。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	検査結果通知書、検査調書、完了通知書、成果物引渡書等を確認した結果、実績確認や報告は適時・適切に行なわれていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	委託業者から委託業務完了通知書を受け、検査員が検査を実施した後に、支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。 以下の検査調書を確認した結果、特段の問題は認められなかった。 ① 県立美術館外機械設備改修設計委託（令和６年９月 17 日） ② 埋蔵文化財センター倉庫棟外壁改修工事設計委託（令和７年２月 27 日） ③ ビーコン外トイレ改修工事設計委託（令和６年 12 月 24 日） ④ 中部保健所内部改修工事設計委託（令和７年１月 15 日）

viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。 大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。 当事業においては、事務事業評価を実施していない。 また、特に目標というものは設定されておらず、目標の達成度合いも具体的に評価・分析されていない 当事業の目的が、県有建築物の予防保全型維持管理であり、大分県公共施設等総合管理指針や県有建築物保全計画等に基づき保全工事を実施していることから、「知事部局所管県有建築物保全計画」（県有建築物保全計画）を対象に加えて監査手続を実施した。 平成 27 年 7 月に「大分県公共施設等総合管理指針」を策定するとともに、「知事部局所管県有建築物保全計画」（県有建築物保全計画）を策定し（平成 27 年 11 月）、予防保全型維持管理による長寿命化や施設総量の縮小等を進めている（現在、令和 7 年度～令和 16 年度の計画）。 県有建築物保全計画によると、社会情勢の変化に応じて、県有建築物の必要な見直しを行うとしており、設計委託だけでなく工事も含めて、県有建築物保全計画により中長期的な事業の評価・分析がされている。 ・過去の実績 １．施設総量の推移 知事部局所管の県有建築物の棟数は、計画策定前の平成 26 年度末には、1,302 棟を保有していたが、施設の利用状況等を総合的に勘案し、必要性が低下している施設については用途廃止を行い、民間への売却等を進めた結果、令和 5 年度末では、1,137 棟となり、平成 26 年度末と比較すると、165 棟（約 12.7%）減少した。 また、延床面積については、平成 26 年度末の約 651 千㎡から令和 5 年度末には、約 605 千㎡となり、約 46 千㎡（約 7.1%）減少した。 ２．主な予防保全工事の実績 計画策定以降、長寿命化を図るための予防保全工事を計画的に実施

	している。適切な時期に外壁や内装、設備機器の改修を実施するとともに、地方総合庁舎については、必要に応じて脱炭素化等の機能性向上を実施している。 ＜主な予防保全工事実績＞ 中部保健所由布保健部　令和２年度　築20年目を迎えたことから、外壁の改修や空調設備の改修を実施。 宇佐総合庁舎　令和５年度、令和６年度　築 40 年が経過したことから、外壁内装等の大規模改修を実施するとともに、ＺＥＢ化改修を実施（ＺＥＢとは、Net Zero Energy Building（ネットゼロエネルギービル）の略称で環境省が進める建物で消費する年間の一次エネルギー収支をゼロにすることを目指した建物のことである。）。 毎年度の具体的な保全工事は、県有建築物の計画的保全に関する要綱を策定し、県有建築物保全工事調整会議を設置することで推進している。 以上より、当事業において、事務事業評価は実施されていないが、県有建築物保全計画を考慮した上で、事業の評価・分析がなされている。 なお、数値目標・数値計画がないので、数値目標・数値計画を設定すべきである。 【勧奨事項】 ・棟数の減少について、中長期的な数値目標の設定 県有建築物保全計画に過去の実績として記載されている。知事部局所管の県有建築物の棟数の減少について、中長期的な目標を設定し、その実績を踏まえた上で、事業の評価・分析を実施すべきである。 その上で、実績と差異に対する評価・分析、今後の取組み方針等の決定を行い、事務事業評価のような形で、公表すべきである。 公表する頻度は、施設の関係なので、５年ごとくらいの長さでよいと考える。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	県有建築物保全計画において、事業の対象となる県有建築物について、施設総量の縮小に関する判断の参考（基準）を設けて、県有建築物の施設総量の縮小・見直しを進めているが、数値目標、数値計画がないようである。

	施設総量の縮小に関する判断の参考（基準） ・用途廃止・集約化 人口減少等により施設の利用状況が低下している場合 組織改正等により施設の利用がなくなった場合 ・用途変更 用途廃止や集約化した施設が他の行政目的として利用可能な場合 施設の利用状況に鑑みて合理的な用途に変更されると認められる場合 ・譲渡、売却 県の施設として利活用する予定がない場合 ・共同利用 国や市町村施設等との共同利用が県民の利便性向上につながる場合 既存施設に余剰があり国や市町村施設等と共同利用しても業務の低下を招くことなく必要な機能を確保できる場合 ・改修・更新 必要な機能や面積等を精査し過大な施設とならないように留意 ＰＰＰ/ＰＦＩなど民間活力の導入を検討（ＰＰＰは、Public Private Partnership の略、ＰＦＩは、Private Finance Initiative の略で、官民連携を意味する。） 個別の県有建築物についての数値目標・数値計画は難しく、県有建築物全体としての数値目標・数値計画を設定すべきである。 【勧奨事項】 ・棟数の減少について、中長期的な数値目標の設定 県有建築物保全計画に過去の実績として記載されている。知事部局所管の県有建築物の棟数の減少について、中長期的な目標を設定し、その実績を踏まえた上で、事業の評価・分析を実施すべきである。 その上で、実績と差異に対する評価・分析、今後の取組み方針等の決定を行い、事務事業評価のような形で、公表すべきである。 公表する頻度は、施設の関係なので、５年ごとくらいの長さでよいと考える。

	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
iii	当事業の目的は、県有建築物の予防保全型維持管理であり、そのために、大分県公共施設等総合管理指針や県有建築物保全計画等に基づき保全工事を実施している。 監査対象となっているのは、県有建築物の改修（保全工事）に係る設計委託であり、まさに、事業目的の実施そのものである。 従って、事業の目的を達成するために、最も効果的であると考える。 但し、数値目標・数値計画が設定されていないようである。 個別の県有建築物についての数値目標・数値計画は難しく、県有建築物全体としての数値目標・数値計画を設定すべきである。 【勧奨事項】 ・棟数の減少について、中長期的な数値目標の設定 県有建築物保全計画に過去の実績として記載されている。知事部局所管の県有建築物の棟数の減少について、中長期的な目標を設定し、その実績を踏まえた上で、事業の評価・分析を実施すべきである。 その上で、実績と差異に対する評価・分析、今後の取組み方針等の決定を行い、事務事業評価のような形で、公表すべきである。 公表する頻度は、施設の関係なので、５年ごとくらいの長さでよいと考える。
	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
iv	県有建築物について、中長期的に、予防保全型維持管理による長寿命化や施設総量の縮小等を進めているなかで、予算配分が実施されている。 県有施設のうち予防保全型維持管理を実施する施設を区分し（予防保全型医師管理対象施設）、施設の用途、建築年度、延べ床面積、保全工事実施計画を定めている（中長期の大まかな管理表）。 各年度の予防保全工事の実施（保全工事の優先順位の決定）は、県有建築物保全工事調整会議で行われる。 予防保全型維持管理の対象となる施設数・棟数は次のとおりである。 ① 庁舎等（県庁舎本館など）17 施設　28 棟

	② 福祉保健衛生施設（保健所など）20 施設　36 棟 ③ 産業系施設（産業科学技術センターなど）12 施設　24 棟 ④ 教育施設（大分高等技術専門校など）７施設　37 棟 ⑤ 芸術・文化施設（総合文化センターなど）３施設　６棟 ⑥ スポーツ・レクリエーション施設（大分スポーツ公園総合競技場など）２施設　12 棟 ⑦ 職員住宅（国東単身者住宅など）15 施設　16 棟 ⑧ その他（防災航空隊待機所など）３施設　３棟 県有建築物保全計画の予防保全型管理対象施設（中長期的な予防保全管理表）の一部は次のとおりである。 ① 中部保健所　庁舎　１棟　建築年度 1969 年度（昭和 44 年度） 822.82 ㎡　保全実施計画　2025 年（令和７年）40 年目 ② 南部保健所　庁舎　１棟　建築年度 1980 年度（昭和 55 年度） 1,245.82 ㎡　保全実施計画　点検・診断等の結果を踏まえ、必要に応じて実施 ③ 豊肥保健所　庁舎　１棟　建築年度 1989 年度（平成元年度） 761.40 ㎡　保全実施計画　2029 年（令和 11 年度）40 年目 予防保全対象施設と予防保全実施計画年度（期間）を設定し、優先順位、社会情勢や現状の施設の状況等を定めて、各年度への予算配分を行っている。 但し、数値目標・数値計画が設定されていないようである。 個別の県有建築物についての数値目標・数値計画は難しく、県有建築物全体としての数値目標・数値計画を設定すべきである。 【勧奨事項】 ・棟数の減少について、中長期的な数値目標の設定 県有建築物保全計画に過去の実績として記載されている。知事部局所管の県有建築物の棟数の減少について、中長期的な目標を設定し、その実績を踏まえた上で、事業の評価・分析を実施すべきである。 その上で、実績と差異に対する評価・分析、今後の取組み方針等の決定を行い、事務事業評価のような形で、公表すべきである。 公表する頻度は、施設の関係なので、５年ごとくらいの長さでよいと考える。

監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	監査要点（有効性）の監査手続と同様に、「知事部局所管県有建築物保全計画」（県有建築物保全計画）を、県有建築物保全事業全体の評価・分析（中長期的な事務事業評価）である考えて、県有建築物保全計画も考慮した監査要点（経済性・効率性）の監査手続を実施した。 １．金額 補助金額（委託工事金額）は、指名競争入札により業者が落札された金額であり、合理的に算定されていると判断する。 ２．事業期間 当事業に事業期間の設定はない（周期年度の設定はない）。 原則、事業期間の終期は設定されていないが、県が施設を有する以上継続するものと考える。 ３．負担割合 100％大分県の負担 以上より、当事業の金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準であると判断する。 但し、数値目標・数値計画が設定されていないようである。 個別の県有建築物についての数値目標・数値計画は難しく、県有建築物全体としての数値目標・数値計画を設定すべきである。 【勧奨事項】 ・棟数の減少について、中長期的な数値目標の設定 県有建築物保全計画に過去の実績として記載されている。知事部局所管の県有建築物の棟数の減少について、中長期的な目標を設定し、その実績を踏まえた上で、事業の評価・分析を実施すべきである。 その上で、実績と差異に対する評価・分析、今後の取組み方針等の決定を行い、事務事業評価のような形で、公表すべきである。 公表する頻度は、施設の関係なので、５年ごとくらいの長さでよいと考える。

ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	県有建築物保全計画では、予防保全型維持管理により施設の長寿命化を図り、県有建築物全体で、中長期間を通じて事業費を抑制する取組を実施している。 １．将来の経費見込み（県有建築物保全計画より） 単純更新：事後保全型維持管理の場合 令和７年度から令和 16 年度までの 10 年間の経費見込み 約 556 億円（年平均 55.6 億円） 長寿命化：予防保全管理維持管理の場合 令和７年度から令和 16 年度までの 10 年間の経費見込み 約 384 億円（年平均 38.4 億円） 総額で約 172 億円、年間約 17.2 億円の経費節減の見込みとしている。 県有建築物保全計画では、点検・診断等の実施基準や維持管理等の実施方針を作成して、予防保全型維持管理を実施している。 単年度の事業費削減ではないが、中長期的観点からの経費削減策であると考えられるため、中長期的な経費削減は実施されていると判断する。 【勧奨事項】 県有建築物保全計画での長寿命化を目的とした、予防保全管理維持管理の目標設定について計画を作成し、毎年度、計画と実績を比較して、事業の評価・分析を実施すべきである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	県有建築物保全計画では、予防保全型維持管理により施設の長寿命化を図り、県有建築物全体で、中長期間を通じて事業費を抑制する取組を実施している。 予防保全型維持管理の対象に対して、当事業により保全工事を実施している。 予防保全型維持管理の対象となるのは、県有建築物の全施設ではなく、県民の利用度合い等を考慮し、長寿命化が必要と県が判断した施設である（県有建築物　施設総数 167 施設 1,137 棟　うち予防保全型維持管理　79 施設 162 棟）。

	これらに対する保全工事であるので、明らかに必要性が乏しいとは言えないと判断する。 また、監査要点（合規性・透明性）に記載のとおり、検査調書を確認した結果、委託費は適切に使われていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	具体的な設計・工事であるため、民間事業者へ指名競争入札により委託している。 また、内容や金額についても、予め立案した長寿命化計画等に基づいて行われており、適切な事業実施方法であると判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	当事業は、県有建築物保全事業費に含まれる事業である。 県有建築物保全事業費という観点からは、趣旨や目的が重複する施策は存在せず、問題はないと判断する。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	当該事業の設計・工事等は指名競争入札により、民間事業者を選定している。 また、内容や金額についても、予め立案した長寿命化計画等に基づいて行われており、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出をしていると判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。

	県が長寿命化の対象となる予防保全型維持管理施設を有する限り、それに対する保全事業は継続するものと考える。 事業は計画に基づいて適切に行われており、事業の延長、繰り返しは行われておらず、問題は認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	施設の設置という所期の目的は達成されているが、施設の保全・更新という新たな目的が発生しており、当事業において施設の保全・更新という目的が達成できないという蓋然性が高いとはいえないと考える。 県有建築物全体として、予防保全工事の実施により、長寿命化を図り、中長期的な観点から施設の工事費の削減を目指している。 但し、数値目標・数値計画が設定されていないようである。 個別の県有建築物についての数値目標・数値計画は難しく、県有建築物全体としての数値目標・数値計画を設定すべきである。 【勧奨事項】 ・棟数の減少について、中長期的な数値目標の設定 県有建築物保全計画に過去の実績として記載されている。知事部局所管の県有建築物の棟数の減少について、中長期的な目標を設定し、その実績を踏まえた上で、事業の評価・分析を実施すべきである。 その上で、実績と差異に対する評価・分析、今後の取組み方針等の決定を行い、事務事業評価のような形で、公表すべきである。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	県有建築物であり、県民等の利用度合いを考慮して、長寿命化が必要と県が判断した施設が予防保全工事の対象となっており、公益性の観点から問題はないと判断する。 また、県有建築物保全計画の予防保全型管理対象施設のうち、施設の状況等を考慮し、保全工事施設が選択され、予防保全工事が実施されるため問題は認められない。

	金額についても、指名競争入札による契約金額であり、問題は認められず、内容・金額についての変更の必要性は認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	当該事業は、地方自治法施行令第 167 条第１項第１号により指名競争入札として民間事業者を選定している。 従って、要領等に準拠して適正に行われている。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	当該事業は、地方自治法施行令第 167 条第１項第１号により指名競争入札として民間事業者を選定している（県が契約を締結する場合の原則は、一般競争入札である（地方自治法第 234 条））。 但し、工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするときは、指名競争入札によることができるとされている（地方自治法施行令第 167 条第１項第１号）。 監査手続きにおいて、サンプルとして抽出した４事業は、委託起工伺いで、契約の方法として、指名競争入札を選択している。 但し、地方自治法施行令第 167 条の２に規定された要件に該当する場合には、随意契約とすることができるとされている。 建設工事・設計のように、請負可能な業者が多数の場合に、県が随意契約で業者を選定すると、贈賄等の県担当者への不正行為が生じる可能性がある。また、業者選定において、恣意性を完全に排除することが困難で、公平性の観点からは問題が生じてしまう。 以上により、当事業において、一定の資格要件に合致した業者に入札を行わせる指名競争入札を選択していることは妥当と考えられる。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	当該事業は、地方自治法施行令第 167 条第１項第１号により指名競争入札として民間事業者を選定している。 監査手続きにおいて抽出した、令和６年度分の設計委託契約（総数 40 件、サンプル４件）では入札の選定先が同一という事例は認められなかっ

	た。 県は、入札の予定価格を事前に公表している（大分県契約事務規則第 22 条第２項）ため、入札業者が事前に県職員から不正に予定価格を聞き出し、同じ業者が工事を落札し続けるというリスクはないものと考える。 従って、入札や選定先が偏って選定、支出などはされていないと判断する。 但し、昨今、入札に関する情報漏洩など、公務に対する信頼を揺るがす事案が全国的に発生していることから、入札事務の執行にあたっては引き続き透明性を確保し、公正な手続きの執行をすべきである。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、県有財産経営室からヒアリングを行い、委託に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、県有財産経営室からヒアリングを行い、「知事部局所管県有建築物保全計画」（県有建築物保全計画）等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した委託費に見合う成果は認められると確認した。 【勧奨事項　15－１】 ・棟数の減少について、中長期的な数値目標の設定 県有建築物保全計画に過去の実績として記載されている。知事部局所管の県有建築物の棟数の減少について、中長期的な目標を設定し、その実績を踏まえた上で、事業の評価・分析を実施すべきである。 その上で、実績と差異に対する評価・分析、今後の取組み方針等の決定を行い、事務事業評価のような形で、公表すべきである。 公表する頻度は、施設の関係なので、５年ごとくらいの長さでよいと考える。

経済性・効率性	経済性について、県有財産経営室からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、建物や設備の老朽化・長寿命化計画に伴い事業を実施しており、支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄は認められなかった。 【勧奨事項　15－１再掲】 ・棟数の減少について、中長期的な数値目標の設定 県有建築物保全計画に過去の実績として記載されている。知事部局所管の県有建築物の棟数の減少について、中長期的な目標を設定し、その実績を踏まえた上で、事業の評価・分析を実施すべきである。 その上で、実績と差異に対する評価・分析、今後の取組み方針等の決定を行い、事務事業評価のような形で、公表すべきである。 公表する頻度は、施設の関係なので５年ごとくらいの長さでよいと考える。 【勧奨事項　15－２】 県有建築物保全計画での長寿命化を目的とした、予防保全管理維持管理の目標設定について計画を作成し、毎年度、計画と実績を比較して、事業の評価・分析を実施すべきである。
公益性・公平性	公益性・公平性について、県有財産経営室からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、建物や設備の老朽化・長寿命化対策という公共性の高い目的を有し、委託先の選定も法令に基づいて公平に行われていると判断する。 【勧奨事項　15－１再掲】 ・棟数の減少について、中長期的な数値目標の設定 県有建築物保全計画に過去の実績として記載されている。知事部局所管の県有建築物の棟数の減少について、中長期的な目標を設定し、その実績を踏まえた上で、事業の評価・分析を実施すべきである。 その上で、実績と差異に対する評価・分析、今後の取組み方針等の決定を行い、事務事業評価のような形で、公表すべきである。 公表する頻度は、施設の関係なので、５年ごとくらいの長さでよいと考える。

【企画振興部】NO.16

課・室	芸術文化振興課			
事業名 補助金等の名称	ＯＡＳＩＳひろば 21 管理委託 （ＯＡＳＩＳひろば 21 管理費）		委託料	
予算費目	項：企画費		目：企画調査費	
根拠法令・要綱等	「ＯＡＳＩＳひろば 21」管理規約			
事業期間	事業開始年度	平成 10 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	118,685	117,227	119,848
	決算額	118,375	117,154	117,053
事業の目的	本業務は、ＯＡＳＩＳひろば 21 の管理業務（施設の統括管理、共用部分の保守点検等）を行うものである。 ＯＡＳＩＳひろば 21 の管理については、建物の区分所有等に関する法律第３０条の規定に基づき各区分所有者（大分県、日本放送協会及び株式会社エフ・ティー・シー大分（以下、（株）ＦＴＣ大分））が定めた『「ＯＡＳＩＳひろば 21」管理規約』第 12 条第２項において、（株）ＦＴＣ大分が管理者となる旨が規定されている。 管理者である（株）ＦＴＣ大分と管理業務の委託契約を締結している。			
事業の概要	・委託業務内容 ＯＡＳＩＳひろば 21（施設）の統括管理 ３者共用部分の保守点検、清掃や警備等 ・契約期間 １年間（毎年度契約） ・契約相手 （株）ＦＴＣ大分（100％民間企業が出資して設立） ・委託料内訳 統括管理費、清掃衛生管理費、警備管理費、設備運転管理費、 施設保守管理費、植栽管理費、水質検査・煤煙測定費、光熱水費、 施設賠償保険費、消耗品費、修繕費 ・経費負担比率 延べ床面積の比率に応じて経費を按分 （県：51.39％、（株）ＦＴＣ大分：40.95％、ＮＨＫ：7.66％）			

監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
i	委託料にもかかわらず、委託先・再委託先ともすべて随意契約となっている。従って、入札関係の書類は存在せず、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などのみとなっている。なお、必要書類は完備されている。 ここで、競争入札と随意契約との区別は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項１号、大分県契約事務規則第 33 条に基づくと、今回のケースでは予定価格が 100 万円を超える金額から競争入札となる。 しかし、建物の区分所有等に関する法律第 30 条の規定に基づく、各区分所有者である「大分県」「日本放送協会」「（株）ＦＴＣ大分」が定めた管理規約第 12 条第２項において、（株）ＦＴＣ大分が管理者となる旨が規定されているため随意契約となっている。 従って、事業費の支出に当たり必要な書類は揃っていると判断できる。
	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
ii	委託に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などを確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。 なお、（株）ＦＴＣ大分から業務の再委託先についても金額の多寡にかかわらず、全てに随意契約理由書が添付されている。委託契約必携によると、「契約者（受託者）が再委託をすることが必要な場合には、契約担当者の承認を必要とすること。」と記載があるためである。 委託契約必携によると、「再委託の範囲」については以下のように記載されており、 「契約担当者は、再委託できない「主たる部分」の範囲を仕様書等で明確にするとともに、再委託できる範囲で再委託の承認を要しない「軽微な部分」の範囲もあわせて指定する。次に示す「主たる部分」、「軽微な部分」については、例示であるので契約の内容に適した記載をすること。「主た

	る部分」:「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務」 当委託においては、「主たる部分」、「軽微な部分」の別を明記していない。 また、再委託先と再委託金額が毎期同一・同程度の額であることについては、民間業者との業務内容や価格の交渉等により成り立っているとのことである。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	委託に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などを確認したところ、日付、決裁権限、内容、条件などに不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	委託に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などを確認したところ、期間、金額、使途などに不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	委託先の選定については、各区分所有者が定めた『「ＯＡＳＩＳひろば21」管理規約』に基づき、予め定められている。 また、取引についても委託契約書に基づき行われており、問題は認められないと判断する。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	委託料の実績確認や報告は委託契約書に定められたとおりに行われており、問題は認められないと判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。

	委託料の実績確認・報告書によると、委託先および再委託先は契約通りに業務を履行しており、委託料は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	委託事業の目的が施設の維持管理であるため、明確な目標などは定められておらず、実績や成果は評価・分析されていない。 ＯＡＳＩＳひろば21の管理業務が委託費の目的であるため事務事業評価が行われておらず、目標達成度合いは具体的に評価・分析されていない。 但し、施設におけるトラブルやクレーム等は毎月報告が行われており、清掃業務や警備業務やトラブル対応において問題の発生具合において、成果を測定している。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	ＯＡＳＩＳひろば21の共用部分の管理は毎年不可欠であるため、継続して委託費を支出しており、事業の見直しや廃止の検討は行われていない。 但し、（株）ＦＴＣ大分が作成する毎年の予算案において、修繕計画などは見込みで作成されているため、大分県とＮＨＫとの予算協議の段階で、管理業務のある程度の内容は見直されているとのことである。 施設の老朽化と県有財産の長寿命化などの財産に関する指針に留意して、より効果的な委託業務のあり方の検討を始める時期に来ていると考える。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	当初からの管理業務の委託契約に基づき委託費を支払っており、大分県・

	（公財）大分県芸術文化スポーツ振興財団・ＮＨＫ・（株）ＦＴＣ大分の４者で毎月、ＯＡＳＩＳひろば 21 管理運営協議会を開催している。議事録によると、ＦＴＣ大分からの報告（施設状況、経費、ホール入場者数、補修必要箇所・保全工事など）が行われ、（株）ＦＴＣ大分以外の３者からもそれぞれ要望等が挙げられている。 従って、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的な検討と実行が行われていると判断する。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	当初からの管理業務の委託契約に基づき委託費は支払われており委託内容はＯＡＳＩＳひろば 21 の管理業務であることから、毎年の管理費・管理内容に大きな変化は見られない。 【勧奨事項】 社会情勢や現状の施設の状況等も加味して、より効果的な委託業務のあり方を検討すべきである。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	見積関係、契約関係の書類を確認したところ、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準であると判断できる。 なお、事業終了後に経費の精算が行われており、過去追加の経費を請求されたことはない。その原因としては、昨今の急激な経費の増加などについて、他の経費の先送りなどにより予算の範囲内に抑えているとのことである（県所有部分については、県所有財産として修繕・管理は行っている）。 なお、管理業務の委託契約に基づき委託費は支払われているが、ほかの所有者との負担割合は面積割合によっている。

	【勧奨事項】 大分県は営利目的で保有しているわけではなく、他の営利企業との共有持ち分に対する管理、などを考慮すると、単純な面積割りなどの経費の負担割合は公平ではないとも考えられる。 負担割合の見直しなどの現実的な困難さは伴うものの、営利企業から利益分の配当などがあれば公平と言えるのではないかと考える。従って、負担割合の見直しを検討する余地がある。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	毎年、一定額以上の委託料を負担し続けているが、建物や設備の老朽化に伴い、その負担は微増傾向にあるものの、当初からその管理体制と委託費の金額は大きくは変わっていない。従って、一定の委託料の抑制策は取られている。 今後、県有財産の一部としての大分県の方針に基づいて、長寿命化、管理運営の適正化などの検討を行う時期に差し掛かっているため、事業費の抑制と、施設の老朽化と利用者および社会情勢の変化等に基づき、今後の方向性の検討を始める時期に来ていると判断する。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	県有財産の管理委託費であるため、必要な事業であると言える。 従って、明らかに必要性の乏しい事業は存在せず、委託費として支出した金額は適切に使われていると判断できる。 【勧奨事項】 少子高齢化や外国人観光客の増加など、社会情勢の変化や施設の老朽化、県有財産に対する方針、営利企業との共有関係を鑑みて、ＯＡＳＩＳひろば21の使用・管理等について再検討する時期に来ていると考える。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	県有財産の管理を民間事業者へ委託する委託費であるが、今後予想される老朽化に伴う負担増などを考慮すると、指定管理制度への移行も検討す

	べきと考える。 　しかし、地方自治法上、指定管理制度には該当しない施設のため、県有財産の一部としての大分県の方針に基づいて、長寿命化、管理運営の適正化などの検討を行う。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当課に確認したところ、重複する委託費はみられない。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	見積関係、契約関係の書類を確認したところ、建物や設備の老朽化に伴い、その負担は微増傾向にあるものの、委託業務の内容が同じであることから、当初からその管理体制と委託費の金額は大きくは変わっていない。 　従って、一定の委託料の抑制策は取られているものの、市況等の適正価格が意識されているとは判断できない。 　なお、毎年の委託費、および再委託費について、再委託先の相見積りなどは取っていないが、経費の最小化や市況等の適正価格を考慮して、令和８年度からは相見積りを取ることにしている。
監査要点 （公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	施設の管理委託契約のため、継続して委託費を支払うのは避けられず、委託業務管理契約が１年間であることの根拠は乏しい。 　従って、事業期間の適切性については合理性に乏しいと判断する。 【勧奨事項】 　複数年にわたる契約とすることで、より適切かつ計画的な管理運営を行えるのではないかと考える。

ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	県施設の管理委託契約のため、県有財産の管理という目的は毎年継続して達成できていると考えられる。 【勧奨事項】 少子高齢化や外国人観光客の増加など、社会情勢の変化や施設の老朽化、県有財産に対する方針、などを考慮してより効果的な委託事業の在り方を検討すべきと考える。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	県有財産の委託管理費であることから事業は継続すべきであるが、現状の社会情勢と今後の老朽化等を考慮すると、長期契約などを検討すべきと考える。 【勧奨事項】 事業は公益性の観点から継続すべきであるが、その内容・金額について変更の必要性は認められる。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	県有財産の管理委託契約に基づき、委託先は大分県と同様の区分所有者であることから、双方の利害が一致していると考えられ、委託先は適正と考える。 但し、再委託先は、複合施設の特殊性に対応できるノウハウを持っている事業者、複合施設内に事務所を構え、緊急時にも臨機応変に対応できる事業者などの条件を満たすところが限られるため、毎期同一である。 【勧奨事項】 再委託先の選定については要領等に準拠しているものの、見直しは検討の余地があると考える。

v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	委託料にもかかわらず、委託先・再委託先ともすべて随意契約となっている。 競争入札と随意契約との区別は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項１号、大分県契約事務規則第 33 条に基づくと、今回のケースでは予定価格が 100 万円を超える金額から競争入札となるはずである。 しかし、建物の各区分所有者が定めた管理規約第 12 条第２項によると、（株）ＦＴＣ大分が管理者となる旨が規定されているため、全て随意契約となっており問題は認められない。 ここで、各区分所有者が定めた管理規約は大分県契約事務規則に優先するか、という点であるが、委託契約に基づいているため大分県契約事務規則は効力を有しない。 また、再委託先が毎期同一であることから、入札条件を満たす契約については、再委託先の見直しの検討は行うべきと考える。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	「ＯＡＳＩＳひろば 21」管理規約に基づき委託先が決まっているため、同一の委託先になることに問題は認められない。 但し、再委託先については毎期同一であることから、入札条件を満たす契約については、再委託先の見直しの検討は行うべきと考える。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、芸術文化振興課からヒアリングを行い、委託に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、芸術文化振興課からヒアリングを行い、政策評価、事務事業評価関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支

	出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。 【勧奨事項　16－１】 社会情勢や現状の施設の状況等も加味して、より効果的な委託業務のあり方を検討すべきである。
経済性・効率性	経済性について、芸術文化振興課からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、建物や設備の老朽化に伴い、その負担は微増傾向にあるものの、当初からその管理体制と委託費の金額は大きくは変わっていない。 従って、一定の委託料の抑制策は取られているものの、市況等の適正価格が意識されているとは判断できない。 【勧奨事項　16－２】 大分県は営利目的で保有しているわけではなく、他の営利企業との共有持ち分に対する管理、などを考慮すると、単純な面積割りなどの経費の負担割合は公平ではないとも考えられる。 負担割合の見直しなどの現実的な困難さは伴うものの、営利企業から利益分の配当などがあれば公平と言えるのではないかと考える。従って、負担割合の見直しを検討する余地がある。 【勧奨事項　16－３】 少子高齢化や外国人観光客の増加など、社会情勢の変化や施設の老朽化、県有財産に対する方針、営利企業との共有関係を鑑みて、ＯＡＳＩＳひろば21の使用・管理等について再検討する時期に来ていると考える。
公益性・公平性	公益性・公平性について、芸術文化振興課からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 【勧奨事項　16－４】 複数年にわたる契約とすることで、より適切かつ計画的な管理運営を行えるのではないかと考える。

	【勧奨事項　16－５】 少子高齢化や外国人観光客の増加など、社会情勢の変化や施設の老朽化、県有財産に対する方針などを考慮してより効果的な委託事業の在り方を検討すべきと考える。 【勧奨事項　16－６】 事業は公益性の観点から継続すべきであるが、その内容・金額について変更の必要性は認められる。 【勧奨事項　16－７】 再委託先の選定については要領等に準拠しているものの、見直しは検討の余地があると考える。

【企画振興部】NO.17

課・室	広報広聴課			
事業名 補助金等の名称	県政広報テレビ番組制作放送委託、県政ラジオ番組制作放送委託、新聞広告「県政だより」制作掲載委託（広報活動費）		委託料	
予算費目	項：企画費		目：広報費	
根拠法令・要綱等	委託料契約につきなし			
事業期間	事業開始年度	テレビ 昭和45年 ラジオ 平成２年 新聞 昭和43年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	126,260	122,240	125,416
	決算額	124,698	119,872	123,660

事業の目的

「県政広報テレビ番組制作放送委託」

行政施策紹介、教育施策紹介及び地域情報紹介の３テーマを広報目的として、県政広報テレビ番組を年間、安定して制作・放送し、番組の内容を的確な判断のもとに処理することで、より多くの県民に対してわかりやすく、より広く広報を行うため。

「県政ラジオ番組制作放送委託」

情報社会が進展し、情報伝達手段が多様化していく中、県政情報を広く県民に迅速かつ印象的に提供していく必要があるため。

「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」

県政の情報を広く県民に、正確かつ印象的に提供していくため。

事業の概要

「県政広報テレビ番組制作放送委託」

（１）放送局及び番組名

株式会社テレビ大分（ＴＯＳ）　「Ｏ！ＴＡめじろオシ」

大分朝日放送株式会社（ＯＡＢ）　「お！」

株式会社大分放送（ＯＢＳ）　「オオイタコレクション」

（２）放送期間　契約締結日～令和７年３月31日

（３）放送形態　定期放送分・・・週１回（但し放送休止の週あり）

（４）放送時間　４分番組

（５）放送回数　ＴＯＳは47回、ＯＡＢは47回、ＯＢＳは49回

（６）放送タイムランク　ＴＯＳ　Ｂタイム

	ＯＡＢ　　特Ｂタイム ＯＢＳ　　特Ｂタイム （７）放送後、広報広聴課公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルによる動画配信 （12 か月を限度とする） 委託契約件数：３件 委託先（全県網羅するテレビ局は３局のみ）： 株式会社テレビ大分（ＴＯＳ） 大分朝日放送株式会社（ＯＡＢ） 株式会社大分放送（ＯＢＳ） 委託金額： ＴＯＳ：18,839 千円、ＯＡＢ：20,348 千円、ＯＢＳ：20,348 千円 「県政ラジオ番組制作放送委託」 （１）放送期間　令和６年４月１日～令和７年３月 31 日 （２）放送時間 ＡＭラジオ（ＯＢＳ「くらしのたより」） 月曜日～金曜日　午前９：10～９：12 分 20 秒 土曜日　午前６：50～６：52 分 20 秒 日曜日　午前６：55～６：57 分 20 秒 毎回２分 20 秒間（365 回） ＡＭラジオ（ＯＢＳ「夕暮れだより」） 月曜日～金曜日　午後５：21 分 50 秒～５：24 分 10 秒 ※くらしのたよりの月～金と同じ内容 毎回２分 20 秒間（261 回） （１）放送期間　令和６年４月１日～令和７年３月 31 日 （２）放送時間 ＦＭラジオ（エフエム大分「WHAT’S　NEW　ＯＩＴＡ？」） 月曜日～金曜日　午前９：00～９：04 土曜日　午前９：25～９：29 日曜日　午前８：55～８：59 毎回４分間（365 回） 委託契約件数：２件 委託先（全県網羅するラジオ局は２局のみ）： 株式会社エフエム大分、株式会社大分放送の２社

委託金額：株式会社エフエム大分：7,062,000 円
株式会社大分放送：　6,806,052 円

「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」
掲載形態
定期枠…「大分県からのお知らせ」※毎月最終週の週末に掲載
自由枠… 広報が必要な時期に随時
掲載回数（段数）
大分合同新聞　…176 段（定期枠：36 段/自由枠：140 段）
西日本新聞　… 76 段（定期枠：36 段/自由枠： 40 段）
朝日新聞　… 76 段（定期枠：36 段/自由枠： 40 段）
毎日新聞　… 76 段（定期枠：36 段/自由枠： 40 段）
読売新聞　… 76 段（定期枠：36 段/自由枠： 40 段）
委託内容
① 紙面の確保
② 紙面の作成
（県民に分かりやすいレイアウトを心がけ、印刷仕様はモノクロ）
③ 紙面の校正及び検査
委託契約件数：５件
委託先（県内発行部数上位５社、シェア率 90%）
有限会社大分合同新聞社
株式会社西日本新聞広告社
株式会社朝日広告社
株式会社大分毎日広告社
株式会社読売広告西部
委託金額：
有限会社大分合同新聞社：
72,380 円/段（年間所要見込み額：12,739 千円）
株式会社西日本新聞広告社：
33,000 円/段（年間所要見込み額： 2,508 千円）
株式会社朝日広告社：
60,500 円/段（年間所要見込み額： 4,598 千円）
株式会社大分毎日広告社：
49,830 円/段（年間所要見込み額： 3,787 千円）
株式会社読売広告西部：
45,870 円/段（年間所要見込み額： 3,486 千円）

監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 委託業務実施伺、委託契約書、放送完了届、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、請求書を確認したところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 委託業務実施伺、委託契約書、放送完了届（ラジオタイム放送確認書）、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、請求書を確認したところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 委託業務実施伺、委託契約書、新聞掲載実績一覧、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、請求書を確認したところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 委託業務実施伺、委託契約書、放送完了届、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、請求書を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 委託業務実施伺、委託契約書、放送完了届（ラジオタイム放送確認書）、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、請求書を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。

	「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 委託業務実施伺、委託契約書、新聞掲載実績一覧、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、請求書を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 委託業務実施伺、委託契約書、放送完了届、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、請求書を確認したところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 委託業務実施伺、委託契約書、放送完了届（ラジオタイム放送確認書)、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、請求書を確認したところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 委託業務実施伺、委託契約書、新聞掲載実績一覧、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、請求書を確認したところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、毎月の放送完了届で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。

	「県政ラジオ番組制作放送委託」 　支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、毎月のラジオタイム放送確認書で実績確認を書面にて確認している。 　従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 　支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、毎月の新聞掲載実績一覧で実績確認を書面にて確認している。 　従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 　契約金額からすると競争入札案件に該当するが、事業の目的に照らして随意契約となっている。また、全県を網羅するテレビ局は３局のみであり、地元ケーブルでは対応できない。 　随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、同様の内容から随意契約となっている。従って、委託費の交付対象者の選定、取引は適切に行われていると判断できる。 　また、各市町村のケーブルテレビなどについては全県を網羅しておらず委託が難しい。ＮＨＫについては政府や地方自治体を含む特定の組織・団体の影響を受けないよう、財源を受信料としており、「公共放送」になるため、自治体から委託料をもらって番組を制作・放送することはできない。 　なお、対象者の収支状況等の把握は行われておらず、保証金も免除している。 【勧奨事項】 　数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っているが、県民のテレビ離れ・地上波放送離れは顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 　契約金額からすると競争入札案件に該当するが、事業の目的に照らして随意契約となっている。また、全県を網羅するラジオ局は２局のみであり、コミュニティ放送局では対応できない。

	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、同様の内容から随意契約となっている。従って、委託費の交付対象者の選定、取引は適切に行われていると判断できる。 なお、対象者の収支状況等の把握は行われておらず、保証金も免除している。 【勧奨事項】 数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っているが、県民のラジオ離れ（民放ラジオ週間接触者率：2009 年の 31.9％ → 2019 年の 24.1％）は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 契約金額からすると競争入札案件に該当するが、事業の目的に照らして随意契約となっている。また、県内発行部数が上位５社、シェア率は 90％がその根拠である。 随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、同様の内容から随意契約となっている。従って、委託費の交付対象者の選定、取引は適切に行われていると判断できる。 なお、対象者の収支状況等の把握は行われておらず、保証金も免除している。 【勧奨事項】 数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っているが、県民の新聞離れ（一般新聞発行部数：2000 年の 47,401 千部（１世帯当たり部数：1.13）→ 2024 年の 24,938 千部（１世帯当たり部数：0.45））は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。 「県政広報テレビ番組制作放送委託」 委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は毎月の請求の都度、放送完了届で書面確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。 なお、担当課では上記による確認方法をとっており、実際のテレビ放送の

	時刻に視聴確認は行っていない。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 　委託契約に基づき契約を交わし、毎月のラジオタイム放送確認書で事業の実施を確認した後に支払いを行っていることから、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。 　なお、担当課では、上記による確認方法をとっており、実際のラジオ放送の時刻に視聴確認は行っていない。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 　委託契約に基づき契約を交わし、毎月の新聞掲載実績一覧で事業の実施を確認した後に支払いを行っていることから、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 　委託契約に基づき契約を交わし、毎月の放送完了届で事業の実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 　委託契約に基づき契約を交わし、毎月のラジオタイム放送確認書で事業の実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 　委託契約に基づき契約を交わし、毎月の新聞掲載実績一覧で事業の実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 　大分県独自の委託費であり、国・市町村の負担は無く、請求手続きは行われていない。

	「県政ラジオ番組制作放送委託」 　大分県独自の委託費であり、国・市町村の負担は無く、請求手続きは行われていない。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 　大分県独自の委託費であり、国・市町村の負担は無く、請求手続きは行われていない。
監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 　政策評価、事務事業評価は対象外とされており、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、最適とは言えなくなっている。より多くの県民への情報発信が可能な新媒体へ移行すべきと考える。 【勧奨事項】 　他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきであると考える。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 　政策評価、事務事業評価は対象外とされており、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、最適とは言えなくなっている。より多くの県民への情報発信が可能な新媒体へ移行すべきと考える。 　なお、ＦＭラジオとＡＭラジオの聴取率は測定しておらず、その成果の違いも不明である。 【勧奨事項】 　他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきであると考える。

	「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 政策評価、事務事業評価は対象外とされており、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、最適とは言えなくなっている。より多くの県民への情報発信が可能な新媒体へ移行すべきと考える。 【勧奨事項】 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきであると考える。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 政策評価、事務事業評価は対象外とされており、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、最適とは言えなくなっている。より多くの県民への情報発信が可能な新媒体へ移行すべきと考える。 【勧奨事項】 事業も数十年にわたり継続して行われており、委託費の支出の成果の検証、事業の見直しは必要と考える。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 政策評価、事務事業評価は対象外とされており、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、最適とは言えなくなっている。より多くの県民への情報発信が可能な新媒体へ移行すべきと考える。実際に、FM ラジオと AM ラジオの聴取率は測定しておらず、その成果の違いも不明である。 【勧奨事項】 事業も数十年にわたり継続して行われており、委託費の支出の成果の検証、事業の見直しは必要と考える。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」

	政策評価、事務事業評価は対象外とされており、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、最適とは言えなくなっている。より多くの県民への情報発信が可能な新媒体へ移行すべきと考える。 【勧奨事項】 事業も数十年にわたり継続して行われており、委託費の支出の成果の検証、事業の見直しは必要と考える。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。 「県政広報テレビ番組制作放送委託」 政策評価、事務事業評価は対象外とされており、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。従って、事業の手法や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。 【勧奨事項】 県民のテレビ離れ・地上波放送離れは顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 政策評価、事務事業評価は対象外とされており、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。従って、事業の手法や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。 なお、ＦＭラジオとＡＭラジオの聴取率は測定しておらず、その成果の違いも不明である。 【勧奨事項】 県民のラジオ離れ（民放ラジオ週間接触者率：2009 年の 31.9% → 2019 年の 24.1%）も考慮して、デジタル広告やＳＮＳ広告のシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。 【勧奨事項】 放送時間について、通勤時間帯とズレており、ラジオを聴きながら自家用車で通勤する県民に向けての配信も検討すべきである。

	「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 政策評価、事務事業評価は対象外とされており、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。従って、事業の手法や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。 【勧奨事項】 県民の新聞離れ（一般新聞発行部数：2000 年の 47,401 千部（1 世帯当たり部数：1.13）→ 2024 年の 24,938 千部（1 世帯当たり部数：0.45））は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っており過去からの慣例として予算配分が行われていると判断する。 【勧奨事項】 県民のテレビ離れ・地上波放送離れは顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っており過去からの慣例として予算配分が行われていると判断する。 【勧奨事項】 県民のラジオ離れ（民放ラジオ週間接触者率：2009 年の 31.9％ → 2019 年の 24.1％）（民放ラジオ週間接触者率：2009 年の 31.9％ → 2019 年の 24.1％）は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っており、過去からの慣例として予算配分が行われていると判断する。

	【勧奨事項】 県民の新聞離れ（一般新聞発行部数：2000 年の 47,401 千部（1 世帯当たり部数：1.13）→ 2024 年の 24,938 千部（1 世帯当たり部数：0.45））は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 テレビ番組の制作・放送をテレビ局に直接依頼することが最も適切と考え、それが可能な県内テレビ局はＴＯＳ・ＯＡＢ・ＯＢＳの民放３局のみであり、競争入札に適さないため随意契約としている なお、契約期間は原則通り一年となっており妥当と考える。 【勧奨事項】 いずれの契約も見積書の金額で契約しており、金額の適正水準の判断は行われていない。一年に一回、九州各県の広報担当者会議があり、広報方法や内容・金額の情報交換は行っているものの、実際にそれをもとに価格交渉などは行っていない。他の地方公共団体の契約などを参考に比較を行うべきであると考える。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 ラジオ番組の制作・放送をラジオ局に直接依頼することが最も適切と考え、それが可能な県内ラジオ局はエフエム大分・大分放送の民放２局のみであり、競争入札に適さないため随意契約としている。 なお、契約期間は原則通り一年となっており妥当と考える。 【勧奨事項】 いずれの契約も見積書の金額で契約しており、金額の適正水準の判断は行われていない。一年に一回、九州各県の広報担当者会議があり、広報方法や内容・金額の情報交換は行っているものの、実際にそれをもとに価格交渉

	などは行っていない。他の地方公共団体の契約などを参考に比較を行うべきであると考える。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 県内発行部数の上位５社、シェア率 90%を確保できるため、新聞社５社に直接依頼することが最も適切と考えられ、競争入札に適さないため随意契約としている。 なお、契約期間は原則通り一年となっており妥当と考える。 【勧奨事項】 いずれの契約も見積書の金額で契約しており、金額の適正水準の判断は行われていない。一年に一回、九州各県の広報担当者会議があり、広報方法や内容・金額の情報交換は行っているものの、実際にそれをもとに価格交渉などは行っていない。他の地方公共団体の契約などを参考に比較を行うべきであると考える。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。 「県政広報テレビ番組制作放送委託」 テレビ番組の制作・放送をテレビ局に直接依頼することが最も適切と考え、それが可能な県内テレビ局はＴＯＳ・ＯＡＢ・ＯＢＳの民放３局のみであり、競争入札に適さないため随意契約としている。 随意契約としている点について問題は認められないが、それぞれと価格の交渉、県外の事例との比較を行っておらず、民放各社の見積りのとおりに契約をしており、事業費を抑制する対策は取られていないと判断する。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 テレビ局と同様の理由で競争入札に適さないため随意契約としているため、随意契約としている点について問題は認められないが、それぞれと価格の交渉、県外の事例との比較などを行っておらず、民放各社の見積りのとおりに契約をしており、事業費を抑制する対策は取られていないと判断する。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 テレビ局と同様の理由で競争入札に適さないため随意契約としているため、随意契約としている点について問題は認められないが、それぞれと価格の交渉、県外の事例との比較などを行っておらず、各社の見積りのとおりに

	契約をしており、事業費を抑制する対策は取られていないと判断する。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 県政に関して県民に情報を発信することは必要であり、広報事業は必要と判断している。 しかし、県民のテレビ離れ・地上波放送離れは顕著であり、実際の広報活動が県民に十分に届いているか不明であり、委託費として支出した経費が適切に使われているとは言えないと判断する。デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを促進すべきである。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 県政に関して県民に情報を発信することは必要であり、広報事業は必要と判断している。 しかし、県民のラジオ離れ（民放ラジオ週間接触者率：2009 年の 31.9%→ 2019 年の 24.1%）は顕著であり、実際の広報活動が県民に十分に届いているか不明であり、委託費として支出した経費が適切に使われているとは言えないと判断する。デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを促進すべきである。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 県政に関して県民に情報を発信することは必要であり、広報事業は必要と判断している。 しかし、県民の新聞離れ（一般新聞発行部数：2000 年の 47,401 千部（1 世帯当たり部数:1.13)→ 2024 年の 24,938 千部(1 世帯当たり部数:0.45)）は顕著であり、実際の広報活動が県民に十分に届いていない。従って、委託費として支出した経費が適切に使われているとは言えないと判断する。デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを促進すべきである。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 大分県が直営で出来るような事業ではないため、長年にわたり民間事業

	者へ委託している。 　また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 　大分県が直営で出来るような事業ではないため、長年にわたり民間事業者へ委託している。 　また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 　大分県が直営で出来るような事業ではないため、長年にわたり民間事業者へ委託している。 　また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 　情報発信の方法（媒体）は、発信する内容（目的・ターゲット）により計画性をもって実施されているが、近年のテレビ離れ等の現状を十分に反映されているとは言い難い部分がある。 　担当課では、有料デジタル広告（ネット配信、ＳＮＳ配信）の枠を拡大し始めていることから、引き続きテレビからデジタル広告へのシフトを検討すべきと考える。 　なお、デジタル広告のメリットとしては、ターゲットを決めて配信先を集中させることができる、クリック率などで成果を測定することが可能等が挙げられる。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 　情報発信の方法（媒体）は、発信する内容（目的・ターゲット）により計画性をもって実施されているが、近年のラジオ離れ等の現状を十分に反映されているとは言い難い部分がある。 　担当課では、有料デジタル広告（ネット配信、ＳＮＳ配信）の枠を拡大し始めていることから、引き続きラジオからデジタル広告へのシフトを検討

	すべきと考える。 　なお、デジタル広告のメリットとしては、ターゲットを決めて配信先を集中させることができる、クリック率などで成果を測定することが可能等が挙げられる。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 　情報発信の方法（媒体）は、発信する内容（目的・ターゲット）により計画性をもって実施されているが、近年の新聞離れ等の現状を十分に反映されているとは言い難い部分がある。 　担当課では、有料デジタル広告（ネット配信、ＳＮＳ配信）の枠を拡大し始めていることから、引き続き新聞からデジタル広告へのシフトを検討すべきと考える。 　なお、デジタル広告のメリットとしては、ターゲットを決めて配信先を集中させることができる、クリック率などで成果を測定することが可能等が挙げられる。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 　テレビ番組の制作・放送をテレビ局に直接依頼することが最も適切と考え、それが可能な県内テレビ局はＴＯＳ・ＯＡＢ・ＯＢＳの民放３局のみであり、競争入札に適さないため全社と随意契約を交わしている。 　その結果、委託先の見積書に基づき全社と契約を交わしているため相見積りのような手続きを取れず、結果として、市況等の適正価格を意識した契約とはなっていない。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 　テレビ局と同様に競争入札に適さないという理由で全社と随意契約を交わしている。 　その結果、委託先の見積書に基づき全社と契約を交わしているため相見積りのような手続きを取れず、結果として、市況等の適正価格を意識した契約とはなっていない。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 　テレビ局と同様に競争入札に適さないとの理由で、全社と随意契約を交

	わしている。 　その結果、委託先の見積書に基づき全社と契約を交わしているため相見積りのような手続きを取れず、結果として、市況等の適正価格を意識した契約とはなっていない。
監査要点 （公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 　事業期間は原則通り一年となっており、毎年更新が可能であることから事業期間は適切と判断している。 　県民への県政の広報活動は必要であり、毎年度継続的に事業が継続して行われていることについて、明確な根拠が存在すると考えられる。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 　事業期間は原則通り一年となっており、毎年更新が可能であることから事業期間は適切と判断している。 　　県民への県政の広報活動は必要であり、毎年度継続的に事業が継続して行われていることについて、明確な根拠が存在すると考えられる。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 　事業期間は原則通り一年となっており、毎年更新が可能であることから事業期間は適切と判断している。 　県民への県政の広報活動は必要であり、毎年度継続的に事業が継続して行われていることについて、明確な根拠が存在すると考えられる。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 　事業の目的は県民への県政の広報が目的であり、方針や施策などは日々変化することから、事業の目的は日々達成されていると判断できる。

	しかし、近年ではＳＮＳ等の媒体が拡大していることもあり、県としても新たな広報活動を行っていくことは必要であると言える。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 事業の目的は県民への県政の広報が目的であり、方針や施策などは日々変化することから、事業の目的は日々達成されていると判断できる。 しかし、近年ではＳＮＳ等の媒体が拡大していることもあり、県としても新たな広報活動を行っていくことは必要であると言える。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 事業の目的は県民への県政の広報が目的であり、方針や施策などは日々変化することから、事業の目的は日々達成されていると判断できる。 しかし、発行部数は減少してきておりその効果は年々薄れてきている。近年ではＳＮＳ等の媒体が拡大していることもあり、県としても新たな広報活動を行っていくことは必要であると言える。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 県民への県政の広報活動は必要であることから、日々新たな広報活動を行っていくことは必要であると言える。従って、公益性の観点から事業は継続すべきである。 しかし、県民のテレビ離れ・地上波放送離れは顕著であり、実際の広報活動が県民に届いているか疑問が残る。従って、放送回数等については見直すべきであると考える。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 県民への県政の広報活動は必要であることから、日々新たな広報活動を行っていくことは必要であると言える。従って、公益性の観点から事業は継続すべきである。 しかし、県民のラジオ離れ（民放ラジオ週間接触者率：2009 年の 31.9%→ 2019 年の 24.1%）は顕著であり、実際の広報活動が県民に届いているか疑問が残る。従って、時間帯や放送回数等については見直すべきであると考える。

	「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 県民への県政の広報活動は必要であることから、日々新たな広報活動を行っていくことは必要であると言える。従って、公益性の観点から事業は継続すべきである。 しかし、県民新聞紙離れは顕著であり、実際の広報活動が県民に届いているか疑問が残る。従って、掲載回数等については削減を検討すべきであると考える。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。 「県政広報テレビ番組制作放送委託」 委託契約であるため要領等は存在しないが、大分県契約事務規則に基づき適切に随意契約を交わしており、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 委託契約であるため要領等は存在しないが、大分県契約事務規則に基づき適切に随意契約を交わしており、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 委託契約であるため要領等は存在しないが、大分県契約事務規則に基づき適切に随意契約を交わしており、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。 「県政広報テレビ番組制作放送委託」 より多くの県民に対してわかりやすく、より広く広報を行うためには、テレビ番組を年間、安定して制作・放送することが必要であり、番組の内容を的確な判断のもとに処理する必要があり、制作・放送をテレビ局に直接依頼することが最も適切と考えられる。 このことが可能な県内のテレビ局は、ＴＯＳ・ＯＡＢ・ＯＢＳの民放３局のみであり、広く県民に広報を行うためにも上記３社とすべて委託契約することとなった。 これらについては、随意契約ガイドラインにおける「契約の相手方を、そ

	の技術、技能等により特定する必要があるとき。」に該当するため、随意契約となっており、随意契約とすることに問題は認められない。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 「県政広報テレビ番組制作放送委託」と同様に、事業の目的が達成可能な県内のラジオ局はエフエム大分他１社のみであり、広く県民に広報を行うためにも上記２社とすべて委託契約することとなった。 これらについては、随意契約ガイドラインにおける「契約の相手方を、その技術、技能等により特定する必要があるとき。」に該当するため、随意契約となっており、随意契約とすることに問題は認められない。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 「県政広報テレビ番組制作放送委託」と同様に、事業の目的が達成可能な県内の新聞社は大分合同新聞社他４社のみであり、広く県民に広報を行うためにも上記５社とすべて委託契約することとなった。 これらについては、随意契約ガイドラインにおける「契約の相手方を、その技術、技能等により特定する必要があるとき。」に該当するため、随意契約となっており、随意契約とすることに問題は認められない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	「県政広報テレビ番組制作放送委託」 より多くの県民に対してわかりやすく、より広く広報を行う、という事業の目的を達成することが可能な県内のテレビ局すべてと委託契約をしており、毎年同一の選定先となっている。 従って、毎年同一の選定先となることに問題は認められず、偏って選定、支出はされていないと考える。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 より多くの県民に対してわかりやすく、より広く広報を行う、という事業の目的を達成することが可能な県内のラジオ局すべてと委託契約をしており、毎年同一の選定先となっている。 従って、毎年同一の選定先となることに問題は認められず、偏って選定、支出はされていないと考える。 なお、ＡＭラジオとＦＭラジオは電波受信体が異なるため、全てのラジオ

	局と契約を交わす合理性は認められる。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 　より多くの県民に対してわかりやすく、より広く広報を行う、という事業の目的を達成することが可能な県内の新聞社すべてと委託契約をしており、毎年同一の選定先となっている。 　従って、毎年同一の選定先となることに問題は認められず、偏って選定、支出はされていないと考える。 　なお、新聞社５社との契約については、５社の合計シェア率が 90%をこえるため、５社と契約を結ぶことに問題は認められない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、広報広聴課からヒアリングを行い、事業実施関係書類一式、支出負担行為関係書類一式、支出命令関係書類一式を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 「県政広報テレビ番組制作放送委託」 【勧奨事項　17－１】 　数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っているが、県民のテレビ離れ・地上波放送離れは顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 【勧奨事項　17－２】 　数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っているが、県民のラジオ離れ（民放ラジオ週間接触者率：2009 年の 31.9% → 2019 年の 24.1%）は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 【勧奨事項　17－３】 　数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っているが、県民の新聞離れ（一般新聞発行部数：2000 年の 47,401 千部（１世帯当たり部数：

	1.13）→ 2024 年の 24,938 千部（１世帯当たり部数：0.45））は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。
有効性	有効性について、広報広聴課からヒアリングを行い、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う一定の成果は認められると確認した。 但し、政策評価、事務事業評価は対象外とされており、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されておらず、有効性について十分な判断はできなかった。 「県政広報テレビ番組制作放送委託」 【勧奨事項　17－４】 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきであると考える。 【勧奨事項　17－５】 事業も数十年にわたり継続して行われており、委託費の支出の成果の検証、事業の見直しは必要と考える。 【勧奨事項　17－１再掲】 県民のテレビ離れ・地上波放送離れは顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 【勧奨事項　17－６】 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきであると考える。 【勧奨事項　17－７】 放送時間について、通勤時間帯とずれており、ラジオを聴きながら自家用車で通勤する県民に向けての配信も検討すべきである。 【勧奨事項　17－８】 事業も数十年にわたり継続して行われており、委託費の支出の成果の検証、事業の見直しは必要と考える。 【勧奨事項　17－２再掲】 県民のラジオ離れ（民放ラジオ週間接触者率：2009 年の 31.9％ → 2019 年の 24.1％）（民放ラジオ週間接触者率：2009 年の 31.9％ → 2019 年の

	24.1%）は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 【勧奨事項　17－９】 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきであると考える。 【勧奨事項　17－10】 事業も数十年にわたり継続して行われており、委託費の支出の成果の検証、事業の見直しは必要と考える。 【勧奨事項　17－３再掲】 県民の新聞離れ（一般新聞発行部数：2000年の47,401千部（1世帯当たり部数：1.13）→ 2024年の24,938千部（1世帯当たり部数：0.45））は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。
経済性・効率性	経済性・効率性について、広報広聴課からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約とはなっていない点から経済性や効率性に課題があると判断する。 「県政広報テレビ番組制作放送委託」 【勧奨事項　17－11】 いずれの契約も見積書の金額で契約しており、金額の適正水準の判断は行われていない。一年に一回、九州各県の広報担当者会議があり、広報方法や内容・金額の情報交換は行っているものの、実際にそれをもとに価格交渉などは行っていない。他の地方公共団体の契約などを参考に比較を行うべきであると考える。 「県政ラジオ番組制作放送委託」 【勧奨事項　17－12】 いずれの契約も見積書の金額で契約しており、金額の適正水準の判断は行われていない。一年に一回、九州各県の広報担当者会議があり、広報方法や内容・金額の情報交換は行っているものの、実際にそれをもとに価格交渉などは行っていない。他の地方公共団体の契約などを参考に比較を行うべ

	きであると考える。 「新聞広告「県政だより」制作掲載委託」 【勧奨事項　17－13】 　いずれの契約も見積書の金額で契約しており、金額の適正水準の判断は行われていない。一年に一回、九州各県の広報担当者会議があり、広報方法や内容・金額の情報交換は行っているものの、実際にそれをもとに価格交渉などは行っていない。他の地方公共団体の契約などを参考に比較を行うべきであると考える。
公益性・公平性	公益性・公平性について、広報広聴課からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。

【福祉保健部】NO.18

課・室	健康政策・感染症対策課			
事業名 補助金等の名称	大分県東部保健所他８施設時間外電話受付委託業務（保健所運営費（管理））		委託料	
予算費目	項：保健所費		目：保健所費	
根拠法令・要綱等	委託料契約につきなし			
事業期間	事業開始年度	令和元年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	3,564	4,169	4,147
	決算額	3,802	4,015	4,137

事業の目的	時間外（休日・夜間）の電話対応窓口・案内のアウトソーシングにより、電話応対や待機に係る職員の心身の負担を軽減するため。
事業の概要	保健所の時間外（休日・夜間）の電話対応窓口は平成 20 年度から開始しており、各保健所に健康危機管理携帯電話を配備し、輪番により職員が携帯し、夜間休日も常時対応を行っていた。担当課以外の相談への対応、束縛感等の精神的負担が大きいとの声があり、電話応対や待機に係る職員の心身の負担を軽減するため、本事業は令和元年より開始した。 ・業務の対象となる施設 東部保健所（大分県別府市大字鶴見字下田井 14－１） 東部保健所国東保健部（大分県国東市国東町安国寺 786－１） 中部保健所（大分県臼杵市大字臼杵字 72－34） 中部保健所由布保健部（大分県由布市庄内町大字柿原 337－２） 南部保健所（大分県佐伯市向島１－４－１） 豊肥保健所（大分県豊後大野市三重町市場 934－２） 西部保健所（大分県日田市田島２－２－５） 北部保健所（大分県中津市中央町１－10－42） 北部保健所豊後高田保健部（大分県豊後高田市高田 39） ・業務時間等 (1) 業務時間 ア　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法　律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに職員の休日休暇及び

勤務時間等に関する条例に規定する年末年始の休日

全日（但し、翌日が開庁日の場合は翌朝午前８時 30 分まで）

イ　上記以外の日

午後５時 15 分から翌朝午前８時 30 分（但し、金曜日及び休日の前日は午後５時 15 分から午前０時 00 分）

(2) 業務時間等の変更

災害発生等のため甲が特に必要と認める場合は乙と協議の上、業務時間の変更を乙に依頼するものとする。

なお、この場合にかかる費用については、甲及び乙協議の上、別途定める。

・委託先　日本連合警備株式会社

・委託業務

(1) 電話受付業務

ア　電話受付業務施設の代表電話の留守番メッセージで案内される番号に架電された要件の受付を行うこと。

イ　上記の内容に基づき、甲が別途作成するマニュアルにより必要があるときは直ちに電話連絡を行うこと。

ウ　電話受付業務は、顔の見えない県民等に音声のみで対応することから、業務従事者は不適切な対応により県民等に不信感をもたれたり、非難されたりすることのないよう十分注意し、県民サービスの維持向上が図られるよう業務を行うこと。

エ　その他本業務に付随する業務

令和６年度４月～３月個別相談数集計

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数(件)	22	34	29	35	39	36	15	22	42	18	12	25

監査手続

監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	実施伺、大分県東部保健所他８施設時間外電話受付委託業務仕様書、委託

	契約書、随意契約理由書、機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る書面報告書を確認した。 　関連する法令及び条例・規則等に準拠して、必要な書類は揃っていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	実施伺、大分県東部保健所他８施設時間外電話受付委託業務仕様書、委託契約書、随意契約理由書、機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る書面報告書を確認したところ、委託費の書類に不自然な点はなく、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	実施伺、大分県東部保健所他８施設時間外電話受付委託業務仕様書、委託契約書、随意契約理由書、機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る書面報告書を確認したところ、以下の事項を除き、日付、決裁権限、内容、条件などにおいて不自然な点は認められず、適切に決裁が行われていると判断する。 【勧奨事項】 　一者見積りのみで契約を結んでおり、決裁が適切に行われているか疑問が残る。相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、委託内容や金額等が適切であることの根拠が必要である。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支出については、委託契約の内容に基づき、毎月の報告書で実績確認を行い、請求書の提出を受けて行われることとなっているおり、毎月の報告書と請求書が完備されていることを確認した。 　従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。

	委託事務必携によると一般競争入札案件に該当するが、事業の目的に照らして随意契約となっている。本事業は、事案の第一報を受理した後は適切な対応につなぐことが重要であり、多岐にわたる相談事案に柔軟に対応するために、相談業務に関して対応者が一定程度習熟していることが必要である。対象者は令和元年８月からは東部保健所、令和３年度からは県内全保健所（部）の電話委託業務を受託した実績があるとともに、独自に対応マニュアル等を整備するなどしており、当該法人に委託することで効果的に業務を遂行することが期待できることが、随意契約理由書及び業者選定理由書に記載されている。 従って、委託費の交付対象者の選定、取引は適切に行われていると判断できる。 なお、対象者の収支状況等の把握は契約の条件になっておらず行われていない。また、大分県契約事務規則第５条第３項第９号により保証金も免除されている。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	委託契約に基づき、実施結果を業務の翌日（翌日が閉庁日のときは次の開庁日とする。）の午前８時 30 分までに電話連絡受付票により県に報告（各施設あてＦＡＸ）しなければならない。また、毎月の業務報告を業務実施報告書により翌月 10 日までに県に報告し、検査員の確認を受けなければならない。全ての案件について電話連絡票の作成が行われ、また、毎月業務実施報告書の提出がされている。 以上より、以下の事項を除き、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。 【勧奨事項】 県では全ての案件の連絡票の作成が行われていると考えているが、その確認手段を確立できていない。報告の網羅性を担保できる手段を検討することが望ましい。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	委託契約に基づき、実施結果を業務の翌日（翌日が閉庁日のときは次の開庁日とする。）の午前８時 30 分までに電話連絡受付票により県に報告（各

	施設あてＦＡＸ）し、また、毎月業務実施報告書を翌月 10 日までに県に報告し、検査員の確認を受けている。その後、請求書の提出を受けて支出が行われることとなっている。 　以上より、委託費は事業完了後に支出されており、他の使途への流用はないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県独自の委託費であり、国・市町村の負担は無く、請求手続きは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	本事業開始前は各保健所に健康危機管理携帯電話を配備し、輪番により県職員が携帯し、夜間休日も常時対応する必要があった（平成 20 年～令和元年）。 　県職員の輪番制導入当初より、束縛感等の精神的負担が大きいとの声があり、令和元年度に試験的に東部保健所で本事業開始した経緯がある。東部保健所にて負担軽減を確認できたところから他保健所への導入に至った。 　その後、東部保健所での試験的導入前後も、他保健所への事業開始前後でも職員へのアンケート等の実施はなく、効果の確認方法が不明で成果がはっきりしない。 【勧奨事項】 　本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、事業を開始する前後で実績や成果を評価できる手段を取る必要があったと考える。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	時間外（休日・夜間）の電話対応窓口・案内のアウトソーシングにより、電話応対や待機に係る職員の心身の負担を軽減することができるということは容易に想像がつくため、委託費の支出の成果はあると考えるが、適切に

	効果を測り、事業の見直しは適宜行う必要がある。 【勧奨事項】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、事業の見直しは適宜行う必要がある。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	事務事業評価は行われておらず、目標設定もないため、事業の手法や実施内容が目的・目標を達成するために最も効果的であるかの判断はできない。 しかし、時間外（休日・夜間）の電話対応窓口・案内のアウトソーシングにより、電話応対や待機に係る職員の心身の負担を軽減するという目的を達成できることは容易に想像がつくため、事業の手法や実施内容は一定の効果的であると考える。 【勧奨事項】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、最も効果的な方法を追求すべきである。 例えば、ＡＩ音声対応、ＡＩチャットボットなどの技術の進化は目覚ましく、試験的な導入も検討すべきである。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	県民からの時間外（休日・夜間）の電話相談は毎月一定数あり、今後も時間外の相談窓口は必要とされると予想されるため、時間外（休日・夜間）の電話対応窓口・案内のアウトソーシングは継続が必要であると判断する。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	一者見積りのみで契約を結んでおり、金額の妥当性の判断ができない。

	同業他社への参考見積を取るなど、金額の妥当性の根拠が必要である。 事業期間に関しては、終期年度の設定がなく、事務事業評価も行われていないため、妥当性の判断ができない。定期的に実績や成果の評価を行い、事業期間が不適切とならないよう計画すべきである。 【勧奨事項】 一者見積りのみで契約を結んでおり、金額や事業期間の妥当性の判断ができない。相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、金額や事業期間の妥当性の根拠が必要である。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	一者見積りのみで契約を結んでおり、金額の妥当性の判断ができないため、事業費を抑制する対策は取られていないと判断する。 【勧奨事項】 相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、委託内容や金額の確認を行うことが必要である。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	時間外（休日・夜間）の電話対応窓口・案内のアウトソーシングにより、電話応対や待機に係る職員の心身の負担を軽減することを目的とした事業であり、事業の効果は測られていないものの、職員の心身の負担軽減となっていることは容易に想像ができる。 県民からの相談件数は多くはないものの、感染症や精神保健医療に関するもの等、緊急性を要する相談もあるため、本事業は必要であると判断する。 また、業務実施に必要な資材・機器等は受託者の負担であり、委託費で購入した物品などは無く、該当しない。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	県職員の負担を軽減とすることを目的とした事業であるため、民間業者

	へ委託するという選択は適切であると考える。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	大分県が実施主体となる趣旨や目的が重複する他の施策は無く、事業計画に問題はないと考える。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	一者見積りのみで契約を結んでおり、金額の妥当性の判断ができない。 ① 土日祝日及び年末年始の休日　8時30分～17時15分(8.75時間) ② 平日・土日祝日及び年末年始の休日　17時15分～翌8時30分(15.25時間) システム基本料の除き、上記①②は7,475円／回の契約で委託をしている。 一者見積であるため、最小の経費に抑えつつ、単価が適正価格であるかの判断はできない。 【勧奨事項】 相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして委託内容や金額の確認を行うことが必要である。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	事業期間の終期は決まっておらず、また、県民からの時間外（休日・夜間）の電話相談は毎月一定数あり、感染症や精神保健医療に関するもの等、緊急性を要する相談もあるため、今後も時間外の相談窓口は必要とされると予想されるため、本事業は継続が必要であると判断する。 事務事業評価を行うなどして、事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを適宜測りながら事業を継続する必要があると考える。

	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
ii	県民からの時間外（休日・夜間）の電話相談は毎月一定数あり、感染症や精神保健医療に関するもの等、緊急性を要する相談もあるため、今後も時間外の相談窓口は必要とされると予想されるため、公益性の観点から本事業は継続が必要であると判断する。 事務事業評価を行うなどして、事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを適宜測りながら事業を継続する必要があると考える。
	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
iii	県民からの時間外（休日・夜間）の電話相談は毎月一定数あり、感染症や精神保健医療に関するもの等、緊急性を要する相談もあるため、今後も時間外の相談窓口は必要とされると予想されるため、本事業は継続が必要であると判断する。 事務事業評価を行うなどして、事業の内容・金額が適当であるかを測りながら事業を継続する必要があると考える。
	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
iv	本事業では、事案の第一報を受理した後は適切な対応につなぐことが重要であり、多岐にわたる相談事案に柔軟に対応するために、相談業務に関して対応者が一定程度習熟していることが必要である。 対象者は令和元年８月からは東部保健所、令和３年度からは県内全保健所（部）の電話委託業務を受託した実績があるとともに、独自に対応マニュアル等を整備するなどしており、当該法人に委託することで効果的に業務を遂行することが期待できる（随意契約理由書及び業者選定理由書に記載）。 従って、委託費の交付対象者の選定、取引は適正に行われていると判断できる。
	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
v	

	委託事務必携によると一般競争入札案件に該当するが、事業の目的に照らして随意契約となっている。 本事業では、事案の第一報を受理した後は適切な対応につなぐことが重要であり、多岐にわたる相談事案に柔軟に対応するために、相談業務に関して対応者が一定程度習熟していることが必要である。 対象者は令和元年８月からは東部保健所、令和３年度からは県内全保健所（部）の電話委託業務を受託した実績があるとともに、独自に対応マニュアル等を整備するなどしており、当該法人に委託することで効果的に業務を遂行することが期待できる（随意契約理由書及び業者選定理由書に記載）。 従って、入札条件にも関わらず随意契約なっていることには疑問が残る。 なお、令和８年度以降、一般競争入札を可能にするために長期継続契約へ変更をすることを検討中である。 【勧奨事項】 相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、委託先や委託内容、金額等が適切であることの根拠が必要である。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	本事業では、事案の第一報を受理した後は適切な対応につなぐことが重要であり、多岐にわたる相談事案に柔軟に対応するために、相談業務に関して対応者が一定程度習熟していることが必要である。 対象者は令和元年８月からは東部保健所、令和３年度からは県内全保健所（部）の電話委託業務を受託した実績があるとともに、独自に対応マニュアル等を整備するなどしており、当該法人に委託することで効果的に業務を遂行することが期待できる（随意契約理由書及び業者選定理由書に記載）。 従って、入札条件にも関わらず随意契約なっていることには疑問が残る。 なお、令和８年度以降、一般競争入札を可能にするために長期継続契約へ変更をすることを検討中である。 【勧奨事項】

	相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、委託先や委託内容、金額等が適切であることの根拠が必要である。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、健康政策・感染症対策課からヒアリングを行い、簿冊を確認した結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【勧奨事項　18－１】 一者見積りのみで契約を結んでおり、決裁が適切に行われているか疑問が残る。相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、委託内容や金額等が適切であることの根拠が必要である。 【勧奨事項　18－２】 県では全ての案件の連絡票の作成が行われていると考えているが、その確認手段を確立できていない。報告の網羅性を担保できる手段を検討することが望ましい。
有効性	有効性について、健康政策・感染症対策課からヒアリングを行い、簿冊を確認した結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。 但し、事業開始前後でも職員へのアンケート等の実施はなく、効果の確認方法が不明で成果がはっきりしない。このため、本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、事業を開始する前後で実績や成果を評価できる手段を取る必要があったと考える。 【勧奨事項　18－３】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、事業を開始する前後で実績や成果を評価できる手段を取る必要があったと考える。 【勧奨事項　18－４】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、事業の見直しは適宜行う必要がある。

	【勧奨事項　18－５】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、最も効果的な方法を追求すべきである。 例えば、ＡＩ音声対応、ＡＩチャットボットなどの技術の進化は目覚ましく、試験的な導入も検討すべきである。
経済性・効率性	経済性について、健康政策・感染症対策課からヒアリングを行い、簿冊を確認した結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 但し、一者見積りで、そのまま契約を結んでおり、金額の妥当性の判断ができない。同業他社から参考見積を取得する等で金額の妥当性を確認することが望ましい。 【勧奨事項　18－６】 一者見積りのみで契約を結んでおり、金額や事業期間の妥当性の判断ができない。相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、金額や事業期間の妥当性の根拠が必要である。 【勧奨事項　18－７】 相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、委託内容や金額の確認を行うことが必要である。
公益性・公平性	公益性・公平性について、健康政策・感染症対策課からヒアリングを行い、簿冊を確認した結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、毎年同一業者が随意契約を結んでおり、随意契約の条件は満たしており、問題はないと判断する。

【福祉保健部】NO.19

課・室	健康政策・感染症対策課			
事業名 補助金等の名称	指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証更新業務委託（保健所運営費（管理））		委託料	
予算費目	項：保健所費		目：保健所費	
根拠法令・要綱等	委託料契約につきなし			
事業期間	事業開始年度	令和４年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	24,748	24,968	25,188
	決算額	24,200	24,965	25,188

事業の目的	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費に係る医療受給者証及び「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の更新業務を適正かつ円滑に実施することを目的とする。
事業の概要	業務内容 （１）特定医療費（指定難病）医療受給者証更新事務補助業務 更新申請事務に係る更新案内の作成・発送、申請書の受付、書類確認・審査補助、データ入力、受給者証発行等業務、業務に係る電話問合せ対応、申請書類の整理 （２）小児慢性特定疾病医療費受給者証更新事務補助業務 更新申請事務に係る更新案内の作成・発送、申請書の受付、書類確認・審査補助、データ入力、受給者証発行等業務、業務に係る電話問合せ対応、申請書類の整理 業務報告（月次業務報告書・日次業務報告書） （１）月次業務報告 受注者は、毎月の業務が完了したとき、遅滞なく、月次業務報告書を発注者に提出し検査を受けるものとする。 （２）日次業務報告書 受注者は、毎日の業務が完了したとき、日次業務報告書を発注者に提出し確認を受けるものとする。

監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	実施伺、指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証更新業務委託仕様書、委託契約書、随意契約理由書、機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る書面報告書、業務完了報告書、請求書、支出命令等を確認した。 関連する法令及び条例・規則等に準拠して、必要な書類は揃っていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	実施伺、指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証更新業務委託仕様書、委託契約書、随意契約理由書、機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る書面報告書、業務完了報告書、請求書、支出命令等を確認したところ、日付、金額、使途に不自然な点はなく、事業は適切に執行されていると判断できる。 但し、受注者は従事者を変更しようとする場合には、事前に発注者に対しその旨を口頭で通知するとともに、修正した「業務従事者名簿」を提出する必要があるが、新入社員の入社から従事者名簿提出までに２か月の開きがある例が見られた。 【勧奨事項】 委託仕様書に従事者に変更があった場合の従事者名簿提出期限の記載はないものの、機密情報・個人情報を取り扱う業務であることから、早期に提出を求めることが望ましい。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	実施伺、指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証更新業務委託仕様書、委託契約書、随意契約理由書、機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る書面報告書、業務完了報告書、請求書、支出命令等を確認したところ、日

	付、決裁権限、内容、条件などにおいて不自然な点は認められず、適切に決裁が行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	委託契約の内容に基づき、受注者は月次業務報告書（様式第３号）を発注者に提出し検査を受け、また、毎日の業務が完了したとき、日次業務報告書（様式第４号）を発注者に提出し確認を受ける必要がある。支出は、毎月の報告書で実績確認を行ったのちに請求書の提出を受けて行われることとなっているおり、毎月の報告書と請求書が完備されていることを確認した。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	令和４年度の事業開始時にプロポーザル方式にて交付対象者を選定したが、令和５年度以降は随意契約となっている。 本業務において新たな事業者を選定した場合、事業者への直接指導等で職員への負担が大きくなることが予想され、また令和４年度に受託した事業者がそれまでに蓄積したノウハウで事業を行うことが効果的・効率的であることが随意契約理由書及び業者選定理由書に記載されている。 従って、委託費の交付対象者の選定、取引は適切に行われていると判断できる。 なお、対象者の収支状況等の把握は契約の条件になっておらず行われていない。また、大分県契約事務規則第５条第３項第９号により保証金も免除されている。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	委託契約に基づき、毎日の業務が完了したとき、日次業務報告書（様式第４号）を発注者に提出し確認を受けなければならない。また、毎月の業務が完了したとき、遅滞なく、月次業務報告書（様式第３号）を発注者に提出し検査を受けなければならない。 日次業務報告書、月次業務報告書は完備されており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。

vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	委託費は、月次業務報告書・日次業務報告書・業務完了報告書により県に報告し、検査員の確認・検査を受けている。 以上より、委託費は事業完了後に支出されており、他の使途への流用はないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県独自の委託費であり、国・市町村の負担は無く、請求手続きは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事務事業評価は行われておらず、委託費の成果の評価・分析は行われていない。 但し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費に係る医療受給者証及び「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の更新業務は 12 月末までの有効期限のところを 12 月上旬までに発行できており、更新業務を適正かつ円滑に実施するという目的は達成できていると判断する。 【勧奨事項】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、事業の開始前後での職員の業務量や負担の変化についてアンケートを取るなど、成果を客観的に判断できる手段を取る必要があったと考える。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	事務事業評価は行われておらず、委託費の成果の評価・分析は行われていない。 但し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費に

	係る医療受給者証及び「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の更新業務は 12 月末までの有効期限のところを 12 月上旬までに発行できており、更新業務を適正かつ円滑に実施するという目的は達成できているが、事業をより改善していく点では見直しは必要であると考えられる。 【勧奨事項】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、事業の見直しは適宜行う必要がある。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。 事務事業評価は行われておらず、目標設定もないため、事業の手法や実施内容が目的・目標を達成するために最も効果的であるかの判断はできない。 但し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費に係る医療受給者証及び「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の更新業務は 12 月末までの有効期限のところを 12 月上旬までに発行できており、更新業務を適正かつ円滑に実施するという目的は達成できているため、事業の手法や実施内容は効果的であると考える。 【勧奨事項】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、最も効果的な方法を追求すべきである。 今後、マイナ保険証の利用率(2025 年 10 月末時点の大分県の利用率：36.22%)が上昇し、診療データ等の連携が進むようになった際には、指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証の更新もオンラインでできるようになる可能性なども考慮すると、今後は様々な方法を検討する余地がある。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。） 令和４年度から開始した事業であり事業期間は短期であるが、社会情勢などの状況に即した事業手法であるか、適宜評価しながら継続していく必要がある。

監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	令和４年度の事業開始時にプロポーザル方式にて交付対象者を選定しており、その後契約は随意契約となっており金額の合理性に欠ける。 事業初年度以降は金額が増額しており、次年度からの随意契約では金額が増額されている。金額が変更になるのであれば、再度プロポーザル方式にて選定を実施すべきであると考える。 【改善事項】 事業初年度以降は金額が増額している。金額が変更になるのであれば、再度プロポーザル方式にて選定を実施すべきであると考える。 もしくは、当初から契約期間を３年間などにすべきと考える。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	令和４年度の事業開始時にプロポーザル方式にて交付対象者を選定しており、契約金額は適正であると考えられる。 また、委託費は、月次業務報告書・日次業務報告書・業務完了報告書により県に報告し、検査員の確認を受けた上で、月ごとに事業完了後に支出されており、事業費を抑制する対策は取られていると判断できる。 しかし、事業初年度以降は金額が増額しており、次年度からの随意契約では金額が増額されている。従って、令和５年度以降の事業費を抑制する対策は取られていないと言える。 【改善事項】 事業初年度以降は金額が増額している。金額が変更になるのであれば、再度プロポーザル方式にて選定を実施すべきであると考える。 もしくは、当初から契約期間を３年間などにすべきと考える。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。

	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費に係る医療受給者証及び「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の更新業務であり、また、更新業務は適正かつ円滑に実施されていることから、事業は必要であると判断する。 また、委託費として支出した金額が適切に使われているかについては、月次業務報告書・日次業務報告書・業務完了報告書により県に報告し、検査員の確認を受けた上で、月ごとに事業完了後に支出されており、適切に支出されていると判断できる。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	委託を行う前は、保健所職員が他業務も行いながら更新業務を行っており、職員への負担が大きかった。更新業務を適正かつ円滑に実施するという目的の事業であり、また、これは５月～12 月に発生する業務であるため、必要な期間だけ委託できることは経済性の観点からもメリットであることから、民間事業者への委託は適切であると考える。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	大分県が実施主体となる趣旨や目的が重複する他の施策は無く、事業計画に問題はないと考える。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	令和４年度の事業開始時にプロポーザル方式にて交付対象者を選定しており、契約金額は最小の経費に抑えることを前提にしている、また、市況等の適正価格を意識していると判断できる。 しかし、事業初年度以降は金額が増額しており、次年度からの随意契約では、業務の範囲が拡大することに伴い金額が増額されている。従って、令和５年度以降の事業費を最小限に抑え、市況等の適正価格を意識しているかは判断できない。 【改善事項】

	事業初年度以降は金額が増額している。金額が変更になるのであれば、再度プロポーザル方式にて選定を実施すべきであると考える。 もしくは、当初から契約期間を３年間などにすべきと考える。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	令和４年度から開始した事業であり、事業の終期は決まっていない。 今後も事業は継続されることが予想されるが、事業の効果を適切に測りながら継続することが望ましい。 事務事業評価を行うなどして、事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを適宜測りながら事業を継続する必要があると考える。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費に係る医療受給者証及び「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の更新業務であり、12 月末までの有効期限のところを 12 月上旬までに発行できており、更新業務を適正かつ円滑に実施するという目的が達成できており、またこの事業は毎年発生するものであるため、支出され続けることへの妥当性はあると考える。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	本事業自体は公益性が高い事業ではないと考えるが、本事業を行うことで保健所業務の負担軽減が期待でき、二次的に社会の利益に繋がることが予測される。 委託内容についての変更の必要性は今のところ不要と考えるが、金額については適宜見直しが必要である。

iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。 令和４年度の事業開始時にプロポーザル方式にて交付対象者を選定し、令和５年度以降は毎年随意契約となっている。 本業務において、新たな事業者を選定した場合、事業者への直接指導等で職員への負担が大きくなることが予想され、また令和４年度に受託した事業者がそれまでに蓄積したノウハウで事業を行うことが効果的・効率的であることが随意契約理由書及び業者選定理由書に記載されている。 従って、委託費の交付対象者の選定、取引は適正に行われていると判断できる。 しかし、事業初年度以降は金額が増額しており、次年度からの随意契約では金額が増額されている。従って、令和５年度以降の委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていない可能性がある。 【改善事項】 事業初年度以降は金額が増額している。金額が変更になるのであれば、再度プロポーザル方式にて選定を実施すべきであると考える。 もしくは、当初から契約期間を３年間などにすべきと考える。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。 委託事務必携によると一般競争入札案件に該当するが、事業の目的に照らして随意契約となっている。 本業務において、新たな事業者を選定した場合、事業者への直接指導等で職員への負担が大きくなることが予想され、また令和４年度に受託した事業者がそれまでに蓄積したノウハウで事業を行うことが効果的・効率的であることが随意契約理由書及び業者選定理由書に記載されている。 従って、入札条件にも関わらず随意契約になっていることは妥当であると考える。 しかし、事業初年度以降は金額が増額している。従って、令和５年度以降の委託先の選定は入札を再度行うべきである。 【改善事項】 事業初年度以降の随意契約では金額が増額している。 金額が変更になるのであれば、プロポーザル方式にて再度選定を実施するか、入札による選定を行うべきと考える。

vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	本業務において、新たな事業者を選定した場合、事業者への直接指導等で職員への負担が大きくなることが予想され、また令和 4 年度に受託した事業者がそれまでに蓄積したノウハウで事業を行うことが効果的・効率的であることが随意契約理由書及び業者選定理由書に記載されている。 従って、選定先が毎年同一であることの明確な根拠は存在している。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、健康政策・感染症対策課からヒアリングを行い、簿冊等の確認を行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 但し、受注者は、従事者を変更しようとする場合には、事前に発注者に対しその旨を口頭で通知するとともに、修正した「業務従事者名簿」を提出する必要があるが、新入社員の入社から従事者名簿提出までに 2 か月の開きがある例が見られた。指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証更新業務委託仕様書に、従事者に変更があった場合の従事者名簿提出期限の記載はないものの、機密情報・個人情報を取り扱う業務であることから、早期に提出を求めることが望ましい。 【勧奨事項　19－１】 委託仕様書に従事者に変更があった場合の従事者名簿提出期限の記載はないものの、機密情報・個人情報を取り扱う業務であることから、早期に提出を求めることが望ましい。
有効性	有効性について、健康政策・感染症対策課からヒアリングを行い、簿冊等の確認を行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。 但し、事務事業評価は行われておらず、委託費の成果の評価・分析は行われていないため、事業の開始前後での職員の業務量や負担の変化についてアンケートを取るなど、成果を客観的に判断できる手段を取る必要があったと考える。

	【勧奨事項　19－２】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、事業の開始前後での職員の業務量や負担の変化についてアンケートを取るなど、成果を客観的に判断できる手段を取る必要があったと考える。 【勧奨事項　19－３】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、事業の見直しは適宜行う必要がある。 【勧奨事項　19－４】 本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、最も効果的な方法を追求すべきである。 今後、マイナ保険証の利用率(2025 年 10 月末時点の大分県の利用率：36.22%)が上昇し、診療データ等の連携が進むようになった際には、指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証の更新もオンラインでできるようになる可能性なども考慮すると、今後は様々な方法を検討する余地がある。
経済性・効率性	経済性について、健康政策・感染症対策課からヒアリングを行い、簿冊等の確認を行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【改善事項　19－５】 事業初年度以降は金額が増額している。金額が変更になるのであれば、再度プロポーザル方式にて選定を実施すべきであると考える。 もしくは、当初から契約期間を３年間などにすべきと考える。
公益性・公平性	公益性・公平性について、健康政策・感染症対策課からヒアリングを行い、簿冊等の確認を行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定が行われていると確認した。 【改善事項　19－６】

	事業初年度以降の随意契約では金額が増額している。 金額が変更になるのであれば、プロポーザル方式にて再度選定を実施するか、入札による選定を行うべきと考える。

【生活環境部　防災局】NO.20

課・室	防災対策企画課			
事業名 補助金等の名称	大分県防災情報通信システム点検委託業務・大分県震度情報システム点検委託業務 （防災情報システム管理費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：防災費		目：防災総務費	
根拠法令・要綱等	大分県契約事務規則（第一章総則・第二章一般競争契約） 大分県会計規則			
事業期間	事業開始年度	平成５年頃	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	81,235	84,012	86,203
	決算額	77,000	72,901	85,751
事業の目的	大分県防災情報通信システム点検委託業務：機器、施設等の点検を行う。 大分県震度情報システム点検委託業務：機器、施設等の点検を行う。			
事業の概要	大規模災害時の情報通信確保のための「防災情報通信システム」及び地震発生時の初動体制確立のための「震度情報システム」について、システムの安定運用を図るため、機器・施設等の定期点検を専門業者に委託している。 防災情報通信システムは平成５年頃から、震度情報システムは令和 5 年から（震度計の更新に伴い分離）それぞれ継続しており、点検記録簿の提出や立会い等によるモニタリングを実施している。 両事業とも一般競争入札により契約している。 ＜大分県防災情報通信システム点検委託業務＞ 大規模災害時等において公共通信が途絶した場合にあっても情報収集・伝達を確保するための通信システム。 県地方機関、市町村及び防災関係機関等に整備しており、システムの安定運用を図るため機器、施設等の点検を委託して実施している。 当初整備（第１世代）：平成２年から５年 第２世代：平成 21 年から 26 年 ＜大分県震度情報システム点検委託業務＞ 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、消防庁主導の下、消防庁及び都道府県の地震発生時の初動体制の確立を目的に、全都道府県において平成合併前			

	の市町村単位に震度計を整備。本県では旧 58 市町村に震度計、県庁にサーバーを設置しており、システムの安定運用を図るため機器、施設等の点検を委託して実施している。 　当初整備（第１世代）：平成８年 　第２世代：平成 22 年 　第３世代：令和４年 ・委託先の決定方法 　・大分県防災情報通信システム点検委託業務：一般競争入札 　・大分県震度情報システム点検委託業務：一般競争入札 ・委託契約件数・委託先・金額 　・委託契約件数：２件 　・委託先・金額： ・大分県防災情報通信システム点検委託業務 （ＮＥＣネッツエスアイ株式会社大分営業所　81,625,500 円） ・大分県震度情報システム点検委託業務 （日本無線株式会社　4,125,000 円） ・当初委託開始年度（委託開始後の経過年数） 　（※過去に類似の委託が存在した場合には当該委託についても記載） 　・大分県防災情報通信システム点検委託業務：平成５年頃（32 年経過） 　・大分県震度情報システム点検委託業務：令和５年（２年経過） 　（※過去に、大分県防災情報通信システム点検委託業務で一括契約） ・交付先に対する県のモニタリングの状況 　点検記録簿等の提出物や点検立会い等にて、書面及び現場をモニタリングしている。 ・令和元年度～令和６年度に実施された監査での指摘事項・注意事項は無い。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	本事業は一般競争入札により契約が締結されており、大分県契約事務規則に定められた入札公告、資格審査、予定価格の決定、開札・落札の手続き

	が遵守されている。 　契約書には目的、金額、期間等の必要事項が記載され、点検業務終了後は点検記録簿等の報告書が提出されている。 　契約書、仕様書、入札関係書類、点検報告書、支出関係書類等を確認したところ、必要書類は適切に整備されており、事業費の支出に当たり必要な書類は揃っていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	契約書、請求書、点検報告書等を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	支出負担行為及び支出命令関係書類等を確認したところ、決裁権限、日付、内容、条件などに不自然な点は見られず、大分県会計規則に沿って適切に決裁が行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	契約に定められた業務内容と請求内容、点検報告書の内容を照合したところ、期間、金額、使途などに不自然な点は見られず、支出要件は満たされていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	委託先の選定は一般競争入札により行われており、その手続きは適切に実施されている。 　また、委託先の収支状況は、経営事項審査により把握されている。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。

	契約に基づき、点検実施後、点検記録簿等の報告書が提出され、担当課において内容確認及び必要に応じた立会いが行われている。 従って、適時・適切な実績確認と報告が行われていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	点検報告書等を確認したところ、委託料は契約で定められた点検業務に充てられており、他の使途への流用は認められないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	点検業務の実施により、機器の正常状態の維持、電波法適合の確認、消耗品交換や不良個所の早期発見・予防保全による機器寿命の延伸といった成果が得られている。 点検報告書により実績は記録・整理されており、目標（システムの安定運用）に対する達成度合いは、重大故障の未発生や法令適合の確認等を通じて間接的に評価されている。 従って、明確な数値目標は設定されていないが、目標達成度合いは具体的に分析されていると判断する。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	本事業は防災システムの維持管理という継続的必要性が高い業務であり、廃止については検討されておらず、問題は認められない。 しかし、点検項目や機器数量については、老朽化に伴う機器更新のタイミング等も含め、毎年度見直しが行われており、必要に応じた事業内容の見直しは行われている。

iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	防災システムは常に正常な状態に維持することが求められるため、障害発生後のスポット対応ではなく、定期的な点検による予防保全が最適な手法である。 防災システムは、無線装置やネットワーク機器などの専門性の高い設備で複雑に構成されている。専門業者に委託することで、高度な技術的知見に基づく適切な保守点検、例えば、無線装置の保守点検においては、専用の測定器を用いたデータ分析を行い、外観では判別できない機器内部の異常検知や、不具合原因の究明・対応が可能となっている。 従って、目的達成に効果的であると判断する。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	本事業は防災情報通信システムが平成５年頃から、震度情報システムが令和５年から（分離後）それぞれ継続している。 社会情勢の変化により防災・減災の重要性は高まっており、本事業の必要性は現在も高いため、単なる慣例による予算配分であるといえる。 また、予算額は国土交通省の電気通信関係積算基準等を基に算出されており、機器の更新に伴う点検内容の見直し等も含めて、社会情勢などの現在の状況に即したものであるといえる。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	委託料については、国土交通省の電気通信関係積算基準等を基に、点検対象機器の数量・種類、点検頻度・内容等を勘案して算定されている。 事業期間は１年ごとの契約であるが、継続的に点検が必要な性質上、合理的である。なお、年度ごとの数量変動に加え、年度途中での増減も想定されるため、長期継続契約とすることは不向きであると考えられる。 以上より、金額、事業期間は合理的に算定され、適切な水準にあると判断

	する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	委託料については、国土交通省の電気通信関係積算基準に基づく適正な価格設定が図られている。 また、定期点検による予防保全は、重大故障を未然に防ぎ、結果的に機器寿命を延伸させ、長期的な更新コストの抑制に寄与し、結果的に余分な修理費用が発生しなくなり事業費そのものの抑制につながるため事業費抑制対策となっている。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	災害時における確実な情報伝達は県民の安全・安心に直結するため、防災システムの維持管理は必要性が極めて高い。 また、実績報告書などでの確認によると、委託費として支出した金額は点検業務に充てられ、交換部品等も適切に行われていることから、委託費として支出した金額は適切に使用されている。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	専門的な技術と知識を要する点検業務であるため、専門業者への委託は適切な選択である。 根本的な問題として、現行の極めて限られた人員体制では、県直営による対応は物理的に困難である。また、防災システムは多種多様な通信技術で構成されており、直営で行うには各専門分野の高度な知見を持った職員を現場や統制等に配置する必要がある。しかし、現状の体制でこれら全ての専門領域を網羅することは不可能であり、組織的な技術力を持つ専門事業者への委託が不可欠である。 したがって、県直営では同水準の技術的対応が困難である可能性が高く、専門業者への委託は適切な選択である。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。

	防災情報通信システムと震度情報システムは、目的・構成機器が異なる別個のシステムであり、両点検業務は重複していない。 また、担当課に確認したところ、他に重複する施策は認められない。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	一般競争入札により市場競争原理が働いており、適正価格での調達が図られている。 また、国土交通省基準に準拠した積算基準や労務単価に基づき予定価格を決定しており、その積算基準に基づく予定価格設定も、客観的価格水準を意識したものと言える。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	契約期間は１年間であり、毎年度契約更新を行っている。 年度ごとの数量変動に加え、年度途中での増減も想定されるため、長期継続契約とすることが不向きであり、継続的な維持管理が必要なシステムの性質上、毎年度契約を更新することは合理的である。 繰り返し事業が行われる根拠としては、防災システムの運用自体が継続的必要性を有しており、事業が継続して行われる根拠は明確であると考えられる。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	システムの安定運用という目的は、継続的な点検業務によって達成・維持されるものであり、目的達成後も支出が必要な事業である。 目的が達成できない蓋然性が高い事業とは認められない。

iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	県民の生命・財産を守る防災システムの維持管理は公益性が極めて高く、事業は継続すべきと考える。 また、委託内容・金額については、技術進歩やシステム更新に伴い、点検内容や単価の見直しが定期的に行われている。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	一般競争入札により、公告・資格審査を経て落札者が決定されており、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われている。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	本事業は委託事業であるため、競争入札が必要であり、適切に一般競争入札が行われている。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	入札に関しては、仕様書の閲覧や質問期間を設け、内容を把握できる機会は提供しており、一般競争入札において落札者が同一の場合、それは当該業者の入札価格等が最も有利であった結果であり、偏った選定ではない。 競争入札のプロセス自体が適切に行われているため、偏った選定、支出は認められない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、防災対策企画課（危機管理室）からヒアリングを行い、契約書、入札関係書類、点検報告書、支出関係書類等を確認した結果、各種事務は、大分県契約事務規則、大分県会計規則等の関係法令に従い、適切に実施されていることを確認した。

有効性	有効性について、防災対策企画課（危機管理室）からヒアリングを行い、点検報告書、積算基準資料等を確認した結果、支出した委託費に見合う成果が上がっていると認められる。
経済性・効率性	経済性・効率性について、防災対策企画課（危機管理室）からヒアリングを行い、契約関係書類、積算資料等を確認した結果、事業費の使途に特段の無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、防災対策企画課（危機管理室）からヒアリングを行い、契約関係書類を確認した結果、事業は防災システムの維持管理という公共性の高い目的を有し、委託先の選定も一般競争入札という公平な手続きを経ており、問題はないと判断した。

【商工観光労働部】NO.21

課・室	ＤＸ推進課（現：先端技術挑戦課）			
事業名 補助金等の名称	中小企業等デジタルスキル向上支援事業委託業務 （中小企業等デジタルスキル向上支援事業費）			委託料
予算費目	項：工鉱業費		目：工鉱業振興費	
根拠法令・要綱等	委託契約事務必携、提案競技のてびき、契約事務必携			
事業期間	事業開始年度	令和５年	事業終期年度	令和６年※
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	－	31,653	44,526
	決算額	－	22,263	37,317
事業の目的	中小企業等のＤＸの第一歩であるデジタル化を後押しするため、ありたい姿や自社課題の言語化を行いながら、単なるツールの実装に留まらず、ＯＪＴなど効果的な支援を用いることで、生産性向上や新たな価値を創造するデジタルスキルを有した人材の育成を合わせて行う。			
事業の概要	次の２点を目的として事業を実施する。 １．デジタルスキルを有した人材の育成 ２．ツールの導入 上記目的を達成するため、下記の事業を実施する。 ・ＤＸの理解促進・事業説明会の実施 ・デジタルツール導入支援（81 社） ・講師派遣等によるＯＪＴを通じた課題解決研修 （162 回：81 社×２回） ・事例集の作成 委託先企業　（株）古城　委託金額　37,316,929 円 ※令和７年度から中小企業等ＤＸ促進事業費に統合			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			
	事業実施伺、仕様書、契約書(案)、随意契約理由書、契約書等、提出され			

	たデータを確認したところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。 　必要な書類はおおむね揃っているが、下記の項目については注意が必要である。 【勧奨事項】 　提案競技のてびきでは、提案競技の場合、事業実施伺においてコンペ方式（企画提案方式）か、プロポーザル方式かを記載するようにされているが、その記載がない。 　事業実施伺等で「企画提案競技」という文言を使用しているが、提案競技のてびきによると、正しくは「提案競技」であると思われる。提案競技のてびきに準拠した正確な文言を使用すべきである。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	事業実施伺、仕様書、契約書（案）、随意契約理由書、契約書等、提出されたデータを確認したところ、日付、金額、使途、条件、現地写真などにおいて不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	事業実施伺、仕様書、契約書（案）、随意契約理由書、契約書等、提出されたデータを確認したところ、適切に決裁を受けており、決裁に問題は認められないと判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	委託業務完了届、検査調書、成果物引渡書、実績報告書、決裁文書等、提出されたデータを確認したところ、期間、金額、使途、補助率、条件などの支出の要件判定は適切に行なわれていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。

	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認した結果、対象者の選定、取引は、おおむね適切に実施されている。 当事業は、提案方式であり、委託業者を公募し（１社応募）、審査の結果、契約相手先を選定している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	事業実施伺、仕様書、契約書（案）、随意契約理由書、契約書等を確認したところ、実績確認や報告は適時・適切に行なわれていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	積算書、見積書、実績報告書、事業計画書、収支予算書、事業実績書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類を確認したところ、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。 なお、事業実施期間の途中で、デジタルツールを導入しなかった企業数に応じて契約金額が減額されている。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、おおむね実績や成果は整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されていると判断する。 事務事業評価は適切に行われているが、下記の項目については注意が必要である。 事務事業評価の成果指標を「人材育成した事業者数」としており、令和５年度は目標値 40 に対して実績値 54 で達成率 135.0%、令和６年度は目標

	値 60 に対して実績値 81 で達成率 135.0%となっている。 事務事業評価の成果指標のみでは事業目的を実態ベースで達成できているか判断できないため、人材育成の対象となった当事業の事業者の後追い調査をして、実際にデジタルスキルを活用しているかの状況を確認し、当事業の評価・分析及び今後の事業の参考とすべきである。 また、当事業が想定していた育成する人材は『ツールを使いこなす人材育成』であり、これをきっかけに業務の変革を企画できるような人材の育成等に繋がる事を企図している。 従って、当事業をきっかけに業務の変革を企画、デジタル化、ＩＴ化等に関して、事業所内で影響を与える人材となっているか等を調査すべきである。 一方、人材育成というのは、中期的（長期的）な観点も必要と考えられ、当事業が令和７年度から「中小企業等ＤＸ促進事業」に引き継がれているため、当事業としての総括として追跡調査を行い、人材育成の成果について検証すべきである。 「中小企業等ＤＸ促進事業」は令和７年度まで実施されるようであるので、令和７年度終了後にも追跡調査等を実施して、当事業の目的である人材育成の評価・分析をすべきである。 【勧奨事項】 事務事業評価の成果指標のみでは事業目的を実態ベースで達成できているか判断できないため、人材育成の対象となった当事業の事業者の後追い調査をして、実際にデジタルスキルを活用しているかの状況を確認し、当事業の評価・分析及び今後の事業の参考とすべきである。 また、当事業をきっかけに業務の変革を企画、デジタル化、ＩＴ化等に関して、『ツールを使いこなす人材』として、事業所内で影響を与える人材となっているか等を調査すべきである。 なお、人材の育成は中長期にわたるため、令和７年度終了後にも追跡調査等を実施して、当事業の目的である人材育成の評価・分析をすべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われて

	いるが、人材育成した事業者数だけが事務事業評価の目標値となっており、実際にデジタルスキルを活用しているかの検証は行っていない。 　しかし、事業の見直しを行った結果、中小企業等に対する支援をより包括的かつ効果的に行うことができる、中小企業等ＤＸ促進事業費に統合されている。 　従って、事業の見直しや廃止の検討は行われていると判断する。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、人材育成した事業者数だけが事務事業評価の目標値となっており、実際にデジタルスキルを活用しているかの検証は行っていない。 　そのため、事業の手法等が目標達成に最も効果的かの判断はできない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、研修実績やＩＴツールの導入件数のみで評価しており、実際の活用についての検証は行われていない。 　当初の事業期間通りに事業が終了はしているが、令和７年度から中小企業等ＤＸ促進事業費に統合されるため、慣例的に予算配分が行われる可能性があり、目標達成に即した実態と追跡と、社会情勢の変化への対応を確認するべきである。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	事業期間は原則３年とされており、その３年を一区切りとして、毎年度事業の見直しを行っている。 　その結果、より効果的かつ効率的に事業を実施するという担当課の判断に基づき、令和７年度から中小企業等ＤＸ促進事業費に統合されているた

	め、事業目的に沿った事業内容・金額・事業期間等の確認と検証が必須である。 【勧奨事項】 人材育成の対象事業者及び対象者に対して、大分県としてのＤＸの定義とＤＸのために必要な人材を明確にした方が人材育成にとって効果的かつ効率的に進むと考える。 大分県のＤＸの定義は「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立すること」である（大分県ＤＸ推進戦略）。これは、経済産業省のＤＸの定義と同じである。 重要なのは、「データとデジタル技術の活用」だけではＤＸではなく、これらに加えて「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立する」ところまで実施するのがＤＸということである。 ＤＸの定義を明確にすることで、ＤＸに必要な人材の姿が見えてくると考える。つまり、「データとデジタル技術の活用」（当事業では「ツールを使いこなす人材」）の技術や知識だけではなく、「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し競争上の優位性を確立する」ための知識・経験・技術も備えた人材が必要ということである。 但し、「データとデジタル技術の活用」（当事業では「ツールを使いこなす人材」）の技術や知識はＤＸの基礎の部分であり、この基礎が必要不可欠であり、重要な部分であると考える。 当事業の対象事業者及び対象者に対して、このようなＤＸにおける立ち位置を明確にした方が効果的かつ効率的であると考える。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。 積算書作成により事業費が過大にならないようにしているが、抑制策は取られていないと判断している。 金額については、事業の概要に記載の各業務において、積算書が作成されている。当該積算書は見積書を基に作成されているようであるが、その見積書は１枚である。

	【勧奨事項】 委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	経済産業省においてもＤＸ化の促進とＤＸ人材の確保は課題であり推奨されているため、大分県におけるＤＸ化への取り組みは必要なことであると考える。 但し、ツールの導入や研修を受けるのみでは活用までに至らないケースがあるため、実際にＤＸの知見を活用するところまで支援することが必要と考えている。 従って、明らかに必要性に乏しい事業とは認められず、また、事業報告書、検査調書等を確認したところ、支出した委託費は適切に使われていると判断している。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	民間事業者への委託事業であり、大分県にノウハウがないからといった理由で民間に委託しており、特段の問題は認められないと判断する。

	また、当事業は提案競技であり、委託業者を公募し（１社応募）、審査の結果、契約相手先を選定している。 提案競技により業者を公募した上で事業を実施しており、業者選定の公平性は入札と同等レベルと考えられる。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	支援対象が中小企業等であること、目的が人材育成であることの観点から、重複する施策は中小企業等ＤＸ促進事業である。 令和６年度のみ重複するが、中小企業等に対する支援をより包括的かつ効果的に行うため、令和７年度から本事業を「中小企業等ＤＸ促進事業」に統合しており、当初から重複・統合を前提に事業計画が立てられていると判断できる。 当事業は令和６年度に一旦は終了しており、当事業の目的である人材育成の追跡調査による評価・分析及び当事業の総括的な評価・分析（事業内容の重複について問題はなかったか、統合ではなく、廃止でよかったのではないか等）をすべきである。 【勧奨事項】 事務事業評価の成果指標のみでは事業目的を実態ベースで達成できているか判断できないため、人材育成の対象となった当事業の事業者の後追い調査をして、実際にデジタルスキルを活用しているかの状況を確認し、当事業の評価・分析及び今後の事業の参考とすべきである。 また、当事業をきっかけに業務の変革を企画、デジタル化、ＩＴ化等に関して、『ツールを使いこなす人材』として、事業所内で影響を与える人材となっているか等を調査すべきである。 なお、人材の育成は中長期にわたるため、令和７年度終了後にも追跡調査等を実施して、当事業の目的である人材育成の評価・分析をすべきである。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	積算書の作成により、事業費が過大にならないようにしている。 一方で、事業実施期間の途中であっても、デジタルツールを導入しなかっ

	た企業数に応じて契約金額を減額しており、事業費を抑制する対策はとられていると判断できる。 　また、事業の委託形態は提案競技（１社応募）であるため、市況等（株式・商品等の売買される状況）による適正価格を一定程度は意識できていると判断できる。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	事業期間は原則３年とされており、その３年を一区切りとして、毎年度事業の見直しを行っている。その結果、より効果的かつ効率的に事業を実施するという担当課の判断に基づき、令和７年度から中小企業等ＤＸ促進事業費に統合した。 　従って、事業期間は適切であり、合理的であったと判断する。 　なお、事業の統合はより効果的かつ効率的に事業を実施するという担当課の判断に基づいており、その根拠は明確である。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	当事業が想定していた育成する人材は『ツールを使いこなす人材育成』であり、人材育成は中長期にわたるものであることから、事業の目的が達成されているかの判断はできない。 　しかし、より効果的かつ効率的に事業を実施するという担当課の判断に基づいて、令和７年度から中小企業等ＤＸ促進事業費に統合しており、その目的達成に向けて継続した人材の育成と成果の評価・分析は行われていると判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	当事業が想定していた育成する人材は『ツールを使いこなす人材育成』で

	あり、公益性に寄与していると判断する。 毎年度事業の見直しを行った結果、より効果的かつ効率的に事業を実施するという担当課の判断に基づき、令和７年度から中小企業等ＤＸ促進事業費に統合し、事業は継続されている。 【勧奨事項】 国や県等がＤＸを推進すると、事業のすべての課題をＤＸで解決できるかのような錯覚を抱く事業者も多いと考えられるため、ＤＸの問題点やリスクについても事業の参加者に周知すべきである。 また、ＤＸのメリットばかり強調するのは公的部門として公平性に欠けると考える。 2025 年中小企業白書では、ＤＸに向けた取組を進めるに当たっての問題点として、費用の負担が大きい、推進する人材が足りない、取り組む時間がない、経営者や従業員の意識・理解が足りていない、具体的な効果や成果が見えない、どのように推進すればよいか分からない等の問題点が上げられている。 また、2025 年中小企業白書において、デジタル化の取組段階別にデジタル化の取組の売上面、コスト面、人材面での効果をグラフで示している。段階４、段階３、段階２のすべての段階において、デジタル化の効果を「あまり効果を感じていない」と「ほとんど効果を感じていいない」が一定の割合を占めている。デジタル化を進めても必ずしも効果が出る訳ではないということを表している。 さらに、デジタルガバナンス・コード 3.0（経済産業省）では、サイバーセキュリティ対策を推進していることがＤＸ戦略の実施の前提であるとして、ＤＸにはサイバーセキュリティ・リスクがあることを示している。 このように、メリットだけでなく、問題点やリスクもあることを伝えるようにすべきである。
ⅳ	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、随意契約理由は地方自治法施行令 167 条の２、大分県契約事務規則、委託契約事務必携、随意契約ガイドラインに準拠したものであり、業者選定理由としては特段の問題は認められなかった。 従って、事業の委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。

v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、当事業においては事業伺いにて随意契約（提案競技）を選択し、上記のどの項目に該当するかを指定し、その理由を記載して承認を受けている。 従って、入札条件には該当せず、規則等に準拠して随意契約（提案競技）になっている点に問題は認められない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、当事業においては事業伺いにて随意契約（提案競技）を選択し、上記のどの項目に該当するかを指定し、その理由を記載して承認を受けている。 従って、委託先の選定と支出は偏っていないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、先端技術挑戦課からヒアリングを行い、委託料に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（委託契約事務必携、提案競技のてびき、契約事務必携）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【勧奨事項　21－１】 提案競技のてびきでは、提案競技の場合、事業実施伺においてコンペ方式（企画提案方式）か、プロポーザル方式かを記載するようにされているが、その記載がない。 事業実施伺等で「企画提案競技」という文言を使用しているが、提案競技のてびきによると、正しくは「提案競技」であると思われる。提案競技のてびきに準拠した正確な文言を使用すべきである。
有効性	有効性について、先端技術挑戦課からヒアリングを行い、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う一定の成果は認められると確認した。

	【勧奨事項　21－２】 事務事業評価の成果指標のみでは事業目的を実態ベースで達成できているか判断できないため、人材育成の対象となった当事業の事業者の追跡調査をして、実際にデジタルスキルを活用しているかの状況を確認し、当事業の評価・分析及び今後の事業の参考とすべきである。 また、当事業をきっかけに業務の変革を企画、デジタル化、ＩＴ化等に関して、『ツールを使いこなす人材』として、事業所内で影響を与える人材となっているか等を調査すべきである。 なお、人材の育成は中長期にわたるため、令和７年度終了後にも追跡調査等を実施して、当事業の目的である人材育成の評価・分析をすべきである。
経済性・効率性	経済性について、先端技術挑戦課からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した委託料について、各種事業の使途に無駄は認められなかった。 【勧奨事項　21－３】 人材育成の対象事業者及び対象者に対して、大分県としてのＤＸの定義とＤＸのために必要な人材を明確にした方が人材育成にとって効果的かつ効率的に進むと考える。 大分県のＤＸの定義は「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立すること」である（大分県ＤＸ推進戦略）。これは、経済産業省のＤＸの定義と同じである。 重要なのは、「データとデジタル技術の活用」だけではＤＸではなく、これらに加えて「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立する」ところまで実施するのがＤＸということである。 ＤＸの定義を明確にすることで、ＤＸに必要な人材の姿が見えてくると考える。つまり、「データとデジタル技術の活用」（当事業では「ツールを使いこなす人材」）の技術や知識だけではなく、「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し競争上の優位性を確立する」ための知識・経験・技術も備えた人材が必要ということである。

	但し、「データとデジタル技術の活用」（当事業では「ツールを使いこなす人材」）の技術や知識はＤＸの基礎の部分であり、この基礎が必要不可欠であり、重要な部分であると考える。 当事業の対象事業者及び対象者に対して、このようなＤＸにおける立ち位置を明確にした方が効果的かつ効率的であると考える。 【勧奨事項　21－４】 委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。 【勧奨事項　21－２再掲】 事務事業評価の成果指標のみでは事業目的を実態ベースで達成できているか判断できないため、人材育成の対象となった当事業の事業者の後追い調査をして、実際にデジタルスキルを活用しているかの状況を確認し、当事業の評価・分析及び今後の事業の参考とすべきである。 また、当事業をきっかけに業務の変革を企画、デジタル化、ＩＴ化等に関して、『ツールを使いこなす人材』として、事業所内で影響を与える人材となっているか等を調査すべきである。 なお、人材の育成は中長期にわたるため、令和７年度終了後にも追跡調査等を実施して、当事業の目的である人材育成の評価・分析をすべきである。

公益性・公平性	公益性・公平性について、先端技術挑戦課からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 【勧奨事項　21－５】 国や県等がＤＸを推進すると、事業のすべての課題をＤＸで解決できるかのような錯覚を抱く事業者も多いと考えられるため、ＤＸの問題点やリスクについても事業の参加者に周知すべきである。 また、ＤＸのメリットばかり強調するのは公的部門として公平性に欠けると考える。 2025 年中小企業白書では、ＤＸに向けた取組を進めるに当たっての問題点として、費用の負担が大きい、推進する人材が足りない、取り組む時間がない、経営者や従業員の意識・理解が足りていない、具体的な効果や成果が見えない、どのように推進すればよいか分からない等の問題点が上げられている。 また、2025 年中小企業白書において、デジタル化の取組段階別にデジタル化の取組の売上面、コスト面、人材面での効果をグラフで示している。段階４、段階３、段階２のすべての段階において、デジタル化の効果を「あまり効果を感じていない」と「ほとんど効果を感じていない」が一定の割合を占めている。デジタル化を進めても必ずしも効果が出る訳ではないということを表している。 さらに、デジタルガバナンス・コード 3.0（経済産業省）では、サイバーセキュリティ対策を推進していることがＤＸ戦略の実施の前提であるとして、ＤＸにはサイバーセキュリティ・リスクがあることを示している。 このように、メリットだけでなく、問題点やリスクもあることを伝えるようにすべきである。

【商工観光労働部】NO.22

課・室	ＤＸ推進課（現：先端技術挑戦課）			
事業名 補助金等の名称	データを活用した経営に係る伴走支援者育成等事業委託業務(中小企業等ＤＸ促進事業)			委託料
予算費目	項：工鉱業費		目：工鉱業振興費	
根拠法令・要綱等	委託契約事務必携、提案競技のてびき、契約事務必携			
事業期間	事業開始年度	令和６年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	－	－	23,271
	決算額	－	－	22,923

事業の目的	経営の高度化の一環として、データに基づく経営を行う中小企業の創出に向けて、県内の経営指導員等の伴走支援者がデータに基づく経営に関する支援ノウハウを身に付けるためのＯＪＴ形式の伴走指導プログラムを実施し、県内企業へのデータ経営の普及に向けた支援人材の育成やＯＪＴ先企業のデータ経営の実践を支援する。
事業の概要	次の２点を目的として事業を実施する。 １．データ経営の普及に向けた支援人材の育成 ２．研修受講企業へのデータ経営実践の支援 上記目的を達成するため、下記の手順で事業を実施する。 ① 伴走指導者（委託先）を選定し、伴走支援研修を実施する。（支援人材の育成） ② ＯＪＴ対象企業（研修受講者）は、伴走指導者（支援人材）に研修を申し込む。 ③ 伴走指導者は、ＯＪＴ対象企業に対して、伴走指導（座学、現地指導、振り返り）を実施する（ＯＪＴ対象企業に対するデータ経営の実践支援） 委託先企業　イジゲングループ（株）　委託金額　22,911,900 円
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。

i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	事業実施伺、仕様書、契約書(案)、随意契約理由書、契約書等、提出されたデータを確認したところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。 必要な書類はおおむね揃っているが、下記の項目については注意が必要である。 【勧奨事項】 提案競技のてびきでは、提案競技の場合、事業実施伺においてコンペ方式(企画提案方式)か、プロポーザル方式かを記載するようにされているが、その記載がない。 事業実施伺等で「企画提案競技」という文言を使用しているが、提案競技のてびきによると、正しくは「提案競技」であると思われる。提案競技のてびきに準拠した正確な文言を使用すべきである。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか(日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	事業実施伺、仕様書、契約書(案)、随意契約理由書、契約書等、提出されたデータを確認したところ、日付、金額、使途、条件、現地写真などにおいて不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか(日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	事業実施伺、仕様書、契約書(案)、随意契約理由書、契約書等、提出されたデータを確認したところ、適切に決裁を受けており、決裁に問題は認められないと判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか(期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	委託業務完了届、検査調書、成果物引渡書、実績報告書、決裁文書等、提出されたデータを確認したところ、期間、金額、使途、補助率、条件などの支出の要件判定は適切に行なわれている判断する。

v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認した結果、対象者の選定、取引は、おおむね適切に実施されている。 当事業は、提案競技であり、委託業者を公募し（２社応募）、審査の結果、契約相手先を選定している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	実績報告書、委託業務完了届、検査調書、成果物引渡書を確認したところ、実績確認や報告は適時・適切に行なわれていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	積算書、見積書、実績報告書、事業計画書、収支予算書、事業実績書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類を確認したところ、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、おおむね実績や成果は整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されていると判断する。 事務事業評価は適切に行われているが、下記の項目については注意が必要である。 事務事業評価の成果指標を「データ経営を普及する支援者の育成数」としており、令和６年度は目標値 20 に対して実績値 37 で達成率 185.0％と

	なっている。 　事務事業評価の成果指標のみでは事業目的を実態ベースで達成できているか判断できないため、人材育成の対象となった当事業の事業者の後追い調査をして、実際にデータ経営を普及する支援をしているかの状況を確認し、当事業の評価・分析及び今後の事業の参考とすべきである。 　また、当事業が想定していた育成する人材は『データ経営を普及する支援者』であり、対象となった人材が当事業終了後、組織内または組織外で、データ経営を普及する支援をしているか、データ経営の業務に携わっているか、データ経営に関して何らかの影響を与えているか等を調査すべきである。 　一方、人材育成というのは、中期的（長期的）な観点も必要と考えられ、当該事業は令和７年度まで実施されるようであるので、令和７年度に後追い調査等を実施して、当該事業の目的である人材育成の評価・分析をすべきである。 【勧奨事項】 　事務事業評価の成果指標のみでは事業目的を実態ベースで達成できているか判断できないため、人材育成の対象となった当事業の事業者の後追い調査をして、実際にデータ経営を普及しているかの状況を確認し、当事業の評価・分析及び今後の事業の参考とすべきである。 　また、当事業をきっかけに業務の変革を企画、デジタル化、ＩＴ化等に関して、『データ経営を普及する支援者』として、組織内外で影響を与える人材となっているか等を調査すべきである。 　なお、人材の育成は中長期にわたるため、令和７年度終了後にも追跡調査等を実施して、当事業の目的である人材育成の評価・分析をすべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、人材育成した事業者数だけが事務事業評価の目標値となっており、実際にデジタルスキルを活用しているかの検証は行っていない。 　しかし、令和８年度までの事業として計画されたが事業見直しのため令和７年度終了予定である。

iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、人材育成した事業者数だけが事務事業評価の目標値となっており、実際にデータ経営を普及する支援をしているかの検証は行われていない。 そのため、事業の手法等が目標達成に最も効果的かの判断はできない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、人材育成した事業者数だけが事務事業評価の目標値となっており、実際にデータ経営を普及する支援をしているかの検証は行われていない。 【勧奨事項】 当事業は令和８年度までの事業として計画されたが事業見直しのため令和７年度終了予定である。 令和７年度終了時点で、当事業の総括的な評価を実施すべきである。 事業金額、事業期間、事業内容、目的達成度、負担割合、事業の必要性の検討、事業内容の重複について問題はなかったか、等の項目ごとに、評価・分析して、今後の他事業の役にも立てるべきである。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	当初から３年間（令和６年度から令和８年度）の予定の事業であったが、事業見直しのため令和７年度で終了予定である。 そのため、計画段階で、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準にあるとは判断できない。 【勧奨事項】

	人材育成の対象事業者及び対象者に対して、大分県としてのＤＸの定義とＤＸのために必要な人材を明確にした方が人材育成にとって効果的かつ効率的に進むと考える。 大分県のＤＸの定義は「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立すること」である（大分県ＤＸ推進戦略）。これは、経済産業省のＤＸの定義と同じである。 重要なのは、「データ経営を普及する支援」だけではＤＸではなく、これらに加えて「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立する」ところまで実施するのがＤＸということである。 ＤＸの定義を明確にすることで、ＤＸに必要な人材の姿が見えてくると考える。つまり、「データ経営を普及する支援」の技術や知識だけではなく、「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し競争上の優位性を確立する」ための知識・経験・技術も備えた人材が必要ということである。 但し、「データ経営を普及する支援」の技術や知識はＤＸの基礎の部分であり、この基礎が必要不可欠であり、重要な部分であると考える。 当事業の対象事業者及び対象者に対して、このようなＤＸにおける立ち位置を明確にした方が効果的かつ効率的であると考える。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	積算書作成により事業費が過大にならないようにしているが、抑制策は取られていないと判断している。 金額については、事業の概要に記載の各業務において、積算書が作成されている。当該積算書は見積書を基に作成されているようであるが、その見積書は１枚である。 【勧奨事項】 委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積

	算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	経済産業省においてもＤＸ化の促進とＤＸ人材の確保は課題であり推奨されているため、大分県におけるＤＸ化への取り組みは必要なことであると考える。 但し、データ経営を普及する支援を受けるのみでは活用までに至らないケースがあるため、実際にＤＸの知見を活用するところまで支援することが必要と考えている。 従って、明らかに必要性に乏しい事業とは認められず、また、事業報告書、検査調書等を確認したところ、支出した委託費は適切に使われていると判断している。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	民間事業者への委託事業であり、大分県にノウハウがないからといった理由で民間に委託しており、特段の問題は認められないと判断する。 また、当事業は提案競技であり、委託業者を公募し（２社応募)、審査の結果、契約相手先を選定している。 提案競技により業者を公募した上で事業を実施しており、業者選定の公平性は入札と同等レベルと考えられる。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業

	が計画されているか。
	支援対象が中小企業等であること、目的が人材育成であることの観点からは、重複する施策は、中小企業等デジタルスキル向上支援事業である。 令和６年度のみ重複するが、中小企業等に対する支援をより包括的かつ効果的に行うため、令和７年度から当事業が中小企業等デジタルスキル向上支援事業を統合しており、当初から重複・統合を前提に事業計画が立てられていると判断できる。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	積算書の作成により、事業費が過大にならないようにしている。 また、事業の委託形態は提案競技（２社応募）であるため、市況等（株式・商品等の売買される状況）による適正価格を一定程度は意識できていると判断できる。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	当初から３年間（令和６年度から令和８年度）の予定の事業であったが、事業見直しのため令和７年度で終了予定である。 原則３年を一区切りとして、毎年度、事業の見直しを行っている。 そのため、計画段階で、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準にあるとは判断できない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	当事業が想定していた育成する人材は『データ経営を普及する支援者』であり、人材育成は中長期にわたるものであることから、事業の目的が達成されているかの判断はできない。

	しかし、より効果的かつ効率的に事業を実施するという担当課の判断に基づいて、３年間(令和６年度から令和８年度)の予定の事業であったが、事業見直しのため令和７年度で終了予定である。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか 公益性の観点からは継続してもよい事業と考えられるが、実際に事業目的が達成できたかどうかは判断できず、結果として、明確な成果などの確認は取れていない。 令和７年度から中小企業等ＤＸ促進事業費へ統合し、令和７年度で終了予定のため、事業終了後は、事業目的を実際に達成できているかの検証を行い、事業の内容・金額の変更の必要性等について検討すべきである。 【勧奨事項】 国や県等がＤＸを推進すると、事業のすべての課題をＤＸで解決できるかのような錯覚を抱く事業者も多いと考えられるため、ＤＸの問題点やリスクについても事業の参加者に周知すべきである。 また、ＤＸのメリットばかり強調するのは公的部門として公平性に欠けると考える。 2025 年中小企業白書では、ＤＸに向けた取組を進めるに当たっての問題点として、費用の負担が大きい、推進する人材が足りない、取り組む時間がない、経営者や従業員の意識・理解が足りていない、具体的な効果や成果が見えない、どのように推進すればよいか分からない等の問題点が上げられている。 また、2025 年中小企業白書において、デジタル化の取組段階別にデジタル化の取組の売上面、コスト面、人材面での効果をグラフで示している。段階４、段階３、段階２のすべての段階において、デジタル化の効果を「あまり効果を感じていない」と「ほとんど効果を感じていいない」が一定の割合を占めている。デジタル化を進めても必ずしも効果が出る訳ではないということを表している。 さらに、デジタルガバナンス・コード 3.0（経済産業省）では、サイバーセキュリティ対策を推進していることがＤＸ戦略の実施の前提であるとして、ＤＸにはサイバーセキュリティ・リスクがあることを示している。 このように、メリットだけでなく、問題点やリスクもあることを伝えるようにすべきである。

iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、随意契約理由は地方自治法施行令 167 条の２、大分県契約事務規則、委託契約事務必携、随意契約ガイドラインに準拠したものであり、業者選定理由としては特段の問題は認められなかった。 従って、事業の委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、当事業においては事業伺いにて随意契約（提案競技）を選択し、上記のどの項目に該当するかを指定し、その理由を記載して承認を受けている。 従って、入札条件には該当せず、規則等に準拠して随意契約（提案競技）になっている点に問題は認められない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、当事業においては事業伺いにて随意契約（提案競技）を選択し、上記のどの項目に該当するかを指定し、その理由を記載して承認を受けている。 規則等に準拠して事務を実施しており、偏って選定、支出は行われていないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、先端技術挑戦課からヒアリングを行い、委託料に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（委託契約事務必携、提案競技のてびき、契約事務必携）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【勧奨事項　22－１】 提案競技のてびきでは、提案競技の場合、事業実施伺においてコンペ方式

	（企画提案方式）か、プロポーザル方式かを記載するようにされているが、その記載がない。 事業実施伺等で「企画提案競技」という文言を使用しているが、提案競技のてびきによると、正しくは「提案競技」であると思われる。提案競技のてびきに準拠した正確な文言を使用すべきである。
有効性	有効性について、先端技術挑戦課からヒアリングを行い、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う一定の成果は認められると確認した。 【勧奨事項　22－２】 事務事業評価の成果指標のみでは事業目的を実態ベースで達成できているか判断できないため、人材育成の対象となった当事業の事業者の後追い調査をして、実際にデータ経営を普及しているかの状況を確認し、当事業の評価・分析及び今後の事業の参考とすべきである。 また、当事業をきっかけに業務の変革を企画、デジタル化、ＩＴ化等に関して、『データ経営を普及する支援者』として、組織内外で影響を与える人材となっているか等を調査すべきである。 なお、人材の育成は中長期にわたるため、令和７年度終了後にも追跡調査等を実施して、当事業の目的である人材育成の評価・分析をすべきである。 【勧奨事項　22－３】 当事業は令和８年度までの事業として計画されたが事業見直しのため令和７年度終了予定である。 令和７年度終了時点で、当事業の総括的な評価を実施すべきである。 事業金額、事業期間、事業内容、目的達成度、負担割合、事業の必要性の検討、事業内容の重複について問題はなかったか、等の項目ごとに、評価・分析して、今後の他事業の役にも立てるべきである。
経済性・効率性	経済性について、先端技術挑戦課からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した委託料について、各種事業の使途に無駄は認められなかった。

【勧奨事項　22－４】

人材育成の対象事業者及び対象者に対して、大分県としてのＤＸの定義とＤＸのために必要な人材を明確にした方が人材育成にとって効果的かつ効率的に進むと考える。

大分県のＤＸの定義は「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立すること」である（大分県ＤＸ推進戦略）。これは、経済産業省のＤＸの定義と同じである。

重要なのは、「データ経営を普及する支援」だけではＤＸではなく、これらに加えて「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立する」ところまで実施するのがＤＸということである。

ＤＸの定義を明確にすることで、ＤＸに必要な人材の姿が見えてくると考える。つまり、「データ経営を普及する支援」の技術や知識だけではなく、「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し競争上の優位性を確立する」ための知識・経験・技術も備えた人材が必要ということである。

但し、「データ経営を普及する支援」の技術や知識はＤＸの基礎の部分であり、この基礎が必要不可欠であり、重要な部分であると考える。

当事業の対象事業者及び対象者に対して、このようなＤＸにおける立ち位置を明確にした方が効果的かつ効率的であると考える。

【勧奨事項　22－５】

委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。

見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。

参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。

例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への

	質問等、が考えられる。 　なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。
公益性・公平性	公益性・公平性について、先端技術挑戦課からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 【勧奨事項　22－６】 　国や県等がＤＸを推進すると、事業のすべての課題をＤＸで解決できるかのような錯覚を抱く事業者も多いと考えられるため、ＤＸの問題点やリスクについても事業の参加者に周知すべきである。 　また、ＤＸのメリットばかり強調するのは公的部門として公平性に欠けると考える。 　2025 年中小企業白書では、ＤＸに向けた取組を進めるに当たっての問題点として、費用の負担が大きい、推進する人材が足りない、取り組む時間がない、経営者や従業員の意識・理解が足りていない、具体的な効果や成果が見えない、どのように推進すればよいか分からない等の問題点が上げられている。 　また、2025 年中小企業白書において、デジタル化の取組段階別にデジタル化の取組の売上面、コスト面、人材面での効果をグラフで示している。段階４、段階３、段階２のすべての段階において、デジタル化の効果を「あまり効果を感じていない」と「ほとんど効果を感じていない」が一定の割合を占めている。デジタル化を進めても必ずしも効果が出る訳ではないということを表している。 　さらに、デジタルガバナンス・コード 3.0（経済産業省）では、サイバーセキュリティ対策を推進していることがＤＸ戦略の実施の前提であるとして、ＤＸにはサイバーセキュリティ・リスクがあることを示している。 　このように、メリットだけでなく、問題点やリスクもあることを伝えるようにすべきである。

【商工観光労働部　観光局】NO.23

課・室	観光政策課			
事業名 補助金等の名称	ツーリズム推進基盤強化事業費			委託料
予算費目	項：観光費		目：観光企画調査費	
根拠法令・要綱等	委託契約事務必携、契約事務必携			
事業期間	事業開始年度	令和元年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	52,613	63,995	94,589
	決算額	40,397	63,765	92,514
事業の目的	観光統計調査等の分析や着地型コンテンツの開発支援及び自然体験ガイド登録制度の活用等によるアドベンチャーツーリズムの推進等により観光客の受け入れ強化を図る。			
事業の概要	① 令和６年度県域版ＤＭＯプラットフォーム機能強化事業 55,174,380 円　公益社団法人ツーリズムおおいた ② 令和６年度大分県アドベンチャーツーリズムガイド育成事業委託契約 4,840,000 円　ＤＨＥ（株） ③ 令和６年度国内誘客総合推進事業委託業務　900,000 円 （他事業への予算の負担額） ④ 令和６年度インバウンド推進事業委託業務　1,600,000 円 （他事業への予算の負担額） ⑤ 大阪・関西万博等におけるインバウンド向け大分県観光ＰＲ業務委託 5,828,680 円　公益社団法人ツーリズムおおいた （参考：ＤＭＯとは、Destination Management/Marketing Organization の略で、観光地域づくり法人のこと。観光庁ホームページより） ※令和元年度～令和３年度は、おんせん県おおいた県域版ＤＭＯ推進事業として実施			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			

i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	事業実施伺、仕様書、契約書（案）、随意契約理由書、契約書等、提出されたデータを確認したところ、必要な書類はおおむね揃っており、問題は認められなかった。 【不備事項】 事業実施伺において、前払金に関する記載はないが、実際に委託料の前払いを行っている（事業の概要に記載の業務⑤）。 委託金額 5,828,680 円のうち、１回目 2,900,000 円を令和７年３月に、２回目（最終）2,928,680 円を令和７年４月に支払っている。 委託契約書においては、第 17 条（前払金）委託金額の 10 分の５以内との規定がある。 【不備事項】 委託契約事務必携では、承認申請書の記載内容として、②再委託をしようとする業務の範囲、③再委託をする理由と、業務の範囲と理由を別項目としているが、再委託する業務の概要及び理由が記載されていない（事業の概要に記載の業務⑤）。 事例１）「本業務を執行するにあたり、旅行商品の登録及び販売から精算までの業務を円滑に進めるため、テッパンおおいたの実績のある専門事業者による実施が効率的であるとともに効果的であるため。」 これが再委託の理由であるが、再委託する業務が記載されていない。再委託する業務は「万博ポータルサイトへの商品等の登録支援を再委託する」である。 事例２）「「本業務を執行するにあたり、指定されたパンフレットの増刷について、版権を持つ事業者に依頼するため。」 これが再委託の理由であるが、再委託する業務は記載されていない。再委託する業務は「パンフレットの増刷を委託する」である。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	書類は適切に作成されており、日付、金額、使途、条件、現地写真などにおいて不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。

iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行われているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書、実績報告書、決裁文書等、提出されたデータを確認した。 適切に決裁を受けており、日付、決裁権限、内容、条件、入札金額などの決裁に問題は認められないと判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行われているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	期間、金額、使途、補助率、条件等の支出の要件は、各事業実施伺い（仕様書を含む）の業務内容を実施することである。 委託業務完了通知書、報告書、事業実績書、収支精算書、検査調書、成果物引渡書、請求書、支払決裁等の書類を確認したところ、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。 業務の実施確認は、おおむね次のように行われる。 事業実施後、委託業務完了通知書が、委託業者から県に提出される。 その後、県の検査を経て、成果物引渡書が県に提出される（成果物の引き渡しのあるものは、検査調書が作成される)。 その後、請求書が委託業者から県に提出され、決裁を受けた後に、支払いが行われる。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認した結果、対象者の選定、取引は、おおむね適切に実施されている。 なお、随意契約ができる場合は、大分県契約事務規則及び随意契約ガイドラインに定められている。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行われているか。
	実績報告書、委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書を確認したところ、実績確認や報告は適時・適切に行われていると判断する。

vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	積算書、見積書、報告書、事業計画書、収支予算書、事業実績書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類を確認したところ、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、おおむね実績や成果は整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されていると判断する。 【勧奨事項】 当事業の事務事業評価の成果指標は県内宿泊客数では、令和６年度実績が8,329千人となっている。これは、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」から引用している。 事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数を変更する必要はないと考えるが、事業を評価・分析するのに複数のデータを用いて、評価・分析をし、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 事務事業評価のための事業の評価・分析ではなく、より多くのデータを用いて評価・分析し、より有効で、より効率的な事業になるように改善するという観点から多面的な事業の評価・分析を実施すべきである。 「宿泊旅行統計調査」では、都道府県別宿泊者数のほかに、都道府県別宿泊者数の伸び率（順位）、都道府県別定員稼働率（順位）、都道府県別客室稼働率（順位）、居住地別宿泊者数（県内・県外）、宿泊タイプ別宿泊者数等が月単位・年単位で記載されている。 これらのうちから複数を選択して、現在の事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数に加えて、評価・分析するように検討すべきである。

	また、今後ツーリズムおおいたにマーケティング部が設置されるのであれば、同部門においてもこれらのデータを活用し、県と連携しながら多角的な分析を行うべきである。 【勧奨事項】 一つの事業の中に複数の業務がある場合は、その複数の各業務を個別に評価・分析した上で、事業全体の評価・分析を行うのが論理的であると考える。 各業務においては、実績報告書等を受け取っているが、これに対する県の詳細な評価・分析をした上で、各事業の内容、期間、金額等の評価・分析（定量分析・定性分析）を実施すべきである。 それらを元に、各業務の継続、内容変更して継続、廃止等の判断をすべきである。 また、各業務の評価・分析に加え、他の評価・分析も加味した上で、事業全体の評価・分析（定量評価・定性評価）を実施すべきである。 【勧奨事項】 事務事業評価では、県内宿泊客数を成果指標として、以下の５事業が採用している。 国内誘客総合推進事業　　決算額 411,489 千円 ツーリズム推進基盤強化事業　決算額 92,514 千円 広域ツーリズム推進事業　　決算額 49,987 千円 大分のサイクル魅力発信事業　決算額 16,236 千円 おもてなし人材育成事業　　決算額 11,569 千円 決算額合計　581,795 千円 県内宿泊客数　令和５年度 7,624 千人　令和６年度　8,329 千人 これら５事業の成果が県内宿泊客数ということである。 そうであるならば、各事業の事務事業評価とは別に、これら５事業を取りまとめた成果の評価・分析が必要と考える。 決算額合計に対する宿泊客数の金額的影響額を提示して、評価・分析をするようにすべきである。 例えば、 県内宿泊客数の増加数　×　県の事業が与えた影響の割合（見積り） ×　観光目的の宿泊率（見積り）×　平均客単価（見積り） このような算式で金額的な影響を出すことは可能と考える。 他に依頼せずに、県が自ら評価・分析を実施して、翌年度以降の事業の見

	直しに役立てるべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、事務事業評価の成果指標、県内宿泊客数だけでなく、もっと多面的な事業の評価・分析等をすべきである。 そのため、支出の成果の評価は曖昧であり、事業の見直しや廃止が適切に行われているか不明である。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、事務事業評価の成果指標、県内宿泊客数だけでなく、もっと多面的な事業の評価・分析等をすべきである。 そのため、事業の手法や実施内容が支出の目的・目標を達成するために最も効果的か不明である。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、事務事業評価の成果指標、県内宿泊客数だけでなく、もっと多面的な事業の評価・分析（予算金額、事業内容、事業の廃止等）等をすべきである。 そのため、社会情勢の変化に対応できているか不明である。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	事業の目的は、アドベンチャーツーリズムの推進等により、観光客の受け

	入れ強化を図ることにある。 　その目的を勘案した上で、金額、事業期間等が合理的かつ適切な水準にあるかについては、事業の積算書や成果・評価方法に課題が認められるため、情報量が不足・単一的であり、曖昧と言わざるを得ない。 【勧奨事項】 　委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 　見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 　参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 　例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 　なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。 【勧奨事項】 　当事業（令和６年度）は５の業務があり、業務全体として適切な水準かという検証はなされていないと考える。 　そのため、事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をおこない、事業継続としている。 　成果指標 　　県内宿泊客数（千人） 　　令和５年度　目標値 7,750　実績値 7,624　達成率 98.4% 　　令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5% 　　評価　Ｂ（施策の進捗が「概ね順調」に進んでいる。） 　今後の方針　事業継続

	「当事業の金額（年間総額）が必要であるのか、もっと少ない金額で同様の効果を上げられるのではないか」という質問に、データを用いて答えられるように、過去の事業費と県内宿泊客数の増減の関係・県内宿泊客数が県内宿泊業者の純利益に与える影響額等の評価・分析をして、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	積算書作成により事業費が過大にならないようにしているが、これらは、事業費抑制の対策というよりも、事業費が過大にならない対策といえる。 また、積算書については、見積書を複数枚徴収するのが困難な場合は、見積書の項目の算定根拠を検証する等、積算書の精度を上げるようにすべきである。 一方で、事業全体として事業費を抑制する対策はとられていないようである。 事業金額（年間総額）について、県内宿泊客数という単一の指標で判断するのではなく、もっと多くの指標を用いて多面的に評価・分析を行い、判断すべきである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	事務事業評価において、県内宿泊客数を事業の成果（成果指標）としている。その目標値を設定し実績値との比較によって、事業の必要性の検討を行っており、一定の成果が見られるため、必要性に乏しい事業とは言えない。 委託費の支出に関して、以下の書類を確認したところ、特段の問題は認められず、支出した委託費は適切に使用されていると判断する。 ・委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	全事業が民間事業者への委託事業であり、事業実施伺の委託理由（県が直接実施せず、外部委託することが必要な理由）を確認した結果、民間に委託することに関して、特段の問題は認められないと判断する。　なお、民間委

	託する理由については、以下のとおりである。 ・外部委託が必要な理由の一例 事業の概要記載の業務②大分県アドベンチャーツーリズムガイド育成事業委託 当業務の目的はアドベンチャーツーリズムのガイド養成のための研修を実施することであり、県にはこのノウハウがないため、民間の知見・技術・経験等を利用することは必要である。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	誘客（観光）という観点から、次の事業が実施されており（当事業の担当課以外の事業も含む）、事業の重複は認められる。 （誘客（観光）という観点から、事務事業評価より抽出） ① 国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 ② インバウンド推進事業（H27～ 観光誘致促進室 ③ ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 ④ デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 ⑤ 大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 ⑥ おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６）広報広聴課 ⑦ 広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 ⑧ 大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 【勧奨事項】 事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。 【勧奨事項】

	新たな大分県の魅力（観光資源）の開発を目的とする事業の見直しを検討すべきである。 多くが、既にある大分県の魅力（観光資源）の情報発信であったり、既にある大分県の魅力（観光資源）を利用したイベントや企画であったりするようであり、新たな大分県の魅力（観光資源）を開発するという事業は少ないと考える。 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という観点からは、下記、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定が該当すると考えられる。 また、事務事業評価は実施されていないので抽出していないが、サステナブル・ガストロノミー推進事業も新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という面を含んでいると考える。 ＜参考＞ ① 国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 情報発信、企画展開催、商談会による販売促進　等 ② インバウンド推進事業（H27～）観光誘致促進室 情報発信、海外戦略パートナーを設置、現地商談会・海外旅行会社セミナー開催　等 ③ ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 マーケティング機能等強化、着地型旅行商品の企画・造成支援、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、ツーリズム戦略推進会議開催等 ④ デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 キャンペーンの実施、販売促進・情報発信、イベント開催　等 ⑤ 大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 観光資源の素材集作成、情報発信、万博ポータルサイトへの商品等の登録支援　等 ⑥ おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６ ）広報広聴課 情報発信、パブリシティ　等 ⑦ 広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 隣県や広域観光推進組織と連携した誘客対策実施 ⑧ 大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定、情報発信　等

vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	事業の積算書の作成により事業費が過大にならないようにしているが、抑制策は取られていないと判断している。 収支予算書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類の提出を受けている。 一方、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたかについては、積算書によりある程度は担保できるが、他の自治体の事例等も参考にすべきと考える。 従って、市況等の適正価格を意識して支出していると判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をして、事業継続としている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750　実績値 7,624　達成率 98.4% 令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5% 評価　B（施策の進捗が「概ね順調」に進んでいる。） 今後の方針　事業継続 事業期間の適切性の評価・分析について、もっと様々な指標を用いて多面的な評価・分析をすべきであり、事業期間の適切性については合理性に欠けると言わざるを得ない。 従って、社会情勢の変化等に応じて、事業内容・事業期間は柔軟に変更すべきと考える。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。

	事務事業評価の結果に基づき、事業の所期の目的の達成度合いを確認したところ、その評価は曖昧であり、支出を継続する根拠には乏しいと言える。 そのため、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているかの判断はできない。 【勧奨事項】 事業の目的は、総合的な誘客対策を実施することで、誘客及び県内周遊を促進することにある。 当事業の効果については、県内宿泊客数という単一の指標を用いて、次のように示されている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750　実績値 7,624　達成率 98.4% 令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5% これだけを見ると、県内宿泊客数は増加しており、当事業の効果のように見えるが、県内宿泊客数は観光客だけでなく、ビジネス客・その他の利用客も含まれているはずである。 つまり、県内宿泊客数のうち、どれだけの人数が当事業の影響を受けて県内に宿泊したのかは明確でない。 この当事業の宿泊客数への影響度合いが分からないと事業の効果というものを評価できず、当事業の目的が達成されているのかどうかも判断できない。 宿泊旅行統計調査では、旅館、リゾートホテル、ビジネスホテル、シティホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所といった施設別の宿泊者数、宿泊目的割合別（観光目的の割合が 50%以上の宿泊客と 50%未満の宿泊客）の人数等が掲載されている。 これらの資料等を利用して、当事業と県内宿泊客数（又は、県内宿泊客数の増減）との因果関係（当事業がどれくらい影響を与えているのか）を評価・分析して公表すべきである。 加えて、宿泊客の平均客単価（推定値で構わない）を利用する等、影響度合いを金額で算定すべきである。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか

	コロナウイルス感染症拡大に伴う観光事業の急激な縮小からの回復という側面での事業実施であり、県内経済への影響・雇用への影響を考慮すると、事業の実施は公益性があると判断できる。 但し、現在の社会情勢に照らした上で継続するか、事業内容・金額・期間の変更を行うかは別の問題である。 従って、当事業についての多面的な評価・分析は必須であり、当事業の成果について、もっと様々な指標を用いて多面的な評価・分析をすべきである。 以上より、事業の継続の可否、内容・金額等についての変更の判断は必要と考え、それらの判断が行われていないと言わざるを得ない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、随意契約理由は地方自治法施行令 167 条の２、大分県契約事務規則、委託契約事務必携、随意契約ガイドラインに準拠したものであり、業者選定理由としては特段の問題は認められなかった。 従って、事業の委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。 業務は公募（提案競技）により候補者を募集し、審査会の審査を経て委託先を選定しているが、以下の検討が必要である。 委託先である、公益社団法人ツーリズムおおいたは県の指定団体（補助委託・派遣団体）となっており、県から多額の委託料を受けている。 令和６年度の県受託事業収入は 355 百万円で、経常収益の 87.0%を占めており、県受託事業収入によって当法人は事業継続が成り立っている状況である。 委託先の公益社団法人ツーリズムおおいたについて、外部委託先に関する内部統制の整備・運用に関する監査意見を検討したが、令和８年度の県の組織改正により、ツーリズムおおいたが完全な外部とはいえない状況となるため、改善事項等は付さないこととした。 ツーリズムおおいたの内部統制については、県の内部統制に準じて、厳格に実施するようにすべきである。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。

	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、当事業においては事業伺いにて随意契約を選択し、上記のどの項目に該当するかを指定し、その理由を記載して承認を受けている。 規則等に準拠して事務を実施しており、随意契約になっている点に問題は認められない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	事業実施伺の委託理由、随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、いずれも合理的な内容が記載されており、偏って選定、支出は行われていないと判断する。 但し、その内容について、信頼性を高めるような資料を添付することが必要と考える。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、観光局からヒアリングを行い、委託料に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（委託契約事務必携、提案競技のてびき、契約事務必携）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【不備事項　23－１】 事業実施伺において、前払金に関する記載はないが、実際に委託料の前払いを行っている（事業の概要に記載の業務⑤）。 委託金額 5,828,680 円のうち、１回目 2,900,000 円を令和７年３月に、２回目（最終）2,928,680 円を令和７年４月に支払っている。 委託契約書においては、第 17 条（前払金）委託金額の 10 分の５以内との規定がある。 【不備事項　23－２】 委託契約事務必携では、承認申請書の記載内容として、②再委託をしようとする業務の範囲、③再委託をする理由と、業務の範囲と理由を別項目としているが、再委託する業務の概要及び理由が記載されていない（事業

	の概要に記載の業務⑤)。 事例１)「本業務を執行するにあたり、旅行商品の登録及び販売から精算までの業務を円滑に進めるため、テッパンおおいたの実績のある専門事業者による実施が効率的であるとともに効果的であるため。」 これが再委託の理由であるが、再委託する業務が記載されていない。再委託する業務は「万博ポータルサイトへの商品等の登録支援を再委託する」である。 事例２)「「本業務を執行するにあたり、指定されたパンフレットの増刷について、版権を持つ事業者に依頼するため。」 これが再委託の理由であるが、再委託する業務は記載されていない。再委託する業務は「パンフレットの増刷を委託する」である。
有効性	有効性について、観光局からヒアリングを行い、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う一定の成果は認められると確認した。 【勧奨事項　23－３】 当事業の事務事業評価の成果指標は県内宿泊客数では、令和６年度実績が8,329千人となっている。これは、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」から引用している。 事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数を変更する必要はないと考えるが、事業を評価・分析するのに複数のデータを用いて、評価・分析をし、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 事務事業評価のための事業の評価・分析ではなく、より多くのデータを用いて評価・分析し、より有効で、より効率的な事業になるように改善するという観点から多面的な事業の評価・分析を実施すべきである。 「宿泊旅行統計調査」では、都道府県別宿泊者数のほかに、都道府県別宿泊者数の伸び率（順位)、都道府県別定員稼働率（順位)、都道府県別客室稼働率（順位)、居住地別宿泊者数（県内・県外)、宿泊タイプ別宿泊者数等が月単位・年単位で記載されている。 これらのうちから複数を選択して、現在の事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数に加えて、評価・分析するように検討すべきである。 また、今後ツーリズムおおいたにマーケティング部が設置されるのであれば、同部門においてもこれらのデータを活用し、県と連携しながら多角的な分析を行うべきである。

【勧奨事項　23－４】

一つの事業の中に複数の業務がある場合は、その複数の各業務を個別に評価・分析した上で、事業全体の評価・分析を行うのが論理的であると考える。

各業務においては、実績報告書等を受け取っているが、これに対する県の詳細な評価・分析をした上で、各事業の内容、期間、金額等の評価・分析（定量分析・定性分析）を実施すべきである。

それらを元に、各業務の継続、内容変更して継続、廃止等の判断をすべきである。

また、各業務の評価・分析に加え、他の評価・分析も加味した上で、事業全体の評価・分析（定量評価・定性評価）を実施すべきである。

【勧奨事項　23－５】

事務事業評価では、県内宿泊客数を成果指標として、以下の５事業が採用している。

国内誘客総合推進事業　　決算額 411,489 千円
ツーリズム推進基盤強化事業　決算額 92,514 千円
広域ツーリズム推進事業　　決算額 49,987 千円
大分のサイクル魅力発信事業　決算額 16,236 千円
おもてなし人材育成事業　　決算額 11,569 千円
決算額合計　581,795 千円

県内宿泊客数　令和５年度 7,624 千人　令和６年度　8,329 千人

これら５事業の成果が県内宿泊客数ということである。

そうであるならば、各事業の事務事業評価とは別に、これら 5 事業を取りまとめた成果の評価・分析が必要と考える。

決算額合計に対する宿泊客数の金額的影響額を提示して、評価・分析をするようにすべきである。

例えば、

県内宿泊客数の増加数　×　県の事業が与えた影響の割合（見積り）
×　観光目的の宿泊率（見積り）×　平均客単価（見積り）

このような算式で金額的な影響を出すことは可能と考える。

他に依頼せずに、県が自ら評価・分析を実施して、翌年度以降の事業の見直しに役立てるべきである。

経済性・効率性	経済性について、観光局からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した委託料について、各種事業の使途に無駄は認められなかった。 【勧奨事項　23－６】 委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。 【勧奨事項　23－７】 当事業（令和６年度）は５の業務があり、業務全体として適切な水準かという検証はなされていないと考える。 そのため、事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をおこない、事業継続としている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750　実績値 7,624　達成率 98.4％ 令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5％ 評価　Ｂ（施策の進捗が「概ね順調」に進んでいる。） 今後の方針　事業継続

	「当事業の金額（年間総額）が必要であるのか、もっと少ない金額で同様の効果を上げられるのではないか」という質問に、データを用いて答えられるように、過去の事業費と県内宿泊客数の増減の関係・県内宿泊客数が県内宿泊業者の純利益に与える影響額等の評価・分析をして、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 【勧奨事項　23－８】 事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。 【勧奨事項　23－９】 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発を目的とする事業の見直しを検討すべきである。 多くが、既にある大分県の魅力（観光資源）の情報発信であったり、既にある大分県の魅力（観光資源）を利用したイベントや企画であったりするようであり、新たな大分県の魅力（観光資源）を開発するという事業は少ないと考える。 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という観点からは、下記、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定が該当すると考えられる。 また、事務事業評価は実施されていないので抽出していないが、サステナブル・ガストロノミー推進事業も新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という面を含んでいると考える。 ＜参考＞ ① 国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 情報発信、企画展開催、商談会による販売促進　等 ② インバウンド推進事業（H27～）観光誘致促進室 情報発信、海外戦略パートナーを設置、現地商談会・海外旅行会社セミナー開催　等 ③ ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課

	マーケティング機能等強化、着地型旅行商品の企画・造成支援、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、ツーリズム戦略推進会議開催等 ④ デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 キャンペーンの実施、販売促進・情報発信、イベント開催　等 ⑤ 大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 観光資源の素材集作成、情報発信、万博ポータルサイトへの商品等の登録支援　等 ⑥ おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６ ）広報広聴課 情報発信、パブリシティ　等 ⑦ 広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 隣県や広域観光推進組織と連携した誘客対策実施 ⑧ 大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定、情報発信　等
公益性・公平性	公益性・公平性について、観光局からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 【勧奨事項　23－10】 事業の目的は、総合的な誘客対策を実施することで、誘客及び県内周遊を促進することにある。 当事業の効果については、県内宿泊客数という単一の指標を用いて、次のように示されている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750　実績値 7,624　達成率 98.4% 令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5% これだけを見ると、県内宿泊客数は増加しており、当事業の効果のように見えるが、県内宿泊客数は観光客だけでなく、ビジネス客・その他の利用客も含まれているはずである。 つまり、県内宿泊客数のうち、どれだけの人数が当事業の影響を受けて県内に宿泊したのかは明確でない。 この当事業の宿泊客数への影響度合いが分からないと事業の効果という

	ものを評価できず、当事業の目的が達成されているのかどうかも判断できない。 宿泊旅行統計調査では、旅館、リゾートホテル、ビジネスホテル、シティホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所といった施設別の宿泊者数、宿泊目的割合別（観光目的の割合が 50%以上の宿泊客と 50%未満の宿泊客）の人数等が掲載されている。 これらの資料等を利用して、当事業と県内宿泊客数（又は、県内宿泊客数の増減）との因果関係（当事業がどれくらい影響を与えているのか）を評価・分析して公表すべきである。 加えて、宿泊客の平均客単価（推定値で構わない）を利用する等、影響度合いを金額で算定すべきである。

【商工観光労働部　観光局】NO.24

課・室	観光政策課			
事業名 補助金等の名称	サステナブル・ガストロノミー推進事業費		委託料	
予算費目	項：観光費		目：観光企画調査費	
根拠法令・要綱等	委託契約事務必携、契約事務必携			
事業期間	事業開始年度	令和４年	事業終期年度	令和６年
予算額・決算額の推移(千円)	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	5,455	5,456	5,456
	決算額	5,455	5,456	5,456
事業の目的	県内各地の食文化を再評価し、大分県ならではの持続可能な食文化（サステナブル・ガストロノミー）を構築するとともに、多様な主体による取組を推進する。			
事業の概要	事業の目的を達成するため、令和６年度は次の事業を実施した。 ・　ＯＴＡ(オンライン・トラベル・エージェント：ネットのみで取引を行う旅行会社)を活用した誘客の推進 ・　交流会の開催 ・　Ｗｅｂサイトの充実 委託先企業　特定非営利活動法人ＢＥＰＰＵ　ＰＲＯＪＥＣＴ 委託金額　5,456,000 円			
監査手続				
監査要点 （合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			
	事業実施伺、仕様書、契約書（案）、随意契約理由書、契約書等、提出されたデータを確認したところ、必要な書類はおおむね揃っており、問題は認められなかった。			

	【改善事項】 委託契約事務必携では、事業実施伺に必要な事項として、前払金（必要な場合）を記載するように要請している。 実際に、前払金の請求はされていないが、委託契約書に前払金に関する条項を記載するのであれば、事業実施伺に記載すべきである。 【改善事項】 再委託承諾申請書には、再委託する必要性及び理由として、「リクルートのｗｅｂサイト『じゃらん』に記事を掲載するには、委託するほかないため」とある。 委託契約書（案）第３条（再委託の制限）によると、再委託できない「主たる部分」の範囲として、「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務」と記載されている。 再委託する内容が再委託できない主たる部分ではないと、担当部署以外が再委託承諾申請書を見ただけで判断できるような文言、例えば「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等は契約業者が実施し、【リクルートのｗｅｂサイト『じゃらん』に記事を掲載する】という業務は、再委託が制限される主たる部分には含まれない」のような文言を、再委託承諾申請書に記載すること（または、記載するように受託業者に指導すること）が望ましい（再委託の内容が、明らかに再委託できない主たる部分でないと、再委託承諾申請書から判断できる場合を除く）。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	起案書、事業実施伺、仕様書、契約書(案)、随意契約理由書、決裁書類、契約書等、紙簿冊に綴じられている書類を確認したところ、不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	起案書、事業実施伺、仕様書、契約書(案)、随意契約理由書、決裁書類、契約書等、紙簿冊に綴じられている書類を確認した。 適切に決裁を受けており、事業費の支出に関する決裁に問題は認められ

	ないと判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	期間、金額、使途、補助率、条件等の支出の要件は、各事業実施伺い（仕様書を含む）の業務内容を実施することである。 起案書、事業実施伺、仕様書、契約書（案）、随意契約理由書、決裁書類、契約書等、紙簿冊に綴じられている書類を確認したところ、支出の要件判定は適切に行なわれていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認した結果、対象者の選定、取引は、おおむね適切に実施されている。 なお、随意契約ができる場合は、大分県契約事務規則及び随意契約ガイドラインに定められている。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	（株）リクルート　じゃらんリサーチセンター（再委託先）作成の実施報告書、特定非営利活動法人ＢＥＰＰＵ　ＰＲＯＪＥＣＴ（受託者）作成の業務委託報告書を確認した。 業務終了後、委託業務完了通知書が提出されており、実績確認や報告は適時・適切に行なわれていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書を確認したところ、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。 【勧奨事項】 事業で実施した交流会第２部懇親会で参加費 3,000 円（税込）を徴収している。 参加費の徴収について、仕様書には記載されていないようであるが、実際

	に会場費等は事業費から賄われていると考えられる。参加費の徴収は、契約後に大分県と受託者が協議し決定したものであるが、当初から想定されるものであるならば、徴収可能な旨を仕様書に記載すべきであると考える。 　考え方として、参加費等の徴収を認めることで事業費の負担を少し減らすことが可能であり、開発した料理等の消費者等のニーズを探ることもある程度は可能と考える。 　同様の事業を実施する場合は検討すべきである。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事務事業評価は実施されていないが、３年間の取り組みと成果（主なもの）の資料を作成している。 　但し、数値目標、定性目標は特に定めておらず、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されていない。 　そのため、目的が達成できたかどうかは判断できない。 【勧奨事項】 　数値目標、定性目標は特に定められておらず、目標の達成度合いも具体的に評価・分析されていない。 　令和６年度の事業では「じゃらん効果レポート」が添付されており、ＰＶ数（ページビュー数）や外部リンククリック数が報告されている。しかし、当事業として、どの程度のＰＶ数や外部リンククリック数を目標としたのかがないと的確な評価ができない。 　大分の既存の魅力（観光資源）の情報発信等の事業が多い中、大分の新しい魅力（観光資源）の磨き上げや再発見という部分が含まれる数少ない事業であったと考えると、先進的な取組みを実施する場合は目標設定することを考慮すべきである。

ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	当初から３年間(令和４年度から令和６年度)の予定の事業であり、予定通り令和６年度で終了している。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	事業の手法は、実施内容を県内のＮＰＯ法人 1 社に委託するというものであり、ＮＰＯ法人の実績等をふまえて委託先を決定したということである。 しかし、数値目標、定性目標は特に定めておらず、目標の達成度合いは具体的に評価・分析されておらず、当該事業の手法や実施内容は、目標を達成するために最も効果的であるかの判断はできない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	当初から３年間の事業期間と予定されていた事業であり、予定通りに事業が終了していることから、慣例的に予算配分は行われていない。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	当初から３年間(令和４年度から令和６年度)の予定の事業であり、予定通り令和６年度で終了している。 そのため、計画段階で、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準にあるとは判断できない。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	積算書作成により事業費が過大にならないようにしているが、一者随意

	契約のため、抑制策は取られているかは不明である。 　金額については、事業の概要に記載の各業務において、積算書が作成されている。当該精算書は見積書を基に作成されているが、一者随意契約のため、その見積書は１者のみである。 【勧奨事項】 　委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 　見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 　参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 　例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 　なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	県内各地の食文化を再評価し、大分県ならではの持続可能な食文化（サステナブル・ガストロノミー）を構築するとともに、多様な主体による取組を推進する事業であり、明らかに必要性に乏しい事業とは認められない。 　また、事業報告書、成果物引渡書、検査調書等を確認したところ、支出した委託費は適切に使われていると判断している。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	民間事業者への委託事業であり、大分県にノウハウがないからといった

	理由で民間に委託しており、特段の問題は認められないと判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	誘客（観光）という観点から、次の事業が実施されており（当事業の担当課以外の事業も含む）、事業の重複は認められる。 （誘客（観光）という観点から、事務事業評価より抽出） ① 国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 ② インバウンド推進事業（H27～ 観光誘致促進室 ③ ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 ④ デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 ⑤ 大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 ⑥ おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６）広報広聴課 ⑦ 広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 ⑧ 大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 なお、当事業は既に終了済みであるが、次回、同様の事業を実施する場合は、重複する事業がないか検証の上、事業内容を検討すべきである。 【勧奨事項】 事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。 なお、当事業は既に終了済みであるが、次回、同様の事業を実施する場合は、重複する事業がないか検証の上、事業内容を検討すべきである。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	積算書作成により事業費が過大にならないようにしているが、一者随意

	契約のため、抑制策は取られているかは不明である。 　一方、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたかについては、積算書によりある程度は担保できるが、他の自治体の事例等も参考にすべきと考える。 　従って、市況等の適正価格を意識して支出していると判断する。
監査要点 （公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	当初から３年間（令和４年度から令和６年度）の予定の事業であり、予定通り令和６年度で終了している。 　従って、計画段階で、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準にあると判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	当初から３年間（令和４年度から令和６年度）の予定の事業であり、予定通り令和６年度で終了している。 　従って、当初から目標数値などは定められておらず、目的が達成できたかどうかは判断できない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	当初から３年間（令和４年度から令和６年度）の予定の事業であり、予定通り令和６年度で終了している。 　公益性の観点からは継続してもよい事業と考えられるが、内容・金額について変更の必要性などは判断できない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。

	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、随意契約理由は地方自治法施行令 167 条の２、大分県契約事務規則、委託契約事務必携、随意契約ガイドラインに準拠したものであり、業者選定理由としては特段の問題は認められなかった。 従って、事業の委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、当事業においては事業伺いにて随意契約（提案競技）を選択し、上記のどの項目に該当するかを指定し、その理由を記載して承認を受けている。 従って、入札条件には該当せず、規則等に準拠して随意契約（提案競技）になっている点に問題は認められない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	事業実施伺の委託理由、随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、いずれも合理的な内容が記載されており、偏って選定、支出は行われていないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、観光局からヒアリングを行い、委託料に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（委託契約事務必携、提案競技のてびき、契約事務必携）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【改善事項　24－１】 委託契約事務必携では、事業実施伺に必要な事項として、前払金（必要な場合）を記載するように要請している。 実際に、前払金の請求はされていないが、委託契約書に前払金に関する条項を記載するのであれば、事業実施伺に記載すべきである。

	【改善事項　24－２】 再委託承諾申請書には、再委託する必要性及び理由として、「リクルートのｗｅｂサイト『じゃらん』に記事を掲載するには、委託するほかないため」とある。 委託契約書（案）第３条（再委託の制限）によると、再委託できない「主たる部分」の範囲として、「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務」と記載されている。 再委託する内容が再委託できない主たる部分ではないと、担当部署以外が再委託承諾申請書を見ただけで判断できるような文言、例えば「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等は契約業者が実施し、【リクルートのｗｅｂサイト『じゃらん』に記事を掲載する】という業務は、再委託が制限される主たる部分には含まれない」のような文言を、再委託承諾申請書に記載すること（または、記載するように受託業者に指導すること）が望ましい（再委託の内容が、明らかに再委託できない主たる部分でないと、再委託承諾申請書から判断できる場合を除く）。 【勧奨事項　24－３】 事業で実施した交流会第２部懇親会で参加費 3,000 円（税込）を徴収している。 参加費の徴収について、仕様書には記載されていないようであるが、実際に会場費等は事業費から賄われていると考えられる。参加費の徴収は、契約後に大分県と受託者が協議し決定したものであるが、当初から想定されるものであるならば、徴収可能な旨を仕様書に記載すべきであると考える。 考え方として、参加費等の徴収を認めることで事業費の負担を少し減らすことが可能であり、開発した料理等の消費者等のニーズを探ることもある程度は可能と考える。 同様の事業を実施する場合は検討すべきである。
有効性	有効性について、観光局からヒアリングを行い、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う一定の成果は認められると確認した。

	【勧奨事項　24－４】 数値目標、定性目標は特に定められておらず、目標の達成度合いも具体的に評価・分析されていない。 令和６年度の事業では「じゃらん効果レポート」が添付されており、ＰＶ数（ページビュー数）や外部リンククリック数が報告されている。しかし、当事業として、どの程度のＰＶ数や外部リンククリック数を目標としたのかがないと的確な評価ができない。 大分の既存の魅力（観光資源）の情報発信等の事業が多い中、大分の新しい魅力（観光資源）の磨き上げや再発見という部分が含まれる数少ない事業であったと考えると、先進的な取組みを実施する場合は目標設定することを考慮すべきである。
経済性・効率性	経済性について、観光局からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した委託料について、各種事業の使途に無駄は認められなかった。 【勧奨事項　24－５】 委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。

	【勧奨事項　24－６】 事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。 なお、当事業は既に終了済みであるが、次回、同様の事業を実施する場合は、重複する事業がないか検証の上、事業内容を検討すべきである。
公益性・公平性	公益性・公平性について、観光局からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。

【商工観光労働部　観光局】NO.25

課・室	観光誘致促進室			
事業名 補助金等の名称	国内誘客総合推進事業費			委託料
予算費目	項：観光費		目：観光総務費	
根拠法令・要綱等	委託契約事務必携、提案競技のてびき、契約事務必携			
事業期間	事業開始年度	令和元年	事業終期年度	終期年度設定 なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	119,574	203,402	520,425
	決算額	107,625	183,430	411,489 （現年＋繰越の額）
事業の目的	福岡・大分デスティネーションキャンペーン本番年（令和６年度）における国内旅行者の誘客及び県内周遊を促進するため、プロモーションを強化するとともに、リピーターの創出に取り組むほか、デジタルマーケティング手法の活用、教育旅行などの団体旅行の誘致も含めた総合的な誘客対策を実施する。			
事業の概要	①　福岡・大分デスティネーションキャンペーンガイドブック制作事業委託業務　（株）九州博報堂　大分支社　2,245,683 円 ②　中小旅行会社と連携した県内周遊促進事業委託業務 大分県旅行業協同組合　32,010,873 円 ③　福岡・大分デスティネーションキャンペーンオープニングイベント「湯ったりおおいた満喫フェスタ」開催推進事業委託業務 ＪＲ九州エージェンシー（株）　大分支店　7,085,088 円 ④　ＯＴＡを活用した福岡・大分ＤＣ特別旅行需要喚起プロモーション事業委託業務（事業者１）　楽天グループ（株）　99,372,000 円 ⑤　ＯＴＡを活用した福岡・大分ＤＣ特別旅行需要喚起プロモーション事業委託業務（事業者２）　（株）リクルート　63,716,018 円 ⑥　福岡・大分デスティネーションキャンペーン特別イベント「Ｏｉｔａ Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ ＡＲＴｆｅｓ」開催事業委託業務 特定非営利活動法人まち・文化再生プロジェクト　7,700,000 円 ⑦　旅行会社店頭を活用したプロモーション事業委託契約 （株）日本旅行　大分支店　1,650,000 円			

	⑧　大分駅及びアミュプラザおおいたでのおもてなし装飾事業委託業務 （株）ＪＲ大分シティ　2,471,370 円 ⑨　湯ったりおおいた満喫キャンペーン事業　（株）ＤＮＰプランニングネットワーク 9,900,000 円 ⑩　福岡・大分デスティネーションキャンペーンに係る大分県内の経済波及効果推計アドバイザリー事業　（株）大銀経済経営研究所　283,140 円 ⑪　福岡・大分デスティネーションキャンペーンクロージングイベント「おおいた大宴会」開催事業 ＪＲ九州エージェンシー株式会社　大分支店　9,844,800 円
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	事業実施伺、仕様書、契約書（案）、随意契約理由書、契約書等、提出されたデータを確認したところ、必要な書類はおおむね揃っており、問題は認められなかった。 【勧奨事項】 事業実施伺において、前払金に関する記載が、「11．積算書　別紙積算書のとおり　※前払金　100%以内」と、積算書の内訳項目として記載されている。 委託契約事務必携では、前払金の取扱いが必要な場合は単独の項目として記載するようにされている。前払金は委託費の支払いに関する重要な項目であり、他の項目の内訳項目として記載するのではなく、単独の項目として事業実施伺に記載することが望ましい。 （事業の概要に記載の①②③⑥⑦⑧⑨⑩⑪の業務） 【勧奨事項】 ・概算払金の事業実施伺への記載方法 事業実施伺において、概算払いに関する記載が、「７．積算額　金額　消費税　※別紙積算書のとおり　※概算払い金　100%以内」と、積算額の内訳項目として記載されている。 委託契約事務必携では、概算払金の取扱いが必要な場合は単独の項目と

	して記載されている。概算払金は委託費の支払いに関する重要な項目であり、他の項目の内訳項目として記載するのではなく、単独の項目として事業実施伺に記載することが望ましい。 （事業の概要に記載の事業④⑤の業務） 【改善事項】 随意契約理由に記載の随意契約ガイドラインの項目に誤りがある。 下記事業について、すべて随意契約ガイドライン１－（19）提案競技としているが誤りである。正しくは以下のとおりである。 業務①６－（1）－イ　印刷物の増し刷りをするとき 業務②１－（2）－カ　目的を達成するため、通常業務と密接な関係にあるものと契約するとき 業務③⑥⑦⑪　６－（1）－ア　特殊な工法、技術、機械等の使用により格安が見込まれるとき（実施場所が安価に利用可能） 業務⑧１－（1）－ウ　代替性のない特定の位置、構造又は性質のもの（施設の利用により限定） 業務⑨５－（1）現に契約中のものと密接な関係のある契約をするとき 業務⑩１－（2）－ウ　相手の技術、技能等により特定するとき （事業の概要に記載の事業①②③⑥⑦⑧⑨⑩⑪の業務）
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	書類は適切に作成されており、日付、金額、使途、条件、現地写真などにおいて不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書、実績報告書、決裁文書等、提出されたデータを確認した。 適切に決裁を受けており、日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など、決裁に問題は認められないと判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。

	期間、金額、使途、補助率、条件等の支出の要件は、各事業実施伺（仕様書を含む）の業務内容を実施することである。 委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書、請求書、支払決裁等の書類を確認したところ、支出の要件判定は適切に行なわれている判断する。 業務の実施確認は、おおむね次のように行われる。 事業実施後、委託業務完了通知書が委託業者から県に提出される。 その後、県の検査を経て、成果物引渡書が県に提出される（成果物の引き渡しのあるものは、検査調書が作成される）。 その後、請求書が委託業者から県に提出され、決裁を受けた後に、支払いが行われる。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認した結果、対象者の選定、取引は、おおむね適切に実施されている。 なお、随意契約ができる場合は、大分県契約事務規則及び随意契約ガイドラインに定められており、随意契約理由の主なものは以下のとおりである。 ・特殊の性質、若しくは特別の目的のため相手が特定されるとき又は特殊の技術を必要とするとき 業務②④⑤　目的を達成するため、通常業務と密接な関係にあるものと契約するとき 業務⑧　代替性のない特定の位置、構造又は性質のもの（施設の利用により限定） 業務⑩　相手の技術、技能等により特定するとき 時価に比して著しく有利な価格で契約できる場合 業務①　印刷物の増し刷りをするとき 業務③⑥⑦⑪　特殊な工法、技術、機械等の使用により格安が見込まれるとき（実施場所が安価に利用可能） 競争入札に付することが不利と認められる場合 業務⑨　現に契約中のものと密接な関係のある契約をするとき
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。

	実績報告書、委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書を確認したところ、実績確認や報告は適時・適切に行なわれていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	積算書、見積書、報告書、事業計画書、収支予算書、事業実績書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類を確認したところ、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、おおむね実績や成果は整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されていると判断する。 なお、事務事業評価では次のように記載されている。 ＜事業の成果＞ これまで実施してきたサービス開発支援・コンテンツ創出支援やデスティネーションキャンペーン本番期間中のイベントの実施等により、本県の知名度やおもてなしの機運が向上した。さらに、その効果を一過性のものに終わらせないため、県民参加型のコミュニティサイト「ＤＩＧ ＯＩＴＡ」を創設し、ＳＮＳ等を通じて個人が自発的に情報発信できる仕組みを構築した結果、目標を概ね達成することができた。 主な活動指標と達成率 ＳＮＳ発信回数（回） 目標値 245 実績値 341 達成率 139.2% 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度 目標値 7,750 実績値 7,624 達成率 98.4%

	令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5% 評価　B（施策の進捗が「概ね順調」に進んでいる。） 今後の方針　事業継続 今後は、国内旅行者の県内周遊を更に促進するため、デスティネーションキャンペーンを契機に向上した本県の知名度を活用し、本県ならではの観光コンテンツを活かしたプロモーションの強化やリピーターの創出に取り組むとともに、主要圏域別情報発信や教育旅行など、団体旅行誘致を含む誘客対策を実施する。 【勧奨事項】 当事業の事務事業評価の成果指標は県内宿泊客数では、令和６年度実績が 8,329 千人となっている。これは、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」から引用している。 事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数を変更する必要はないと考えるが、事業を評価・分析するのに複数のデータを用いて、評価・分析をし、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 事務事業評価のための事業の評価・分析ではなく、より多くのデータを用いて評価・分析し、より有効で、より効率的な事業になるように改善するという観点から多面的な事業の評価・分析を実施すべきである。 「宿泊旅行統計調査」では、都道府県別宿泊者数のほかに、都道府県別宿泊者数の伸び率（順位）、都道府県別定員稼働率（順位）、都道府県別客室稼働率（順位）、居住地別宿泊者数（県内・県外）、宿泊タイプ別宿泊者数等が月単位・年単位で記載されている。 これらのうちから複数を選択して、現在の事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数に加えて、評価・分析するように検討すべきである。 また、今後ツーリズムおおいたにマーケティング部が設置されるのであれば、同部門においてもこれらのデータを活用し、県と連携しながら多角的な分析を行うべきである。 さらに、効果が出ていないと評価・分析された事業については、縮小・廃止を検討すべきであり、これらの評価・分析は外部に依頼するのではなく、県自体が実施すべきである。 【勧奨事項】 事務事業評価には、次のような記載がある。 ＳＮＳ発信回数　目標値　245 回　実績値　341 回　達成率　139.2% これに関して、ＳＮＳの種類、種類ごとの発信回数、種類ごとのアクセス

	数等を評価・分析して、成果指標である県内宿泊客数への影響度の見積りや活動の見直し等に活用すべきである。 Ｗｅｂページも同様に、Ｗｅｂページの種類、種類毎のアクセス数等を評価・分析して、成果指標である県内宿泊客数への影響度の見積りや活動の見直し等に活用すべきである。 【勧奨事項】 一つの事業の中に複数の業務がある場合は、その複数の各業務を個別に評価・分析した上で、事業全体の評価・分析を行うのが論理的であると考える。 各業務においては、実績報告書等を受け取っているが、これに対する県の詳細な評価・分析をした上で、各事業の内容、期間、金額等の評価・分析（定量分析・定性分析）を実施すべきである。 それらを元に、各業務の継続、内容変更して継続、廃止等の判断をすべきである。 また、各業務の評価・分析に加え、他の評価・分析も加味した上で、事業全体の評価・分析（定量評価・定性評価）を実施すべきである。 【勧奨事項】 事務事業評価では、県内宿泊客数を成果指標として、以下の５事業が採用している。 国内誘客総合推進事業　　決算額 411,489 千円 ツーリズム推進基盤強化事業　決算額 92,514 千円 広域ツーリズム推進事業　　決算額 49,987 千円 大分のサイクル魅力発信事業　決算額 16,236 千円 おもてなし人材育成事業　　決算額 11,569 千円 決算額合計　581,795 千円 県内宿泊客数　令和５年度 7,624 千人　令和６年度　8,329 千人 これら５事業の成果が県内宿泊客数ということである。 そうであるならば、各事業の事務事業評価とは別に、これら５事業を取りまとめた成果の評価・分析が必要と考える。 決算額合計に対する宿泊客数の金額的影響額を提示して、評価・分析をするようにすべきである。 例えば、 県内宿泊客数の増加数　×　県の事業が与えた影響の割合（見積り） ×　観光目的の宿泊率（見積り）×　平均客単価（見積り）

	このような算式で金額的な影響を出すことは可能と考える。 　他に依頼せずに、県が自ら評価・分析を実施して、翌年度以降の事業の見直しに役立てるべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、事務事業評価の成果指標、県内宿泊客数だけでなく、もっと多面的な事業の評価・分析等をすべきである。 　そのため、支出の成果の評価は曖昧であり、事業の見直しや廃止が適切に行われているか不明である。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、事務事業評価の成果指標、県内宿泊客数だけでなく、もっと多面的な事業の評価・分析等をすべきである。 　そのため、事業の手法や実施内容が支出の目的・目標を達成するために最も効果的か不明である。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、事務事業評価の成果指標、県内宿泊客数だけでなく、もっと多面的な事業の評価・分析（予算金額、事業内容、事業の廃止等）等をすべきである。 　そのため、社会情勢の変化に対応できているか不明である。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。

	当事業の目的は、総合的な誘客対策を実施することで、誘客及び県内周遊を促進することにある。 その目的を勘案した上で、金額、事業期間等が合理的かつ適切な水準にあるかについては、事業の積算書や成果・評価方法に課題が認められるため、情報量が不足・単一的であり、曖昧と言わざるを得ない。 【勧奨事項】 委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。 【勧奨事項】 当事業（令和６年度）は 11 の業務があり、業務全体として適切な水準かという検証はなされていないと考える。 そのため、事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をおこない、事業継続としている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750　実績値 7,624　達成率 98.4％ 令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5％ 評価　B（施策の進捗が「概ね順調」に進んでいる。）

	今後の方針　事業継続 「当事業の金額（年間総額）が必要であるのか、もっと少ない金額で同様の効果を上げられるのではないか」という質問に、データを用いて答えられるように、過去の事業費と県内宿泊客数の増減の関係・県内宿泊客数が県内宿泊業者の純利益に与える影響額等の評価・分析をして、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。 事業の積算書の作成により事業費が過大にならないようにしているが、抑制策は取られていないと判断している。 以下のような対策が取られているが、事業費抑制の対策というよりも、事業費が過大にならない対策といえる。 ・ ガイドブックの増刷を作成と同じ契約相手先に委託（業務①） ・ 県内中小旅行会社をとりまとめる唯一の機関に委託（業務②） ・ イベントの実施場所を無償で利用可能な契約相手先に委託（業務③⑥⑪） ・ 店頭プロモーションが効果的な場所に支店を持つ契約相手先を選定（業務⑦） ・ ホームページのコンバージョンをホームページ創設・管理している契約相手先に選定（業務⑨） ・ 収支予算書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類の提出を受けている。（事業の概要に記載の④⑤の業務） また、積算書については、見積書を複数枚徴収するのが困難な場合は、見積書の項目の算定根拠を検証する等、積算書の精度を上げるようにすべきである。 一方で、事業全体として事業費を抑制する対策はとられていないようである。 事業金額（年間総額）について、県内宿泊客数という単一の指標で判断するのではなく、もっと多くの指標を用いて多面的に評価・分析を行い、判断すべきである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。

	事務事業評価において、県内宿泊客数を事業の成果（成果指標）としている。その目標値を設定し実績値との比較によって、事業の必要性の検討を行っており、一定の成果が見られるため、必要性に乏しい事業とは言えない。 委託費の支出に関して、以下の書類を確認したところ、特段の問題は認められず、支出した委託費は適切に使用されていると判断する。 ・委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書
iv	事業の実施方法として、県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	全事業が民間事業者への委託事業であり、事業実施伺の委託理由（県が直接実施せず、外部委託することが必要な理由）を確認した結果、民間に委託することに関して、特段の問題は認められないと判断する。 なお、民間委託する理由については、以下のとおりである。 ・外部委託が必要な理由の一例（事業の概要に記載の業務④） ＯＴＡを活用した福岡・大分ＤＣ特別旅行需要喚起プロモーション事業委託業務　楽天グループ（株） 「本事業は、ＯＴＡ（オンライントラベルエージェント）を活用し、福岡・大分デスティネーションキャンペーン（以下、福岡・大分ＤＣ）の幅広い認知と本県の魅力を複合的・相乗的にプロモーションすることで大分県の認知につなげるとともに、旅行予約までの行動及び県内周遊を促すための施策を行うことで福岡・大分ＤＣ期間中の誘客促進及び消費喚起の拡大につなげることを目的とする。 また、本事業執行については、ＯＴＡを活用することによって事業効果の最大化を図ることから、高度な専門知識と実務経験が必要である。県では、当該事業を実施するために必要な知見やノウハウを有していないことから委託することにより、効率的な執行及び事業成果が見込まれる。」
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	誘客（観光）という観点から、次の事業が実施されており（当事業の担当課以外の事業も含む）、事業の重複は認められる。 （誘客（観光）という観点から、事務事業評価より抽出） ①　国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室

	② インバウンド推進事業（H27～ 観光誘致促進室 ③ ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 ④ デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 ⑤ 大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 ⑥ おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６）広報広聴課 ⑦ 広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 ⑧ 大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 【勧奨事項】 事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。 【勧奨事項】 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発を目的とする事業の見直しを検討すべきである。 多くが、既にある大分県の魅力（観光資源）の情報発信であったり、既にある大分県の魅力（観光資源）を利用したイベントや企画であったりするようであり、新たな大分県の魅力（観光資源）を開発するという事業は少ないと考える。 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という観点からは、下記、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定が該当すると考えられる。 また、事務事業評価は実施されていないので抽出していないが、サステナブル・ガストロノミー推進事業も新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という面を含んでいると考える。 ＜参考＞ ① 国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 情報発信、企画展開催、商談会による販売促進　等 ② インバウンド推進事業（H27～）観光誘致促進室

	情報発信、海外戦略パートナーを設置、現地商談会・海外旅行会社セミナー開催　等 ③　ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 マーケティング機能等強化、着地型旅行商品の企画・造成支援、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、ツーリズム戦略推進会議開催　等 ④　デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 キャンペーンの実施、販売促進・情報発信、イベント開催　等 ⑤　大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 観光資源の素材集作成、情報発信、万博ポータルサイトへの商品等の登録支援　等 ⑥　おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６　）広報広聴課 情報発信、パブリシティ　等 ⑦　広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 隣県や広域観光推進組織と連携した誘客対策実施 ⑧　大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定、情報発信　等
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	事業の積算書の作成により事業費が過大にならないようにしているが、抑制策は取られていないと判断している。 収支予算書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類の提出を受けている（事業の概要に記載の④⑤の業務）。 一方、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたかについては、積算書と相見積書によりある程度は担保できるが、他の自治体の事例等も参考にすべきと考える。 従って、市況等の適正価格を意識して支出していると判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。

	事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をして、事業継続としている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750　実績値 7,624　達成率 98.4% 令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5% 評価　B（施策の進捗が「概ね順調」に進んでいる。） 今後の方針　事業継続 事業期間の適切性の評価・分析について、もっと様々な指標を用いて多面的な評価・分析をすべきであり、事業期間の適切性については合理性に欠けると言わざるを得ない。 従って、社会情勢の変化等に応じて、事業内容・事業期間は柔軟に変更すべきと考える。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	事務事業評価の結果に基づき、事業の所期の目的の達成度合いを確認したところ、その評価は曖昧であり、支出を継続する根拠には乏しいと言える。 そのため、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているかの判断はできない。 【勧奨事項】 事業の目的は、総合的な誘客対策を実施することで、誘客及び県内周遊を促進することにある。 当事業の効果については、県内宿泊客数という単一の指標を用いて、次のように示されている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750　実績値 7,624　達成率 98.4% 令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5%

	これだけを見ると、県内宿泊客数は増加しており、当事業の効果のように見えるが、県内宿泊客数は観光客だけでなく、ビジネス客・その他の利用客も含まれているはずである。 つまり、県内宿泊客数のうち、どれだけの人数が当事業の影響を受けて県内に宿泊したのかは明確でない。 この当事業の宿泊客数への影響度合いが分からないと事業の効果というものを評価できず、当事業の目的が達成されているのかどうかも判断できない。 宿泊旅行統計調査では、旅館、リゾートホテル、ビジネスホテル、シティホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所といった施設別の宿泊者数、宿泊目的割合別（観光目的の割合が 50%以上の宿泊客と 50%未満の宿泊客）の人数等が掲載されている。 これらの資料等を利用して、当事業と県内宿泊客数（又は、県内宿泊客数の増減）との因果関係（当事業がどれくらい影響を与えているのか）を評価・分析して公表すべきである。 加えて、宿泊客の平均客単価（推定値で構わない）を利用する等、影響度合いを金額で算定すべきである。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	コロナウイルス感染症拡大に伴う観光事業の急激な縮小からの回復という側面での事業実施であり、県内経済への影響・雇用への影響を考慮すると、事業の実施は公益性があると判断できる。 但し、現在の社会情勢に照らした上で継続するか、事業内容・金額・期間の変更を行うかは別の問題である。 従って、当事業についての多面的な評価・分析は必須であり、当事業の成果について、もっと様々な指標を用いて多面的な評価・分析をすべきである。 以上より、事業の継続の可否、内容・金額等についての変更の判断は必要と考え、それらの判断が行われていないと言わざるを得ない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、随意契約理由は地方自治法施行令 167 条の２、大分県契約事務規則、委託契約事務必携、随

	意契約ガイドラインに準拠したものであり、業者選定理由としては特段の問題は認められなかった。 　従って、事業の委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。 　随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、当事業においては事業伺いにて随意契約を選択し、上記のどの項目に該当するかを指定し、その理由を記載して承認を受けている。 　規則等に準拠して事務を実施しており、随意契約になっている点に問題は認められない。 　なお、県が契約を締結する場合の原則は一般競争入札である（地方自治法第 234 条)。 　例外として、指名競争入札によることができる場合は、次の場合とされている（地方自治法施行令第 167 条第１項)。 １．工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 ２．その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 ３．一般競争入札に付することが不利と認められるとき。 　また、もう一つの例外として、随意契約によることができる場合は、次の場合とされている（地方自治法施行令 167 条の２、大分県契約事務規則)。 1. 予定価格が次の額を超えないもの ① 工事・製造　250 万円以下 ② 財産買い入れ　160 万円以下 ③ 賃料　80 万円以下 ④ 財産売り払い　50 万円以下 ⑤ 物件貸付　30 万円以下 ⑥ その他　100 万円以下 2. その性質又は目的が競争入札に適さないもの 3. 障害者支援施設等との契約 4. 新規事業分野の開拓事業者との契約 5. 緊急の必要性により競争入札に付することができないとき 6. 競争入札に付することが不利と認められるとき

	7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき 8. 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき 9. 落札者が契約を締結しないとき さらに、大分県随意契約ガイドラインでは、 1. その性質又は目的が競争入札に適さないものに関して 32 項目 2. 障害者支援施設等との契約に関して４項目 3. 新規事業分野の開拓事業者との契約に関して２項目 4. 緊急の必要性により競争入札に付することができないときに関して１項目 5. 競争入札に付することが不利と認められるときに関して２項目 6. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときに関して２項目 7. 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときに関して１項目 8. 落札者が契約を締結しないときに関して１項目 については、随意契約ができる場合として細かく記載されている。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	事業実施伺の委託理由、随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、いずれも合理的な内容が記載されており、偏って選定、支出は行われていないと判断する。 但し、その内容について、信頼性を高めるような資料を添付することが必要と考える。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、観光局からヒアリングを行い、委託料に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（委託契約事務必携、提案競技のてびき、契約事務必携）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。

【勧奨事項　25－１】

事業実施伺において、前払金に関する記載が、「11．積算書　別紙積算書のとおり　※前払金　100%以内」と、積算書の内訳項目として記載されている。

委託契約事務必携では、前払金の取扱いが必要な場合は単独の項目として記載するようにされている。前払金は委託費の支払いに関する重要な項目であり、他の項目の内訳項目として記載するのではなく、単独の項目として事業実施伺に記載することが望ましい。

（事業の概要に記載の①②③⑥⑦⑧⑨⑩⑪の業務）

【勧奨事項　25－２】

・概算払金の事業実施伺への記載方法

事業実施伺において、概算払いに関する記載が、「７．積算額　金額　消費税　※別紙積算書のとおり　※概算払い金　100%以内」と、積算額の内訳項目として記載されている。

委託契約事務必携では、概算払金の取扱いが必要な場合は単独の項目として記載されている。概算払金は委託費の支払いに関する重要な項目であり、他の項目の内訳項目として記載するのではなく、単独の項目として事業実施伺に記載することが望ましい。

（事業の概要に記載の事業④⑤の業務）

【改善事項　25－３】

随意契約理由に記載の随意契約ガイドラインの項目に誤りがある。

下記事業について、すべて随意契約ガイドライン１－（19）提案競技としているが誤りである。正しくは以下のとおりである。

業務①６－（1）－イ　印刷物の増し刷りをするとき

業務②１－（2）－カ　目的を達成するため、通常業務と密接な関係にあるものと契約するとき

業務③⑥⑦⑪　６－（1）－ア　特殊な工法、技術、機械等の使用により格安が見込まれるとき（実施場所が安価に利用可能）

業務⑧１－（1）－ウ　代替性のない特定の位置、構造又は性質のもの（施設の利用により限定）

業務⑨５－（1）　現に契約中のものと密接な関係のある契約をするとき

業務⑩１－（2）－ウ　相手の技術、技能等により特定するとき

（事業の概要に記載の事業①②③⑥⑦⑧⑨⑩⑪の業務）

有効性	有効性について、観光局からヒアリングを行い、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う一定の成果は認められると確認した。 【勧奨事項　25－４】 当事業の事務事業評価の成果指標は県内宿泊客数では、令和６年度実績が8,329千人となっている。これは、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」から引用している。 事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数を変更する必要はないと考えるが、事業を評価・分析するのに複数のデータを用いて、評価・分析をし、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 事務事業評価のための事業の評価・分析ではなく、より多くのデータを用いて評価・分析し、より有効で、より効率的な事業になるように改善するという観点から多面的な事業の評価・分析を実施すべきである。 「宿泊旅行統計調査」では、都道府県別宿泊者数のほかに、都道府県別宿泊者数の伸び率（順位）、都道府県別定員稼働率（順位）、都道府県別客室稼働率（順位）、居住地別宿泊者数（県内・県外）、宿泊タイプ別宿泊者数等が月単位・年単位で記載されている。 これらのうちから複数を選択して、現在の事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数に加えて、評価・分析するように検討すべきである。 また、今後ツーリズムおおいたにマーケティング部が設置されるのであれば、同部門においてもこれらのデータを活用し、県と連携しながら多角的な分析を行うべきである。 さらに、効果が出ていないと評価・分析された事業については、縮小・廃止を検討すべきであり、これらの評価・分析は外部に依頼するのではなく、県自体が実施すべきである。 【勧奨事項　25－５】 事務事業評価には、次のような記載がある。 ＳＮＳ発信回数　目標値　245回　実績値　341回　達成率　139.2% これに関して、ＳＮＳの種類、種類ごとの発信回数、種類ごとのアクセス数等を評価・分析して、成果指標である県内宿泊客数への影響度の見積りや活動の見直し等に活用すべきである。 Ｗｅｂページも同様に、Ｗｅｂページの種類、種類毎のアクセス数等を評価・分析して、成果指標である県内宿泊客数への影響度の見積りや活動の見

	直し等に活用すべきである。 【勧奨事項　25－６】 一つの事業の中に複数の業務がある場合は、その複数の各業務を個別に評価・分析した上で、事業全体の評価・分析を行うのが論理的であると考える。 各業務においては、実績報告書等を受け取っているが、これに対する県の詳細な評価・分析をした上で、各事業の内容、期間、金額等の評価・分析（定量分析・定性分析）を実施すべきである。 それらを元に、各業務の継続、内容変更して継続、廃止等の判断をすべきである。 また、各業務の評価・分析に加え、他の評価・分析も加味した上で、事業全体の評価・分析（定量評価・定性評価）を実施すべきである。 【勧奨事項　25－７】 事務事業評価では、県内宿泊客数を成果指標として、以下の５事業が採用している。 国内誘客総合推進事業　　決算額 411,489 千円 ツーリズム推進基盤強化事業　決算額 92,514 千円 広域ツーリズム推進事業　　決算額 49,987 千円 大分のサイクル魅力発信事業　決算額 16,236 千円 おもてなし人材育成事業　　決算額 11,569 千円 決算額合計　581,795 千円 県内宿泊客数　令和５年度 7,624 千人　令和６年度　8,329 千人 これら５事業の成果が県内宿泊客数ということである。 そうであるならば、各事業の事務事業評価とは別に、これら５事業を取りまとめた成果の評価・分析が必要と考える。 決算額合計に対する宿泊客数の金額的影響額を提示して、評価・分析をするようにすべきである。 例えば、 県内宿泊客数の増加数　×　県の事業が与えた影響の割合（見積り） ×　観光目的の宿泊率（見積り）×　平均客単価（見積り） このような算式で金額的な影響を出すことは可能と考える。 他に依頼せずに、県が自ら評価・分析を実施して、翌年度以降の事業の見直しに役立てるべきである。

経済性・効率性	経済性について、観光局からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した委託料について、各種事業の使途に無駄は認められなかった。 【勧奨事項　25－８】 委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。 【勧奨事項　25－９】 当事業（令和６年度）は 11 の業務があり、業務全体として適切な水準かという検証はなされていないと考える。 そのため、事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をおこない、事業継続としている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750　実績値 7,624　達成率 98.4％ 令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5％ 評価　Ｂ（施策の進捗が「概ね順調」に進んでいる。） 今後の方針　事業継続

	「当事業の金額（年間総額）が必要であるのか、もっと少ない金額で同様の効果を上げられるのではないか」という質問に、データを用いて答えられるように、過去の事業費と県内宿泊客数の増減の関係・県内宿泊客数が県内宿泊業者の純利益に与える影響額等の評価・分析をして、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 【勧奨事項　25－10】 事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。 【勧奨事項　25－11】 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発を目的とする事業の見直しを検討すべきである。 多くが、既にある大分県の魅力（観光資源）の情報発信であったり、既にある大分県の魅力（観光資源）を利用したイベントや企画であったりするようであり、新たな大分県の魅力（観光資源）を開発するという事業は少ないと考える。 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という観点からは、下記、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定が該当すると考えられる。 また、事務事業評価は実施されていないので抽出していないが、サステナブル・ガストロノミー推進事業も新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という面を含んでいると考える。 ＜参考＞ ① 国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 情報発信、企画展開催、商談会による販売促進　等 ② インバウンド推進事業（H27～）観光誘致促進室 情報発信、海外戦略パートナーを設置、現地商談会・海外旅行会社セミナー開催　等 ③ ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課

	マーケティング機能等強化、着地型旅行商品の企画・造成支援、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、ツーリズム戦略推進会議開催等 ④ デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 キャンペーンの実施、販売促進・情報発信、イベント開催　等 ⑤ 大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 観光資源の素材集作成、情報発信、万博ポータルサイトへの商品等の登録支援　等 ⑥ おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６ ）広報広聴課 情報発信、パブリシティ　等 ⑦ 広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 隣県や広域観光推進組織と連携した誘客対策実施 ⑧ 大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定、情報発信　等
公益性・公平性	公益性・公平性について、観光局からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 【勧奨事項　25－12】 事業の目的は、総合的な誘客対策を実施することで、誘客及び県内周遊を促進することにある。 当事業の効果については、県内宿泊客数という単一の指標を用いて、次のように示されている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750　実績値 7,624　達成率 98.4% 令和６年度　目標値 8,370　実績値 8,329　達成率 99.5% これだけを見ると、県内宿泊客数は増加しており、当事業の効果のように見えるが、県内宿泊客数は観光客だけでなく、ビジネス客・その他の利用客も含まれているはずである。 つまり、県内宿泊客数のうち、どれだけの人数が当事業の影響を受けて県内に宿泊したのかは明確でない。 この当事業の宿泊客数への影響度合いが分からないと事業の効果という

	ものを評価できず、当事業の目的が達成されているのかどうかも判断できない。 宿泊旅行統計調査では、旅館、リゾートホテル、ビジネスホテル、シティホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所といった施設別の宿泊者数、宿泊目的割合別（観光目的の割合が 50%以上の宿泊客と 50%未満の宿泊客）の人数等が掲載されている。 これらの資料等を利用して、当事業と県内宿泊客数（又は、県内宿泊客数の増減）との因果関係（当事業がどれくらい影響を与えているのか）を評価・分析して公表すべきである。 加えて、宿泊客の平均客単価（推定値で構わない）を利用する等、影響度合いを金額で算定すべきである。

【商工観光労働部　観光局】NO.26

課・室	観光誘致促進室			
事業名 補助金等の名称	インバウンド推進事業費		委託料	
予算費目	項：観光費		目：観光企画調査費	
根拠法令・要綱等	委託契約事務必携、契約事務必携			
事業期間	事業開始年度	平成 27 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移(千円)	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	192,109	295,260	287,969
	決算額	293,990	289,332	275,717
事業の目的	インバウンド需要の本格復活及び大阪・関西万博等の国際イベントを見据え、東アジアのリピーター層の更なる取り込みに加え、欧米豪の新たな観光客の獲得を図るため、ターゲット市場のニーズに対応した誘客対策や情報発信を行う。			
事業の概要	①　令和６年度米国市場誘客促進のための戦略パートナー業務委託 （株）エイチ・アイ・エス　10,549,999 円 ②　令和６年度欧州市場誘客促進のための戦略パートナー業務委託 阪急交通社　大分支店　12,352,000 円 ③　令和６年度インバウンド観光コンテンツ高付加価値化促進業務委託 （株）エイチ・アイ・エス　8,996,350 円 ④　令和６年度インバウンド旅行者向けアンケート事業業務委託 （株）ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾃｸﾉﾛｼﾞｰ四国　396,044 円 ⑤　令和６年度豪州市場誘客促進のための戦略パートナー業務委託 （株）ＭＵ　12,760,000 円 ⑥　記事広告掲載事業　独立行政法人　国際観光振興機構　2,420,000 円 ⑦　令和６年度インバウンド推進事業委託業務 公益社団法人ツーリズムおおいた　188,694,621 円 ⑧　令和６年度別府コンベンションセンターキャッシュレス決済手数料 県立別府コンベンションセンター指定管理者ビーコンプラザ共同事業体　30,507 円 ⑨　宇佐神宮御鎮座 1300 年ロゴデザイン制作委託業務 大分県デザイン協会　560,000 円			

	⑩　宇佐神宮御鎮座 1300 年プロモーション動画制作委託業務 （株）プラネット　578,000 円
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	事業実施伺、仕様書、契約書（案）、随意契約理由書、契約書等、提出されたデータを確認したところ、必要な書類はおおむね揃っており、問題は認められなかった。 【勧奨事項】 提案競技のてびきでは、提案競技の場合、事業実施伺においてコンペ方式（企画提案方式）か、プロポーザル方式かを記載するようにされているが、その記載がない。（事業の概要の業務①②③⑤） 確認したところ、すべてプロポーザル方式とのことである。 事業実施伺等で「企画提案競技」という文言を使用しているが、提案競技のてびきによると、正しくは「提案競技」であると思われる。提案競技のてびきに準拠した正確な文言を使用すべきである。 【勧奨事項】 委託契約事務必携によると、事業実施伺に記載する必要事項の最初の項目は委託業務名である。 事業の概要の業務⑦の事業実施伺では、まず、「１．委託先の記載」があり、再度、「７．委託先の記載」があり、委託業務名の記載はない。委託契約事務必携に準拠した取扱いをすべきである。 【勧奨事項】 令和６年度米国市場誘客促進のための戦略パートナー業務委託の契約書の金額が訂正されており、捨印で訂正の旨が記載されている。 これは、契約当事者の合意による金額訂正ではなく、契約書作成の際、金額を間違って作成し、押印、印紙添付後に気が付いたため、捨印で訂正したものと思われる。 契約書の金額訂正については、契約事務必携、委託契約事務必携によると、禁止等の規定はないようであるが、契約金額は重要な項目であるので、

	作成時に第三者による検証を行うなどして、間違いがないようにすべきである。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	書類は適切に作成されており、日付、金額、使途、条件、現地写真などにおいて不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書、実績報告書、決裁文書等、提出されたデータを確認した。 適切に決裁を受けており、日付、決裁権限、内容、条件、入札金額などの決裁に問題は認められないと判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	期間、金額、使途、補助率、条件等の支出の要件は、各事業実施伺い（仕様書を含む）の業務内容を実施することである。 委託業務完了通知書、報告書、事業実績書、収支精算書、検査調書、成果物引渡書、請求書、支払決裁等の書類を確認したところ、支出の要件判定は適切に行なわれている判断する。 業務の実施確認は、おおむね次のように行われる。 事業実施後、委託業務完了通知書が、委託業者から県に提出される。 その後、県の検査を経て、成果物引渡書が県に提出される（成果物の引き渡しのあるものは、検査調書が作成される)。 その後、請求書が委託業者から県に提出され、決裁を受けた後に、支払いが行われる。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。

	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認した結果、対象者の選定、取引は、おおむね適切に実施されている。 なお、随意契約ができる場合は、大分県契約事務規則及び随意契約ガイドラインに定められている。 事業の概要の業務①②③⑤は提案競技であり、委託業者を公募し審査の結果、契約相手先を選定している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	実績報告書、委託業務完了通知書、検査調書、成果物引渡書を確認したところ、実績確認や報告は適時・適切に行なわれていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	積算書、見積書、報告書、事業計画書、収支予算書、事業実績書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類を確認したところ、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、おおむね実績や成果は整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されていると判断する。 なお、事務事業評価では次のように記載されている。 ＜事業の成果＞ 戦略パートナーを活用し、商談会やセミナーなど現地での誘客活動を積極的に実施するとともに、SNS 等を活用した情報発信にも取り組んだ結果、

	令和６年度の外国人宿泊者数はコロナ禍前の水準を超え過去最多となり、前年比 20.0%増加した。 主な活動指標と達成率 旅行会社セールス実施回数(回) 目標値 25　実績値 36　達成率 138.5% 成果指標 外国人宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 1,790　実績値 1,307　達成率 73.0% 令和６年度　目標値 1,317　実績値 1,569　達成率 119.1% 評価　A（施策の進捗が「順調」に進んでいる。） 今後の方針　事業継続 今後は、東アジアのリピーター層向けの取組を継続しながら、地政学リスクを考慮し欧米豪からの誘客も強化し、関係団体と連携して誘客の多角化や観光消費額・滞在日数等の更なる増加を図る。 【勧奨事項】 当事業の事務事業評価の成果指標は外国人宿泊者数で、令和６年度実績が 1,569 千人となっている。これは、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」から引用している。 事務事業評価の成果指標である外国人宿泊者数を変更する必要はないと考えるが、事業を評価・分析するのに複数のデータを用いて、評価・分析をし、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 事務事業評価のための事業の評価・分析ではなく、税金を使って事業を実施しているのであるから、より多くのデータを用いて評価・分析し、より有効で、より効率的な事業になるように改善するという観点から多面的な事業の評価・分析を実施すべきである。 「宿泊旅行統計調査」では、都道府県別外国人延べ宿泊者数のほかに、都道府県別外国人延べ宿泊者数の伸び率（順位）、国籍（出身地別）の都道府県別外国人宿泊者数等が、月単位・年単位で記載されている。 これらのうちから複数を選択して、事務事業評価の成果指標である外国人宿泊者数に加えて、評価・分析するように検討すべきである。 当事業では、令和６年度に米国・欧州・豪州向けの業務を実施している。その業務の成果を国籍（出身地別）の都道府県別外国人宿泊者数の実績を用いて評価・分析を実施し、一定の方法で提示し、今後の業務に活かすようにすべきである。 また、今後ツーリズムおおいたにマーケティング部が設置されるのであれば、同部門においてもこれらのデータを活用し、県と連携しながら多角的な

	分析を行うべきである。 　さらに、効果が出ていないと評価・分析された事業については、縮小・廃止を検討すべきであり、これらの評価・分析は外部に依頼するのではなく、県自体が実施すべきである。 【勧奨事項】 　事務事業評価には、次のような記載がある。 　　旅行会社セールス実施回数 　　　目標値　26回　実績値　36回　達成率　138.5% 　これに関して、旅行会社ごとの訪問回数、旅行会社ごとの旅行商品の組成件数及びその旅行商品の利用人数等を評価・分析して、成果指標である外国人宿泊客数への影響度の見積りや活動の見直し等に活用すべきである。 【勧奨事項】 　一つの事業の中に複数の業務がある場合は、その複数の各業務を個別に評価・分析した上で、事業全体の評価・分析を行うのが論理的であると考える。 　各業務においては、実績報告書等を受け取っているが、これに対する県の詳細な評価・分析をした上で、各事業の内容、期間、金額等の評価・分析（定量分析・定性分析）を実施すべきである。 　それらを元に、各業務の継続、内容変更して継続、廃止等の判断をすべきである。 　また、各業務の評価・分析に加え、他の評価・分析も加味した上で、事業全体の評価・分析（定量評価・定性評価）を実施すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、事務事業評価の成果指標、外国人宿泊客数だけでなく、もっと多面的な事業の評価・分析等をすべきである。 　そのため、支出の成果の評価は曖昧であり、事業の見直しや廃止が適切に行われているか不明である。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。

	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、事務事業評価の成果指標、外国人宿泊客数だけでなく、もっと多面的な事業の評価・分析等をすべきである。 そのため、事業の手法や実施内容が支出の目的・目標を達成するために最も効果的か不明である。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	毎年度、事務事業評価を実施するなかで、実績等の評価や分析が行われているが、事務事業評価の成果指標、外国人宿泊客数だけでなく、もっと多面的な事業の評価・分析（予算金額、事業内容、事業の廃止等）等をすべきである。 そのため、社会情勢の変化に対応できているか不明である。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	事業の目的は、外国人観光客のニーズに対応した誘客対策を実施することで、リピーター層の更なる取り込みに加え、欧米豪の新たな観光客の獲得を促進することにある。 その目的を勘案した上で、金額、事業期間等が合理的かつ適切な水準にあるかについては、事業の積算書や成果・評価方法に課題が認められるため、情報量が不足・単一的であり、曖昧と言わざるを得ない。 【勧奨事項】 委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積

	算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。 【勧奨事項】 当事業（令和６年度）は 10 の業務があり、業務全体として適切な水準かという検証はなされていないと考える。 そのため、事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をして、事業継続としている。 成果指標 外国人宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 1,790　実績値 1,307　達成率 73.0% 令和６年度　目標値 1,317　実績値 1,569　達成率 119.1% 評価　A（施策の進捗が「順調」に進んでいる。） 今後の方針　事業継続 「当事業の金額（年間総額）が必要であるのか、もっと少ない金額で同様の効果を上げられるのではないか」という質問に、データを用いて答えられるように、過去の事業費と県内宿泊客数の増減の関係・県内宿泊客数が県内宿泊業者の純利益に与える影響額等の評価・分析をして、手元資料として、いつでも提示できるようにすべきである。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。 積算書作成により事業費が過大にならないようにしているが（事業の概要の業務⑨（デザイン作成という積算が難しい業務）以外の全業務）、抑制策は取られていないと判断している。

	業務⑦は精算を伴う委託契約であり、事業実績書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類の提出を受けているものの、これらは事業費抑制の対策というよりも、事業費が過大にならない対策といえる。 一方で、事業全体として事業費を抑制する対策はとられていないようである。 事業金額（年間総額）について、外国人宿泊客数という単一の指標で判断するのではなく、もっと多くの指標を用いて多面的に評価・分析を行い、判断すべきである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	事務事業評価において、外国人宿泊客数を事業の成果（成果指標）としている。その目標値を設定し実績値との比較によって、事業の必要性の検討を行っており、一定の成果が見られるため、必要性に乏しい事業とは言えない。 委託費の支出に関して、以下の書類を確認したところ、特段の問題は認められず、支出した委託費は適切に使用されていると判断する。 ・委託業務完了通知書、報告書、事業実績書、収支精算書、検査調書、成果物引渡書等
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	全事業が民間事業者への委託事業であり、事業実施伺の委託理由（県が直接実施せず、外部委託することが必要な理由）を確認した結果、民間に委託することに関して、特段の問題は認められないと判断する。 なお、民間委託する理由については、以下のとおりである。 ・外部委託が必要な理由の一例（事業の概要に記載の業務①②⑤） 米国市場、欧州市場、豪州市場の誘客促進の事業であり、大分県には、そのノウハウがないため、民間事業者の知見やノウハウを取り入れることが必要（他の業務についてもほぼ同様で、大分県にはノウハウがなく、民間事業者の知見やノウハウを取り入れることが必要という理由である）

	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
v	誘客（観光）という観点から、次の事業が実施されており（当事業の担当課以外の事業も含む）、事業の重複は認められる。 （誘客（観光）という観点から、事務事業評価より抽出） ① 国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 ② インバウンド推進事業（H27～ 観光誘致促進室 ③ ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 ④ デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 ⑤ 大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 ⑥ おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６）広報広聴課 ⑦ 広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 ⑧ 大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 【勧奨事項】 事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。 【勧奨事項】 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発を目的とする事業の見直しを検討すべきである。 多くが、既にある大分県の魅力（観光資源）の情報発信であったり、既にある大分県の魅力（観光資源）を利用したイベントや企画であったりするようであり、新たな大分県の魅力（観光資源）を開発するという事業は少ないと考える。 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という観点からは、下記、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定が該当すると考えられる。

	また、事務事業評価は実施されていないので抽出していないが、サステナブル・ガストロノミー推進事業も新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という面を含んでいると考える。 ＜参考＞ ① 国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 情報発信、企画展開催、商談会による販売促進　等 ② インバウンド推進事業（H27～）観光誘致促進室 情報発信、海外戦略パートナーを設置、現地商談会・海外旅行会社セミナー開催　等 ③ ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 マーケティング機能等強化、着地型旅行商品の企画・造成支援、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、ツーリズム戦略推進会議開催　等 ④ デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 キャンペーンの実施、販売促進・情報発信、イベント開催　等 ⑤ 大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 観光資源の素材集作成、情報発信、万博ポータルサイトへの商品等の登録支援　等 ⑥ おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６ ）広報広聴課 情報発信、パブリシティ　等 ⑦ 広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 隣県や広域観光推進組織と連携した誘客対策実施 ⑧ 大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定、情報発信　等
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	事業の積算書の作成により事業費が過大にならないようにしているが（事業の概要の業務⑨（デザイン作成という積算が難しい業務）以外の全業務）、抑制策は取られていないと判断している。 業務⑦は精算を伴う委託契約であり、事業実績書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類の提出を受けている。 一方、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたかについては、積算書と相見積書によりある程度は担保できるが、他の自治体の事例等も参考

	にすべきと考える。 　従って、市況等の適正価格を意識して支出していると判断する。
監査要点 （公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をして、事業継続としている。 　成果指標 　　外国人宿泊客数（千人） 　　令和５年度　目標値 1,790　実績値 1,307　達成率 73.0% 　　令和６年度　目標値 1,317　実績値 1,569　達成率 119.1% 　　評価　A（施策の進捗が「順調」に進んでいる。） 　　今後の方針　事業継続 　事業期間の適切性の評価・分析について、もっと様々な指標を用いて多面的な評価・分析をすべきであり、事業期間の適切性については合理性に欠けると言わざるを得ない。 　従って、社会情勢の変化等に応じて、事業内容・事業期間は柔軟に変更すべきと考える。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	事務事業評価の結果に基づき、事業の所期の目的の達成度合いを確認したところ、その評価は曖昧であり、支出を継続する根拠には乏しいと言える。 　そのため、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているかの判断はできない。

	【勧奨事項】 当事業の目的は、「東アジア、欧米豪等のターゲット市場のニーズに対応した誘客対策」と事務事業評価に示されている。 当事業の効果については、外国人宿泊客数という単一の指標を用いて、次のように示されている。 成果指標 外国人宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 1,790　実績値 1,307　達成率 73.0% 令和６年度　目標値 1,317　実績値 1,569　達成率 119.1% これだけ見ると、外国人宿泊客数は増加しており、当事業の効果のように見えるが、外国人宿泊客数は観光客だけでなく、ビジネス客・その他の利用客も含まれているはずである。 つまり、外国人宿泊客数のうち、どれだけの人数が、当事業の影響を受けて県内に宿泊したのかは明確でない。 この当事業の宿泊客数への影響度合いが分からないと、事業の効果というものを評価できないし、当事業の目的が達成されているのかどうかも判断できない。 宿泊旅行統計調査では、韓国、中国、香港、台湾、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ロシア、シンガポール、タイ、マレーシア、インド、オーストラリア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、イタリア、スペイン、その他の国籍別宿泊者、外国人宿泊者（宿泊目的割合別・観光目的の割合が50%以上の宿泊客と 50%未満の宿泊客）の人数等が掲載されている。 これらの資料等を利用して、当事業と県内宿泊客数（又は、県内宿泊客数の増減）との因果関係（当事業がどれくらい影響を与えているのか）を評価・分析して公表すべきである。 加えて、宿泊客の平均客単価（推定値で構わない）を利用する等、影響度合いを金額で算定すべきである。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	コロナウイルス感染症拡大に伴う観光事業の急激な縮小からの回復という側面での事業実施であり、県内経済への影響・雇用への影響を考慮すると、事業の実施は公益性があると判断できる。 但し、現在の社会情勢に照らした上で継続するか、事業内容・金額・期間の変更を行うかは別の問題である。

	従って、当事業についての多面的な評価・分析は必須であり、当事業の成果について、もっと様々な指標を用いて多面的な評価・分析をすべきである。 以上より、事業の継続の可否、内容・金額等についての変更の判断は必要と考え、それらの判断が行われていないと言わざるを得ない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、随意契約理由は地方自治法施行令 167 条の２、大分県契約事務規則、委託契約事務必携、随意契約ガイドラインに準拠したものであり、業者選定理由としては特段の問題は認められなかった。 従って、事業の委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。 また、業務①②③⑤は公募（提案競技）により候補者を募集し、審査会の審査を経て委託先を選定している。 事業の概要に記載の業務⑦ インバウンド推進事業は、随意契約で公益社団法人ツーリズムおおいたに委託されている。 県からの委託金額は、190 百万円で、うち 125 百万円（65.8%）が再委託されている。 委託先の公益社団法人ツーリズムおおいたについて、外部委託先に関する内部統制の整備・運用に関する監査意見を検討したが、令和 8 年度の県の組織改正により、ツーリズムおおいたが完全な外部とはいえない状況となるため、改善事項等は付さないこととした。 ツーリズムおおいたの内部統制については、県の内部統制に準じて、厳格に実施するようにすべきである。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、当事業においては事業伺いにて随意契約を選択し、上記のどの項目に該当するかを指定し、その理由を記載して承認を受けている。 規則等に準拠して事務を実施しており、随意契約になっている点に問題は認められない。

vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	事業実施伺の委託理由、随意契約理由書及び業者選定理由書を確認したところ、いずれも合理的な内容が記載されており、偏って選定、支出は行われていないと判断する。 但し、その内容について、信頼性を高めるような資料を添付することが必要と考える。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、観光局からヒアリングを行い、委託料に関する、見積書、委託契約書、業務報告書、請求書、支出命令書などの書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（委託契約事務必携、提案競技のてびき、契約事務必携）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【勧奨事項　26－１】 提案競技のてびきでは、提案競技の場合、事業実施伺においてコンペ方式（企画提案方式）か、プロポーザル方式かを記載するようにされているが、その記載がない。（事業の概要の業務①②③⑤） 確認したところ、すべてプロポーザル方式とのことである。 事業実施伺等で「企画提案競技」という文言を使用しているが、提案競技のてびきによると、正しくは「提案競技」であると思われる。提案競技のてびきに準拠した正確な文言を使用すべきである。 【勧奨事項　26－２】 委託契約事務必携によると、事業実施伺に記載する必要事項の最初の項目は委託業務名である。 事業の概要の業務⑦の事業実施伺では、まず、「１．委託先の記載」があり、再度、「７．委託先の記載」があり、委託業務名の記載はない。委託契約事務必携に準拠した取扱いをすべきである。 【勧奨事項　26－３】 令和６年度米国市場誘客促進のための戦略パートナー業務委託の契約書の金額が訂正されており、捨印で訂正の旨が記載されている。

	これは、契約当事者の合意による金額訂正ではなく、契約書作成の際、金額を間違って作成し、押印、印紙添付後に気が付いたため、捨印で訂正したものと思われる。 契約書の金額訂正については、契約事務必携、委託契約事務必携によると、禁止等の規定はないようであるが、契約金額は重要な項目であるので、作成時に第三者による検証を行うなどして、間違いがないようにすべきである。
有効性	有効性について、観光局からヒアリングを行い、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う一定の成果は認められると確認した。 【勧奨事項　26－４】 当事業の事務事業評価の成果指標は外国人宿泊者数で、令和６年度実績が 1,569 千人となっている。これは、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」から引用している。 事務事業評価の成果指標である外国人宿泊者数を変更する必要はないと考えるが、事業を評価・分析するのに複数のデータを用いて、評価・分析をし、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 事務事業評価のための事業の評価・分析ではなく、税金を使って事業を実施しているのであるから、より多くのデータを用いて評価・分析し、より有効で、より効率的な事業になるように改善するという観点から多面的な事業の評価・分析を実施すべきである。 「宿泊旅行統計調査」では、都道府県別外国人延べ宿泊者数のほかに、都道府県別外国人延べ宿泊者数の伸び率（順位）、国籍（出身地別）の都道府県別外国人宿泊者数等が、月単位・年単位で記載されている。 これらのうちから複数を選択して、事務事業評価の成果指標である外国人宿泊者数に加えて、評価・分析するように検討すべきである。 当事業では、令和６年度に米国・欧州・豪州向けの業務を実施している。その業務の成果を国籍（出身地別）の都道府県別外国人宿泊者数の実績を用いて評価・分析を実施し、一定の方法で提示し、今後の業務に活かすようにすべきである。 また、今後ツーリズムおおいたにマーケティング部が設置されるのであれば、同部門においてもこれらのデータを活用し、県と連携しながら多角的な分析を行うべきである。

	さらに、効果が出ていないと評価・分析された事業については、縮小・廃止を検討すべきであり、これらの評価・分析は外部に依頼するのではなく、県自体が実施すべきである。 【勧奨事項　26－５】 事務事業評価には、次のような記載がある。 旅行会社セールス実施回数 目標値　26 回　実績値　36 回　達成率　138.5% これに関して、旅行会社ごとの訪問回数、旅行会社ごとの旅行商品の組成件数及びその旅行商品の利用人数等を評価・分析して、成果指標である外国人宿泊客数への影響度の見積りや活動の見直し等に活用すべきである。 【勧奨事項　26－６】 一つの事業の中に複数の業務がある場合は、その複数の各業務を個別に評価・分析した上で、事業全体の評価・分析を行うのが論理的であると考える。 各業務においては、実績報告書等を受け取っているが、これに対する県の詳細な評価・分析をした上で、各事業の内容、期間、金額等の評価・分析（定量分析・定性分析）を実施すべきである。 それらを元に、各業務の継続、内容変更して継続、廃止等の判断をすべきである。 また、各業務の評価・分析に加え、他の評価・分析も加味した上で、事業全体の評価・分析（定量評価・定性評価）を実施すべきである。
経済性・効率性	経済性について、観光局からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した委託料について、各種事業の使途に無駄は認められなかった。 【勧奨事項　26－７】 委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積

	算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。 【勧奨事項　26－８】 当事業（令和６年度）は 10 の業務があり、業務全体として適切な水準かという検証はなされていないと考える。 そのため、事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をして、事業継続としている。 成果指標 外国人宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 1,790　実績値 1,307　達成率 73.0% 令和６年度　目標値 1,317　実績値 1,569　達成率 119.1% 評価　A（施策の進捗が「順調」に進んでいる。） 今後の方針　事業継続 「当事業の金額（年間総額）が必要であるのか、もっと少ない金額で同様の効果を上げられるのではないか」という質問に、データを用いて答えられるように、過去の事業費と県内宿泊客数の増減の関係・県内宿泊客数が県内宿泊業者の純利益に与える影響額等の評価・分析をして、手元資料として、いつでも提示できるようにすべきである。 【勧奨事項　26－９】 事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。

	事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。 【勧奨事項　26－10】 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発を目的とする事業の見直しを検討すべきである。 多くが、既にある大分県の魅力（観光資源）の情報発信であったり、既にある大分県の魅力（観光資源）を利用したイベントや企画であったりするようであり、新たな大分県の魅力（観光資源）を開発するという事業は少ないと考える。 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という観点からは、下記、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定が該当すると考えられる。 また、サステナブル・ガストロノミー推進事業も新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という面を含んでいると考える。 ＜参考＞ ① 国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 情報発信、企画展開催、商談会による販売促進　等 ② インバウンド推進事業（H27～）観光誘致促進室 情報発信、海外戦略パートナーを設置、現地商談会・海外旅行会社セミナー開催　等 ③ ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 マーケティング機能等強化、着地型旅行商品の企画・造成支援、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、ツーリズム戦略推進会議開催等 ④ デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 キャンペーンの実施、販売促進・情報発信、イベント開催　等 ⑤ 大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 観光資源の素材集作成、情報発信、万博ポータルサイトへの商品等の登録支援　等 ⑥ おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６ ）広報広聴課 情報発信、パブリシティ　等 ⑦ 広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室

	隣県や広域観光推進組織と連携した誘客対策実施 ⑧ 大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定、情報発信　等
公益性・公平性	公益性・公平性について、観光局からヒアリングを行い、見積関係、契約関係の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 【勧奨事項　26－11】 当事業の目的は、「東アジア、欧米豪等のターゲット市場のニーズに対応した誘客対策」と事務事業評価に示されている。 当事業の効果については、外国人宿泊客数という単一の指標を用いて、次のように示されている。 成果指標 外国人宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 1,790　実績値 1,307　達成率 73.0% 令和６年度　目標値 1,317　実績値 1,569　達成率 119.1% これだけ見ると、外国人宿泊客数は増加しており、当事業の効果のように見えるが、外国人宿泊客数は観光客だけでなく、ビジネス客・その他の利用客も含まれているはずである。 つまり、外国人宿泊客数のうち、どれだけの人数が、当事業の影響を受けて県内に宿泊したのかは明確でない。 この当事業の宿泊客数への影響度合いが分からないと、事業の効果というものを評価できないし、当事業の目的が達成されているのかどうかも判断できない。 宿泊旅行統計調査では、韓国、中国、香港、台湾、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ロシア、シンガポール、タイ、マレーシア、インド、オーストラリア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、イタリア、スペイン、その他の国籍別宿泊者、外国人宿泊者（宿泊目的割合別・観光目的の割合が50%以上の宿泊客と 50%未満の宿泊客）の人数等が掲載されている。 これらの資料等を利用して、当事業と県内宿泊客数（又は、県内宿泊客数の増減）との因果関係（当事業がどれくらい影響を与えているのか）を評価・分析して公表すべきである。 加えて、宿泊客の平均客単価（推定値で構わない）を利用する等、影響度合いを金額で算定すべきである。

【農林水産部】NO.27

<table>
<tr><td>課・室</td><td colspan="4">畜産技術室</td></tr>
<tr><td>事業名
補助金等の名称</td><td colspan="3">蜂場マッピングシステム構築委託事業
（養蜂振興事業費）</td><td>委託料</td></tr>
<tr><td>予算費目</td><td colspan="2">項：畜産業費</td><td colspan="2">目：畜産振興費</td></tr>
<tr><td>根拠法令・要綱等</td><td colspan="4">大分県契約事務規則　第一章総則・第四章随意契約
大分県会計規則
養蜂振興法第８条に基づく都道府県による蜂群適正配置調整
大分県蜂群配置調整の基本方針
大分県蜂群配置調整基準
大分県みつばち転飼調整の基本方針</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td>事業開始年度</td><td>令和６年</td><td>事業終期年度</td><td>終期年度設定なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予算額・決算額の推移（千円）</td><td>年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr>
<tr><td>当初予算</td><td>－</td><td>－</td><td>858</td></tr>
<tr><td>決算額</td><td>－</td><td>－</td><td>858</td></tr>
<tr><td>事業の目的</td><td colspan="4">蜜蜂飼育者は飼育場所（箱）等を「養蜂振興法」により届出る必要がある中、新規に飼育する場合や増群する場合、既設置済みの蜜蜂飼育者との蜂群配置調整が必要であることから（大分県蜂群配置調整基準）、①届出飼育場所（箱位置）、②その内容（期間・計画蜂群数等）を大分県が利用している「水土里情報システム」にて可視化し、適正な養蜂振興に資することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="4">養蜂振興法第８条に基づき、県は蜂群配置の適正化と防疫実施のための措置を講じる必要がある。これまで県内では調整基準が明確でなく、業者間トラブルが発生していた。
令和６年８月に「大分県蜂群配置調整基準」等を定め、競合判断の客観的基準（蜂場間４ｋｍ以内）を設定した。
本事業は、この基準に基づく調整業務を効率化・可視化するため、既存の「水土里情報システム」（農地ＧＩＳ）を活用し、蜂場情報のポイントデータを作成・入力するもの。

蜂場マッピングシステムの構築においては、既存の蜂場の 700 か所（業・趣味を含む）の地図情報（飼育者や、群数、蜜蜂の種類等）の作成と入力を</td></tr>
</table>

	以下の方法により委託する。 　モニタリングは、サーバー格納後のデータ確認及び実績報告書により行う。 ・委託先の決定方法 　　随意契約 ・委託契約件数・委託先・金額 　　委託契約件数：１件 　　委託先：大分県土地改良事業団体連合会 　　委託費：858 千円 　　（ＧＩＳポイントデータ作成、蜂群情報入力、県サーバー格納設定） ・交付先に対する大分県のモニタリングの状況は以下の通りである。 　　県サーバー格納作業後の地図情報の確認 　　実績報告書による書面モニタリングの実施 　令和元年度～令和６年度に実施された監査での指摘事項・注意事項は認められなかった。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。 　本事業は、県が既に導入・管理している「水土里情報システム」を活用するため、同システムの管理・運用を担う大分県土地改良事業団体連合会に委託することが技術的・効率的に合理的である。このため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当する随意契約とされている。 　委託契約書、随意契約理由書、見積書、業務仕様書、実績報告書、支出関係書類等の必要書類を確認したところ、各書類は適切に整備されており、契約履行後の検査・モニタリングも行われている。 　従って、関連する法令及び条例・規則等に準拠して、事業費の支出に必要な書類は揃っていると判断できる。

ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	各種契約書、報告書、請求書等を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	支出負担行為及び支出命令関係書類等を確認したところ、決裁権限、日付、内容、条件などに不自然な点は見られず、大分県会計規則に沿って適切に行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	委託契約書に定められた業務内容（ＧＩＳポイントデータ作成、蜂群情報入力、サーバー格納設定）と請求内容を照合したところ、期間、金額、使途などに不自然な点は見られず、支出要件は満たされていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	委託先は、県の「水土里情報システム」の管理・運用主体であり、本システムの知識・技術を有する唯一の団体として選定されている。従って、選定は適切であると判断する。 委託先の「大分県土地改良事業団体連合会」については、土地改良法という特別法に定められた社団法人であり、事業報告や財務諸表等全て公開された法人であることから、経営状況については問題ないとして選定をしたものであり、詳細な収支状況のさらなる把握はしていないが、契約に基づく業務の履行状況は実績報告書等で確認されている。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	委託契約に基づき、業務完了後に実績報告書が提出され、担当課においてシステム上のデータ格納状況等の確認が行われ、その後に委託料が支払わ

	れている。 　従って、適時・適切な実績確認と報告が行われていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	実績報告書及びシステム確認を行った結果、委託料は契約で定められたシステム構築業務に充てられており、他の使途への流用は認められない。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	本事業の直接の成果物は「水土里情報システム」上に構築された蜂場マッピングシステムである。 　約 700 か所の蜂場データ入力が完了し、システムが運用開始されたことで、新規・増群計画時の競合確認が地図上で迅速・客観的に行える環境が整っている。 　従って、委託費の成果は明確に整備されており、実際のシステム稼働を通じて目標の達成度合いは評価・分析されていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	本事業は令和６年度に開始された新規事業である。 　システム構築自体が完了した段階であり、成果に基づく事業廃止の検討は行われていない。なお、システムの構築事業は単年で終了しており、令和７年度については、システムの補修と更新のみを委託している。 　今後については、構築されたシステムを活用した今後の配置調整業務の効率化と客観性向上が期待される。

iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	蜂場配置の競合を地図上で可視化する目的に対して、既存の農地ＧＩＳシステム（水土里情報システム）を活用し、専門機関にデータ入力・システム設定を委託する手法は、新規システムを一から開発するよりもコストと時間を抑えつつ、目的を達成するのに効果的な方法であると考えられる。 従って、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であると判断する。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	本事業は、養蜂業者間のトラブルを解消し、養蜂振興法に基づく適正な配置調整を実施するという喫緊の課題に対応するため新規に実施された事業である。 過去の慣例によるものではなく、現在の社会的要請（業界の秩序維持、新規参入の促進）に即した事業であると判断する。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	委託料 858 千円は、約 700 か所の蜂場データのＧＩＳポイントデータ作成、属性情報入力、サーバー格納設定という業務内容・作業量を勘案し、国の「水土里情報利活用促進事業」で地理情報を整備するための業務で使われる単価と同様なものを使って業務積算を行っている。 人件費単価や作業時間については、県の「測量業務価格積算基準」を用いて算定されており、事業金額は合理的に算定されている。 また、事業期間については、単年度でのシステム構築完了が目標とされており、目的達成に必要な範囲で合理的な事業期間であると判断できる。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。

	新規システムを開発せず、既存の県有システムを活用している点で事業費の抑制はできていると考えられる。 また、大分県土地改良事業団体連合会は、県有システムである農地情報システム（水土里システム）の構築・維持管理を行う団体であるが、このシステムにある農地情報は、字図情報・農地基本台帳を市町村から収集したものであり、民間業者では入手できない情報である。その専門機関への委託により、大分県自らが同等のシステムを構築・維持管理するコストを回避している点でも、事業費の抑制が行われていると判断できる。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	養蜂業の健全な発展と業者間紛争の予防は公共的利益があり、そのための蜂場情報のポイントデータのシステム構築は必要性が高いと考えられる。 構築されたシステムは適切に大分県のサーバーに格納され、配置調整業務で使用される予定であり、構築したシステムは適切に使われていると判断できる。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	ＧＩＳデータの専門的な入力・設定作業であり、大分県自らが実施するよりも、システム管理主体である土地改良事業団体連合会に委託する方が効率的かつ確実であると考えられるため、実施方法の選択は適切であると判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	蜂場配置を可視化し、客観的な調整を可能にするシステムは他に存在せず、本事業の趣旨・目的に重複する施策は確認されない。 従って、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されている。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、

	市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	委託料は随意契約であり、複数業者からの見積り比較は行われていない。しかし、委託先がシステム管理の唯一の主体であること、既存システムを活用する特異性を考慮すると、市場相場と単純比較することは困難であった。 また、当時、他県では同様なシステムを構築していた事例があり、システム構築費用が約 200 万円かかること、サーバー使用料などが別途発生すること、維持費が相当額かかること等を確認していた。 このことから、新規のシステム構築ではなく、「水土里システム」を活用したシステム構築を行ったものである。 また、業務積算については、国の「水土里情報利活用促進事業」で地理情報を整備するための業務で使われる単価と同様なものを使っている。また、人件費単価や作業時間については県の「測量業務価格積算基準」を用いて算定されている。 したがって、最小の経費に抑えることを前提とし、市況の適正価格を意識して支出を行っていると評価できる。
監査要点 （公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	システム構築という性質上、単年度での完了が予定されており、システム完了に伴い事業は終了している。 従って、事業期間は合理的であったと判断できる。 なお、現時点で事業期間の延長や繰り返しの計画はない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	本事業はシステム構築が目的であり、システム構築が完了したため、事業は終了している。 従って、所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものは認められない。

iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	事業の目的に照らして、システム構築は公益性が高く、システム構築という目的達成後に終了している。 従って、今後に内容・金額についての変更の必要性などは生じず、問題は認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	本事業の委託先について、利用するシステムの管理主体として技術的必然性があり、随意契約の要件を満たしていると判断できる。 従って、事業の委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われている。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	委託費であるため、本来的には入札条件に該当するが、事業の特殊性から随意契約としている。 既存の特定システムを活用するため、その管理主体以外への委託は特殊な事業として認められるものであり、随意契約の合理的な根拠が存在すると判断できる。 従って、入札条件に反する随意契約ではなく、問題は認められない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	本事業は単年度の新規事業であり、繰り返しの実績は認められなかった。 なお、将来的に、システムの更新やデータ追加が必要になった場合が考えられるが、同様の技術的理由により同一団体が選定される可能性は残っている。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、委託契約書、随意契約理由書、業務仕様書、実績報告書、支出関係書類等を

	確認した結果、各種事務は、養蜂振興法、大分県契約事務規則、大分県会計規則等の関係法令に従い、適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、構築されたマッピングシステムの動作確認等を行った結果、支出した委託費に見合う成果が上がっていると認められる。
経済性・効率性	経済性・効率性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、契約関係書類及びシステム構築内容を確認した結果、事業費の使途に特段の無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、契約関係書類及び事業の背景を確認した結果、事業は養蜂業の健全な発展と秩序維持という公共的利益を目的としており、委託先の選定も技術的必然性に基づく公平な判断であると確認した。

【農林水産部】NO.28

課・室	畜産技術室			
事業名 補助金等の名称	みつ源植物植生状況等委託事業 （養蜂振興事業費）		委託料	
予算費目	項：畜産業費		目：畜産振興費	
根拠法令・要綱等	大分県契約事務規則　第一章総則・第四章随意契約 大分県会計規則 養蜂振興法第８条に基づく都道府県による蜂群適正配置調整 大分県蜂群配置調整の基本方針 大分県蜂群配置調整基準 大分県みつばち転飼調整の基本方針			
事業期間	事業開始年度	平成 23 年	事業終期年度	終期年度設定 なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	600	600	600
	決算額	600	600	400
事業の目的	今後のみつ源確保対策の検討資料とするため、県内の養蜂振興上重要なみつ源植物であるレンゲ及びヘアリーベッチの植生状況及び年々その被害が養蜂に甚大な影響を与えているアルファルファタコゾウムシ(海外からの侵入昆虫)による被害状況の調査を大分県養蜂組合に委託して行うもの。			
事業の概要	養蜂業者の重要な収益資源である大分県内の蜜源植物面積は、かんきつ類栽培農家の減少や、廃園化等により作付面積の減少が続いている。また、水田等で栽培されるれんげも栽培面積が減少傾向にある。 一方、採蜜を行う養蜂家は増加傾向にあり、蜜源の確保が課題となっている。 以上より、みつ源の状況を調査し、れんげとヘアリーベッチについて、みつ源確保のための検討資料とするため、養蜂振興上重要なみつ源植物の植生状況調査、害虫による被害状況調査及び採蜜量調査を委託する。 植生状況・害虫被害状況調査においては、以下の方法により委託する。 ・委託先の決定方法 随意契約 ・委託契約件数・委託先・金額			

	・委託契約件数：１件 ・委託先：大分県養蜂組合 ・委託費：400 千円（県内一円の調査を行うため） 交付先に対する大分県のモニタリングの状況は以下の通りである。 ・実績報告書による書面モニタリングの実施 令和元年度～令和６年度に実施された監査での指摘事項・注意事項は認められなかった。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	本事業は、養蜂振興法第８条に基づき実施され、予算額が 400 千円（令和６年度）であることから、大分県契約事務規則第 33 条第６号（予定価格 200 万円以下の随意契約）の要件を満たしている。 また、委託先が大分県養蜂組合に固定されている理由は、「県内で同様の調査が可能な団体が他にない」ためであり、随意契約の理由として合理的である。 委託契約書、実績報告書、請求書、支出命令書等の必要書類を確認したところ、各書類は適切に整備されており、契約履行後のモニタリングについても実績報告書により確認が行われている。 従って、関連する法令及び条例・規則等に準拠して、事業費の支出に必要な書類は揃っていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	各種契約書、報告書、請求書等を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。

	支出負担行為及び支出命令関係書類等を確認したところ、決裁権限、日付、内容、条件などに不自然な点は見られず、大分県会計規則に沿って適切に行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	委託契約書に定められた業務内容と請求内容を照合したところ、期間、金額、使途などに不自然な点は見られず、支出要件は満たされていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	委託先の選定は、専門性と県内網羅性の観点から大分県養蜂組合に限定される必然性があるとして、随意契約により適切に行われていると判断する。 対象団体の詳細な収支状況の把握は行っていないが、契約に基づく業務の履行状況は実績報告書等で確認されている。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	委託契約に基づき、業務完了後に実績報告書が提出され、担当課において内容の確認が行われ、その後に委託料が支払われている。 従って、適時・適切な実績確認と報告が行われていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	実績報告書等の確認を行った結果、委託料は契約で定められた調査業務に充てられており、他の使途への流用は認められない。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。

監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	本事業において、毎年度の調査結果に基づき、害虫被害が発生した場合には対策（栽培方法の提案等）を検証し、効果が不十分な場合はヘアリーベッチ等の代替植物を試すなど、継続的な改善の取り組みが行われている。 レンゲやヘアリーベッチは当県で生産される蜜源の大きな割合を占めており、この蜜が十分に取れない場合は、大きな収入減につながるため、レンゲの栽培技術の向上や代替植物の栽培などによって蜂場を維持していく必要がある。 こうした蜜源植物が不出来な場所については、巣箱の数の制限や、他の場所への移動を行ったり、新規の蜂の持ち込みを禁止する場合もある。調査報告書は「蜂群配置調整」（蜜蜂の飼育数・期間の調整）に活用されており、目的に沿った成果が認められる。 目標達成度合いについては、害虫被害の抑制や採蜜量の把握といった定性的な成果は評価されているが、事務事業評価の対象事業ではなく、定量的な目標値や達成度を測る指標の明示は今後の課題と考える。 【勧奨事項】 目標達成度合いについて、害虫被害の抑制や採蜜量の把握といった定性的な成果は評価されているが、定量的な目標値や達成度を測る指標が存在せず、事業を継続する上での成果の評価・分析の必要性から、定量的な目標設定が必要と考える。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	みつ源植物の植生状況調査、害虫による被害状況調査及び採蜜量調査は、養蜂振興法に基づく重要な事業として位置づけられており、廃止の検討は行われていない。また、近年の趣味養蜂家の増加という社会変化を踏まえ、事業の重要性は高まっていると認識されている。 一方、調査結果に基づく対策の検証・改善プロセスが毎年度組み込まれており、事業内容の見直しは継続的に行われているといえる。

iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。 専門団体である大分県養蜂組合に委託することで、県内全域の蜜源植物と養蜂家の実態を網羅的に把握でき、蜂群配置調整に必要な情報を効率的に収集できると考えられる。 従って、事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であると判断する。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。） 本事業は平成 23 年度から継続している。 本調査の成果は、養蜂振興法上の蜂群の適正配置の実施であり、調査結果が蜂群配置調整に用いられている。令和６年度については、一部蜜源の不足があり業者間での調整を実施したものの、蜂群配置を年内に完了しており調査の成果が出ている。 調査項目については蜂群の適正配置に必要な情報の収集が十分できるよう見直しを行ってきており、単なる慣例ではなく、養蜂振興法に基づく実施と、毎年度の調査結果に基づく改善プロセスが存在する。 また、近年、メディアなどで養蜂が取り上げられ、インターネットで養蜂の専門道具が手軽に購入できるようになったため、自家用の蜂蜜を趣味で採取する養蜂家が増加している。こうした状況を受け、平成 24 年度に養蜂振興法が改正され、これまでは専業のみの届出であったところ、趣味養蜂家の届出が義務化された。 趣味養蜂家が増えることによって、専業養蜂家が作っているレンゲ等の蜜源を趣味養蜂家が知らずに使ってしまうなどの競合が発生している。本調査によって蜜源の状況や県内の採蜜状況を把握することにより、極端に採蜜量が減るなど趣味養蜂家との競合が疑われる蜂場では、趣味養蜂家に減群を促したり、競合しない場所に移動してもらったりするなどして蜂群配置調整を実施している。 以上より、趣味養蜂家の増加という社会情勢の変化に対応した重要性が高まっており、現在の状況に即した事業である。

監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	委託料は、県内全域を対象とした蜜源植物調査と採蜜量調査に必要な経費として算定されている。予算額は、種子の見積単価に、事業規模である実施面積分の播種量を乗じて算出しており妥当な水準と判断する。 事業期間は毎年度の契約であり、社会情勢や調査結果に応じた柔軟な対応が可能となっており、合理的な期間であると判断できる。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	令和６年度は、花木については土地の持ち主の財産となることや、長期的な賃借契約とその後の管理作業が発生することから地権者の意向により契約が行われなかったことから予算が 400 千円に減額された。 その結果、必要な情報が不足し、蜂群配置調整に手間と時間を要したとの説明があり、費用抑制が効率的に行われなかった可能性がある。 令和７年度からは、レンゲの害虫発生状況の調査とレンゲの代替品種としてヘアリーベッチの生育状況の調査は継続して行い、併せてレンゲの植栽面積の増やす取り組みを実施する。具体的には、稲作農家へレンゲの種子を配布し「緑肥作物」として栽培をしてもらう取組を行う。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	養蜂業の持続的発展と、趣味養蜂家を含めた適切な蜂群管理のために蜜源情報の収集は不可欠であり、必要性に乏しい事業とは認められない。 委託費は県が指定した仕様書に則り、レンゲ等の蜜源植物の生育調査を行い、年度毎の採蜜の状況などの報告を受けており、調査業務に適切に使われている。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。

	専門的知識と県内ネットワークを有する大分県養蜂組合への委託は、効率的かつ効果的な選択であると考えられるため、実施方法の選択は適切であると判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	蜂群配置調整に必要な蜜源情報を収集する本事業の趣旨・目的に重複する他の施策は確認されない。 従って、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されている。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	委託料は、調査業務の内容と範囲を考慮して算定されている。種子の見積単価に、事業規模である実施面積分の播種量を乗じて算出しており、市況等の適正価格を意識して支出を行っている。 【勧奨事項】 委託先が事実上単一事業者に限られるため、価格の妥当性を市場競争を通じて検証する機会に乏しい点は留意すべきである。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	毎年度契約の事業期間は、調査結果に基づく毎年の対策検証・改善を可能にする観点から合理的であると判断する。 繰り返し事業が行われる根拠は、養蜂振興法に基づく継続的な情報収集の必要性と、蜜源環境の経年変化を把握するための調査特性によるものあり、必要性が高いと考える。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはな

	いか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	蜜源情報の収集と蜂群配置調整は、環境変化や養蜂家の動向に応じて継続的に必要な業務であるため、継続して実施する必要がある。 従って、所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	養蜂業の振興と適切な蜂群管理は、農業振興と地域環境保全の観点から公益性が高いと考えられるため、事業は継続すべきである。 内容・金額について、社会情勢の変化に応じて、調査手法や成果の活用方法について、より効果的・効率的なあり方を追求する必要があるため、随時変更の必要性が認められる。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	委託先の選定は、専門性と実務能力の観点から大分県養蜂組合が最も適切であるとの判断に基づいており、随意契約の要件を満たしていると判断できる。 従って、事業の委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われている。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	本事業は予算額が基準（200 万円）以下であり、かつ、委託先の専門性・独占性に合理的な理由があるため、随意契約の要件を満たしている。 従って、入札条件に反する随意契約ではなく、問題は認められない。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	委託先が同一である理由は、「県内で同様の調査が可能な団体が他にない」ためであり、明確な理由が存在していると考えられる。 従って、偏った委託先の選定とは認められない。

監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、委託契約書、実績報告書、支出関係書類等を確認した結果、各種事務は、養蜂振興法、大分県契約事務規則、大分県会計規則等の関係法令に従い、適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、実績報告書等を確認した結果、支出した委託費に見合う成果が上がっていると認められる。 【勧奨事項　28－１】 目標達成度合いについて、害虫被害の抑制や採蜜量の把握といった定性的な成果は評価されているが、定量的な目標値や達成度を測る指標が存在せず、事業を継続する上での成果の評価・分析の必要性から、定量的な目標設定が必要と考える。
経済性・効率性	経済性・効率性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、契約関係書類等を確認した結果、事業費の使途に特段の無駄は認められなかった。 【勧奨事項　28－２】 委託先が事実上単一事業者に限られるため、価格の妥当性を市場競争を通じて検証する機会に乏しい点は留意すべきである。
公益性・公平性	公益性・公平性について、農林水産部畜産技術室からヒアリングを行い、契約関係書類を確認した結果、事業は養蜂業振興と適切な蜂群管理という行政が行うべき内容であり、委託先の選定にも実質的な理由があると判断した。

【土木建築部】NO.29

課・室	公園・生活排水課			
事業名 補助金等の名称	大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の管理に関する基本協定、ハーモニーパークの管理に関する基本協定（公園維持管理費）		委託料	
予算費目	項：都市計画費		目：都市環境整備費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和６年政令第 12 号）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第１条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第１項 大分県契約事務規則　第一章総則 大分県会計規則			
事業期間	事業開始年度	平成 18 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	140,465	141,244	141,244
	決算額	145,706	146,738	148,862
事業の目的	大洲総合運動公園及びハーモニーパークの管理運営に要する委託			
事業の概要	本事業は指定管理者制度に基づき、民間事業者に施設の管理運営を委託するものである。 基本協定（令和５年３月締結、期間５年間）に基づく年度協定を締結しており、モニタリングは月次報告書による書面確認及び年２回以上の実地調査を実施している。 なお、指定管理者制度については、その運用ガイドラインを定めており、指定管理者の指定期間については、以下の理由から、原則として５年とされている。 ・指定管理者が施設の管理運営に習熟し創造的な業務を行うためには、一定の期間を要すること。 ・一方で、あまりに長い期間とすることは、業務の見直しの機会を減少させるとともに、競争の導入による指定管理者に対する規律の付与が困難になること。ただし、施設が建設途中である場合や近いうちに廃止又は譲渡が決まっている場合などについては、５年よりも短い指定期間を設定することができる。			

	・指定管理者の決定方法 公募または任意指定 ・委託件数・委託先・金額 ・委託件数：３件 ・件名・委託先・金額： ①大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場管理運営委託料 ファビルス・プランニング大分共同事業体　76,884 千円 ②令和６年度パートナーシップ業務履行委託（別大興産スタジアム） ファビルス・プランニング大分共同事業体　1,990 千円 ③令和６年度ハーモニーパークの管理に関する年度協定 (株)サンリオエンターテイメント　69,988 千円 ・当初委託開始年度（委託開始後の経過年数） 平成 18 年度から開始 ・交付先に対する県のモニタリングの状況 月次報告書による書面モニタリング及び年２回以上の実地調査の実施。 ・令和元年度～令和６年度に実施された監査での指摘事項・注意事項は無い。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	本事業は指定管理者制度に基づく委託であり、その選定は公募または任意指定により行われている。その後締結された基本協定（５年間）に基づき、毎年度「年度協定」として委託料を確定する仕組みである。 委託に関する、基本協定書、年度協定書、随意契約理由書、業者選定理由書、業務報告書、支出関係書類等を確認したところ、適切に整備されており、契約履行後の検査・モニタリングについても、毎月の報告と実地調査が実施されている。 従って、事業費の支出に当たり必要な書類は揃っていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、

	現地写真など)。
	委託に関する、各種契約書、報告書、請求書等を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	委託に関する、支出負担行為及び支出命令関係書類等を確認したところ、決裁権限、日付、内容、条件などに不自然な点は見られず、大分県会計規則に沿って適切に行われていると判断する。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか(期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	基本協定及び年度協定に定められた業務内容と請求内容を照合したところ、期間、金額、使途などに不自然な点は見られず、支出要件は満たされていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	委託先の選定については、指定管理者制度に基づく公募・選定プロセスを経ており、適切であると判断する。 また、取引についても委託契約書に基づき行われており、問題は認められないと判断する。 委託先の収支状況の詳細な把握は行っていないが、月次業務報告書を通じて主要な業務実績と収入（使用料等）は把握されている。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	基本協定に基づき毎月 10 日以内に業務報告書が提出され、担当課において内容確認が行われている。 報告内容に不備があった場合は改善勧告を行う手続きが定められており、適時・適切な実績確認と報告が行われていると判断する。

vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	毎月の業務報告書等を確認した限り、委託料は契約で定められた管理運営業務に充てられており、他の使途への流用は認められないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	基本協定書には目標指標（（１）利用者数：各年度 200,000 人、（２）テニスコート利用者数：各年度 40,000 人、（３）公式野球場入場料徴収イベント日数（高校野球）各年度 40 日、（４）公式野球場入場料徴収イベント日数（その他）：各年度 20 日）が定められており、その達成率は毎年開催される「評価部会」において評価・分析されている（令和６年度実績は、（１）111.6%、（２）124.0%、（３）135.0%、（４）50.0%）。 委託費の支出により、県直営に比べた業務負担の軽減、専門知識を活用した適切な施設運営・管理という成果が得られていると説明されている。 目標達成度合いは具体的に評価されていると判断する。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	本事業は公園維持管理の基礎的業務として位置づけられており、公園利用者の応対や現場管理などを現地で行う必要があるほか、民間の能力を活用することにより、県民サービスの向上や経費の節減等を図るため、指定管理者制度を導入しているところであり、成果に基づく廃止事例はない。 利用者アンケート等によりニーズを把握し、業務内容や設備の改善に反映する取り組みが行われている。 定期的な評価部会を通じた継続的な効果検証と運営改善は行われているため、事業の見直しは継続的に行われていると判断する。

iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	専門機関である民間業者に管理を代行させ、設定された目標指標もおおむね達成されている。 効率的な管理とサービス向上という目的は達成されており、事業の手法は目的達成に効果的であると判断する。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	本事業は平成 18 年度から長期にわたり継続している。 予算配分については、過年度の業務実績・所要額を精査した上で、業務量の変動や労務単価の上昇率等を加味して算定されており、単なる慣例によるものではない。 また、利用者アンケート等を通じて社会情勢やニーズの変化を反映する取り組みも行われており、社会情勢など現在の状況に即したものであると判断できる。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	委託料について、過年度の業務実績及び所要額を精査した上で、今後の業務回数の増減や労務単価の上昇率等を総合的に加味して算定されている。 事業期間は基本協定で５年間と定められており、施設管理の継続性・計画性を確保する観点から合理的である。なお、５年間の根拠としては、指定管理者制度運用ガイドラインであり、総務省の調査結果でも全国の自治体における指定管理期間は５年が 77.1%となっている。 維持管理費用の負担割合については、業務範囲や実施面積等に応じて按分されている。 金額、事業期間、負担割合等は合理的に設定されており、適切な水準であると判断する。

ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	担当課では植栽剪定等の業務について、業務水準を担保しつつ一括発注や単価の低い業者への発注により事業費抑制を図る方向で協議中である。 但し、公園として最低限必要な草木の剪定や、運動施設等の特殊な施設の修繕など、専門性の高い業務が多いためコスト削減が難しい面もあると認識されている。 以上より、事業費抑制のための対策はとられている。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	公園施設の維持管理は公共サービスの基礎であり、必要性に乏しい事業はない。 施設や物品の点検は業務内容に含まれており、異常時には報告・対応がなされている。 従って、委託料は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	多様化・複雑化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間の知識・経験を活用できる指定管理者制度を採用している。 県直営による管理と比べて効率的・効果的な管理が可能であり、制度選択は適切であると判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	公園施設の包括的な管理運営を一体的に委託する本事業の趣旨・目的に重複する他の施策は確認されない。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	委託料の算定は過去実績等に基づく基準価格方式を採用している。

	契約期間中において、委託料が市況と著しく乖離する場合は調整を検討するとしているが、基準価格は県が算定・公表するため、個別の価格交渉プロセスは実施されない。 従って、市況等の適正価格を意識した支出が行われているかについてはより積極的な検証が望まれる。 【勧奨事項】 委託料は通知に基づく基準価格方式で算定され、委託先も人件費の効率化に取り組んでいる。一方で、指定管理期間が長期にわたるため、委託料の水準が市場価格や他自治体の事例と比較して適正かどうか、定期的に検証するプロセスをより明確にすることが望ましい。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	基本協定の期間は５年間であり、中期的な運営計画の策定と実施、事業者の継続的な取り組みを促す観点から合理的であると考えられる。 繰り返し事業が行われる根拠は、施設管理という継続的必要性と、指定管理者制度の仕組みそのものであり問題は認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	施設の適切な維持管理という目的は、継続的な業務によって達成・維持されるものであり、目的達成後も支出が必要な事業である。 これらの目的は継続的な管理業務によって維持されるものであり、目的達成後も支出が必要な事業であると判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	都市公園の運営・管理は公益性が極めて高いため、本事業は継続すべきで

	ある。 　内容・金額については、評価部会での評価を踏まえつつ、社会情勢の変化（少子高齢化、賃金・物価上昇等）や施設の老朽化に伴う費用増を睨み、中長期的な視点での見直し検討が必要である。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	委託先については、指定管理者制度に基づく公募・選定プロセスを経て決定されており、適正な選定であると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	本事業は、指定管理者制度に基づく公募・選定プロセスを経ており、適切であると判断する。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	委託先が同一である理由は、指定管理者として５年間の基本協定を締結しているためである。偏った選定ではなく、制度に基づく合理的な選定である。 　指定管理者の選定にあたっては、原則公募により行い、一部の施設のみ特例として任意指定を認めている。 　任意指定に当たっては、２か月間のパブリックコメントの実施や選定委員会の意見聴取を経て候補者を決定している。 　なお、ハーモニーパークを任意指定とする理由は、県管理区域と民間運営施設のハーモニーランド区域（設置及び管理許可区域）で構成されており、公園の効率的な管理運営や来場者の安全確保のためには、ハーモニーランドと一体的な管理を行う必要があるためである。 　当初契約からの変遷は以下のとおりである。 　○大洲総合運動公園（公募） 　　・H18～（財）大分県公園協会 　　・H22～（財）大分県公園協会・ファビルス共同事業体 　　・H25～ファビルス・プランニング大分共同事業体 　○ハーモニーパーク（任意指定） 　　・H18～（株）ハーモニーランド

	・H23～（株）サンリオエンターテイメント
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、土木建築部公園・生活排水課からヒアリングを行い、基本協定書、年度協定書、随意契約理由書、業務報告書、支出関係書類等を確認した結果、各種事務は、地方自治法施行令、大分県契約事務規則、大分県会計規則等の関係法令に従い、適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、土木建築部公園・生活排水課からヒアリングを行い、評価部会資料等を確認した結果、支出した委託費に見合う成果が上がっていると認められる。
経済性・効率性	経済性・効率性について、土木建築部公園・生活排水課からヒアリングを行い、契約関係書類等を確認した結果、事業費の使途に特段の無駄は認められなかった。 【勧奨事項　29－１】 委託料は通知に基づく基準価格方式で算定され、委託先も人件費の効率化に取り組んでいる。一方で、指定管理期間が長期にわたるため、委託料の水準が市場価格や他自治体の事例と比較して適正かどうか、定期的に検証するプロセスをより明確にすることが望ましい。
公益性・公平性	公益性・公平性について、土木建築部公園・生活排水課からヒアリングを行い、契約関係書類を確認した結果、事業は公共施設の管理運営という行政が行うべき内容であり、委託先の選定も指定管理者制度に基づく公平な手続きを経ていると判断した。

【土木建築部】NO.30

課・室	建築住宅課			
事業名 補助金等の名称	県営住宅及び共同施設の管理に関する基本協定（県営住宅等管理対策事業費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：住宅費		目：住宅管理費	
根拠法令・要綱等	公営住宅法 大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例 大分県契約事務規則　第一章総則 大分県会計規則			
事業期間	事業開始年度	指定管理： 平成 18 年 管理代行： 平成 26 年	事業終期年度	終期年度設定 なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	417,079	417,079	440,483
	決算額	417,079	417,079	440,483
事業の目的	県営住宅等の適切かつ効率的な管理とともに、地域の実情に応じたきめ細かな入居者の募集・決定等により、入居者サービスの向上を図るため、公営住宅法及び大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、県営住宅等の管理に関する業務を大分県住宅供給公社に代行させる。			
事業の概要	公営住宅法に基づく管理の特例規定（法第 47 条）及び大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、県営住宅等の管理業務を大分県住宅供給公社に代行させる。 委託は管理代行によっており、契約期間は５年間（第３期：令和４年４月１日～令和９年３月 31 日）である。 指定管理者制度運用ガイドラインに定められている指定管理者の指定期間については、以下の理由から、原則として５年とされている。 ・指定管理者が施設の管理運営に習熟し創造的な業務を行うためには、一定の期間を要すること。 ・一方で、あまりに長い期間とすることは、業務の見直しの機会を減少させるとともに、競争の導入による指定管理者に対する規律の付与が困難になること。 ただし、施設が建設途中である場合や近いうちに廃止又は譲渡が決まっ			

	ている場合などについては、５年よりも短い指定期間を設定することができる。 公営住宅法による管理代行も同ガイドラインに沿って運用されており、毎月の業務実施状況調書等による書面モニタリングを実施している。 ・委託先の決定方法 公営住宅法第 47 条第１項に基づき決定 ・委託契約件数・委託先・金額 ・委託（管理代行）契約件数：１件 ・委託先：大分県住宅供給公社 ・金額：417,079 千円 ・当初委託開始年度（委託開始後の経過年数）※過去に類似の委託が存在した場合には当該委託についても記載 ・指定管理：H18～H25（２期） ・管理代行：H26～R8 （第１期：H26～H28、第２期：H29～Ｒ３、第３期：Ｒ４～Ｒ８） ・交付先に対する県のモニタリングの状況 ・毎月の管理代行業務実施状況調書及び実績報告書による書面モニタリングの実施 ・令和元年度～令和６年度に実施された監査での指摘事項・注意事項は無い。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	本事業は、公営住宅法第 47 条（管理の特例）及び大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例第 65 条に基づき、大分県住宅供給公社に管理業務を代行させるものである。 委託に関する、基本協定書、業務実施状況調書、実績報告書、請求書、支出負担行為及び支出命令関係書類等を確認したところ、適切に整備されており、契約履行後の検査・評価についても、毎年度終了後の事業報告書審査及び指定管理者評価部会による評価が行われている。 従って、事業費の支出に当たり必要な書類は揃っていると判断できる。

	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
ii	委託に関する、基本協定書、業務実施状況調書、実績報告書、請求書、支出命令書等を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、問題は認められないと判断する。
	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
iii	委託に関する、支出負担行為及び支出命令関係書類等を確認したところ、決裁権限、日付、内容、条件などに不自然な点は見られず、大分県会計規則に沿って適切に行われていると判断する。
	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
iv	基本協定に定められた業務内容と請求内容を照合したところ、期間、金額、使途などに不自然な点は見られず、支出要件は満たされていると判断する。
	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
v	委託先の選定については、公営住宅法第 47 条及び関連条例に基づいており、予め定められている。 取引については、委託契約書に基づき行われており、問題は認められないと判断する。 また、委託先である大分県住宅供給公社の収支状況については、毎月の実績報告書等を通じて主要な収支が把握されている。
	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
vi	基本協定に基づき、毎月の管理代行業務実施状況調書及び実績報告書が提出され、担当課において速やかに（概ね１週間以内）モニタリングが実施されている。

	報告内容に疑義があった場合は内容確認や修正指示が行われ、その経緯が記録されている。 適時・適切な実績確認と報告が行われていると判断する。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	毎月の実績報告書等を確認したところ、委託料は契約で定められた管理業務に充てられており、他の使途への流用は認められないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行われているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	管理代行第３期（令和４～８年度）では、「一定の居住水準を満たす住宅の入居率」「利用者満足度」「現年度収納率」の３つの目標指標が設定されている。 令和４～６年度の実績では、「入居率」と「利用者満足度」は目標を達成、「現年度収納率」は令和５年度のみ達成と高い水準にある。 これらの実績は指定管理者評価部会においても評価され、目標達成度合いは具体的に分析されていると判断する。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	指定管理者評価部会が毎年度、事業報告書を審査し、管理運営の評価を行っている。 外部委員の意見も反映されるこの仕組みを通じて、事業の継続的な効果検証と運営改善が図られている。現時点で事業廃止の議論はないが、定期的な見直しは行われている。

	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
iii	専門機関である住宅供給公社に管理を代行させ、設定された目標指標もおおむね達成されている。 効率的な管理と入居者サービス向上という目的は達成されており、事業の手法は目的達成に効果的であると判断する。
	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
iv	本事業は平成 18 年度から指定管理、平成 26 年度から管理代行として長期にわたり継続している。 予算配分については、「管理代行制度導入施設委託料に係る基準価格の算定方法等について（財政課通知）」に基づき算定されており、単なる慣例によるものではない。 また、指定管理者評価部会による毎年の評価を通じて、社会情勢や住民ニーズへの適合性も検証されており、社会情勢など現在の状況に即したものであると判断できる。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
i	委託料については、「管理代行制度導入施設委託料に係る基準価格の算定方法等について（財政課通知）」に定められた算定方式に基づき、施設規模、業務内容等を勘案して算定されている。金額の水準は業務範囲と対価として適切であると判断する。 なお、契約期間の５年間という設定は、公営住宅管理の継続的性質、中期的な運営計画の策定・実施、委託金額の安定性確保、委託先の業務効率化を考慮すると合理的である。 契約更新時には指定管理者評価部会による業務実績の審査が行われ、透明性が担保されている。 以上より、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準

	であると判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	委託先である住宅供給公社は、必要な人員を確保しつつ、業務量・内容に応じて嘱託職員・パート職員を積極的に活用するなど、人件費の効率化を図っている。 従って、事業費抑制のための対策はとられていると判断する。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	県営住宅の適切な管理は低額所得者への住宅供給という公営住宅法の目的達成に不可欠であり、当該委託費は管理業務に充てられていることから、明らかに必要性に乏しい事業とはいえない。 施設・物品の管理状況について、委託先から毎月提出される「管理代行業務実施状況調書」及び「実績報告書」により、修繕履歴、設備点検記録、備品購入・管理状況等が報告され、担当課による書面モニタリングが実施されている。また、必要に応じて担当課職員による現場確認も行われており、報告内容と実態の整合性が検証されている。 従って、施設・物品は契約目的に沿って適切に管理・使用されていると判断する。明らかに必要性に乏しい事業は存在せず、支出も適切である。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	本事業は、公営住宅法第 47 条に基づく「管理の特例」（管理代行）制度を採用している。 県直営による管理と比べて専門機関による効率的・効果的な管理が可能であり、制度選択は適切であると判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	県営住宅の管理を一元的に住宅供給公社に代行させる本事業の趣旨・目的に重複する他の施策は確認されない。

vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	委託料の算定は、財政課通知に基づく基準価格方式を採用している。 これは過去の実績や業務内容を反映した算定方式であり、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行っていると考えられる。 【勧奨事項】 委託料は通知に基づく基準価格方式で算定され、委託先も人件費の効率化に取り組んでいる。一方で、管理代行期間が長期にわたるため、委託料の水準が市場価格や他自治体の事例と比較して適正かどうか、定期的に検証するプロセスをより明確にすることが望ましい。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	契約期間は５年間（管理代行第３期）と設定されているが、公営住宅の管理業務は事業の性質上、公営住宅の管理業務の継続的かつ安定的な運営が求められる。そのため、中期的な視野で計画・実施する必要があること、業務効率性の観点からも委託先が中長期的な人材育成・業務改善に取り組むことで、効率的なサービス提供が可能となる。従って、事業期間は適切かつ合理的に設定されていると判断する。 繰り返し事業が行われる根拠は、公営住宅法及び関連条例に基づく「管理の特例」制度そのものであり問題は認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	県営住宅の適切な管理という目的は、入居率や利用者満足度の高さから達成されていると評価できる。 これらの目的は継続的な管理業務によって維持されるものであり、目的

	達成後も支出が必要な事業であると判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	低額所得者への良質な住宅供給は公益性が極めて高いため、本事業は継続すべきである。 内容・金額については、指定管理者評価部会での評価を踏まえつつ、社会情勢の変化（少子高齢化、賃金・物価上昇等）や施設の老朽化に伴う費用増を睨み、中長期的な視点での見直し検討が必要である。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	委託先については、公営住宅法第 47 条で規定される「地方住宅供給公社」であり、大分県住宅供給公社が該当する。 従って、法令に基づく適正な選定であると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	本事業については、公営住宅法第 47 条及び関連条例に基づく「管理の特例」の適用により管理代行となっており、適切であると判断する。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	委託先が大分県住宅供給公社に固定されている理由は、公営住宅法第 47 条が「地方住宅供給公社」に管理代行を認めているためである。他の民間事業者を対象とした入札は制度上想定されていない。 従って偏った選定ではなく、法令に基づく必然的な選定であり、問題は認められない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、建築住宅課（公営住宅室）からヒアリングを行い、基本協定書、業務実施報告書、支出関係書類等を確認した結果、各種事務は、公営住宅法、大分県契約事務規則、大分県会計規則等の関係法令に従

	い、適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について建築住宅課（公営住宅室）からヒアリングを行い、指定管理者評価部会資料、目標指標の達成状況に関する資料を確認した結果、支出した委託費に見合う成果が上がっていると認められる。
経済性・効率性	経済性・効率性について、建築住宅課（公営住宅室）からヒアリングを行い、委託料算定根拠資料、業務効率化に関する資料を確認した結果、事業費の使途に特段の無駄は認められなかった。 【勧奨事項　30－１】 委託料は通知に基づく基準価格方式で算定され、委託先も人件費の効率化に取り組んでいる。一方で、管理代行期間が長期にわたるため、委託料の水準が市場価格や他自治体の事例と比較して適正かどうか、定期的に検証するプロセスをより明確にすることが望ましい。
公益性・公平性	公益性・公平性について、建築住宅課（公営住宅室）からヒアリングを行い、関連法令及び契約関係書類を確認した結果、事業は低額所得者への住宅供給という公共性の高い目的を有し、委託先の選定も法令に基づいており、公平性に問題はないと判断した。

【教育庁】NO.31

課・室	教育財務課			
事業名 補助金等の名称	全日制高等学校管理運営費		委託料	
予算費目	項：全日制高等学校管理費		目：運営費	
根拠法令・要綱等	大分県契約事務規則 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格			
事業期間	事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	160,106	163,460	178,374
	決算額	162,069	165,831	172,723
事業の目的	県立全日制高等学校 39 校分（うち分校１校）の運営について、学校の職員で実施できない事業について外部へ委託している。			
事業の概要	県立全日制高等学校 39 校分（うち分校１校）の運営のため、下記の事業を委託している。 ・電気工作物保守委託 ・浄化槽管理委託 ・施設管理業務委託 ・機械警備委託 ・プール浄化装置保守管理委託 ・消防設備点検委託 ・ゴミ収集委託 ・エレベーター保守管理委託 ・樹木剪定業務委託 ・除草作業業務委託 ・機密文書裁断業務委託 ・粗大ゴミ収集業務委託 ・産業廃棄物収集運搬処理委託 ・薬品処分委託　など			

監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	県立学校のうち４校を任意に抽出して、必要な書類が揃っているかの確認を行った。 起案書、予定価格調書、業務委託に関する仕様書、業務委託契約書、見積書、請求書等を確認したところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	起案書、委託契約書、完了届、仕様書、見積書、請求書等を確認したところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	委託業務実施伺、委託契約書、業務完了報告書、仕様書、見積書、請求書等を確認したところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務間法報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。

	大分県契約事務規則、契約事務必携等を確認したところ、適切に選定されており、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されている。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づく請求の都度、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	委託契約に基づき契約を交わし、事業実施報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は行われておらず、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効とは言えなくなっている。 【勧奨事項】 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。

	政策評価、事務事業評価は行われておらず、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更がほとんど無いまま継続されており、有効とは言えなくなっている。 【勧奨事項】 他の補助金や委託費と同様に支出の成果を検証し、事業の見直しや廃止について具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は行われておらず、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更がほとんど無いまま継続されており、有効とは言えなくなっている。 【勧奨事項】 他の補助金や委託費と同様に支出の成果を検証し、より効果的な手法について具体的に検討すべきである。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	各学校の実情（予算と人員）に応じて事業が行われているが、政策評価、事務事業評価は行われておらず、過去からの慣例として予算配分が行われていると判断する。 【勧奨事項】 社会情勢の変化に即しているかを確認するために、社会情勢の変化（人数、世帯数、所得の変化、人口の偏り、家族関係、教職員の年齢や性別・勤続年数、設備の内容と設置年数等）を数値化し、具体的な検討を行うべきである。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、

	適切な水準か。
	起案書、事業実施伺書、予定価格調書、業務委託に関する仕様書、業務委託契約書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されている。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	起案書、事業実施伺書、予定価格調書、業務委託に関する仕様書、業務委託契約書等を確認したところ、見積り合せ、積算基準等に従って委託費を算定しており事業費を抑制する対策が取られている。 【勧奨事項】 機械警備業務については、教育財務課が県内を複数のブロックに分けて一括で委託を行っている。同様に教育財務課でまとめて一括で契約する方が、事務作業も効率的であり、かつ、事業費を抑制することが可能と思われる。 そのため、各校で共通的な管理経費（施設管理、消防用設備等保守点検、敷地内除草・剪定、文書廃棄、産廃処理等）について、可能な限り教育財務課において一括で委託することを検討することが望ましい。 【勧奨事項】 機械警備業務については、ブロックごとに教育財務課が一括して契約しているが、支払単位は、各校ごとに委託者へ支払（銀行振込）を行っている。 契約単位でまとめて振込む方が振込手数料を削減できるため、契約単位ごとにまとめて支払うべきである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	起案書、事業実施伺書、予定価格調書、業務委託に関する仕様書、業務委託契約書等を確認したところ、本件委託事業は県立学校の運営に必要な事業（施設管理、消防用設備等保守点検、敷地内除草・剪定、文書廃棄、産廃処理等）であり、明らかに必要性に乏しい事業とは言えない。 実績報告書等に基づき検収確認を行っていることから、委託費は適切に使用されていると判断する。

iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	県立学校に本件事業を実施する人員が不足しているため事業の実施方法として、委託を選択している。 また、本件委託事業（施設管理、消防用設備等保守点検、敷地内除草・剪定、文書廃棄、産廃処理等）を大分県直営で実施した場合は、職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	本件委託事業は施設の管理運営経費（施設管理、消防用設備等保守点検、敷地内除草・剪定、文書廃棄、産廃処理等）であり、対象を県の施設（大分県庁、各地の県事務所（振興局、教育事務所、土木事務所、県税事務所）、教育センター、大分県立芸術文化短期大学、大分県立看護科学大学、大分県立工科短期大学、高等技術専門校、大分県立農業大学校、大分県産業科学技術センター、大分県立病院、大分県立美術館、大分県立図書館、大分県が管理する公益法人等）と広範囲に捉えれば、県の管理する施設において重複すると考えられる。 他の施設管理とまとめて委託を行うことができれば、事務作業の効率化や大幅なコスト削減が図れる可能性がある。 従って、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているとは言えない。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	起案書、見積書、積算資料、予定価格調書を確かめたところ、契約事務規則に従い相見積りの徴求や一般競争入札を実施しているため、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。
監査要点	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストにつ

（公益性・公平性）	いて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	全日制高等学校の管理運営に係る委託事業であるため、制度がある限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	全日制高等学校の管理運営に係る事業であるため、全日制高等学校が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	全日制高等学校の管理運営に係る事業であるため、全日制高等学校が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	委託先の選定は要領等に準拠して適切に行われている。 事業の委託先の選定に係る起案書等を確認したところ、大分県契約事務規則及び契約事務必携に準拠して契約が締結されていると判断する。 従って、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	起案書を確認したところ、大分県契約事務規則及び契約事務必携に則り契約が締結されており、入札条件にもかかわらず随意契約になっている契

	約は見られなかった。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	大分県契約事務規則及び契約事務必携に則り契約を締結しており、選定先が毎年同一であることに明確な理由も存在しているため、問題は認められない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、教育財務課、各高校事務担当者（任意に４校抽出）からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、教育財務課、各高校事務担当者（任意に４校抽出）からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。 【勧奨事項　31－１】 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。 【勧奨事項　31－２】 他の補助金や委託費と同様に支出の成果を検証し、事業の見直しや廃止について具体的に検討すべきである。 【勧奨事項　31－３】 他の補助金や委託費と同様に支出の成果を検証し、より効果的な手法について具体的に検討すべきである。

	【勧奨事項　31－４】 社会情勢の変化に即しているかを確認するために、社会情勢の変化（人数、世帯数、所得の変化、人口の偏り、家族関係、教職員の年齢や性別・勤続年数、設備の内容と設置年数等）を数値化し、具体的な検討を行うべきである。
経済性・効率性	経済性について、教育財務課、各高校事務担当者（任意に４校抽出）からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【勧奨事項　31－５】 機械警備業務については、教育財務課が県内を複数のブロックに分けて一括で委託を行っている。同様に教育財務課でまとめて一括で契約する方が、事務作業も効率的であり、かつ、事業費を抑制することが可能と思われる。 そのため、各校で共通的な管理経費（施設管理、消防用設備等保守点検、敷地内除草・剪定、文書廃棄、産廃処理等）について、可能な限り教育財務課において一括で委託することを検討することが望ましい。 【勧奨事項　31－６】 機械警備業務については、ブロックごとに教育財務課が一括して契約しているが、支払単位は、各校ごとに委託者へ支払（銀行振込）を行っている。 契約単位でまとめて振込む方が振込手数料を削減できるため、契約単位ごとにまとめて支払うべきである。
公益性・公平性	公益性・公平性について、教育財務課、各高校事務担当者（任意に４校抽出）からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【教育庁】NO.32

課・室	高校教育課			
事業名 補助金等の名称	大分県ＳＴＥＡＭ教育推進業務委託 （ＳＴＥＡＭ教育推進事業費）		委託料	
予算費目	項：教育総務費		目：教育指導費	
根拠法令・要綱等	大分県契約事務規則 提案競技のてびき 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格			
事業期間	事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	－	－	30,196
	決算額	－	－	29,629
事業の目的	先端科学技術分野で活躍できる人材育成のため、生徒や教員のデータサイエンス力の向上を図る。また、高校生が宇宙やエネルギー分野に興味を持ち、挑戦意欲の醸成につながる講座等を実施する。			
事業の概要	本県教育委員会では、ＡＩやＩｏＴなどの急速な技術の進展やグローバル化など社会が大きく変化している中、文理の枠を超えたＳＴＥＡＭ教育を通じて、課題発見・解決力やデータサイエンスなどの力を活用し、地方創生に貢献する多様な人材を育成する取組を推進している。 本事業では、県内外（国外含む）の関係企業、団体、大学などとの協力を通じて、教員の人的ネットワークを構築し、ＳＴＥＡＭ教育の推進を図ることで、大分県の生徒の非認知能力を育成することができる体制を構築する。 また、生徒の現代的諸課題の解決に向かう思考力・創造力の源となる「データサイエンスの力」を育成する機会を創出する。データサイエンスや宇宙、脱炭素、生成ＡＩ等に関する先端技術、関連産業等を中心テーマとし、生徒向けの各種イベントや課題研究等の探究型の学習を提供する。			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			

i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	起案書及び実施伺、業務委託料積算書、業務委託に関する仕様書、業務委託契約書、見積書、請求書等を確認したところ、下記の事項を除き、委託費に必要な書類は揃っている。 【勧奨事項】 審査委員の誓約書について、下記の事項について見直しを検討すべきである。 ① 本人と配偶者のみに限定しているが、子供や両親も重要な存在である。基本的には２親等までが望ましい。 ② 出資者ではないことを制約しているため、応募企業に株主名簿の提出を義務付けることが望ましい。 ③ 使用人関係にないということは、役員なら良いということになる。役員も入れるべきである。 ④ 審査委員等は応募企業への出資については禁止されているが、グループ会社についても同様とすべき。 ⑤ 継続的な報酬や経済上の利益について、応募企業だけでなくグループ会社も対象に含めるべきである。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	起案書及び実施伺、業務委託料積算書、業務委託に関する仕様書、業務委託契約書、見積書、請求書等を確認したところ、委託費の書類に不自然な点はない。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	起案書、検査調書、事業全体報告書等を確認したところ、下記の事項を除き、委託費の決裁は適切に行われている。 【勧奨事項】 資格審査に際して使用した資料も合わせて添付すべきである。

	【勧奨事項】 資格審査がプレゼンの前日に起案され、プレゼン当日に決裁されている。仮に、資格審査で基準を満たさないと判断された場合、その後の対応が困難となり、非常に問題がある。スケジュールには十分な時間の余裕を確保するべきである。 【勧奨事項】 提案内容の審査に先立って実施される資格審査について調書や実績表により、必要な免許を保有しているか、会社組織や資力について一定水準以上に達しているかを審査する必要がある。しかしながら、応募の期限（３月 28 日）の翌日からプレゼンテーション実施日（４月３日）の前日まで、わずか３営業日しかない。 資格審査からさらに一次審査の可能性を考慮すると、本件事業の選定スケジュールは極めてタイトであり、十分な審査が行われたのか疑念が残る。公募の締切りからプレゼン実施日まで十分な時間的余裕を設けるべきである。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約に基づく事業全体報告書、成果物引渡書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	起案書及び実施伺、業務委託料積算書、業務委託仕様書、企画提案競技審査資料等を確認したところ、下記の事項を除き、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されている。 【勧奨事項】 対象者の収支状況等は把握していない。 参加資格について、委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（財政状態及び経営成績）を有していることが、求められているが、何ら検討がされていない。

	参加希望者より過去３年分の決算報告書等を徴求し審査すべきである。 【勧奨事項】 より多くの者が参加できるように募集スケジュールについては、業務内容に応じた企画案の作成期間を考慮し設定する必要がある（提案競技のてびきＰ１）。 本件事業は、公告による募集開始（３月 14 日）から提案書提出期限（３月 28 日）までが２週間とタイトなスケジュール設定となっている。 事業の提案内容等から２週間で提案説明書（企画書）を作成することは困難を伴う。応募者が２者と少ない理由の１つと考えられる。 過去から類似の事業で取引実績のある本件採用者に著しく有利な取り扱い）募集スケジュール）となっている。 募集開始から、応募表明（申込）と提案説明書提出を分けて相当の期間を設けることが望ましい。 【勧奨事項】 プレゼンの時間が 15 分しかない。提案書の内容から、応募者が提案内容を十分にアピールするには十分ではない。 過去に大分県教育委員会と同様の取引実績のある本件採用者に有利な取り扱いとなっている。 プレゼンについて十分な時間を確保することが望ましい。 【勧奨事項】 企画書作成要領は７つ記載事項を列挙している。 そのうちの１つ、個人情報保護に関する事項がある。採用された委託業者の企画提案書には個人情報保護に関する記載が著しく僅少であった。そのため、事務局が事前に企画提案書の要件を精査し検討すべきである。 作成要領を満たしていないため、本来であればより慎重に審査すべきであった。 【勧奨事項】 審査基準には、４つの項目があり、項目ごとに配点されている。項目ではなく内容ごとに配点すべきである。評価がぼやけており適正な評価か分かりにくい。

	【勧奨事項】 参加資格について、参加資格チェックリストにより審査しているが、証拠書類・検討書類等が存在せず、参加資格のチェックが実際に行われたのか疑問が残る。証拠書類・検討書類等も残しておくことが望ましい。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。 委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき業務実施完了後、事業全体報告書等で確認しているが、仕様書（5）オ．課題研究特別別講座の成果の活用、(6) イ．企画運営業務について実績確認を報告書ではなく、ヒアリング等により実施しており、実績報告書は残されていなかった。 【改善事項】 仕様書において実施することとされた事業であるため実績報告において実施確認を適切に実施すべきである。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。 委託契約に基づき契約を交わし、事業全体報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。 【改善事項】 実績報告書の報告事項に不備があり、不完全な実績報告に基づいて検収作業が実施されており、検収手続きに不備がある。 過不足のない実績報告書を徴求し、検収手続きを実施しなければ、適切な検収作業が効果的かつ効率的に行えず、事業が適切に実施されたか否か、委託費が他の使途に流用されていないか等の判断を誤る可能性がある。そのため、事業者には過不足のない実績報告を求めるとともに、適切な検収作業を実施すべきである。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。 県と国の負担割合は、１：１となっており、起案書、交付申請書、交付決定通知書、経費内訳報告書、精算払請求書を確かめたところ、国への請求手

	続きは適切に行われていると判断する。
監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	事務事業評価が実施され目的の達成度合いが評価・分析されているが、極めて簡潔にまとめられすぎており、多額の税金の使用に見合うだけの委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。 主な活動指標としてデータサイエンス講座（見積書：4,420 千円）への参加生徒数を設定しているが、全体企画業務（見積書：5,000 千円）を除く割合は 22%程度である。これをもって委託費（予算：30,196 千円）に見合う成果が得られていると評価することは適切ではない。 本件委託事業には、教員向け事業（見積書：1,990 千円）やＨＰやＳＮＳを通じた情報発信（見積書：3,760 千円）があるが、活動指標及び成果指標が設定されておらず実績や成果が評価・分析されていない。 他の生徒向けの事業として、ＳＴＥＡＭ課題研究特別講座（見積書：4,965 千円）、大分ＳＴＥＡＭフェスタ（見積書：4,490 千円）についても活動指標及び成果指標に設定されておらず実績や成果が評価・分析されていない。 【勧奨事項】 そもそも、事務事業評価は 1 事業当たり 1/3 ページしか記載することができない。その僅少なスペースに収まるように目標と実績等を記載する必要があるため、活動指標及び成果指標も極めて簡潔な設定にならざるを得ない。 最低でも、1 事業当たり 1 ページのスペースを確保し、税金の使用に対する県民への説明責任を果たすべきである。 【勧奨事項】 本件事業の事務事業評価の成果指標は、参加生徒の「探究的な学びにつながる項目」の肯定的評価の平均値が 3.0、実績値は 3.6、達成率は 120.0%となっている。 当該目標値は、参加した生徒を対象に実施したアンケートについて、４件法による回答結果を平均値としている。選択肢は４択（どちらともいえないという選択肢がない方式）による回答となっている。

	このようなアンケートによる分析はアンケートの取り方を変えることで、分析結果がかなり違ってくること、選択式となるため回答者の本心や様々な意見を把握することが困難である。 そのため、アンケートを成果指標として用いる際は、上記の事項を十分配慮の上、決定することが望ましい。 また、アンケートの際に、当該アンケート結果が、事業の今後の参考になるものであるため、厳正な回答を促すような工夫も必要である。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。 補助金の目標達成度合いについて、事務事業評価の資料を確認したところ、おおむね達成できているため事業の見直しや廃止は検討されていない。 3 年間という事業期間が設けられている以上は見直しや廃止の検討は不要であるかもしれないが、支出の成果を検証できる指標の目標設定、実際の検討を行うべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。 下記の理由により、目的、目標を達成するために最も効果的であると判断することはできない。 【勧奨事項】 生徒向けについては、データサイエンス講座や課題研究特別講座への参加を通じて、先端技術に対する関心を高めることができている。 ただし、対象となる高校１・２年生約 17,000 人に対して参加者が 250 人にも満たない状況であるため、より多くの生徒が参加できるような対策を検討することが望まれる。 また、先端技術分野で活躍できる人材育成や挑戦意欲の醸成につながるように、生徒のレベルや興味分野に応じた講座を開催することを検討することが望まれる。 教員向け事業は、「総合的な探究の時間」などの手法を伝える教員向け研究会の実施（３回）である。 各学校で探究的な学びを実践できる教員（探究推進リーダー役）を学校全

	体の 20%とすることを目標としているが、参加者がわずか 90 名程度の研修では、目標を達成するために最も効果的であるとは言い難い。 　また、アンケートの回答によると「総合的な探究の時間」に関する教員の知見にはばらつきがあり、教員のレベルや担当教科に応じた研修を企画実施すべきである。 　また、対面による研修とすると参加者が限られるため、ＷＥＢやＥ－ラーニングを活用することも検討すべきである。
ⅳ	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	令和６年度開始の事業であるため、過去からの慣例として予算配分は行われていない。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
ⅰ	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	起案書、事業実施伺書、業務委託に関する仕様書、業務委託契約書、事業実施報告書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されている。
ⅱ	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	積算根拠に係る資料がなく、委託事業者の見積書を精査していない。一部ではあるが業務委託仕様書とおりの事業が実施されていないことから事業費を抑制する対策が取られていないと判断する。 【改善事項】 　本件委託事業者は、過去３年間同様の事業を受託している。また、高等教育課においてもノウハウの蓄積があるはずである。そのため、継続的に使用できるリソースがあるはずであり、その分経費も少なくすることが可能であると思われる。ＨＰは一（イチ）から構築する必要はなく、パンフレット

	も大幅なデザイン変更を行わなければ経費を削減することが可能である。削減できた費用でより効果的な講座の開催等へ充当する方が費用対効果が望める。 　前年度に質の高い良い企画ができたのなら、その企画を継続または修正する方が効果的かつ効率的な事業が実施できる。 見積書等を閲覧したところ、積算根拠がなく、見積書の精査が不十分である。よって、抑制策は不十分であると判断する。 【勧奨事項】 　積算において、最初から県外の事業者へ委託する前提で旅費交通費の算定が行われている。 　当該旅費・日当は、全事業費の 20%を占める。事業費抑制の観点から県内の事業者へ委託できるように工夫する必要がある。 　プロポーザル式ではなく、コンペ式の方がコストを抑制できないか検討することが望ましい。 【改善事項】 　ＳＴＥＡＭ課題研究特別講座の生徒旅費交通費として 800 千円（@80,000 円×10 回）と積算しているが、50 名参加想定で 1 人当たり 1 回 1,760 円（交通費は税込みのため）となる。参加者の実績は、R6 年度は 42 人となっており、仮に予算通りの単価で支給したとしても 140,800 円の使い残しがある。使い残し金額の取り扱いを予め決定することが望ましい。 　また、生徒への旅費の支払いは、委託事業者が行うが、適切に支払われているか確認することが望ましい。 【改善事項】 　契約時の見積りにおいて、積算時には含まれていなかった報告書制作費 400 千円（200 千円×２講座）、データサイエンス実践講座、大分ＳＴＥＡＭフェスタに係るアンケート制作費 200 千円（100 千円×２講座）が含まれており、委託業者に指摘することなく契約を締結している。見積書の妥当性については内容を十分に精査すべきである。 【改善事項】 　保険料に係る契約金額について、下記のとおり不備がある。 データサイエンス実践講座のイベント保険料について、積算では 24 千円（200 名×120 円）と算定しているが、委託業者の見積りは、100 千円（一

	式）となっている。 　ＳＴＥＡＭ課題研究特別講座の保険料は、積算では 48 千円（50 名×120 円）、委託業者の見積りは、70 千円（50 名×７日）となっている。 　大分ＳＴＥＡＭフェスタの保険料は、積算では 24 千円（200 名×120 円）、委託業者の見積りは、50 千円（一式）となっている。 　過大な見積りであるにも関わらず、委託業者に指摘することなく契約を締結している。見積書の妥当性については内容を十分に精査すべきである。 【勧奨事項】 　業務仕様書の段階から両者の協議により内容が目まぐるしく変動することがある。そのため成果物の検査については、業務委託仕様書、提案書、見積書、実績報告書が連動するような様式にする方が効果的かつ効率的である。 【勧奨事項】 　探究的な学びスキル向上講座の見積りについて、事後課題等作成費用として 300 千円（150 千円×２回）が含まれている。実績確認については、報告書ではなく、ヒアリングにより実施していた。仕様書において実施することとされた事業であるため実績報告書において実施確認を適切に実施すべきである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	事務事業評価及び起案書、事業実施伺書、業務委託に関する仕様書、業務委託契約書等を確認したところ、明らかに必要性に乏しい事業ではない。 　なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っているが、適切でないため、委託費は適切に使用されていると判断することはできない。 【勧奨事項】 （合規性・透明性　vi　参照）
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。

	本件業務を実施するための企画・実行等のノウハウを有していないこと、人的リソースが乏しいこと、事業期間が３年となっており、長期間にわたって継続する保証がないことから大分県が直接実施することは困難であると思われる。 そのため、事業の実施方法として委託を選択することは適切であると判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	政策評価調書を閲覧し、本件委託事業と類似または重複する事業がないか認したところ、下記の類似する事業が見られた。 （1）地域における個別最適な学び推進事業：高校教育課 予算額：15,136 千円、決算額 12,283 千円 地域の普通科高校において、多様な進路選択に必要な教科探究力を向上するため、大学と連携した特別講座等を実施する。 ①生徒への個別最適な学びの提供 英語と数学における探究的な学びにつながる１・２年対象特別講座「教科探究プログラム」の実施（全４回、参加生徒 736 名） ②教員の授業力の底上げ 「教科探究プログラム」の実施状況を４台のカメラで撮影し、作成した動画教材を県内の英語科および数学科の教員で共有（英語、数学各４回） 「教科探究プログラム」の授業展開案の作成において、東京学芸大学の教授により指導助言をもらい、指導教諭と地域の若手教員により教材を開発（英語、数学各４回）
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	一般競争入札ではないが、企画提案競技（プロポーザル）を採用しているため、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。
監査要点	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストにつ

（公益性・公平性）	いて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	事業期間は３年となっている。類似の事業が過去３年度あったが、繰り返し事業が行われている状況ではない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	令和６年度から令和８年度の事業であり、所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けている委託事業ではない。 また、明らかに目的が達成されない蓋然性は見られない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	先端科学技術分野で活躍できる人材育成等の事業目的を考慮すると、事業の公益性の観点から廃止すべきとは言えない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	事業の委託先の選定に係る起案書等を確認したところ、大分県契約事務規則及び契約事務必携、提案競技のてびきに準拠して委託先の選定が適切に行われていると判断する。
vi	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	契約事務必携、提案競技のてびきに基づく企画提案競技（プロポーザル）方式による審査により委託先が選定されているため、入札案件には該当せず、随意契約が適切に結ばれていることを確認した。
vii	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。

	令和６年度から開始の委託事業であり毎年同一の選定先はみとめられない。 契約事務必携、提案競技のてびきに基づく企画提案競技（プロポーザル）方式による審査により委託先が選定されているため、選定先の決定に問題はないと判断する。 但し、令和３年度～５年度に類似の委託事業として、次世代人材育成事業にて、大分県ＳＴＥＡＭ教育（次世代人材育成）推進業務委託として実施しており、本件委託業務と同一の事業者が選定されている。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、高校教育課からヒアリングを行い、関連簿冊・根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【勧奨事項　32－１】 審査委員の誓約書について、下記の事項について見直しを検討すべきである。 ①　本人と配偶者のみに限定しているが、子供や両親も重要な存在である。基本的には２親等までが望ましい。 ②　出資者ではないことを制約しているため、応募企業に株主名簿の提出を義務付けることが望ましい。 ③　使用人関係にないということは、役員なら良いということになる。役員も入れるべきである。 ④　審査委員等は応募企業への出資については禁止されているが、グループ会社についても同様とすべき。 ⑤　継続的な報酬や経済上の利益について、応募企業だけでなくグループ会社も対象に含めるべきである。 【勧奨事項　32－２】 資格審査に際して使用した資料も合わせて添付すべきである。 【勧奨事項　32－３】 資格審査がプレゼンの前日に起案され、プレゼン当日に決裁されている。

	仮に、資格審査で基準を満たさないと判断された場合、その後の対応が困難となり、非常に問題がある。スケジュールには十分な時間の余裕を確保するべきである。 【勧奨事項　32－４】 提案内容の審査に先立って実施される資格審査について調書や実績表により、必要な免許を保有しているか、会社組織や資力について一定水準以上に達しているかを審査する必要がある。しかしながら、応募の期限（３月 28 日）の翌日からプレゼンテーション実施日（４月３日）の前日まで、わずか３営業日しかない。 資格審査からさらに一次審査の可能性を考慮すると、本件事業の選定スケジュールは極めてタイトであり、十分な審査が行われたのか疑念が残る。公募の締切りからプレゼン実施日まで十分な時間的余裕を設けるべきである。 【勧奨事項　32－５】 対象者の収支状況等は把握していない。 参加資格について、委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（財政状態及び経営成績）を有していることが、求められているが、何ら検討がされていない。 参加希望者より過去３年分の決算報告書等を徴求し審査すべきである。 【勧奨事項　32－６】 より多くの者が参加できるように募集スケジュールについては、業務内容に応じた企画案の作成期間を考慮し設定する必要がある（提案競技のてびきＰ１）。 本件事業は、公告による募集開始（３月 14 日）から提案書提出期限（３月 28 日）までが２週間とタイトなスケジュール設定となっている。 事業の提案内容等から２週間で提案説明書（企画書）を作成することは困難を伴う。応募者が２者と少ない理由の１つと考えられる。 過去から類似の事業で取引実績のある本件採用者に著しく有利な取り扱い）募集スケジュール）となっている。 募集開始から、応募表明（申込）と提案説明書提出を分けて相当の期間を設けることが望ましい。

	【勧奨事項　32－７】 プレゼンの時間が 15 分しかない。提案書の内容から、応募者が提案内容を十分にアピールするには十分ではない。 過去に大分県教育委員会と同様の取引実績のある本件採用者に有利な取り扱いとなっている。 プレゼンについて十分な時間を確保することが望ましい。 【勧奨事項　32－８】 企画書作成要領は７つ記載事項を列挙している。 そのうちの１つ、個人情報保護に関する事項がある。採用された委託業者の企画提案書には個人情報保護に関する記載が著しく僅少であった。そのため、事務局が事前に企画提案書の要件を精査し検討すべきである。 作成要領を満たしていないため、本来であればより慎重に審査すべきであった。 【勧奨事項　32－９】 審査基準には、４つの項目があり、項目ごとに配点されている。項目ではなく内容ごとに配点すべきである。評価がぼやけており適正な評価か分かりにくい。 【勧奨事項　32－10】 参加資格について、参加資格チェックリストにより審査しているが、証拠書類・検討書類等が存在せず、参加資格のチェックが実際に行われたのか疑問が残る。証拠書類・検討書類等も残しておくことが望ましい。 【改善事項　32－11】 仕様書において実施することとされた事業であるため実績報告において実施確認を適切に実施すべきである。 【改善事項　32－12】 実績報告書の報告事項に不備があり、不完全な実績報告に基づいて検収作業が実施されており、検収手続きに不備がある。 過不足のない実績報告書を徴求し、検収手続きを実施しなければ、適切な検収作業が効果的かつ効率的に行えず、事業が適切に実施されたか否か、委託費が他の使途に流用されていないか等の判断を誤る可能性がある。そのため、事業者には過不足のない実績報告を求めるとともに、適切な検収作業

	を実施すべきである。
有効性	有効性について、高校教育課からヒアリングを行い、関連簿冊・根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。 【勧奨事項　32－13】 そもそも、事務事業評価は 1 事業当たり 1/3 ページしか記載することができない。その僅少なスペースに収まるように目標と実績等を記載する必要があるため、活動指標及び成果指標も極めて簡潔な設定にならざるを得ない。 最低でも、1 事業当たり 1 ページのスペースを確保し、税金の使用に対する県民への説明責任を果たすべきである。 【勧奨事項　32－14】 本件事業の事務事業評価の成果指標は、参加生徒の「探究的な学びにつながる項目」の肯定的評価の平均値が 3.0、実績値は 3.6、達成率は 120.0%となっている。 当該目標値は、参加した生徒を対象に実施したアンケートについて、４件法による回答結果を平均値としている。選択肢は４択（どちらともいえないという選択肢がない方式）による回答となっている。 このようなアンケートによる分析はアンケートの取り方を変えることで、分析結果がかなり違ってくること、選択式となるため回答者の本心や様々な意見を把握することが困難である。 そのため、アンケートを成果指標として用いる際は、上記の事項を十分配慮の上、決定することが望ましい。 また、アンケートの際に、当該アンケート結果が、事業の今後の参考になるものであるため、厳正な回答を促すような工夫も必要である。 【勧奨事項　32－15】 生徒向けについては、データサイエンス講座や課題研究特別講座への参加を通じて、先端技術に対する関心を高めることができている。 ただし、対象となる高校１・２年生約 17,000 人に対して参加者が 250 人にも満たない状況であるため、より多くの生徒が参加できるような対策を検討することが望まれる。

	また、先端技術分野で活躍できる人材育成や挑戦意欲の醸成につながるように、生徒のレベルや興味分野に応じた講座を開催することを検討することが望まれる。 教員向け事業は、「総合的な探究の時間」などの手法を伝える教員向け研究会の実施（３回）である。 各学校で探究的な学びを実践できる教員（探究推進リーダー役）を学校全体の 20%とすることを目標としているが、参加者がわずか 90 名程度の研修では、目標を達成するために最も効果的であるとは言い難い。 また、アンケートの回答によると「総合的な探究の時間」に関する教員の知見にはばらつきがあり、教員のレベルや担当教科に応じた研修を企画実施すべきである。 また、対面による研修とすると参加者が限られるため、ＷＥＢやＥ－ラーニングを活用することも検討すべきである。
経済性・効率性	経済性について、高校教育課からヒアリングを行い、関連簿冊・根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【改善事項　32－16】 本件委託事業者は、過去３年間同様の事業を受託している。また、高等教育課においてもノウハウの蓄積があるはずである。そのため、継続的に使用できるリソースがあるはずであり、その分経費も少なくすることが可能であると思われる。ＨＰは一（イチ）から構築する必要はなく、パンフレットも大幅なデザイン変更を行わなければ経費を削減することが可能である。削減できた費用でより効果的な講座の開催等へ充当する方が費用対効果が望める。 前年度に質の高い良い企画ができたのなら、その企画を継続または修正する方が効果的かつ効率的な事業が実施できる。 見積書等を閲覧したところ、積算根拠がなく、見積書の精査が不十分である。よって、抑制策は不十分であると判断する。 【勧奨事項　32－17】 積算において、最初から県外の事業者へ委託する前提で旅費交通費の算定が行われている。 当該旅費・日当は、全事業費の 20%を占める。事業費抑制の観点から県

	内の事業者へ委託できるように工夫する必要がある。 プロポーザル式ではなく、コンペ式の方がコストを抑制できないか検討することが望ましい。 【改善事項　32－18】 ＳＴＥＡＭ課題研究特別講座の生徒旅費交通費として800千円（@80,000円×10回）と積算しているが、50名参加想定で1人当たり1回1,760円（交通費は税込みのため）となる。参加者の実績は、令和６年度は42人となっており、仮に予算通りの単価で支給したとしても140,800円の使い残しがある。使い残し金額の取り扱いを予め決定することが望ましい。 また、生徒への旅費の支払いは、委託事業者が行うが、適切に支払われているか確認することが望ましい。 【改善事項　32－19】 契約時の見積りにおいて、積算時には含まれていなかった報告書制作費400千円（200千円×２講座）、データサイエンス実践講座、大分ＳＴＥＡＭフェスタに係るアンケート制作費200千円（100千円×２講座）が含まれており、委託業者に指摘することなく契約を締結している。見積書の妥当性については内容を十分に精査すべきである。 【改善事項　32－20】 保険料に係る契約金額について、下記のとおり不備がある。 データサイエンス実践講座のイベント保険料について、積算では24千円（200名×120円）と算定しているが、委託業者の見積りは、100千円（一式）となっている。 ＳＴＥＡＭ課題研究特別講座の保険料は、積算では48千円（50名×120円）、委託業者の見積りは、70千円（50名×７日）となっている。 大分ＳＴＥＡＭフェスタの保険料は、積算では24千円（200名×120円）、委託業者の見積りは、50千円（一式）となっている。 過大な見積りであるにも関わらず、委託業者に指摘することなく契約を締結している。見積書の妥当性については内容を十分に精査すべきである。 【勧奨事項　32－21】 業務仕様書の段階から両者の協議により内容が目まぐるしく変動することがある。そのため成果物の検査については、業務委託仕様書、提案書、見積書、実績報告書が連動するような様式にする方が効果的かつ効率的であ

	る。 【勧奨事項　32－22】 探究的な学びスキル向上講座の見積りについて、事後課題等作成費用として 300 千円（150 千円×２回）が含まれている。実績確認については、報告書ではなく、ヒアリングにより実施していた。仕様書において実施することとされた事業であるため実績報告書において実施確認を適切に実施すべきである。
公益性・公平性	公益性・公平性について、高校教育課からヒアリングを行い、関連簿冊・根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.33

課・室	交通指導課			
事業名 補助金等の名称	交通反則通告管理システムデータ抽出委託 （交通指導取締費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：警察費		目：警察活動費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号（随意契約） 大分県契約事務規則第５条第３項第９号（契約保証金） 道路交通法第 126 条～第 130 条			
事業期間	事業開始年度	令和６年	事業終期年度	終期年度設定 令和６年
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	－	－	3,278
	決算額	－	－	3,278
事業の目的	現行システムから新規に開発した新交通反則通告管理システムに運用するに当たり、現行システムに登録されたデータを抽出し、新交通反則通告管理システムに適合する形式に変換する必要があることから専門知識を持った業者に委託するもの。			
事業の概要	ホストコンピュータ（ＡＩＣＯＳ）で管理している交通反則通告管理業務から新規に交通反則通告管理システムを構築運用するに際し、ＡＩＣＯＳ内に登録されている違反データを抽出し、新システムに移行可能な形式のデータに変換する。			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。			
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、			

	現地写真など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、単価積算書、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、見積書等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況についても確認していない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき完成引き渡し後に、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判

	断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、事業実施報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 新システム移行に係る委託事業であり、令和６年度単年度の委託事業であるが、他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 新システム移行に係る委託事業であり、令和６年度単年度の委託事業であるが、他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。

	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 また、見積合わせを行わない一者見積りに基づいて業務を委託しており、事業の手法や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	単年度の委託事業であり、過去からの慣例として予算配分などは行われていない。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書等を確かめたところ、事業費を抑制する対策が取られていると判断している。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書等を確かめたところ、新システムへの移行に係る業務であるため必要

	な事業である。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	大分県警に現行システムの登録データを安全確実に抽出できる知見がないため、専門知識を持った業者に委託している。 従って、民間事業者への委託は問題ないと判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないことを確認した。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書等を確かめたところ、委託業者と契約事務規則に従った積算金額で契約しているため、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書等を確かめたところ、事業期間は単年度であり、合理的に設定されていると判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。

	新システム移行に係る事業であり目的が達成されているため、令和６年度で終了となっている。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	事業は公益性の観点から必要な事業であるが、令和６年度の単年度事業であるため継続されていない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	事業の委託先の選定に係る起案書等を確認したところ、大分県契約事務規則及び契約事務必携に準拠して契約が締結されていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	現行システムが契約業者独自のシステムであり、契約業者以外では、データ抽出が技術的に困難であるとしている（随意契約ガイドライン１－（2）－イ）。 その結果、ＡＩＣＯＳがＮＥＣ管理のホストコンピュータなため、別の業者による抽出作業が困難と判断され、随意契約となっている。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	単年度の委託契約のため該当しない。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、交通指導課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、交通指導課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資

	料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、交通指導課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、交通指導課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.34

課・室	交通規制課			
事業名 補助金等の名称	自動車保管場所調査事務委託 （交通指導取締費（管理予算分)）		委託料	
予算費目	項：警察費		目：警察活動費	
根拠法令・要綱等	地方自治法第 234 条 大分県契約事務規則 自動車の保管場所の確保等に関する法律 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格			
事業期間	事業開始年度	昭和 48 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	85,593	87,321	89,622
	決算額	85,593	87,321	89,622
事業の目的	年間約８万件の申請・届出を受ける自動車保管場所関係事務が膨大なことから外部事務委託を進め、安定的かつ迅速な許認可事務処理と適切な警察運営を確保する必要がある。			
事業の概要	委託業務の内容は次のとおりである。 １　警察署長の行う自動車保管場所証明には保管場所現地調査が不可欠であり、昭和 48 年から調査事務委託による事務の合理化を図っている。 ２　軽自動車保管場所届出については、平成８年１月１日から大分市、平成 13 年１月１日から別府市が適用地域とされ、書類・資料による調査業務を委託し事務の合理化を図っている。			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価			

	格調書等)、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、下記の事項を除き、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。 【不備事項】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 文書番号の記載がない 浄書、校正に押印なし 保存期間、保存期間満了日の記載が漏れている 決裁伺書の決裁日付が消えるボールペンで記載されている 【改善事項】 本件委託事業は、長期継続契約となっている。 会計年度独立の原則があるが、長期継続契約は特例として認められているものである。 長期継続契約を締結できる場合（地方自治法 234 条の３） 翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされている。 そのため、長期継続契約を行う場合は、合理的な理由を明確に文書化する必要があるが、本件委託契約には長期継続契約の理由の記載がない。 【勧奨事項】 本事業は長期継続契約であるが、事業実施伺に長期継続契約の理由の記載がなかった。 記載漏れをなくすため、長期継続契約の理由の記載について、事業実施伺のテンプレートに盛り込むことが望ましい。 【勧奨事項】 県全体として単年度契約の事業の見直しを行い、下記の事項について検討することが望ましい。 長期継続契約はその契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものに限られる。 しかし、長期継続契約を締結することにより、コスト削減効果が大きいも

	のも存在する。そのため、コスト削減効果が大きいものについても長期継続契約を認める取り扱いにすることを検討することが望ましい。 ※「自動車保管場所調査事務委託」は長期継続契約であるが、県全体の長期継続契約のあり方として指摘するものである。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、下記を除き、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる 【不備事項】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 浄書、校正に押印なし 保存期間、保存期間満了日の記載が漏れている 決裁伺書の決裁日付が消えるボールペンで記載されている 【改善事項】 入札は令和６年５月７日に実施されているが、委託契約書の締結日付が令和６年４月１日と誤って記載されている。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。

	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）等を確かめたところ、下記の事項を除き、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況については入札に係る資格審査において確認している。 【改善事項】 委託契約は、一般社団法人大分県自家用自動車協会となっているが、「機密情報・個人情報を取り扱う場所の特定について」において、契約当事者である一般社団法人大分県自家用車協会の本部は、取り扱い場所として特定されていない。15 地区の事務所が機密情報及び個人情報の取り扱い場所として特定されている。 つまり、一般社団法人大分県自家用自動車協会は、宇佐支部以外では業務を行っておらず各地区の協会へ再委託していると考えられる。大分県自家用自動車協会と各地区自家用自動車協会は別組織であり、委託契約に違反している可能性がある。そのため、再委託の手続きを適切に実施すべきである。 （参考） 委託契約書第４条１項３項 業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（１項）。 業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲（大分県）に説明し、承認を得なければならない（３項）。 【改善事項】

	機密情報・個人情報を取り扱う場所の特定について 契約当事者である一般社団法人大分県自家用車協会の本部は、取り扱い場所として特定されていない。宇佐支部のみが取り扱い場所として特定されている。 宇佐支部以外では、各地区の自家用車自動車協会の事務所が取り扱い場所として特定されている。 委託契約は一般社団法人大分県自家用車協会であり、各地区の自家用自動車協会は本件委任契約と何ら関係はない。そのような組織の事務所を取り扱い場所に特定している場合、情報管理が徹底されない可能性がある。このような場合、個人情報の取り扱いについて適切な管理を行えるようにするべきである。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務実施報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、実施報結果告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に

	評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　その結果、人口減少等の社会情勢の変化（少子高齢化、マイナ免許証、ＤＸ化）に対応できておらず、過去からの慣例として毎年恒例の予算要求が行われていると判断する。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。

i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、見積結果表、業務委託契約書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	一般競争入札を実施していること、また、決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、業務委託積算書等を確かめたところ、積算基準等に従って委託費を算定していることから、事業費を抑制する対策が取られていると判断している。 【改善事項】 一般管理費率について、土木工事標準歩掛を使用しているが、自動車保管場所調査事務は土木工事ではないため積算に用いることは妥当ではない。 委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書等により事業内容を確かめたところ、自動車保管場所調査事務業務委託は必要性がある事業であると判断する。 なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための設備投資及び施設管理が必要なこと、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託

	は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないと判断した。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、業務委託契約書を確かめたところ、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	自動車保管場所調査事務に係る委託であり、制度が存続する限り事業は継続される。 委託事業の契約期間は、通常は最短の１年となっている。 いずれも問題とは認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	自動車保管場所調査事務に係る委託であり制度が存在する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性な

	どは認められないか
	自動車保管場所調査事務に係る委託であり制度が存在する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、業務委託契約書を確かめたところ、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	一般競争入札により契約している。 要領等に準拠した手続きであり問題ないと判断する。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	入札の選定先が毎年同一であるが、一般競争入札を実施した結果であり明確な理由が存在しているため問題ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、下記の指摘事項を除き、各種事務は関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【不備事項　34－１】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 文書番号の記載がない 浄書、校正に押印なし 保存期間、保存期間満了日の記載が漏れている

	決裁伺書の決裁日付が消えるボールペンで記載されている 【改善事項　34－２】 本件委託事業は、長期継続契約となっている。 会計年度独立の原則があるが、長期継続契約は特例として認められているものである。 長期継続契約を締結できる場合（地方自治法 234 条の３） 翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされている。 そのため、長期継続契約を行う場合は、合理的な理由を明確に文書化する必要があるが、本件委託契約には長期継続契約の理由の記載がない。 【勧奨事項　34－３】 本事業は長期継続契約であるが、事業実施伺に長期継続契約の理由の記載がなかった。 記載漏れをなくすため、長期継続契約の理由の記載について、事業実施伺のテンプレートに盛り込むことが望ましい。 【勧奨事項　34－４】 県全体として単年度契約の事業の見直しを行い、下記の事項について検討することが望ましい。 長期継続契約はその契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものに限られる。 しかし、長期継続契約を締結することにより、コスト削減効果が大きいものも存在する。そのため、コスト削減効果が大きいものについても長期継続契約を認める取り扱いにすることを検討することが望ましい。 ※「自動車保管場所調査事務委託」は長期継続契約であるが、県全体の長期継続契約のあり方として指摘するものである。 【改善事項　34－５】 入札は令和６年５月７日に実施されているが、委託契約書の締結日付が令和６年４月１日と誤って記載されている。

【改善事項　34－６】

委託契約は、一般社団法人大分県自家用自動車協会となっているが、「機密情報・個人情報を取り扱う場所の特定について」において、契約当事者である一般社団法人大分県自家用車協会の本部は、取り扱い場所として特定されていない。15 地区の事務所が機密情報及び個人情報の取り扱い場所として特定されている。

つまり、一般社団法人大分県自家用自動車協会は、宇佐支部以外では業務を行っておらず各地区の協会へ再委託していると考えられる。大分県自家用自動車協会と各地区自家用自動車協会は別組織であり、委託契約に違反している可能性がある。そのため、再委託の手続きを適切に実施すべきである。

（参考）

委託契約書第４条１項３項

業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（１項）。

業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲（大分県）に説明し、承認を得なければならない（３項）。

【改善事項　34－７】

機密保持及び個人情報の取り扱いについて

「機密情報・個人情報を取り扱う場所の特定について」

契約当事者である一般社団法人大分県自家用車協会の本部は、取り扱い場所として特定されていない。宇佐支部のみが取り扱い場所として特定されている。

宇佐支部以外では、各地区の自家用車自動車協会の事務所が取り扱い場所として特定されている。

委託契約は一般社団法人大分県自家用車協会であり、各地区の自家用自動車協会は本件委任契約と何ら関係はない。そのような組織の事務所を取り扱い場所に特定している場合、情報管理が徹底されない可能性がある。このような場合、個人情報の取り扱いについて適切な管理を行えるようにするべきである。

有効性	有効性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【改善事項　34－８】 一般管理費率について、土木工事標準歩掛を使用しているが、自動車保管場所調査事務は土木工事ではないため積算に用いることは妥当ではない。委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
公益性・公平性	公益性・公平性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.35

課・室	交通規制課			
事業名 補助金等の名称	自動車保管場所ＯＡ化委託 （交通指導取締費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：警察費		目：警察活動費	
根拠法令・要綱等	地方自治法第 234 条 大分県契約事務規則 自動車の保管場所の確保等に関する法律 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格			
事業期間	事業開始年度	平成４年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	14,023	15,262	15,076
	決算額	14,023	15,262	15,076
事業の目的	自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所証明届出書に記載された事項を自動車保管場所システムに入力するとともに、保管場所標章の作成事務を民間に委託するもの。			
事業の概要	平成３年の自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴い、平成４年４月１日から自動車保管場所システムへの申請データ入力が開始した。 当時から自動車保管場所証明申請数が膨大で、警察業務に支障を来していたため、入力業務を民間に委託している。 また、平成８年１月１日から軽自動車の車庫の届出が必要な届出適用地域として大分市が指定され、平成 13 年１月１日から別府市も該当するようになり、入力業務等を追加した。			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			

	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、決裁伺（入札不落に伴う随意契約について）、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、下記の事項を除き、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。 【勧奨事項】 本事業は長期継続契約であるが、事業実施伺に長期継続契約の理由の記載がなかった。 記載漏れをなくすため、長期継続契約の理由の記載について、事業実施伺のテンプレートに盛り込むことが望ましい。 【勧奨事項】 県全体として単年度契約の事業の見直しを行い、下記の事項について検討することが望ましい。 長期継続契約はその契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものに限られる。 しかし、長期継続契約を締結することにより、コスト削減効果が大きいものも存在する。そのため、コスト削減効果が大きいものについても長期継続契約を認める取り扱いにすることを検討することが望ましい。 ※自動車保管場所ＯＡ化委託は長期継続契約であるが、県全体の長期継続契約のあり方として指摘するものである。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、決裁伺（入札不落に伴う随意契約について）、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、下記の事項を除き、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。 【不備事項】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。

	浄書、校正に押印なし 保存期間、保存期間満了日の記載が漏れている 決裁伺書の決裁日付が消えるボールペンで記載されている
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等)、決裁伺（入札不落に伴う随意契約について)、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等)、決裁伺（入札不落に伴う随意契約について）等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況については入札に係る資格審査において確認している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われてい

	ると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務実施報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、実施報結果告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に

	評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
ⅳ	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 その結果、技術革新（ＤＸの推進やＡＩの活用等）や人口減少（処理件数減少）に対応できておらず、過去からの慣例として毎年恒例の予算要求が行われていると判断する。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
ⅰ	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、決裁伺（入札不落に伴う随意契約について）、業務委託契約書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。
ⅱ	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	事業実施伺、仕様書、業務委託積算書、決裁伺（入札不落に伴う随意契約について）等を確かめたところ、下記の事項を除き、積算基準等に従って委託費を算定していることから、事業費を抑制する対策が取られていると判断している。 【勧奨事項】 人件費の積算について、大阪の人材派遣料金を採用しているが、大阪と大分とでは賃金水準が大きく異なるため適切とは言えない。大分県の派遣料

	金の相場を参考に積算することが望ましい。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書等により事業内容を確かめたところ、自動車保管場所・届出等の電算入力に係る業務であるため必要な事業である。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、業務委託積算書、決裁伺（入札不落に伴う随意契約について）等を確かめたところ、本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。 【勧奨事項】 本件委託業務は、各警察署職員の常勤が必要となるが、各種警察事象により現場出動が必須であるため、人員確保や業務の効率化のために外部委託している。 しかしながら、処理件数が少ない地域については、委託よりも大分県直営への切り替えを検討することが望ましい。 豊後高田、玖珠、竹田ではおおむね１日当たり４件以下（令和５年度、令和４年度実績）の入力作業にとどまる。平均的な作業時間は１日当たり 18 分程度（仮に４人で対応すれば、１人当たり４分 40 秒）となる。この程度であれば、外部委託ではなく警察署職員で対応する方が経済的である。 処理件数が少ない管轄については警察署職員での対応が可能かどうか検討することが望ましい。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないと判断した。

vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、決裁伺（入札不落に伴う随意契約について）、業務委託契約書を確かめたところ、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われている場合の根拠は明確か。
	自動車保管場所・届出等の電算入力に係る委託であり、制度が存続する限り事業は継続される。 いずれも問題とは認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	自動車保管場所・届出等の電算入力に係る委託であり制度が存在する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	公益性の観点から、自動車保管場所・届出等の電算入力に係る委託であり継続すべきである。 いずれも問題とは認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。

	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、業務委託契約書を確かめたところ、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	一般競争入札ではあるが、入札価格が予定価格に達していないため落札者がなく随意契約となっている。 決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、決裁伺（入札不落に伴う随意契約について）、業務委託契約書を確かめたところ、要領等に準拠した手続きであり問題ないと判断する。 （理由） 一般競争入札を実施したが、入札不落札に伴い随意契約となった。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	入札の選定先が毎年同一であるが、一般競争入札を実施した結果であり明確な理由が存在しているため問題ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、下記の指摘事項を除き、各種事務は関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【勧奨事項　35－１】 本事業は長期継続契約であるが、事業実施伺に長期継続契約の理由の記載がなかった。 記載漏れをなくすため、長期継続契約の理由の記載について、事業実施伺のテンプレートに盛り込むことが望ましい。

	【勧奨事項　35－２】 県全体として単年度契約の事業の見直しを行い、下記の事項について検討することが望ましい。 長期継続契約はその契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものに限られる。 しかし、長期継続契約を締結することにより、コスト削減効果が大きいものも存在する。そのため、コスト削減効果が大きいものについても長期継続契約を認める取り扱いにすることを検討することが望ましい。 ※自動車保管場所ＯＡ化委託は長期継続契約であるが、県全体の長期継続契約のあり方として指摘するものである。 【不備事項　35－３】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 浄書、校正に押印なし 保存期間、保存期間満了日の記載が漏れている 決裁伺書の決裁日付が消えるボールペンで記載されている
有効性	有効性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【勧奨事項　35－４】 人件費の積算について、大阪の人材派遣料金を採用しているが、大阪と大分とでは賃金水準が大きく異なるため適切とは言えない。大分県の派遣料金の相場を参考に積算することが望ましい。 【勧奨事項　35－５】 本件委託業務は、各警察署職員の常勤が必要となるが、各種警察事象により現場出動が必須であるため、人員確保や業務の効率化のために外部委託している。

	しかしながら、処理件数が少ない地域については、委託よりも大分県直営への切り替えを検討することが望ましい。 豊後高田、玖珠、竹田ではおおむね１日当たり４件以下（令和５年度、令和４年度実績）の入力作業にとどまる。平均的な作業時間は１日当たり 18 分程度（仮に４人で対応すれば、１人当たり４分 40 秒）となる。この程度であれば、外部委託ではなく警察署職員で対応する方が経済的である。 処理件数が少ない管轄については警察署職員での対応が可能かどうか検討することが望ましい。
公益性・公平性	公益性・公平性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.36

課・室	交通規制課			
事業名 補助金等の名称	道路使用許可調査事務委託 （交通指導取締費（管理予算分)）		委託料	
予算費目	項：警察費		目：警察活動費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 大分県契約事務規則 道路交通法第 108 条の 31 第２項第７号			
事業期間	事業開始年度	昭和 48 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	10,141	10,771	10,675
	決算額	10,141	10,771	10,675
事業の目的	膨大な道路使用許可申請に関する調査業務（１号許可（工事・作業）及び２号許可（工作物の設置)）が、警察業務に支障を来していたことから、昭和 63 年以降、大分中央警察署管内を民間業者に委託しているもの。平成 30 年度から大分東警察署管内についても委託している。			
事業の概要	大分中央警察署、大分東警察署において受理した１号許可及び２号許可申請について、事前調査、履行状況調査、事後調査を委託するもの。			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。 決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、単価積算書、見積書、業務委託契約書、調査結果報告書、請求書等を確かめたところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。			
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。			

	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、単価積算書、見積書、業務委託契約書、調査結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、単価積算表、見積書、業務委託契約書、調査結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく調査結果報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算表、見積書等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況についても確認していない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、調査結果報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。

vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、事業実施報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。

	事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 その結果、過去からの慣例として毎年恒例の予算要求が行われていると判断する。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、下記の事項を除き、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。 【改善事項】 本件業務は、土木工事とは関係ない道路使用許可申請に関する調査である。にもかかわらず、土木工事積算単価を採用している。 これにより、諸経費率が高く算定されている。 一般管理費率について、土木工事標準歩掛を使用しているが、道路使用許可調査事務は土木工事ではないため積算に用いることは妥当ではない。 委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、積算基準等に従って委託費を算定しており事業費を抑制する対策が取られていると判断している。

	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
iii	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、道路使用許可調査事務に係る業務であるため必要な事業であると判断する。 なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
iv	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための事業実施のための職員の確保、県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
v	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないと判断した。
	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
vi	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書、見積書等を確かめたところ、委託業者と契約事務規則に従い積算金額で契約しているため、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。 ただし、積算の内容については上記（経済性・効率性　ｉ）のとおり問題が認められる。
監査要点（公益性・	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。

公平性）	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、業務委託積算書、見積書等を確かめたところ、事業期間は合理的に設定されており適切であると判断した。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、業務委託積算書、見積書等を確かめたところ、本事業は、道路使用許可調査事務に係る委託であるため、道路がある限り事業は継続されるが、問題はないと判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、業務委託積算書、見積書等を確かめたところ、本事業は、道路使用許可調査事務に係る委託であるため、公益性の観点から継続すべきと判断する。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算表、見積書、業務委託契約書、業務報告書、業務完了報告書、請求書等を確かめたところ、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書等を確かめたところ、下記の理由により随意契約で問題ないと判断した。 本委託事務は、道路交通法第 108 条の 31 の規定により、大分県公安委員会から「大分県交通安全推進センター」の指定を受けた業者しか行うことができず、上記業者は指定を受けた県内唯一の業者であるため、1 者随意契約

	ならざるを得ない。 随意契約ガイドライン１－（21）に該当 （法令等の根拠に基づき契約の相手方が特定される）
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	毎年同一であるが、公益財団法人大分県交通安全協会が下記のとおり委託可能な唯一の委託先であるため問題ないと判断する。 本委託事務は、道路交通法第 108 条の 31 の規定により、大分県公安委員会から「大分県交通安全推進センター」の指定を受けた業者しか行うことができず、上記業者は指定を受けた県内唯一の業者であるため。 なお、「大分県交通安全推進センター」の指定は、同法により都道府県に 1 業者に限られている。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【改善事項　36－１】 本件業務は、土木工事とは関係ない道路使用許可申請に関する調査である。にもかかわらず、土木工事積算単価を採用している。 これにより、諸経費率が高く算定されている。 一般管理費率について、土木工事標準歩掛を使用しているが、道路使用許

	可調査事務は土木工事ではないため積算に用いることは妥当ではない。 委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
公益性・公平性	公益性・公平性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.37

課・室	交通規制課			
事業名 補助金等の名称	交通安全施設保守管理委託 （交通指導取締費（交通安全施設維持管理費））		委託料	
予算費目	項：警察費		目：警察施設費	
根拠法令・要綱等	地方自治法 234 条 大分県契約事務規則第５条第３項第９号			
事業期間	事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	91,805	94,302	96,377
	決算額	86,691	90,235	99,261
事業の目的	信号機等の交通安全施設の適正な維持管理と円滑な運用を図るため、保守点検等を業者に委託する			
事業の概要	信号機等の交通安全施設の適正な維持管理と円滑な運用を図ることを目的とした交通安全施設保守管理に係る業務を委託する。 ①交通管制信号機保守 交通管制システムに接続された交通管制信号機および自起動式発動発電機の外観、機能点検、清掃、障害対応等 ②交通管制システム設備保守 交通管制システムの中央装置、端末装置、情報収集用車両感知器、ＶＩＣＳ端末の外観、機能点検、清掃、障害対応等 ③交通信号機保守 単独運用の交通信号機および自起動式発動発電機の外観、機能点検、清掃、障害対応等 ④交通状況表示盤保守 交通状況表示板及びＩＴＶモニタの外観、機能点検、清掃等、障害対応等 ⑤大型標識保守 大型標識の取り付けボルト等の締め込み確認、板清掃及び施設の腐食状況の検査等 ⑥信号機用標板撤去等 信号機に設置された「歩行者自転車専用標板」の撤去等			
監査手続				

監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、下記の事項を除き、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。 【不備事項】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 特に消えるボールペンの使用については、今後はこのような事がないように留意すべきである。 ・浄書、校正の押印漏れ ・保存期間、保存期間満了日の記載漏れ ・公開・非公開等判断（記載はあるが、消えるボールペンでの記載となっている）
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。

iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況については入札に係る資格審査において確認している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づく委託費の実績確認は毎月若しくは業務完了後に業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務実施報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき、実施結果報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。

i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 その結果、技術革新（ＤＸの推進やＡＩの活用等）や人口減少（処理件数減少）に対応できておらず、過去からの慣例として毎年恒例の予算要求が行われていると判断する。

監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、予定価格調書、業務委託契約書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、下記の事項を除き、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。 【改善事項】 積算に係る一般管理費率について、土木工事標準歩掛（大分県土木建築部）を使用し算定しているが、交通安全施設保守管理は土木工事（公共工事の工事費の積算）ではないため、一般管理費の積算に用いることは妥当ではない。 本件委託事業においては、委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	一般競争入札を実施していること、また、決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、積算基準等に委託費を算定していることから、事業費を抑制する対策が取られていると判断している。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書等により事業内容を確かめたところ、更新時講習業務委託は必要性がある事業であると判断する。 なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。

	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための設備投資及び施設管理が必要なこと、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないと判断した。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、業務委託契約書を確かめたところ、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書等を確かめたところ、事業期間は合理的に設定されており適切であると判断する。 事業が繰り返し行われているが、交通安全施設保守管理に係る委託であるため問題ないと判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。

	決裁伺書、事業実施伺、仕様書等により事業内容や目的等を確かめたところ、本事業は、信号機等の交通安全施設の適正な維持管理と円滑な運用を図ることを目的とした交通安全施設保守管理に係る委託であるため、道路（信号機）がある限り事業は継続されるが、問題はないと判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	公益性の観点から、事業は交通安全施設保守管理に係る委託業務であるため継続すべきと考えられる。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、業務委託契約書を確かめたところ、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	一般競争入札により契約している。 要領等に準拠した手続きであり問題ないと判断する。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	入札の選定先が毎年同一であるが、一般競争入札を実施した結果であり明確な理由が存在しているため問題ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。

	【不備事項　37－１】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 特に消えるボールペンの使用については、今後はこのような事がないように留意すべきである。 ・浄書、校正の押印漏れ ・保存期間、保存期間満了日の記載漏れ ・公開・非公開等判断（記載はあるが、消えるボールペンでの記載となっている）
有効性	有効性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【改善事項　37－２】 積算に係る一般管理費率について、土木工事標準歩掛（大分県土木建築部）を使用し算定しているが、交通安全施設保守管理は土木工事（公共工事の工事費の積算）ではないため、一般管理費の積算に用いることは妥当ではない。 本件委託事業においては、委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
公益性・公平性	公益性・公平性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.38

課・室	交通規制課			
事業名 補助金等の名称	道路情報提供業務委託 （交通指導取締費（交通安全施設維持管理費)）		委託料	
予算費目	項：警察費		目：警察施設費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 大分県契約事務規則第５条第３項第９号 道路交通法第 109 条の２ 道路交通法施行規則第 38 条の７			
事業期間	事業開始年度	昭和 63 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	11,572	11,776	12,503
	決算額	11,310	11,539	11,572
事業の目的	道路交通法第 109 条の２に基づき、車両の運転者に対し、車両の通行に必要な情報（交通情報）の提供を行うため、交通情報提供業務の委託を実施している。			
事業の概要	交通情報の提供業務として、下記の業務を年間通じて行っている。 ・交通情報の収集 ・電話問合せに対する直接提供 ・ラジオ放送等による情報提供			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算表、見積書、業務委託契約書、業務報告書（毎月）、業務完了報告書（最終）、請求書等を確認したところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。			

ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算表、見積書、業務委託契約書、業務報告書、業務完了報告書、請求書等を確かめたところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。 【不備事項】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 特に消えるボールペンの使用については、今後はこのような事がないように留意すべきである。 ・浄書、校正の押印漏れ ・保存期間、保存期間満了日の記載漏れ ・公開・非公開等判断（記載はあるが、消えるボールペンでの記載となっている）
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算表、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業

	務委託積算表、見積書等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 　なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況についても確認していない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき事業実施報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。

	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、社会情勢の変化（ネットの情報発信媒体の発達、旧来の媒体への状況提供を維持するのか減らすのか）に対応できていない。 他の補助金と同様に、技術革新（ＤＸの推進やＡＩの活用等）や人口減少に対応できておらず、過去からの慣例として毎年恒例の予算要求が行われていると判断する。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。

ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、下記の事項を除き、積算基準等に従って委託費を算定しており事業費を抑制する対策が取られていると判断している。 【改善事項】 積算に係る一般管理費率について、土木工事標準歩掛（大分県土木建築部）を使用し算定しているが、交通安全施設保守管理は土木工事（公共工事の工事費の積算）ではないため、一般管理費の積算に用いることは妥当ではない。 本件委託事業においては、委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、道路情報提供業務に係る業務であるため必要な事業であると判断する。 なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための設備投資及び施設管理が必要なこと、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。

	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないと判断した。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書、見積書等を確かめたところ、委託業者と契約事務規則に従い積算金額で契約しているため、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、業務委託積算書、見積書等を確かめたところ、事業期間は合理的に設定されており適切であると判断した。 事業が繰り返し行われているが、交通情報提供業務に係る委託であるため問題ないと判断する。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、業務委託積算書、見積書等を確かめたところ、本事業は、道路交通情報を~~通じ~~リアルタイムに行うことを目的とした道路情報提供に係る委託であるため、道路がある限り事業は継続されるが、問題はないと判断する。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、業務委託積算書、見積書等を確かめたと

	ころ、本事業は、道路交通情報を~~通じ~~リアルタイムに行うことを目的とした道路情報提供に係る委託であるため、公益性の観点から継続すべきと判断する。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算表、見積書、業務委託契約書、業務報告書、業務完了報告書、請求書等を確かめたところ、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	入札条件であるが、随意契約によっている。 決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書等を確かめたところ、下記の理由により随意契約で問題ないと判断した。 （随意契約の理由） その性質又は目的が競争入札に適さないものに該当している。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路の交通に関する情報を提供することにより、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立され、同センターは、全国の公安委員会及び道路管理者から機器接続により送信された交通情報を保有しており、当該情報をラジオ、テレビジョン、新聞紙、電話等により幅広く、効率的に提供する設備及び能力を有すると大分県公安委員会が認める全国で唯一の団体である。 委託先の条件として、内閣府令（道路交通法施行規則第 38 条の 7 第 2 項）に「道路交通に関する情報を提供することにより道路における交通の安全に円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、交通情報の提供に係る事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する者と公安委員会が認めるものとする」と規定されている。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	入札の選定先が毎年同一であるが、公益財団法人日本道路交通情報センターが委託可能な唯一の委託先であるため問題ないと判断する。

監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【不備事項　38－１】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 特に消えるボールペンの使用については、今後はこのような事がないように留意すべきである。 ・浄書、校正の押印漏れ ・保存期間、保存期間満了日の記載漏れ ・公開・非公開等判断（記載はあるが、消えるボールペンでの記載となっている）
有効性	有効性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【改善事項　38－２】 積算に係る一般管理費率について、土木工事標準歩掛（大分県土木建築部）を使用し算定しているが、交通安全施設保守管理は土木工事（公共工事の工事費の積算）ではないため、一般管理費の積算に用いることは妥当ではない。 本件委託事業においては、委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。

公益性・公平性	公益性・公平性について、交通規制課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.39

課・室	運転免許課			
事業名 補助金等の名称	運転免許証更新時講習業務委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：警察費		目：運転免許費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号 道路交通法第 108 条の２第３項 道路交通法施行規則第 38 条の３ 運転免許更新時講習業務委託入札参加資格審査規程			
事業期間	事業開始年度	昭和 48 年	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	60,636	58,888	61,890
	決算額	62,400	58,390	60,681
事業の目的	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の２第３項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 38 条の３の規定に基づき、公安委員会が認める者に委託し、更新時講習業務を効果的及び効率的に実施するもの。			
事業の概要	運転免許センター並びに各警察署、杵築幹部交番及び津久見幹部交番~~等~~で行う法第 108 条の２第１項第 11 号に規定する更新時講習の実施を委託するもの。			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されて			

	いると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等)、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等)、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等)、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について等を確かめたところ、委託費の対象者の選

	定、取引は適切に実施されていると判断した。 　なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況については入札に係る資格審査において確認している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務実施報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、実施報結果告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。

	他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	結果として不落となったが、一般競争入札を実施していること、また、決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、下記の事項を除き、積算基準等に従って委託費を算定していることから、事業費を抑制する対策が取られている

	と判断している。 　人件費の積算は、会計年度任用職員と同程度の水準となっている。 積算には、期末勤勉手当（年間：4.45 か月）、社会保険料が含まれている。 委託先が、賞与や社会保険の負担のないパート職員や高齢者職員で対応している場合は、割高な積算価格となっている可能性がある。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書等により事業内容を確かめたところ、更新時講習業務委託は必要性がある事業であると判断する。 　なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための設備投資及び施設管理が必要なこと、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 　事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないことを確認した。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書

	等)、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書を確かめたところ、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。 　なお、入札単価が予定価格に達していないため落札者なしとなったため、最低入札者と随意契約を締結している。その後業者と交渉を行い予定価格で契約を締結している。
監査要点 (公益性・公平性)	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	運転免許に係る委託事業であるため、制度がある限り継続される。 委託事業の契約期間は、通常は最短の１年となっている。 いずれも問題とは認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等)、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書を確かめたところ、委託先の選定

	は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	一般競争入札ではあるが、入札価格が予定価格に達していないため落札者がなく随意契約となっている。 要領等に準拠した手続きであり問題ないと判断する。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	入札の選定先が毎年同一であるが、一般競争入札を実施した結果であり明確な理由が存在しているため問題ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.40

課・室	運転免許課			
事業名 補助金等の名称	原付講習委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：警察費		目：運転免許費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 道路交通法第 108 条の２第３項 道路交通法施行規則第 38 条の３			
事業期間	事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	632	140	153
	決算額	587	136	136
事業の目的	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の２第３項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 38 条の３の規定に基づき、公安委員会が認める者に委託し、原付講習業務を効果的及び効率的に実施する。			
事業の概要	中津、日田及び佐伯の指定自動車教習所で行う法 108 条の２第１項第６号に規定する原付講習の実施を委託する。			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。 決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。			
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。			

	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算表、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算表、見積書等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況についても確認していない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。

vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、事業実施報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的

	に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　その結果、人口減少等の社会情勢の変化（少子高齢化、マイナ免許証、ＤＸ化）に対応できておらず、過去からの慣例として毎年恒例の予算配分が行われていると判断する。 　利用者数が年間一桁の佐伯と日田については、今後の利用者の推移を見つつ事業の見直しや廃止を検討することが望ましい。 　特に人口減少等により、原付講習の縮小は必要と考えられる。 　Ｒ３年度から利用者数（委託金額ベース：Ｒ６年度はＲ３年度比 95.6％の減少）が減少しており、利便性よりも経済性及び効率性を重視すべきである。 令和５年度、６年度は年間、30 人程度の利用にとどまっている。 　佐伯…５人（うち３人は、住所が別府市と大分市） 　日田…６人 　中津…21 人（うち、２人は、住所が北九州市、上毛町）
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。

ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、積算基準等に従って委託費を算定しており事業費を抑制する対策が取られていると判断している。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	運転免許に係る事業のため必要性に疑念はないが、決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、本件委託事業は、人口減少に伴い利用者が低迷しており、見直しを行うことが望まれる。 なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための設備投資及び施設管理が必要なこと、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないと判断した。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、

	業務委託積算書、見積書等を確かめたところ、委託業者と契約事務規則に従い積算金額で契約しているため、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。
監査要点 （公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	運転免許に係る委託事業であるため、制度がある限り継続される。 委託事業の契約期間は、通常は最短の１年となっている。 いずれも問題とは認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	事業の委託先の選定に係る起案書等を確認したところ、大分県契約事務規則及び契約事務必携に準拠して契約が締結されていると判断する。 運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。

	大分県契約事務規則及び契約事務必携等によると、入札案件（予算が 136 千円）でないため、随意契約で問題ないと判断する。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 偏って選定、支出されていないか。
	随意契約理由書等により選定理由を確かめたところ、道路交通法施行規則第 38 条の３により委託先が限定（各地域の自動車学校・教習所等）されている。 従って、選定先が毎年同一であるが、明確な理由が存在しているため問題ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.41

課・室	運転免許課			
事業名 補助金等の名称	運転免許関係事務委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：警察費		目：運転免許費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号 道路交通法第 108 条第１項 運転免許事務委託入札参加資格審査規程			
事業期間	事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	106,102	102,251	120,926
	決算額	100,157	97,064	119,337
事業の目的	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条第１項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 31 条の４の７の規定に基づき、公安委員会が認める法人に委託し、運転免許に関する事務を効果的及び効率的に実施するもの。			
事業の概要	委託業務の内容は次のとおりである。 １　運転免許の申請に係る事務（法第 89 条第１項及び第２項） ２　運転免許の条件の変更等に係る事務（大分県道路交通法施行細則（昭和 51 年大分県公安委員会規則第２号）第 22 条の３第１項） ３　申請による免許の条件の付与等に係る事務（法第 91 条の２第１項） ４　運転免許証（以下「免許証」という。）の交付に係る事務（法第 92 条及び第 101 条の４の２第１項から第３項） ５　免許証の記載事項の変更の届出等に係る事務（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。）第 20 条及び法第 93 条第２項） ６　免許証の再交付に係る事務（法第 94 条第２項） ７　特定免許情報の記録等に係る事務（法第 95 条の２及び規則第 21 条の 13） ８　適性試験に係る事務（規則第 23 条第１項） ９　運転免許試験の免除に係る事務（法第 97 条の２（令第 40 条の３第６号から第８号に規定する事務を除く。）） 10　免許証又は免許情報記録の有効期間の更新及び定期検査に係る事務			

	（法第 101 条第１項、第４項、第５項（適性検査の判定に係る事務を除く。）第６項（経由地更新に係る事務を除く。）、第７項、第 101 条の２第１項から第３項（適性検査の判　定に係る事務を除く。）及び第５項） 11　申請による取消しに係る事務（法第 104 条の４第１項） 12　運転経歴証明書の交付等及び運転経歴情報の記録等に係る事務（法第 105 条の２第１項から第４項、規則第 30 条の 10 から第 30 条の 12 及び第 30 条の 16） 13　国家公安委員会への報告に係る事務（法第 106 条） 法第 101 条第１項等に規定する免許証の有効期間の更新等に関する事務を委託するもの。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。

	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況については入札に係る資格審査において確認している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務実施報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約

	に基づき契約を交わし、実施結果報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。

iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 その結果、人口減少等の社会情勢の変化（少子高齢化、マイナ免許証、ＤＸ化）に対応できておらず、過去からの慣例として毎年恒例の予算配分が行われていると判断する。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	結果として不落となったが、一般競争入札を実施していること、また、決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、下記の事項を除き、事業費を抑制する対策が取られていると判断している。 なお、人件費の積算は、会計年度任用職員と同程度の水準となっている。積算には、期末勤勉手当（年間：4.45か月）、社会保険料が含まれている。委託先が、賞与や社会保険の負担のないパート職員や高齢者職員で対応している場合は、割高な積算価格となっている可能性がある。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。

	決裁伺書、事業実施伺、仕様書等により事業内容を確かめたところ、運転免許関係業務委託は必要性がある事業であると判断する。 なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための設備投資及び施設管理が必要なこと、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないことを確認した。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書を確かめたところ、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。 なお、入札単価が予定価格に達していないため落札者なしとなったため、最低入札者と随意契約を締結している。その後業者と交渉を行い予定価格で契約を締結している。
監査要点（公益性・	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。

公平性）	補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	運転免許に係る委託事業であるため、制度がある限り継続される。 委託事業の契約期間は、通常は最短の１年となっている。 いずれも問題とは認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書を確かめたところ、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	一般競争入札を実施したが、入札価格が予定価格に達していないため落札者がなく随意契約となっている。 要領等に準拠した手続きであり問題ないと判断する。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。

	偏って選定、支出されていないか。
	入札の選定先が毎年同一であるが、一般競争入札を実施した結果であり明確な理由が存在しているため、選定そのものには問題ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.42

課・室	運転免許課			
事業名 補助金等の名称	運転免許証更新通知業務委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：警察費		目：運転免許費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号 道路交通法第 108 条第１項 道路交通法施行規則第 31 条の４の７ 運転免許事務委託入札参加資格審査規程			
事業期間	事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	1,410	1,820	2,290
	決算額	1,097	831	1,731
事業の目的	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条第１項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 31 条の４の７の規定に基づき、公安委員会が認める法人に委託し、運転免許に関する事務を効果的及び効率的に実施する。			
事業の概要	法第 101 条第３項に規定する免許を現に受けている者に送付する更新通知はがき（更新期間等必要な事項を記載した書面）について、通知書の圧着を委託する。			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行さ			

	れていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、下記の事項を除き、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。 【改善事項】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 浄書、校正に押印なし 保存期間、保存期間満了日の記載が漏れている
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など）。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。

	また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況については入札に係る資格審査において確認している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務実施報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、実施結果報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されて

	おり、有効かの判断はできない。 　他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　その結果、人口減少等の社会情勢の変化（少子高齢化、マイナ免許証、ＤＸ化）に対応できておらず、過去からの慣例として毎年恒例の予算要求が行われていると判断する。
監査要点 （経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。

i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	結果として不落となったが、一般競争入札を実施していること、また、決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、下記の事項を除き、事業費を抑制する対策が取られていると判断している。 【改善事項】 圧着機のリース代を毎年見直しているが、リース契約をしていれば５年間は見直しが必要ないが、毎年見直しておりリース料の積算金額が増加している。リース契約であるため、リース期間中のリース料は一定であるべきである。 また、５年経過後は再リースとなりさらにコストを削減できるはずであるが、再リースについても何ら考慮されておらず事業費が適切に算定されていない。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書等により事業内容を確かめたところ、運転免許関係業務委託は必要性がある事業であると判断する。 なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための設備投

	資及び施設管理が必要なこと、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 　また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないと判断した。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書を確かめたところ、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	運転免許に係る委託事業であるため、制度がある限り継続される。 　委託事業の契約期間は、通常は最短の１年となっている。 　いずれも問題とは認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。

	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書を確かめたところ、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	一般競争入札を実施したが、入札価格が予定価格に達していないため落札者がなく随意契約となっている。 要領等に準拠した手続きであり問題ないと判断する。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 偏って選定、支出されていないか。
	入札の選定先が毎年同一であるが、一般競争入札を実施した結果であり明確な理由が存在しているため問題ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）

	に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。 【改善事項　42－１】 決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 浄書、校正に押印なし 保存期間、保存期間満了日の記載が漏れている
有効性	有効性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【改善事項　42－２】 圧着機のリース代を毎年見直しているが、リース契約をしていれば５年間は見直しが必要ないが、毎年見直しておりリース料の積算金額が増加している。リース契約であるため、リース期間中のリース料は一定であるべきである。 また、５年経過後は再リースとなりさらにコストを削減できるはずであるが、再リースについても何ら考慮されておらず事業費が適切に算定されていない。
公益性・公平性	公益性・公平性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.43

課・室	運転免許課			
事業名 補助金等の名称	取得時講習委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：警察費		目：運転免許費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 道路交通法第 108 条の２第３項 道路交通法施行規則第 38 条の３			
事業期間	事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	394	413	238
	決算額	264	153	97
事業の目的	道路交通法（昭和 35 年法律第 60 号。以下「法」という。）第 108 条の２第３項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 38 条の３の規定に基づき、公安委員会が認める者に委託し、取得時講習（原付講習を除く。以下同じ。）業務を効果的及び効率的に実施するもの。			
事業の概要	大型・中型・準中型車（普通免許あり）講習、準中型車（普通免許無し）普通車講習、大型自動二輪車講習、普通自動二輪車講習、第一種応急救護処置講習、大型・中型・普通旅客車講習、第二種応急救護処置講習において、車両の運転に係る危険予測その他安全運転に必要な技能及び知識の教習を行う。 県下 17 の指定自動車教習所で行う法第 108 条の２第１項第４号、第５号、第７号及び第８号に規定する取得時講習の実施を委託するもの。			
監査手続				
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、単			

	価積算書、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、単価積算書、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、単価積算表、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算表、見積書等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況については入札に係る資格審査において確認している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。

	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、事業実施報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点（有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。

iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 その結果、人口減少等の社会情勢の変化に対応できておらず、過去からの慣例として毎年恒例の予算要求が行われていると判断する。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、積算基準等に従って委託費を算定しており事業費を抑制する対策が取られていると判断している。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。

	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、本件委託事業は、人口減少に伴い、利用者が低迷しており、廃止を含めた見直しを行うべきである。 なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための設備投資及び施設管理が必要なこと、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないことを確認した。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書、見積書等を確かめたところ、委託業者と契約事務規則に従い積算金額で契約しているため、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。 ただし、積算の内容については下記のとおり問題が見られる。 人件費の積算は、会計年度任用職員と同程度の水準となっている。 積算には、期末勤勉手当（年間：4.45か月）、社会保険料が含まれている。 委託先が、賞与や社会保険の負担のないパート職員や高齢者職員で対応し

	ている場合は、割高な積算価格となっている可能性がある。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	運転免許に係る委託事業であるため、制度がある限り継続される。 委託事業の契約期間は、通常は最短の１年となっている。 いずれも問題とは認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	事業の委託先の選定に係る起案書等を確認したところ、大分県契約事務規則及び契約事務必携に準拠して委託先の選定は適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	随意契約となっているが、随意契約の要件は満たしている。 なお、取得時講習業務委託と仮運転免許試験業務委託に係る契約事務は、まとめて実施されている。

	（随意契約の理由） 随意契約ガイドライン（2）オ「その処理に高度の専門性を必要とする契約をするとき」に該当する。 委託先は、規則第 38 条の３により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人または一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備、能力を有することと公安委員会が認めるものに限定されている。 取得時講習は車両の運転に係る危険予測その他安全運転に必要な技能及び知識の教習が講習内容として定められており、当該講習の運転技能指導に必要な有資格指導員・車両、危険予測体験のための運転シミュレーター等、専門的指導体制と施設、機材等を有する必要がある。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	随意契約理由書等により選定理由を確かめたところ、道路交通法施行規則第 38 条の３により委託先が限定（各地域の自動車学校・教習所等）されている。よって、選定先が毎年同一であるが、明確な理由が存在しているため問題ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費とし

	て支出した事業の使途に無駄は認められなかった。
公益性・公平性	公益性・公平性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.44

課・室	運転免許課			
事業名 補助金等の名称	高齢者講習通知業務委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：警察費		目：運転免許費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号 道路交通法第 108 条第１項 道路交通法施行規則第 31 条の４の７ 運転免許事務委託入札参加資格審査規程			
事業期間	事業開始年度	平成 14 年	事業終期年度	終期年度設定 なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	580	779	1,006
	決算額	484	401	783
事業の目的	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条第１項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 31 条の４の７の規定に基づき、公安委員会が認める法人に委託し、運転免許に関する事務を効果的及び効率的に実施するもの。			
事業の概要	法 101 条の４第５項に規定する 70 歳以上の高齢運転者に送付する高齢者講習通知はがき（受講期間等必要な事項を記載した書面）について、通知書の免許を現に受けている 70 歳以上の者に対し、高齢者講習の受講並びに認知機能検査及び運転技能検査の受検に必要な事項を記載した書面の圧着に係る事務（法 101 条の４第５項）を委託するもの。			
監査手続				
監査要点 （合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。			
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。			
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意			

	契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等)、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など)。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等)、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書、業務実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了法報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。 また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等)、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意

	契約について等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 　なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況については入札に係る資格審査において確認している。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、実施結果報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、業務実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務実施報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、実施報結果告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点 （有効性）	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 　他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。

	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない。
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 その結果、人口減少等の社会情勢の変化（少子高齢化、マイナ免許証、ＤＸ化）に対応できておらず、過去からの慣例として毎年恒例の予算要求が行われていると判断する。
監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。

ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	結果として不落となったが、一般競争入札を実施していること、また、決裁伺書、事業実施伺、仕様書、見積書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、下記の事項を除き、事業費を抑制する対策が取られていると判断している。 【改善事項】 圧着機のリース代を毎年見直しているが、リース契約をしていれば５年間は見直しが必要ないが、毎年見直しておりリース料の積算金額が増加している。リース契約であるため、リース期間中のリース料は一定であるべきである。 また、５年経過後は再リースとなりさらにコストを削減できるはずであるが、再リースについても何ら考慮されておらず事業費が適切に算定されていない。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書等により事業内容を確かめたところ、運転免許関係業務委託は必要性がある事業であると判断する。 なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための設備投資及び施設管理が必要なこと、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。
v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないと判断した。

vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約について、業務委託契約書を確かめたところ、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	運転免許に係る委託事業であるため、制度がある限り継続される。 委託事業の契約期間は、通常は最短の１年となっている。 いずれも問題とは認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、単価積算書、入札関連資料（一般競争入札参加資格申請書、入札結果表、入札書、入札参加者名簿、予定価格調書等）、見積書、見積結果表、随意契約理由書及び業者選定理由書・入札不落に伴う随意契約につ

	いて、業務委託契約書を確かめたところ、委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	一般競争入札を実施したが、入札価格が予定価格に達していないため落札者がなく随意契約となっている。 要領等に準拠した手続きであり問題ないと判断する。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。 偏って選定、支出されていないか。
	入札の選定先が毎年同一であるが、一般競争入札を実施した結果であり明確な理由が存在しているため問題ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【改善事項　44－１】 圧着機のリース代を毎年見直しているが、リース契約をしていれば５年間は見直しが必要ないが、毎年見直しておりリース料の積算金額が増加している。リース契約であるため、リース期間中のリース料は一定であるべきである。

	また、５年経過後は再リースとなりさらにコストを削減できるはずであるが、再リースについても何ら考慮されておらず事業費が適切に算定されていない。
公益性・公平性	公益性・公平性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【警察本部】NO.45

課・室	運転免許課			
事業名 補助金等の名称	仮運転免許試験業務委託 （自動車運転免許事務費（管理予算分））		委託料	
予算費目	項：警察費		目：運転免許費	
根拠法令・要綱等	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号 道路交通法第 108 条第１項 道路交通法施行規則第 31 条の４の７			
事業期間	事業開始年度	不明	事業終期年度	終期年度設定なし
予算額・決算額の推移（千円）	年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	当初予算	6,704	6,813	6,577
	決算額	5,233	6,043	6,427
事業の目的	年間約 10,000 人に対して行う仮免許試験事務等を県下 16 校の指定自動車教習所に委託することにより、公安委員会の事務負担を軽減する。 道路交通法（昭和 35 年法律第 15 号。以下「法」という。）第 108 条第１項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。）第 31 条の４の７の規定に基づき、公安委員会が認める法人に委託し、仮運転免許試験及び仮運転免許証の作成に関する業務を効果的及び効率的に実施する。			
事業の概要	仮運転免許試験事務（学科試験受検者分）、仮運転免許試験事務（学科試験免除者分）、仮運転免許証作成交付事務を県下 16 校の指定自動車教習所に委託する。 ・公益財団法人大分県交通安全協会　大分県自動車学校 ・有限会社自動車事故防止協会大分自動車学校 ・株式会社日田自動車教習所 ・有限会社中津自動車学校 ・一般財団法人佐伯自動車学校 ・有限会社宇佐自動車学校 ・有限会社杵築自動車工業　杵築自動車学校 ・一般財団法人三重自動車学校 ・国東市立国東自動車学校 ・山口産業株式会社　亀の井自動車学校（鶴崎） ・株式会社竹田自動車協会　亀の井自動車学校（竹田）			

	・山口産業株式会社　亀の井自動車学校（臼杵） ・山口産業株式会社　亀の井自動車学校（別府） ・株式会社大分県農協共済福祉事業社　大分東自動車学校 ・有限会社大明工業　大分自動二輪教習所 ・株式会社玖珠自動車教習所 ・有限会社豊の里自動車学校 県下 16 の指定自動車教習所で行う法 87 条第 1 項に規定する仮免許に係る試験業務を委託する。
監査手続	
監査要点（合規性・透明性）	各種事業は、関連する法令及び条例・規則等（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に準拠して、適切に執行されているか。
i	補助金等や委託費に必要な書類は揃っているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、単価積算書、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、必要書類は揃っており、事業は適切に執行されていると判断できる。
ii	補助金等や委託費の書類に不自然な点はないか（日付、金額、使途、条件、現地写真など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、単価積算書、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、日付、金額、使途、条件などに不自然な点は見られず、事業は適切に執行されていると判断できる。
iii	補助金等や委託費の決裁は適切に行なわれているか（日付、決裁権限、内容、条件、入札金額など）。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、単価積算表、見積書、業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、日付、決裁権限、金額、内容、条件などの決裁は適切に行われており、決裁は適切に執行されていると判断できる。
iv	補助金等や委託費において、支出の要件判定は適切に行なわれているか（期

	間、金額、使途、補助率、条件など)。
	支出の要件判定は、委託契約の内容に基づき、契約により決められた期間に基づく業務完了報告書で実績確認を書面にて確認している。 従って、支出の要件判定は適切に行われていると判断する。
v	補助金等や委託費の交付対象者の選定、取引は適切に実施されているか。また、対象者の収支状況等を必要に応じて把握しているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算表、見積書等を確かめたところ、委託費の対象者の選定、取引は適切に実施されていると判断した。 なお、委託であるため保証金は免除されており、収支状況についても確認していない。
vi	補助金等や委託費の実績確認や報告は適時・適切に行なわれているか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、委託費の実績確認は契約に基づき毎月の請求の都度、実施報告書等で確認しており、実績確認は適時・適切に行われていると判断できる。
vii	補助金等や委託費は他の使途に流用されていないか。
	業務委託契約書、業務報告書、請求書等を確かめたところ、委託契約に基づき契約を交わし、事業実施報告書等で実施を確認した後に支払いを行っていることから、委託費は他の使途に流用されていないと判断する。
viii	国・市町村の負担がある場合の請求手続は適切に行なわれているか。
	大分県単独の業務委託費であり、国や他市町村の負担はないため、請求手続きなどは行われていない。
監査要点 (有効性)	支出した補助金等や委託費は、事業目的に見合う成果は認められるか。
i	補助金等や委託費の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合

	いが具体的に評価・分析されているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
ii	補助金等や委託費の支出の成果を検証した結果、事業の見直しや廃止は行われているか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 他の補助金や委託費と同様に成果目標を検証し、事業の見直しや廃止を具体的に検討すべきである。
iii	事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために最も効果的であるか。
	政策評価、事務事業評価は対象外であり、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。その結果、内容の変更が無いまま継続されており、有効かの判断はできない。 事業の手法・ＤＸ化や実施内容が目的、目標を達成するために最も効果的かの判断は出来ない
iv	過去からの慣例として予算配分などが行われていないか。長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。 （令和６年度で廃止となった事業は、その廃止の理由が合理的か。）
	政策評価、事務事業評価は対象外であり行われておらず、委託費の実績や成果は具体的に評価・分析されていない。 その結果、人口減少等の社会情勢の変化（少子高齢化、マイナ免許証、ＤＸ化）に対応できておらず、過去からの慣例として毎年恒例の予算要求が行われていると判断する。

監査要点（経済性・効率性）	支出した補助金等や委託費について、各種事業の使途に無駄はなかったか。
i	事業の目的等を勘案し、金額、事業期間、負担割合等は合理的に算定され、適切な水準か。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確認し、事業の目的等を勘案したところ、金額、事業期間は合理的に算定されていると判断する。
ii	補助金等や委託費について、事業費を抑制する対策はとられているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、積算基準等に従って委託費を算定しており事業費を抑制する対策が取られていると判断している。
iii	明らかに必要性に乏しい事業は無いか。補助金等や委託費として支出した施設、購入した物品などは適切に使われているか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書等を確かめたところ、仮免許運転試験業務委託は必要性がある事業であると判断する。 なお、実績報告書等に基づき検収確認を行っており、委託費は適切に使用されていると判断する。
iv	事業の実施方法として、大分県直営か民間事業者への委託、又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
	本件委託事業を大分県直営で実施した場合は、事業実施のための設備投資及び施設管理が必要なこと、事業実施のための職員の確保が新たに必要となる。県職員の給与水準や管理コスト、その他諸経費等から経済的にメリットはないため、事業の実施方法として民間事業者への委託が適切であると判断する。 また、事業の性質上、指定管理者制度にはそぐわないため、民間への委託は適切と判断する。

v	補助金等や委託費において、趣旨や目的が重複する施策がないように事業が計画されているか。
	担当者へのヒアリングにより趣旨や目的が重複する施策はないと判断した。
vi	補助金等や委託費において、最小の経費に抑えることを前提としながらも、市況等の適正価格を意識して支出を行ってきたか。
	決裁伺書、事業実施伺、仕様書、随意契約理由書及び業者選定理由書、業務委託積算書、見積書等を確かめたところ、委託業者と契約事務規則に従い積算金額で契約しているため、委託費の抑制や市況等の適正価格を意識した契約となっていると判断する。 人件費の積算は、会計年度任用職員と同程度の水準となっている。 積算には、期末勤勉手当（年間：4.45ヶ月）、社会保険料が含まれている。 委託先が、賞与や社会保険の負担のないパート職員や高齢者職員で対応している場合は、割高な積算価格となっている可能性がある。 【改善事項】 器具備品（視覚検査装置、聴力検査装置）の使用可能期間について、法定耐用年数としているが実際の使用可能期間は長いと思われる。経済的耐用年数で積算することが望ましい。 器具備品（視覚検査装置、聴力検査装置）に係る積算について毎年単価（購入金額/法定耐用年数５年）を見直しているが、１度購入すれば経済的耐用年数の間は単価を見直すべきではない。毎年購入金額が上昇しているため委託事業者に有利な算定となっている。
監査要点（公益性・公平性）	本来、大分県が負担すべきでない、あるいは、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。 補助金等や入札において、公平に選定、入札が行われているか。
i	事業期間は適切か。また、その期間は合理的に設定されているか。 事業期間が延長、または、繰り返し事業が行われて場合の根拠は明確か。
	運転免許に係る委託事業であるため、制度がある限り継続される。 委託事業の契約期間は、通常は最短の１年となっている。

	いずれも問題とは認められない。
ii	所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iii	事業は公益性の観点から継続すべきか、内容・金額について変更の必要性などは認められないか
	運転免許に係る事業であるため、制度が存続する限り継続される。 いずれも問題とは認められない。
iv	事業の請負先・委託先の選定は要領等に準拠して適正に行われているか。
	事業の委託先の選定に係る起案書等を確認したところ、大分県契約事務規則及び契約事務必携に準拠して委託先の選定は適正に行われていると判断する。
v	入札条件にも関わらず随意契約になっていないか。
	随意契約となっており、随意契約の要件を満たしている。 なお、取得時講習業務委託と仮運転免許試験業務委託に係る契約事務は、まとめて実施されている。 （随意契約の理由） 随意契約ガイドライン（2）オ「その処理に高度の専門性を必要とする契約をするとき」に該当する。 委託先は、規則第 38 条の３により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人または一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備、能力を有することと公安委員会が認めるものに限定されている。 仮免許試験は、試験項目として適性試験、学科試験及び技能試験があり、適性試験及び学科試験を実施する機材と施設や同試験を厳格に実施できる

	体制が必要である。
vi	補助金等や入札の選定先が毎年同一の場合、明確な理由が存在しているか。偏って選定、支出されていないか。
	随意契約理由書等により選定理由を確かめたところ、道路交通法施行規則第 38 条の３により委託先が限定（各地域の自動車学校・教習所等）されている。よって、選定先が毎年同一であるが、明確な理由が存在しているため問題ないと判断する。
監査結果	
合規性・透明性	合規性・透明性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、各種事務は、関係法令（地方自治法等法令・条例・規則及び諸規程等）に従い、公平かつ適切に実施されていることを確認した。
有効性	有効性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、支出した補助金等・委託費に見合う成果は認められると確認した。
経済性・効率性	経済性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業費として支出した事業の使途に無駄は認められなかった。 【改善事項　45－１】 器具備品（視覚検査装置、聴力検査装置）の使用可能期間について、法定耐用年数としているが実際の使用可能期間は長いと思われる。経済的耐用年数で積算することが望ましい。 器具備品（視覚検査装置、聴力検査装置）に係る積算について毎年単価（購入金額/法定耐用年数５年）を見直しているが、1 度購入すれば経済的耐用年数の間は単価を見直すべきではない。毎年購入金額が上昇しているため委託事業者に有利な算定となっている。

公益性・公平性	公益性・公平性について、運転免許課からヒアリングを行い、関連簿冊及び根拠資料等の書類を確認し、必要に応じて現地確認などを行った結果、事業は行政が行うべき内容であると判断した。 また、補助金等や委託費の入札において、公平に選定、入札が行われていると確認した。

【参考】監査結果一覧

NO.	事業名		担当部局／担当課
指摘	件名	区分	内容

1	**公立大学法人施設整備事業費補助金（県有建築物保全事業費）**		**総務部／学事・私学振興課**
1－1	実績報告の期限を超えた報告	不備	実績報告は、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月 20 日のいずれか早い期日までにすることとなっている。 しかし、令和５年度中央監視設備改修工事について、工事の完了は令和６年11月 29 日、実績報告が令和７年１月９日になっており、実績報告の期限を超えた30日経過後に実績報告をしている。
1－2	実績報告の期限超過対策	勧奨	実績報告の期限を超過しないように、工事完了時点で報告期限をカレンダーに記載する、担当者一人ではなく、第三者のチェック体制を確立する等の対策を実施すべきである。
2	**地域活力づくり総合補助金**		**企画振興部／おおいた創生推進課**
2－1	外部支援機関との連携等	勧奨	予算の執行率、事務事業評価の結果などを踏まえて、外部支援機関との連携や、事業者以外の地域の団体や行事などへの広報活動なども積極的に行っていくことが望ましい。
2－2	補助上限金額、負担割合	勧奨	市況等の適正価格を考慮した補助上限金額、負担割合などを検討すべきである。
2－3	制度の見直しについ	勧奨	国の中小企業施策等、昨今の社会情勢

	て		などを考慮して、地域の活性化などに特化した個別具体的な補助金制度などへの見直しが必要であると判断する。
3	**大分県移住支援事業費補助金（ふるさと大分ＵＩＪターン推進事業費）**		**企画振興部／おおいた創生推進課**
3－1	新たな手法の検討	勧奨	移住支援制度が全国各地で始まり、年数も経過しており、移住者数が伸び悩んでいることから、事業の手法や実施内容に限界が感じられる。従って、目標達成に向けて最も効果的とは言い難く、ＳＮＳを通じた広報活動など、新たな手法の検討を続けていくべきである。
3－2	制度改変の検討	勧奨	令和元年から続く補助金制度であり、全国各地の自治体で実施されていることから、慣例として予算配分が行われていると判断できる。 全国各地の自治体で実施されており、定着しつつある制度であることから、大分県のみが廃止することは難しいが、社会情勢などの現在の状況に即した制度への改変も視野に入れるべきである。
3－3	実態確認の方法	勧奨	補助金の返還について確認したところ、本人申し出・転勤・離婚・市外転出・仕事都合・帰郷などの理由で返還が行われている。但し、本人の申し出が無く、調査の結果市外転出が判明しているケースも多く、実態の確認方法の工夫が必要と考える。
4	**空き家利活用事業費補助金（空き家対策促進事業）**		**企画振興部／おおいた創生推進課**
4－1	事務事業評価の内容について	勧奨	空き家対策促進事業全体の事務事業評価を行っているため、補助金そのものの成果についての評価は行われておらず、個々の補助金の成果が十分に評価・検討されていない可能性がある。

			従って、補助金の活用件数を活動指標に設定することが必要と考える。
５	**地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費**		**企画振興部／地域交通・物流対策室**
５－１	目標値について	勧奨	路線の維持率、減便率・運休率の低下なども目標値として考えられるが、燃料費の高騰などとは関係なく、乗務員不足等により減便・運休する事象も生じているため、目標値としては事業者の財務健全性の向上などが考えられる。
６	**地方バス路線維持費補助金（地方バス路線維持対策費）**		**企画振興部／地域交通・物流対策室**
６－１	事務事業評価の目標設定	勧奨	事務事業評価における目標の設定においては、具体的な成果を直接的に分析できる目標値を設定することが必要である。
６－２	事務事業評価について	勧奨	事務事業評価においては補助金の成果を正確に検証し、事業の内容や金額などの見直しや廃止の検討を行うことが必要である。
６－３	事務事業評価について	勧奨	事務事業評価においては補助金の成果を正確に検証し、最も効率的な事業の手法や実施内容の検討を定期的に行うことが必要である。
６－４	制度の見直しについて	勧奨	事業においては、社会情勢の変化を正確に読み取り、現状に即した施策へと制度を見直していくことが必要である。
６－５	社会情勢等の変化への対応について	勧奨	事業においては、乗客数の変化、物価の高騰などの社会情勢や市況等の変化に柔軟に対応していくことが必要である。
７	**軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る補助金（軽費老人ホーム事業）**		**福祉保健部／高齢者福祉課**

7－1	根拠書類の確認	改善	決裁時に決裁書類の確認をより詳細に行うとともに、毎年、各施設に対して行っている補助金の実地検査の際に、監査で注意事項となった事案について、決裁書類と根拠書類の確認を行うことが望ましい。
8	**施設型給付等事業費補助金（認定こども園運営費）**		**福祉保健部／こども未来課**
8－1	請求書の日付について	勧奨	令和6年度施設型給付等事業費補助金交付請求書(第6号様式)について全市町村を確認したところ、日付が印字されている1市を除く 16 市町村で同じ筆跡で記載されており、17 市町村全てで同じ日付であった。これは、支払遅延防止法により交付請求書の提出のタイミングと支払期日が空くことを防止するためであるとのことであった。 但し、支出事務のてびきによると補助金は支払遅延防止法対象外であるため、市町村に申請日を記入した上で提出してもらうようにするべきである。
8－2	抽出点検について	勧奨	施設型給付費の算定、交付等は市町村事務（子ども・子育て支援法第 27 条第1項）であり、提出書類の審査や加算認定、現地調査等は市町村で実施しており、県では確認していない。市町村での要件判定が適切に行われているか、県でも抽出点検を行うことが望ましい。
9	**施設型給付等事業費補助金（私立幼稚園運営費）**		**福祉保健部／こども未来課**
9－1	抽出点検について	勧奨	施設型給付費の算定、交付等は市町村事務（子ども・子育て支援法第 27 条第1項）であり、提出書類の審査や加算認定、現地調査等は市町村で実施しており、県では確認していない。市町村での要件判定が適切に行われているか、県でも抽出

			点検を行うことが望ましい。
10	**病児保育充実支援事業費**		**福祉保健部／こども未来課**
10-１	補助金の精査	勧奨	病児保育事業は、やむをえず一時的に保育する必要がある際のセーフティネットとして、各市町村の住民ニーズに沿って、子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に整備しているものであり、改築・創設についても申請に基づいて行われている。国の法律により国、県、市町村の負担割合が定められた全国統一の義務的経費であり、県の裁量が及ばないものの、補助金を支出する以上、それが本当に必要な設置・規模であるか、施設稼働率の推移等を以って精査することが望ましい。
10-２	補助金の精査	勧奨	国の法律により国、県、市町村の負担割合が定められた全国統一の義務的経費であり、県の裁量が及ばないものであるため、手法や実施内容を見直すことは難しいものの、補助金を支出する以上、それが本当に必要な設置・規模であるか、施設稼働率の推移等を以って精査することが望ましい。
10-３	整備の効果測定	勧奨	施設の老朽化だけで改修申請を受けている事例があり、稼働率や定員オーバーなどで受け入れることができなかった子どもの割合・件数等を調査し、施設の規模や定員数が適当であるかの判断をした上で改修計画を立てることが望ましい。また、年に２回、上半期と下半期の月別利用者数及び広域利用者数について各市町村から書面にて報告を受けているが、施設ごとの稼働率の変化、施設改修後の成果等の確認を行い、補助金を用いた整備の効果をきちんと図る

			べきである。
10-４	補助金の精査	勧奨	病児保育事業は、やむをえず一時的に保育する必要がある際のセーフティネットとして、住民ニーズに沿って、各市町村において、子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的に整備しているものであり、改築・創設についても申請に基づいて行われているが、補助金を支出する以上、それが本当に必要なものなのであるか、施設稼働率の推移等を以って精査することが望ましい。
10-５	整備の効果測定	勧奨	事前協議や交付申請の際に、改築や創設等によって見込まれる成果等の確認を行い、整備後は年に２回、上半期と下半期の月別利用者数及び広域利用者数について各市町村から書面にて報告を受けているが、施設ごとの稼働率の変化、施設改修後の成果等の確認を行い、補助金を用いた整備の効果をきちんと図るべきである。
11	**大分県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金（ひとり親家庭等医療費助成事業費）**		**福祉保健部／こども・家庭支援課**
11-１	抽出点検について	勧奨	継続する以上、市町村が助成対象者の抽出点検等を行い、補助金が正しく使われていることを確認する必要があると考える。
11-２	社会情勢を踏まえた検討	勧奨	補助金の性質上、今後も継続することが予想されるため、事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを適宜測りながら事業を継続する必要性があると考える。
11-３	事業の見直しについて	勧奨	事業の内容が社会情勢を踏まえたものとなっているかを測りながら、必要に応じて適宜事業の見直しの検討は行う

			べきである。
12	**小規模事業経営支援事業費補助金（小規模事業支援事業費）**		**商工観光労働部／商工観光労働企画課**
12-１	様式の修正について	勧奨	第 14 号様式、消費税額の額の確定に伴う報告書の文言の修正が必要である。 「小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第６条第１項第 12 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。」と記載されているが、正しくは、「小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第６条第１項第 10 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。」である。
12-２	会議の開催場所について	改善	報告書の内容において、記載された会議の開催場所の実態の確認が必須である。 料亭等で会議を開催して、それを会議の開催報告として提出しているものがあった。当該会議に係る経費については大分県商工会議所連合会の自主財源により開催したものであるが、実施場所については慎重に検討すべきであると判断する（大分商工会議所）。
12-３	報告書の様式について	勧奨	報告書の様式は要綱により定められているが、様式の項目を加除しているケースがいくつか見られた。実績を確認する際、非常に見づらいため、項目を加除せず、補助金の申請がない場合は、空欄として報告するようにすべきである。
12-４	添付書類の不備	改善	補助事業の内容（費用の配分）の変更承認申請書に添付されている収支計算書の県補助金額が変更前の数値から変更されていない（佐伯、津久見商工会議所）。
12-５	成果指標について	勧奨	現在の成果指標は、①支援する経営革新計画、農商工等連携事業計画、経営力

			向上計画等の国及び県の承認件数、②国・県等の補助事業の採択件数、③支援する創業者数（第二創業を含む）、④事業引継ぎセンターへの相談件数となっている。 その結果、事務事業評価にて補助金の支出の成果は適切に検証され、事業の見直しは行われていると判断する。 但し、現状の成果指標では事業の目的とは直結しておらず、小規模事業者等の経営成績の向上を直接的な目標とする成果指標のようなものを加えることを検討すべきである。 例えば、３年連続売上高増加、３年連続利益計上、３年増収増益、売上高又は利益が３年連続計画対比実績９割以上達成等である。 2025 年版中小企業白書によると、「休廃業・解散件数は近年減少傾向にあったものの、2023 年に増加傾向に転じ、2024 年には約７万件となった」とある。また、「休廃業・解散企業数について、企業規模別構成比の推移を見ると、休廃業・解散企業数に占める『小規模事業者』の割合は一貫して９割超となっている」とある。 さらに、2025 年版中小企業白書では、「策定した経営計画を適切に運用していくことも重要である」として、経営計画の運用を重要としている。ここで、経営計画の運用とは、計画達成に向けた行動、計画の進捗管理、計画に対する実績の評価、計画の見直し等であると考えられ、経営の実績も重視しているということである。 このような状況を踏まえ、成果指標に

			小規模事業者等の経営の実績を成果とするようなものを検討すべきである。
12-６	経営指導員の資質向上について	勧奨	経営指導員が経営改善普及事業を効果的に実施できるようなスキルと経験を身に付けるような努力が必要であるため、引き続き資質の向上に取り組むことが望ましい。 具体的には、当監査報告書で提案されている①小規模事業者等の経営実績を考慮した成果指標の導入、②経営計画策定支援による経営指導の経験を積むこと、③経営指導員のリスキリングによるスキルアップの実施、などが考えられる。
12-７	経営計画の策定支援強化について	勧奨	経営計画の策定支援についても支援を強化することが望ましい。 2025 年版中小企業白書によると、事業者が経営計画を策定している割合は、51.1％となっている。（今後策定する予定が、26.6％、策定する予定なしが、22.3％） 経営計画策定の目的の上位三つは、業績の向上（35.1％）、経営状況の把握（33.2％）、自社の強みや弱みの理解（15.2％）となっている。 経営計画を策定しない理由の上位三つは、時間的余裕がない（37.5％）、事業環境変化が激しく、先が見通せないため（26.4％）、必要性を感じないため（21.8％）となっている。 また、策定する経営人材の有無別の経営計画の策定状況をみると、経営人材がいる事業者の策定割合は、56.3％、経営人材がいない事業者の策定割合は、38.1％となっている。 このような状況から、商工会議所等の

			経営指導員が小規模事業者等の経営計画策定支援をする必要性・意義はあると考える。 さらに、2025 年版中小企業白書では、経営計画の策定状況別に売上高の変化率（中央値）と付加価値額の変化率（中央値）を示している。 売上高の変化率（中央値）は、策定している事業者は 7.7%、策定していない事業者は 5.7%となっている。また、付加価値の変化率は、策定している事業者は 9.9%､策定していない事業者は 8.1%となっており、両指標とも経営計画を策定している方が、高い水準であることが分かる。 これらの結果から、「一概にはいえないが、経営計画の策定は、業績の向上につながる可能性がある」としている。 このような状況を踏まえ、国や県の承認を得る計画の対象以外の小規模事業者等について、経営計画策定及び運用の支援を今以上に行うことが望ましいと考える。
13	**短期集中県域支援品目生産拡大推進事業費**		**農林水産部／園芸振興課**
指摘事項なし			
14	**堆肥広域流通・飼料生産拡大モデル事業費**		**農林水産部／畜産技術室**
指摘事項なし			
15	**県有建築物の改修に係る設計委託（県有建築物保全事業費）**		**総務部／県有財産経営室**
15-１	棟数の減少について、中長期的な数値	勧奨	県有建築物保全計画に過去の実績として記載されている。知事部局所管の県

	目標の設定		有建築物の棟数の減少について、中長期的な目標を設定し、その実績を踏まえた上で、事業の評価・分析を実施すべきである。 その上で、実績と差異に対する評価・分析、今後の取組み方針等の決定を行い、事務事業評価のような形で、公表すべきである。 公表する頻度は、施設の関係なので５年ごとくらいの長さでよいと考える。
15-２	県有建築物保全計画での長寿命化を目的とした目標設定について	勧奨	県有建築物保全計画での長寿命化を目的とした、予防保全管理維持管理の目標設定について計画を作成し、毎年度、計画と実績を比較して、事業の評価・分析を実施すべきである。
16	**ＯＡＳＩＳひろば 21 管理委託（ＯＡＳＩＳひろば 21 管理費）**		**企画振興部／芸術文化振興課**
16-１	委託業務のあり方	勧奨	社会情勢や現状の施設の状況等も加味して、より効果的な委託業務のあり方を検討すべきである。
16-２	負担割合	勧奨	大分県は営利目的で保有しているわけではなく、他の営利企業との共有持ち分に対する管理、などを考慮すると、単純な面積割りなどの経費の負担割合は公平ではないとも考えられる。 負担割合の見直しなどの現実的な困難さは伴うものの、営利企業から利益分の配当などがあれば公平と言えるのではないかと考える。従って、負担割合の見直しを検討する余地がある。
16-３	使用・管理の再検討	勧奨	少子高齢化や外国人観光客の増加など、社会情勢の変化や施設の老朽化、県有財産に対する方針、営利企業との共有関係を鑑みて、ＯＡＳＩＳひろば 21 の使用・管理等について再検討する時期に

			来ていると考える。
16-４	複数年契約の検討	勧奨	複数年にわたる契約とすることで、より適切かつ計画的な管理運営を行えるのではないかと考える。
16-５	効果的な委託業務のあり方	勧奨	少子高齢化や外国人観光客の増加など、社会情勢の変化や施設の老朽化、県有財産に対する方針などを考慮してより効果的な委託事業の在り方を検討すべきと考える。
16-６	内容・金額の変更の必要性	勧奨	事業は公益性の観点から継続すべきであるが、その内容・金額について変更の必要性は認められる。
16-７	再委託先の見直しの余地	勧奨	再委託先の選定については要領等に準拠しているものの、見直しは検討の余地があると考える。
17	**県政広報テレビ番組制作放送委託・県政ラジオ番組制作放送委託・新聞広告「県政だより」制作掲載委託（広報活動費）**		**企画振興部／広報広聴課**
17-１	県政広報テレビ番組制作について	勧奨	数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っているが、県民のテレビ離れ・地上波放送離れは顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。
17-２	県政ラジオ番組制作について	勧奨	数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っているが、県民のラジオ離れ（民放ラジオ週間接触者率：2009年の31.9％ → 2019年の24.1％）は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。
17-３	新聞広告「県政だより」制作について	勧奨	数十年にわたり同様の契約を交わして事業を毎年行っているが、県民の新聞離れ（一般新聞発行部数：2000 年の

			47,401 千部（１世帯当たり部数：1.13）→ 2024 年の 24,938 千部（１世帯当たり部数：0.45））は顕著であり、デジタル広告やＳＮＳ広告へのシフトを視野に入れて見直しを検討すべきである。
17-４	県政広報テレビ番組制作について	勧奨	他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきであると考える。
17-5	県政広報テレビ番組制作について	勧奨	事業も数十年にわたり継続して行われており、委託費の支出の成果の検証、事業の見直しは必要と考える。
17-6	県政ラジオ番組制作について	勧奨	他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきであると考える。
17-7	県政ラジオ番組制作について	勧奨	放送時間について、通勤時間帯とずれており、ラジオを聴きながら自家用車で通勤する県民に向けての配信も検討すべきである。
17-8	県政ラジオ番組制作について	勧奨	事業も数十年にわたり継続して行われており、委託費の支出の成果の検証、事業の見直しは必要と考える。
17-9	新聞広告「県政だより」制作について	勧奨	他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきであると考える。
17-10	新聞広告「県政だより」制作について	勧奨	事業も数十年にわたり継続して行われており、委託費の支出の成果の検証、事業の見直しは必要と考える。
17-11	県政広報テレビ番組制作について	勧奨	いずれの契約も見積書の金額で契約しており、金額の適正水準の判断は行われていない。一年に一回、九州各県の広報担当者会議があり、広報方法や内容・金額の情報交換は行っているものの、実際にそれをもとに価格交渉などは行っていない。他の地方公共団体の契約などを参考に比較を行うべきであると考える。

17-12	県政ラジオ番組制作について	勧奨	いずれの契約も見積書の金額で契約しており、金額の適正水準の判断は行われていない。一年に一回、九州各県の広報担当者会議があり、広報方法や内容・金額の情報交換は行っているものの、実際にそれをもとに価格交渉などは行っていない。他の地方公共団体の契約などを参考に比較を行うべきであると考える。
17-13	新聞広告「県政だより」制作について	勧奨	いずれの契約も見積書の金額で契約しており、金額の適正水準の判断は行われていない。一年に一回、九州各県の広報担当者会議があり、広報方法や内容・金額の情報交換は行っているものの、実際にそれをもとに価格交渉などは行っていない。他の地方公共団体の契約などを参考に比較を行うべきであると考える。
18	**大分県東部保健所他８施設時間外電話受付委託業務（保健所運営費（管理））**		**福祉保健部／健康政策・感染症対策課**
18-１	見積りについて	勧奨	一者見積りのみで契約を結んでおり、決裁が適切に行われているか疑問が残る。相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、委託内容や金額等が適切であることの根拠が必要である。
18-２	連絡票について	勧奨	県では全ての案件の連絡票の作成が行われていると考えているが、その確認手段を確立できていない。報告の網羅性を担保できる手段を検討することが望ましい。
18-３	評価について	勧奨	本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、事業を開始する前後で実績や成果を評価できる手段を取る必要があったと考える。
18-４	事業の見直しについ	勧奨	本事業は事務事業評価の対象外では

	て		あるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、事業の見直しは適宜行う必要がある。
18-５	定期的な評価	勧奨	本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、最も効果的な方法を追求すべきである。 例えば、ＡＩ音声対応、ＡＩチャットボットなどの技術の進化は目覚ましく、試験的な導入も検討すべきである。
18-６	見積りについて	勧奨	一者見積りのみで契約を結んでおり、金額や事業期間の妥当性の判断ができない。相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、金額や事業期間の妥当性の根拠が必要である。
18-７	見積りについて	勧奨	相見積りや他県の状況をヒアリングするなどして、委託内容や金額の確認を行うことが必要である。
19	**指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証更新業務委託（保健所運営費（管理））**		**福祉保健部／健康政策・感染症対策課**
19-１	業務従事者変更届の提出時期について	勧奨	委託仕様書に従事者に変更があった場合の従事者名簿提出期限の記載はないものの、機密情報・個人情報を取り扱う業務であることから、早期に提出を求めることが望ましい。
19-２	評価について	勧奨	本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、事業の開始前後での職員の業務量や負担の変化についてアンケートを取るなど、成果を客観的に判断できる手段を取る必要があったと考える。
19-３	評価について	勧奨	本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、事業の見直しは適宜行う必要がある。

19-４	実績や成果の評価手法の検討	勧奨	本事業は事務事業評価の対象外ではあるものの、定期的に実績や成果の評価を行い、最も効果的な方法を追求すべきである。 今後、マイナ保険証の利用率(2025 年 10 月末時点の大分県の利用率：36.22%)が上昇し、診療データ等の連携が進むようになった際には、指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証の更新もオンラインでできるようになる可能性なども考慮すると、今後は様々な方法を検討する余地がある。
19-５	金額増額による再プロポーザルの必要性	改善	事業初年度以降は金額が増額している。金額が変更になるのであれば、再度プロポーザル方式にて選定を実施すべきであると考える。 もしくは、当初から契約期間を３年間などにすべきと考える。
19-６	金額増額による再プロポーザルの必要性	改善	事業初年度以降の随意契約では金額が増額している。 金額が変更になるのであれば、プロポーザル方式にて再度選定を実施するか、入札による選定を行うべきと考える。
20	**大分県防災情報通信システム点検委託業務・大分県震度情報システム点検委託業務（防災情報システム管理費（管理予算分））**		**生活環境部／防災対策企画課**
指摘事項なし			
21	**中小企業等デジタルスキル向上支援事業委託業務（中小企業等デジタルスキル向上支援事業費）**		**商工観光労働部／先端技術挑戦課**
21-１	事業実施伺いの不備	勧奨	提案競技のてびきでは、提案競技の場合、事業実施伺においてコンペ方式(企

			画提案方式）か、プロポーザル方式かを記載するようにされているが、その記載がない。 事業実施伺等で「企画提案競技」という文言を使用しているが、提案競技のてびきによると、正しくは「提案競技」であると思われる。提案競技のてびきに準拠した正確な文言を使用すべきである。
21-２	人材育成の評価・分析について	勧奨	事務事業評価の成果指標のみでは事業目的を実態ベースで達成できているか判断できないため、人材育成の対象となった当事業の事業者の追跡調査をして、実際にデジタルスキルを活用しているかの状況を確認し、当事業の評価・分析及び今後の事業の参考とすべきである。 また、当事業をきっかけに業務の変革を企画、デジタル化、ＩＴ化等に関して、『ツールを使いこなす人材』として、事業所内で影響を与える人材となっているか等を調査すべきである。 なお、人材の育成は中長期にわたるため、令和７年度終了後にも追跡調査等を実施して、当事業の目的である人材育成の評価・分析をすべきである。
21-３	ＤＸの定義明確化、必要な人材の明確化	勧奨	人材育成の対象事業者及び対象者に対して、大分県としてのＤＸの定義とＤＸのために必要な人材を明確にした方が人材育成にとって効果的かつ効率的に進むと考える。 大分県のＤＸの定義は「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風

			土を改革し、競争上の優位性を確立すること」である（大分県ＤＸ推進戦略）。これは、経済産業省のＤＸの定義と同じである。 　重要なのは、「データとデジタル技術の活用」だけではＤＸではなく、これらに加えて「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立する」ところまで実施するのがＤＸということである。 　ＤＸの定義を明確にすることで、ＤＸに必要な人材の姿が見えてくると考える。つまり、「データとデジタル技術の活用」（当事業では「ツールを使いこなす人材」）の技術や知識だけではなく、「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し競争上の優位性を確立する」ための知識・経験・技術も備えた人材が必要ということである。 　但し、「データとデジタル技術の活用」（当事業では「ツールを使いこなす人材」）の技術や知識はＤＸの基礎の部分であり、この基礎が必要不可欠であり、重要な部分であると考える。 　当事業の対象事業者及び対象者に対して、このようなＤＸにおける立ち位置を明確にした方が効果的かつ効率的であると考える。
21－４	積算書の精度向上について	勧奨	委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 　見積書は必ず複数枚必要とはなって

			いないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。
21-５	ＤＸのリスク等の周知	勧奨	国や県等がＤＸを推進すると、事業のすべての課題をＤＸで解決できるかのような錯覚を抱く事業者も多いと考えられるため、ＤＸの問題点やリスクについても事業の参加者に周知すべきである。 また、ＤＸのメリットばかり強調するのは公的部門として公平性に欠けると考える。 2025 年中小企業白書では、ＤＸに向けた取組を進めるに当たっての問題点として、費用の負担が大きい、推進する人材が足りない、取り組む時間がない、経営者や従業員の意識・理解が足りていない、具体的な効果や成果が見えない、ど

			のように推進すればよいか分からない等の問題点が上げられている。 　また、2025年中小企業白書において、デジタル化の取組段階別にデジタル化の取組の売上面、コスト面、人材面での効果をグラフで示している。段階４、段階３、段階２のすべての段階において、デジタル化の効果を「あまり効果を感じていない」と「ほとんど効果を感じていない」が一定の割合を占めている。デジタル化を進めても必ずしも効果が出る訳ではないということを表している。 　さらに、デジタルガバナンス・コード3.0（経済産業省）では、サイバーセキュリティ対策を推進していることがＤＸ戦略の実施の前提であるとして、ＤＸにはサイバーセキュリティ・リスクがあることを示している。 　このように、メリットだけでなく、問題点やリスクもあることを伝えるようにすべきである。
22	**データを活用した経営に係る伴走支援者育成等事業委託業務（中小企業等ＤＸ促進事業）**		**商工観光労働部／先端技術挑戦課**
22-１	事業実施伺いの不備	勧奨	提案競技のてびきでは、提案競技の場合、事業実施伺においてコンペ方式（企画提案方式）か、プロポーザル方式かを記載するようにされているが、その記載がない。 　事業実施伺等で「企画提案競技」という文言を使用しているが、提案競技のてびきによると、正しくは「提案競技」であると思われる。提案競技のてびきに準拠した正確な文言を使用すべきである。
22-２	人材育成の評価・分	勧奨	事務事業評価の成果指標のみでは事

	析について		業目的を実態ベースで達成できているか判断できないため、人材育成の対象となった当事業の事業者の後追い調査をして、実際にデータ経営を普及しているかの状況を確認し、当事業の評価・分析及び今後の事業の参考とすべきである。 　また、当事業をきっかけに業務の変革を企画、デジタル化、ＩＴ化等に関して、『データ経営を普及する支援者』として、組織内外で影響を与える人材となっているか等を調査すべきである。 　なお、人材の育成は中長期にわたるため、令和７年度終了後にも追跡調査等を実施して、当事業の目的である人材育成の評価・分析をすべきである。
22-３	事業の評価について	勧奨	当事業は令和８年度までの事業として計画されたが事業見直しのため令和７年度終了予定である。 　令和７年度終了時点で、当事業の総括的な評価を実施すべきである。 　事業金額、事業期間、事業内容、目的達成度、負担割合、事業の必要性の検討、事業内容の重複について問題はなかったか、等の項目ごとに、評価・分析して、今後の他事業の役にも立てるべきである。
22-４	ＤＸの定義明確化、必要な人材の明確化	勧奨	人材育成の対象事業者及び対象者に対して、大分県としてのＤＸの定義とＤＸのために必要な人材を明確にした方が人材育成にとって効果的かつ効率的に進むと考える。 　大分県のＤＸの定義は「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務その

			ものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立すること」である（大分県ＤＸ推進戦略）。これは、経済産業省のＤＸの定義と同じである。 　重要なのは、「データ経営を普及する支援」だけではＤＸではなく、これらに加えて「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し、競争上の優位性を確立する」ところまで実施するのがＤＸということである。 　ＤＸの定義を明確にすることで、ＤＸに必要な人材の姿が見えてくると考える。つまり、「データ経営を普及する支援」の技術や知識だけではなく、「業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を改革し競争上の優位性を確立する」ための知識・経験・技術も備えた人材が必要ということである。 　但し、「データ経営を普及する支援」の技術や知識はＤＸの基礎の部分であり、この基礎が必要不可欠であり、重要な部分であると考える。 　当事業の対象事業者及び対象者に対して、このようなＤＸにおける立ち位置を明確にした方が効果的かつ効率的であると考える。
22-５	積算書の精度向上について	勧奨	委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 　見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が

			困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。
22-６	ＤＸのリスク等の周知	勧奨	国や県等がＤＸを推進すると、事業のすべての課題をＤＸで解決できるかのような錯覚を抱く事業者も多いと考えられるため、ＤＸの問題点やリスクについても事業の参加者に周知すべきである。 また、ＤＸのメリットばかり強調するのは公的部門として公平性に欠けると考える。 2025 年中小企業白書では、ＤＸに向けた取組を進めるに当たっての問題点として、費用の負担が大きい、推進する人材が足りない、取り組む時間がない、経営者や従業員の意識・理解が足りていない、具体的な効果や成果が見えない、どのように推進すればよいか分からない

			等の問題点が上げられている。 　また、2025 年中小企業白書において、デジタル化の取組段階別にデジタル化の取組の売上面、コスト面、人材面での効果をグラフで示している。段階４、段階３、段階２のすべての段階において、デジタル化の効果を「あまり効果を感じていない」と「ほとんど効果を感じていない」が一定の割合を占めている。デジタル化を進めても必ずしも効果が出る訳ではないということを表している。 　さらに、デジタルガバナンス・コード 3.0（経済産業省）では、サイバーセキュリティ対策を推進していることがＤＸ戦略の実施の前提であるとして、ＤＸにはサイバーセキュリティ・リスクがあることを示している。 　このように、メリットだけでなく、問題点やリスクもあることを伝えるようにすべきである。
23	**ツーリズム推進基盤強化事業費**		**商工観光労働部／観光政策課**
23-１	事業実施伺の前払金の不備	不備	事業実施伺において、前払金に関する記載はないが、実際に委託料の前払いを行っている（事業の概要に記載の業務⑤）。 　委託金額 5,828,680 円のうち、１回目 2,900,000 円を令和７年３月に、２回目（最終）2,928,680 円を令和７年４月に支払っている。 　委託契約書においては、第 17 条（前払金）委託金額の 10 分の５以内との規定がある。
23-２	再委託事務の不備（再委託業務内容の記載もれ）	不備	委託契約事務必携では、承認申請書の記載内容として、②再委託をしようとする業務の範囲、③再委託をする理由と、

			業務の範囲と理由を別項目としているが、再委託する業務の概要及び理由が記載されていない（事業の概要に記載の業務⑤）。 事例１）「本業務を執行するにあたり、旅行商品の登録及び販売から精算までの業務を円滑に進めるため、テッパンおおいたの実績のある専門事業者による実施が効率的であるとともに効果的であるため。」 これが再委託の理由であるが、再委託する業務が記載されていない。再委託する業務は「万博ポータルサイトへの商品等の登録支援を再委託する」である。 事例２）「「本業務を執行するにあたり、指定されたパンフレットの増刷について、版権を持つ事業者に依頼するため。」 これが再委託の理由であるが、再委託する業務は記載されていない。再委託する業務は「パンフレットの増刷を委託する」である。
23-３	多角的な分析	勧奨	当事業の事務事業評価の成果指標は県内宿泊客数では、令和６年度実績が8,329 千人となっている。これは、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」から引用している。 事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数を変更する必要はないと考えるが、事業を評価・分析するのに複数のデータを用いて、評価・分析をし、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 事務事業評価のための事業の評価・分析ではなく、より多くのデータを用いて評価・分析し、より有効で、より効率的な事業になるように改善するという観

			点から多面的な事業の評価・分析を実施すべきである。 「宿泊旅行統計調査」では、都道府県別宿泊者数のほかに、都道府県別宿泊者数の伸び率（順位）、都道府県別定員稼働率（順位）、都道府県別客室稼働率（順位）、居住地別宿泊者数（県内・県外）、宿泊タイプ別宿泊者数等が月単位・年単位で記載されている。 これらのうちから複数を選択して、現在の事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数に加えて、評価・分析するように検討すべきである。 また、今後ツーリズムおおいたにマーケティング部が設置されるのであれば、同部門においてもこれらのデータを活用し、県と連携しながら多角的な分析を行うべきである。
23-４	評価・分析	勧奨	一つの事業の中に複数の業務がある場合は、その複数の各業務を個別に評価・分析した上で、事業全体の評価・分析を行うのが論理的であると考える。 各業務においては、実績報告書等を受け取っているが、これに対する県の詳細な評価・分析をした上で、各事業の内容、期間、金額等の評価・分析（定量分析・定性分析）を実施すべきである。 それらを元に、各業務の継続、内容変更して継続、廃止等の判断をすべきである。 また、各業務の評価・分析に加え、他の評価・分析も加味した上で、事業全体の評価・分析（定量評価・定性評価）を実施すべきである。
23-５	評価・分析	勧奨	事務事業評価では、県内宿泊客数を成果指標として、以下の５事業が採用してい

			る。 国内誘客総合推進事業 決算額 411,489 千円 ツーリズム推進基盤強化事業 決算額 92,514 千円 広域ツーリズム推進事業 決算額 49,987 千円 大分のサイクル魅力発信事業 決算額 16,236 千円 おもてなし人材育成事業 決算額 11,569 千円 決算額合計　581,795 千円 県内宿泊客数 令和５年度 7,624 千人 令和６年度　8,329 千人 これら 5 事業の成果が県内宿泊客数ということである。 そうであるならば、各事業の事務事業評価とは別に、これら 5 事業を取りまとめた成果の評価・分析が必要と考える。決算額合計に対する宿泊客数の金額的影響額を提示して、評価・分析をするようにすべきである。 例えば、 県内宿泊客数の増加数　×　県の事業が与えた影響の割合（見積り）×　観光目的の宿泊率（見積り）×　平均客単価（見積り） このような算式で金額的な影響を出すことは可能と考える。 他に依頼せずに、県が自ら評価・分析を実施して、翌年度以降の事業の見直しに役立てるべきである。
23-６	積算書の精度向上について	勧奨	委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算

			定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 　見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 　参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 　例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 　なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。
23-７	評価・分析	勧奨	当事業（令和６年度）は５の業務があり、業務全体として適切な水準かという検証はなされていないと考える。 　そのため、事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をおこない、事業継続としている。 成果指標 県内宿泊客数（千人）

			令和５年度　目標値 7,750 　実績値 7,624　達成率 98.4% 令和６年度　目標値 8,370 　実績値 8,329　達成率 99.5% 評価　B（施策の進捗が「概ね順調」に進んでいる。） 　今後の方針　事業継続 　「当事業の金額（年間総額）が必要であるのか、もっと少ない金額で同様の効果を上げられるのではないか」という質問に、データを用いて答えられるように、過去の事業費と県内宿泊客数の増減の関係・県内宿泊客数が県内宿泊業者の純利益に与える影響額等の評価・分析をして、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。
23-８	趣旨や目的が重複する事業内容の見直しについて	勧奨	事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 　一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 　事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 　上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。
23-９	事業の見直しについて	勧奨	新たな大分県の魅力（観光資源）の開発を目的とする事業の見直しを検討すべきである。 　多くが、既にある大分県の魅力（観光資源）の情報発信であったり、既にある大分県の魅力（観光資源）を利用したイ

			ベントや企画であったりするようであり、新たな大分県の魅力（観光資源）を開発するという事業は少ないと考える。 　新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という観点からは、下記、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定が該当すると考えられる。 　また、事務事業評価は実施されていないので抽出していないが、サステナブル・ガストロノミー推進事業も新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という面を含んでいると考える。 ＜参考＞ ①国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 情報発信、企画展開催、商談会による販売促進　等 ②インバウンド推進事業（H27～）観光誘致促進室 情報発信、海外戦略パートナーを設置、現地商談会・海外旅行会社セミナー開催等 ③ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 マーケティング機能等強化、着地型旅行商品の企画・造成支援、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、ツーリズム戦略推進会議開催　等 ④デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 キャンペーンの実施、販売促進・情報発信、イベント開催　等 ⑤大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 観光資源の素材集作成、情報発信、万博

			ポータルサイトへの商品等の登録支援等 ⑥おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６ ）広報広聴課 情報発信、パブリシティ　等 ⑦広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 隣県や広域観光推進組織と連携した誘客対策実施 ⑧大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定、情報発信　等
23-10	事業の効果・評価	勧奨	事業の目的は、総合的な誘客対策を実施することで、誘客及び県内周遊を促進することにある。 当事業の効果については、県内宿泊客数という単一の指標を用いて、次のように示されている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750 実績値 7,624　達成率 98.4% 令和６年度　目標値 8,370 実績値 8,329　達成率 99.5% これだけを見ると、県内宿泊客数は増加しており、当事業の効果のように見えるが、県内宿泊客数は観光客だけでなく、ビジネス客・その他の利用客も含まれているはずである。 つまり、県内宿泊客数のうち、どれだけの人数が当事業の影響を受けて県内に宿泊したのかは明確でない。 この当事業の宿泊客数への影響度合いが分からないと事業の効果というものを評価できず、当事業の目的が達成さ

			れているのかどうかも判断できない。 宿泊旅行統計調査では、旅館、リゾートホテル、ビジネスホテル、シティホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所といった施設別の宿泊者数、宿泊目的割合別（観光目的の割合が 50%以上の宿泊客と 50%未満の宿泊客）の人数等が掲載されている。 これらの資料等を利用して、当事業と県内宿泊客数（又は、県内宿泊客数の増減）との因果関係（当事業がどれくらい影響を与えているのか）を評価・分析して公表すべきである。 加えて、宿泊客の平均客単価（推定値で構わない）を利用する等、影響度合いを金額で算定すべきである。
24	**サステナブル・ガストロノミー推進事業費**		**商工観光労働部／観光政策課**
24-１	事業実施伺の不備	改善	委託契約事務必携では、事業実施伺に必要な事項として、前払金（必要な場合）を記載するように要請している。 実際に、前払金の請求はされていないが、委託契約書に前払金に関する条項を記載するのであれば、事業実施伺に記載すべきである。
24-２	再委託承諾申請書の書きぶりについて	改善	再委託承諾申請書には、再委託する必要性及び理由として、「リクルートのｗｅｂサイト『じゃらん』に記事を掲載するには、委託するほかないため」とある。委託契約書（案）第３条（再委託の制限）によると、再委託できない「主たる部分」の範囲として、「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務」と記載されている。 再委託する内容が再委託できない主

			たる部分ではないと、担当部署以外が再委託承諾申請書を見ただけで判断できるような文言、例えば「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等は契約業者が実施し、【リクルートのｗｅｂサイト『じゃらん』に記事を掲載する】という業務は、再委託が制限される主たる部分には含まれない」のような文言を、再委託承諾申請書に記載すること（または、記載するように受託業者に指導すること）が望ましい（再委託の内容が、明らかに再委託できない主たる部分でないと、再委託承諾申請書から判断できる場合を除く）。
24-３	仕様書の記載について	勧奨	事業で実施した交流会第２部懇親会で参加費 3,000 円（税込）を徴収している。 参加費の徴収について、仕様書には記載されていないようであるが、実際に会場費等は事業費から賄われていると考えられる。参加費の徴収は、契約後に大分県と受託者が協議し決定したものであるが、当初から想定されるものであるならば、徴収可能な旨を仕様書に記載すべきであると考える。 考え方として、参加費等の徴収を認めることで事業費の負担を少し減らすことが可能であり、開発した料理等の消費者等のニーズを探ることもある程度は可能と考える。 同様の事業を実施する場合は検討すべきである。
24-４	目標設定、評価分析	勧奨	数値目標、定性目標は特に定められておらず、目標の達成度合いも具体的に評価・分析されていない。 令和６年度の事業では「じゃらん効果

			レポート」が添付されており、ＰＶ数（ページビュー数）や外部リンククリック数が報告されている。しかし、当事業として、どの程度のＰＶ数や外部リンククリック数を目標としたのかがないと的確な評価ができない。 大分の既存の魅力（観光資源）の情報発信等の事業が多い中、大分の新しい魅力（観光資源）の磨き上げや再発見という部分が含まれる数少ない事業であったと考えると、先進的な取組みを実施する場合は目標設定することを考慮すべきである。
24-５	積算書の精度向上について	勧奨	委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考

			えられる。 　なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。
24-６	趣旨や目的が重複する事業内容の見直しについて	勧奨	事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 　一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 　事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 　上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。 　なお、当事業は既に終了済みであるが、次回、同様の事業を実施する場合は、重複する事業がないか検証の上、事業内容を検討すべきである。
25	**国内誘客総合推進事業費**		**商工観光労働部／観光誘致促進室**
25-１	事業実施伺の書き方	勧奨	事業実施伺において、前払金に関する記載が、「11. 積算書　別紙積算書のとおり　※前払金　100%以内」と、積算書の内訳項目として記載されている。 　委託契約事務必携では、前払金の取扱いが必要な場合は単独の項目として記載するようにされている。前払金は委託費の支払いに関する重要な項目であり、他の項目の内訳項目として記載するのではなく、単独の項目として事業実施伺

			に記載することが望ましい。 （事業の概要に記載の①②③⑥⑦⑧⑨⑩⑪の業務）
25-２	事業実施伺の書き方	勧奨	事業実施伺において、概算払いに関する記載が、「７．積算額　金額　消費税　※別紙積算書のとおり　※概算払い金100%以内」と、積算額の内訳項目として記載されている。 委託契約事務必携では、概算払金の取扱いが必要な場合は単独の項目として記載されている。概算払金は委託費の支払いに関する重要な項目であり、他の項目の内訳項目として記載するのではなく、単独の項目として事業実施伺に記載することが望ましい。 （事業の概要に記載の事業④⑤の業務）
25-３	随意契約理由の誤り	改善	随意契約理由に記載の随意契約ガイドラインの項目に誤りがある。 下記事業について、すべて随意契約ガイドライン１－（19）提案競技としているが誤りである。正しくは以下のとおりである。 業務①６－（1）－イ　印刷物の増し刷りをするとき 業務②１－（2）－カ　目的を達成するため、通常業務と密接な関係にあるものと契約するとき 業務③⑥⑦⑪　６－（1）－ア　特殊な工法、技術、機械等の使用により格安が見込まれるとき（実施場所が安価に利用可能） 業務⑧１－（1）－ウ　代替性のない特定の位置、構造又は性質のもの（施設の利用により限定） 業務⑨５－（1）　現に契約中のものと

			密接な関係のある契約をするとき 　業務⑩１－(2)－ウ　相手の技術、技能等により特定するとき 　（事業の概要に記載の事業①②③⑥⑦⑧⑨⑩⑪の業務）
25-４	多角的な分析	勧奨	当事業の事務事業評価の成果指標は県内宿泊客数では、令和６年度実績が8,329 千人となっている。これは、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」から引用している。 　事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数を変更する必要はないと考えるが、事業を評価・分析するのに複数のデータを用いて、評価・分析をし、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 　事務事業評価のための事業の評価・分析ではなく、より多くのデータを用いて評価・分析し、より有効で、より効率的な事業になるように改善するという観点から多面的な事業の評価・分析を実施すべきである。 　「宿泊旅行統計調査」では、都道府県別宿泊者数のほかに、都道府県別宿泊者数の伸び率（順位）、都道府県別定員稼働率（順位）、都道府県別客室稼働率（順位）、居住地別宿泊者数（県内・県外）、宿泊タイプ別宿泊者数等が月単位・年単位で記載されている。 　これらのうちから複数を選択して、現在の事務事業評価の成果指標である県内宿泊者数に加えて、評価・分析するように検討すべきである。 　また、今後ツーリズムおおいたにマーケティング部が設置されるのであれば、同部門においてもこれらのデータを活

			用し、県と連携しながら多角的な分析を行うべきである。 　さらに、効果が出ていないと評価・分析された事業については、縮小・廃止を検討すべきであり、これらの評価・分析は外部に依頼するのではなく、県自体が実施すべきである。
25-５	評価・分析	勧奨	事務事業評価には、次のような記載がある。 　ＳＮＳ発信回数　目標値　245 回　実績値　341 回　達成率　139.2% 　これに関して、ＳＮＳの種類、種類ごとの発信回数、種類ごとのアクセス数等を評価・分析して、成果指標である県内宿泊客数への影響度の見積りや活動の見直し等に活用すべきである。 　Ｗｅｂページも同様に、Ｗｅｂページの種類、種類毎のアクセス数等を評価・分析して、成果指標である県内宿泊客数への影響度の見積りや活動の見直し等に活用すべきである。
25-６	事業全体の評価・分析	勧奨	一つの事業の中に複数の業務がある場合は、その複数の各業務を個別に評価・分析した上で、事業全体の評価・分析を行うのが論理的であると考える。 　各業務においては、実績報告書等を受け取っているが、これに対する県の詳細な評価・分析をした上で、各事業の内容、期間、金額等の評価・分析（定量分析・定性分析）を実施すべきである。 　それらを元に、各業務の継続、内容変更して継続、廃止等の判断をすべきである。 　また、各業務の評価・分析に加え、他の評価・分析も加味した上で、事業全体の評価・分析（定量評価・定性評価）を

			実施すべきである。
25-７	評価・分析	勧奨	事務事業評価では、県内宿泊客数を成果指標として、以下の５事業が採用している。 国内誘客総合推進事業 決算額 411,489 千円 ツーリズム推進基盤強化事業 決算額 92,514 千円 広域ツーリズム推進事業 決算額 49,987 千円 大分のサイクル魅力発信事業 決算額 16,236 千円 おもてなし人材育成事業 決算額 11,569 千円 決算額合計　581,795 千円 県内宿泊客数　令和５年度 7,624 千人 令和６年度 8,329 千人 これら５事業の成果が県内宿泊客数ということである。 そうであるならば、各事業の事務事業評価とは別に、これら５事業を取りまとめた成果の評価・分析が必要と考える。決算額合計に対する宿泊客数の金額的影響額を提示して、評価・分析をするようにすべきである。 例えば、 県内宿泊客数の増加数　×　県の事業が与えた影響の割合（見積り）×　観光目的の宿泊率（見積り）×　平均客単価（見積り） このような算式で金額的な影響を出すことは可能と考える。 他に依頼せずに、県が自ら評価・分析を実施して、翌年度以降の事業の見直しに役立てるべきである。
25-８	積算書の精度向上に	勧奨	委託契約事務必携によると、積算書の

	ついて		作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 　見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 　参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 　例えば、人に関する費用であれば、その人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 　なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。
25-９	評価・分析	勧奨	当事業（令和６年度）は 11 の業務があり、業務全体として適切な水準かという検証はなされていないと考える。 　そのため、事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をおこない、事業継続としている。

			成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750 　実績値 7,624　達成率 98.4% 令和６年度　目標値 8,370 　実績値 8,329　達成率 99.5% 　評価　B（施策の進捗が「概ね順調」に進んでいる。） 　今後の方針　事業継続 　「当事業の金額（年間総額）が必要であるのか、もっと少ない金額で同様の効果を上げられるのではないか」という質問に、データを用いて答えられるように、過去の事業費と県内宿泊客数の増減の関係・県内宿泊客数が県内宿泊業者の純利益に与える影響額等の評価・分析をして、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。
25-10	趣旨や目的が重複する事業内容の見直しについて	勧奨	事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 　一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 　事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 　上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。
25-11	事業の見直しについて	勧奨	新たな大分県の魅力（観光資源）の開発を目的とする事業の見直しを検討すべきである。 　多くが、既にある大分県の魅力（観光

			資源）の情報発信であったり、既にある大分県の魅力（観光資源）を利用したイベントや企画であったりするようであり、新たな大分県の魅力（観光資源）を開発するという事業は少ないと考える。 　新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という観点からは、下記、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定が該当すると考えられる。 　また、事務事業評価は実施されていないので抽出していないが、サステナブル・ガストロノミー推進事業も新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という面を含んでいると考える。 ＜参考＞ ①国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 情報発信、企画展開催、商談会による販売促進　等 ②インバウンド推進事業（H27～）観光誘致促進室 情報発信、海外戦略パートナーを設置、現地商談会・海外旅行会社セミナー開催等 ③ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 マーケティング機能等強化、着地型旅行商品の企画・造成支援、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、ツーリズム戦略推進会議開催　等 ④デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 キャンペーンの実施、販売促進・情報発信、イベント開催　等 ⑤大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）

			商工観光労働企画課 観光資源の素材集作成、情報発信、万博ポータルサイトへの商品等の登録支援等 ⑥おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６ ）広報広聴課 情報発信、パブリシティ　等 ⑦広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 隣県や広域観光推進組織と連携した誘客対策実施 ⑧大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定、情報発信　等
25-12	評価・分析	勧奨	事業の目的は、総合的な誘客対策を実施することで、誘客及び県内周遊を促進することにある。 当事業の効果については、県内宿泊客数という単一の指標を用いて、次のように示されている。 成果指標 県内宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 7,750 実績値 7,624　達成率 98.4% 令和６年度　目標値 8,370 実績値 8,329　達成率 99.5% これだけを見ると、県内宿泊客数は増加しており、当事業の効果のように見えるが、県内宿泊客数は観光客だけでなく、ビジネス客・その他の利用客も含まれているはずである。 つまり、県内宿泊客数のうち、どれだけの人数が当事業の影響を受けて県内に宿泊したのかは明確でない。 この当事業の宿泊客数への影響度合

			いが分からないと事業の効果というものを評価できず、当事業の目的が達成されているのかどうかも判断できない。 宿泊旅行統計調査では、旅館、リゾートホテル、ビジネスホテル、シティホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所といった施設別の宿泊者数、宿泊目的割合別（観光目的の割合が 50%以上の宿泊客と 50%未満の宿泊客）の人数等が掲載されている。 これらの資料等を利用して、当事業と県内宿泊客数（又は、県内宿泊客数の増減）との因果関係（当事業がどれくらい影響を与えているのか）を評価・分析して公表すべきである。 加えて、宿泊客の平均客単価（推定値で構わない）を利用する等、影響度合いを金額で算定すべきである。
26	**インバウンド推進事業費**		**商工観光労働部／観光誘致促進室**
26-１	事業実施伺いの不備	勧奨	提案競技のてびきでは、提案競技の場合、事業実施伺においてコンペ方式(企画提案方式）か、プロポーザル方式かを記載するようにされているが、その記載がない。(事業の概要の業務①②③⑤）確認したところ、すべてプロポーザル方式とのことである。 事業実施伺等で「企画提案競技」という文言を使用しているが、提案競技のてびきによると、正しくは「提案競技」であると思われる。提案競技のてびきに準拠した正確な文言を使用すべきである。
26-２	事業実施伺いの不備	勧奨	委託契約事務必携によると、事業実施伺に記載する必要事項の最初の項目は委託業務名である。 事業の概要の業務⑦の事業実施伺で

			は、まず、「１．委託先の記載」があり、再度、「７．委託先の記載」があり、委託業務名の記載はない。委託契約事務必携に準拠した取扱いをすべきである。
26-３	契約書の金額訂正について	勧奨	令和６年度米国市場誘客促進のための戦略パートナー業務委託の契約書の金額が訂正されており、捨印で訂正の旨が記載されている。 これは、契約当事者の合意による金額訂正ではなく、契約書作成の際、金額を間違って作成し、押印、印紙添付後に気が付いたため、捨印で訂正したものと思われる。 契約書の金額訂正については、契約事務必携、委託契約事務必携によると、禁止等の規定はないようであるが、契約金額は重要な項目であるので、作成時に第三者による検証を行うなどして、間違いがないようにすべきである。
26-４	多角的な分析	勧奨	当事業の事務事業評価の成果指標は外国人宿泊者数で、令和６年度実績が1,569 千人となっている。これは、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」から引用している。 事務事業評価の成果指標である外国人宿泊者数を変更する必要はないと考えるが、事業を評価・分析するのに複数のデータを用いて、評価・分析をし、手元資料としていつでも提示できるようにすべきである。 事務事業評価のための事業の評価・分析ではなく、税金を使って事業を実施しているのであるから、より多くのデータを用いて評価・分析し、より有効で、より効率的な事業になるように改善するという観点から多面的な事業の評価・分

			析を実施すべきである。 「宿泊旅行統計調査」では、都道府県別外国人延べ宿泊者数のほかに、都道府県別外国人延べ宿泊者数の伸び率（順位)、国籍（出身地別）の都道府県別外国人宿泊者数等が、月単位・年単位で記載されている。 これらのうちから複数を選択して、事務事業評価の成果指標である外国人宿泊者数に加えて、評価・分析するように検討すべきである。 当事業では、令和６年度に米国・欧州・豪州向けの業務を実施している。その業務の成果を国籍（出身地別）の都道府県別外国人宿泊者数の実績を用いて評価・分析を実施し、一定の方法で提示し、今後の業務に活かすようにすべきである。 また、今後ツーリズムおおいたにマーケティング部が設置されるのであれば、同部門においてもこれらのデータを活用し、県と連携しながら多角的な分析を行うべきである。 さらに、効果が出ていないと評価・分析された事業については、縮小・廃止を検討すべきであり、これらの評価・分析は外部に依頼するのではなく、県自体が実施すべきである。
26-５	評価・分析	勧奨	事務事業評価には、次のような記載がある。 旅行会社セールス実施回数 目標値　26 回　実績値　36 回　達成率 138.5% これに関して、旅行会社ごとの訪問回数、旅行会社ごとの旅行商品の組成件数及びその旅行商品の利用人数等を評価・分析して、成果指標である外国人宿泊客

			数への影響度の見積りや活動の見直し等に活用すべきである。
26-６	事業全体の評価・分析	勧奨	一つの事業の中に複数の業務がある場合は、その複数の各業務を個別に評価・分析した上で、事業全体の評価・分析を行うのが論理的であると考える。 各業務においては、実績報告書等を受け取っているが、これに対する県の詳細な評価・分析をした上で、各事業の内容、期間、金額等の評価・分析（定量分析・定性分析）を実施すべきである。 それらを元に、各業務の継続、内容変更して継続、廃止等の判断をすべきである。 また、各業務の評価・分析に加え、他の評価・分析も加味した上で、事業全体の評価・分析（定量評価・定性評価）を実施すべきである。
26-７	積算書の精度向上について	勧奨	委託契約事務必携によると、積算書の作成に関しては、「特殊な内容の業務等で積算が困難なものでも可能な限り算定方法を検討すべきだが、やむを得ず参考見積りによる場合は、なるべく複数の専門業者から徴収すること。」となっている。 見積書は必ず複数枚必要とはなっていないが、特殊な内容の業務等で積算が困難なものと認められず、複数の専門事業者からの見積書の徴収が可能な場合は、複数の専門業者からの見積書を徴収すべきと考える。 参考見積書の項目別の内容について、算定の根拠を検証し、その検証結果を積算書・見積書に添付するようにすべきである。 例えば、人に関する費用であれば、そ

			の人が、資格取得者なのか、委託業者内の専門者なのか、一般の人なのかの別、旅費であれば、利用する交通機関の別、その他項目は、県が過去利用したときの費用を利用、類似業者への質問等、が考えられる。 　なんらかの形で積算の精度を高めるようにすべきであり、積算書の精度をあげることで、見積書が一者であっても金額の合理性は一定程度確保されると考える。
26-８	評価・分析	勧奨	当事業（令和６年度）は 10 の業務があり、業務全体として適切な水準かという検証はなされていないと考える。 　そのため、事業期間については終期年度設定なしとされており、事業を継続するかどうかは、事務事業評価において次のような評価をして、事業継続としている。 成果指標 外国人宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 1,790 　実績値 1,307　達成率 73.0％ 令和６年度　目標値 1,317 　実績値 1,569　達成率 119.1％ 　評価　Ａ（施策の進捗が「順調」に進んでいる。） 　今後の方針　事業継続 　「当事業の金額（年間総額）が必要であるのか、もっと少ない金額で同様の効果を上げられるのではないか」という質問に、データを用いて答えられるように、過去の事業費と県内宿泊客数の増減の関係・県内宿泊客数が県内宿泊業者の純利益に与える影響額等の評価・分析をして、手元資料として、いつでも提示で

			きるようにすべきである。
26-９	趣旨や目的が重複する事業内容の見直しについて	勧奨	事業の趣旨や目的が重複する場合のメリットは、重複する部分があっても、漏れなく事業を実施できることがあると考える。 一方、事業の趣旨や目的が重複する場合のデメリットは、重複する分、コストが高くなるということがあると考える。 事業の趣旨や目的が重複する事業について、事業費削減の観点から整理・統合を進めるべきである。 上記事業の各担当課が個別に実施してできることではないため、各担当課を超えた広い見地から事業の内容を見直す必要があると考える。
26-10	事業の見直しについて	勧奨	新たな大分県の魅力（観光資源）の開発を目的とする事業の見直しを検討すべきである。 多くが、既にある大分県の魅力（観光資源）の情報発信であったり、既にある大分県の魅力（観光資源）を利用したイベントや企画であったりするようであり、新たな大分県の魅力（観光資源）を開発するという事業は少ないと考える。 新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という観点からは、下記、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定が該当すると考えられる。 また、サステナブル・ガストロノミー推進事業も新たな大分県の魅力（観光資源）の開発という面を含んでいると考える。 ＜参考＞ ①国内誘客総合推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室

			情報発信、企画展開催、商談会による販売促進　等 ②インバウンド推進事業（H27～）観光誘致促進室 情報発信、海外戦略パートナーを設置、現地商談会・海外旅行会社セミナー開催等 ③ツーリズム推進基盤強化事業（Ｒ４～）観光政策課 マーケティング機能等強化、着地型旅行商品の企画・造成支援、大分県版アドベンチャーツーリズム等推進、ツーリズム戦略推進会議開催　等 ④デスティネーションキャンペーン推進事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 キャンペーンの実施、販売促進・情報発信、イベント開催　等 ⑤大阪・関西万博出展事業（Ｒ６～Ｒ６）商工観光労働企画課 観光資源の素材集作成、情報発信、万博ポータルサイトへの商品等の登録支援等 ⑥おおいたブランド戦略強化事業（Ｒ１～Ｒ６ ）広報広聴課 情報発信、パブリシティ　等 ⑦広域ツーリズム推進事業（Ｒ１～）観光誘致促進室 隣県や広域観光推進組織と連携した誘客対策実施 ⑧大分のサイクル魅力発信事業（Ｒ４～Ｒ６）観光誘致促進室 サイクルを活用した滞在型観光モデルコースの設定、情報発信　等
26-11	評価・分析	勧奨	当事業の目的は、「東アジア、欧米豪等のターゲット市場のニーズに対応した誘客対策」と事務事業評価に示されてい

			る。 　当事業の効果については、外国人宿泊客数という単一の指標を用いて、次のように示されている。 成果指標 外国人宿泊客数（千人） 令和５年度　目標値 1,790 　実績値 1,307　達成率 73.0％ 令和６年度　目標値 1,317 　実績値 1,569　達成率 119.1％ 　これだけ見ると、外国人宿泊客数は増加しており、当事業の効果のように見えるが、外国人宿泊客数は観光客だけでなく、ビジネス客・その他の利用客も含まれているはずである。 　つまり、外国人宿泊客数のうち、どれだけの人数が、当事業の影響を受けて県内に宿泊したのかは明確でない。 　この当事業の宿泊客数への影響度合いが分からないと、事業の効果というものを評価できないし、当事業の目的が達成されているのかどうかも判断できない。 　宿泊旅行統計調査では、韓国、中国、香港、台湾、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ロシア、シンガポール、タイ、マレーシア、インド、オーストラリア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、イタリア、スペイン、その他の国籍別宿泊者、外国人宿泊者（宿泊目的割合別・観光目的の割合が 50％以上の宿泊客と50％未満の宿泊客）の人数等が掲載されている。 　これらの資料等を利用して、当事業と県内宿泊客数（又は、県内宿泊客数の増減）との因果関係（当事業がどれくらい

			影響を与えているのか）を評価・分析して公表すべきである。 　加えて、宿泊客の平均客単価（推定値で構わない）を利用する等、影響度合いを金額で算定すべきである。
27	**蜂場マッピングシステム構築委託事業（養蜂振興事業費）**		**農林水産部／畜産技術室**
指摘事項なし			
28	**みつ源植物植生状況等委託事業（養蜂振興事業費）**		**農林水産部／畜産技術室**
28-１	目標設定について	勧奨	目標達成度合いについて、害虫被害の抑制や採蜜量の把握といった定性的な成果は評価されているが、定量的な目標値や達成度を測る指標が存在せず、事業を継続する上での成果の評価・分析の必要性から、定量的な目標設定が必要と考える。
28-２	価格の妥当性	勧奨	委託先が事実上単一事業者に限られるため、価格の妥当性を市場競争を通じて検証する機会に乏しい点は留意すべきである。
29	**大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の管理に関する基本協定、ハーモニーパークの管理に関する基本協定（公園維持管理費）**		**土木建築部／公園・生活排水課**
29-１	委託料の定期的な検証	勧奨	委託料は通知に基づく基準価格方式で算定され、委託先も人件費の効率化に取り組んでいる。一方で、指定管理期間が長期にわたるため、委託料の水準が市場価格や他自治体の事例と比較して適正かどうか、定期的に検証するプロセスをより明確にすることが望ましい。

30	**県営住宅及び共同施設の管理に関する基本協定（県営住宅等管理対策事業費（管理予算分））**		**土木建築部／建築住宅課**
30-１	委託料の定期的な検証	勧奨	委託料は通知に基づく基準価格方式で算定され、委託先も人件費の効率化に取り組んでいる。一方で、管理代行期間が長期にわたるため、委託料の水準が市場価格や他自治体の事例と比較して適正かどうか、定期的に検証するプロセスをより明確にすることが望ましい。
31	**全日制高等学校管理運営費**		**教育庁／教育財務課**
31-１	評価・分析	勧奨	他の補助金や委託費と同様に成果目標を定め、目標の達成度合いを具体的に評価・分析すべきである。
31-２	成果検証・事業の見直し	勧奨	他の補助金や委託費と同様に支出の成果を検証し、事業の見直しや廃止について具体的に検討すべきである。
31-３	効果的な手法かどうかの確認	勧奨	他の補助金や委託費と同様に支出の成果を検証し、より効果的な手法について具体的に検討すべきである。
31-４	業務内容の具体的な検討	勧奨	社会情勢の変化に即しているかを確認するために、社会情勢の変化（人数、世帯数、所得の変化、人口の偏り、家族関係、教職員の年齢や性別・勤続年数、設備の内容と設置年数等）を数値化し、具体的な検討を行うべきである。
31-５	一括契約について	勧奨	機械警備業務については、教育財務課が県内を複数のブロックに分けて一括で委託を行っている。同様に教育財務課でまとめて一括で契約する方が、事務作業も効率的であり、かつ、事業費を抑制することが可能と思われる。 そのため、各校で共通的な管理経費（施設管理、消防用設備等保守点検、敷

			地内除草・剪定、文書廃棄、産廃処理等）について、可能な限り教育財務課において一括で委託することを検討することが望ましい。
31-６	支払方法の効率化について	勧奨	機械警備業務については、ブロックごとに教育財務課が一括して契約しているが、支払単位は、各校ごとに委託者へ支払（銀行振込）を行っている。 契約単位でまとめて振込む方が振込手数料を削減できるため、契約単位ごとにまとめて支払うべきである。
32	**大分県ＳＴＥＡＭ教育推進業務委託（ＳＴＥＡＭ教育推進事業費）**		**教育庁／高校教育課**
32-１	審査委員の誓約書について	勧奨	審査委員の誓約書について、下記の事項について見直しを検討すべきである。 ①本人と配偶者のみに限定しているが、子供や両親も重要な存在である。基本的には２親等までが望ましい。 ②出資者ではないことを制約しているため、応募企業に株主名簿の提出を義務付けることが望ましい。 ③使用人関係にないということは、役員なら良いということになる。役員も入れるべきである。 ④審査委員等は応募企業への出資については禁止されているが、グループ会社についても同様とすべきである。 ⑤継続的な報酬や経済上の利益について、応募企業だけでなくグループ会社も対象に含めるべきである。
32-２	資格審査資料の添付について	勧奨	資格審査に際して使用した資料も合わせて添付すべきである。
32-３	スケジュールについて	勧奨	資格審査がプレゼンの前日に起案され、プレゼン当日に決裁されている。仮に、資格審査で基準を満たさないと判断

			された場合、その後の対応が困難となり、非常に問題がある。スケジュールには十分な時間の余裕を確保するべきである。
32-４	スケジュールの時間的余裕について	勧奨	提案内容の審査に先立って実施される資格審査について調書や実績表により、必要な免許を保有しているか、会社組織や資力について一定水準以上に達しているかを審査する必要がある。しかしながら、応募の期限（３月 28 日）の翌日からプレゼンテーション実施日（４月３日）の前日まで、わずか３営業日しかない。 資格審査からさらに一次審査の可能性を考慮すると、本件事業の選定スケジュールは極めてタイトであり、十分な審査が行われたのか疑念が残る。 公募の締切りからプレゼン実施日まで十分な時間的余裕を設けるべきである。
32-５	対象者の収支状況の把握について	勧奨	対象者の収支状況等は把握していない。 参加資格について、委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（財政状態及び経営成績）を有していることが、求められているが、何ら検討がされていない。 参加希望者より過去３年分の決算報告書等を徴求し審査すべきである。
32-６	スケジュールの時間的余裕について	勧奨	より多くの者が参加できるように募集スケジュールについては、業務内容に応じた企画案の作成期間を考慮し設定する必要がある（提案競技のてびきＰ１）。 本件事業は、公告による募集開始（３月 14 日）から提案書提出期限（３月 28

			日）までが２週間とタイトなスケジュール設定となっている。 事業の提案内容等から２週間で提案説明書（企画書）を作成することは困難を伴う。応募者が２者と少ない理由の１つと考えられる。 過去から類似の事業で取引実績のある本件採用者に著しく有利な取り扱い）募集スケジュール）となっている。 募集開始から、応募表明（申込）と提案説明書提出を分けて相当の期間を設けることが望ましい。
32-７	プレゼン時間について	勧奨	プレゼンの時間が 15 分しかない。提案書の内容から、応募者が提案内容を十分にアピールするには十分ではない。 過去に大分県教育委員会と同様の取引実績のある本件採用者に有利な取り扱いとなっている。 プレゼンについて十分な時間を確保することが望ましい。
32-８	企画書内容の不足	勧奨	企画書作成要領は７つ記載事項を列挙している。 そのうちの１つ、個人情報保護に関する事項がある。採用された委託業者の企画提案書には個人情報保護に関する記載が著しく僅少であった。そのため、事務局が事前に企画提案書の要件を精査し検討すべきである。 作成要領を満たしていないため、本来であればより慎重に審査すべきであった。
32-９	審査基準について	勧奨	審査基準には、４つの項目があり、項目ごとに配点されている。項目ではなく内容ごとに配点すべきである。評価がぼやけており適正な評価か分かりにくい。
32-10	参加資格のチェック	勧奨	参加資格について、参加資格チェック

	について		リストにより審査しているが、証拠書類・検討書類等が存在せず、参加資格のチェックが実際に行われたのか疑問が残る。証拠書類・検討書類等も残しておくことが望ましい。
32-11	実績報告について	改善	仕様書において実施することとされた事業であるため実績報告において実施確認を適切に実施すべきである。
32-12	実績報告について	改善	実績報告書の報告事項に不備があり、不完全な実績報告に基づいて検収作業が実施されており、検収手続きに不備がある。 過不足のない実績報告書を徴求し、検収手続きを実施しなければ、適切な検収作業が効果的かつ効率的に行えず、事業が適切に実施されたか否か、委託費が他の使途に流用されていないか等の判断を誤る可能性がある。そのため、事業者には過不足のない実績報告を求めるとともに、適切な検収作業を実施すべきである。
32-13	事務事業評価について	勧奨	そもそも、事務事業評価は1事業当たり1/3ページしか記載することができない。その僅少なスペースに収まるように目標と実績等を記載する必要があるため、活動指標及び成果指標も極めて簡潔な設定にならざるを得ない。 最低でも、1事業当たり1ページのスペースを確保し、税金の使用に対する県民への説明責任を果たすべきである。
32-14	事務事業評価について	勧奨	本件事業の事務事業評価の成果指標は、参加生徒の「探究的な学びにつながる項目」の肯定的評価の平均値が 3.0、実績値は 3.6、達成率は 120.0%となっている。 当該目標値は、参加した生徒を対象に

			実施したアンケートについて、４件法による回答結果を平均値としている。選択肢は４択（どちらともいえないという選択肢がない方式）による回答となっている。このようなアンケートによる分析はアンケートの取り方を変えることで分析結果がかなり違ってくること、選択式となるため回答者の本心や様々な意見を把握することが困難である。 　そのため、アンケートを成果指標として用いる際は、上記の事項を十分配慮の上、決定することが望ましい。 　また、アンケートの際に、当該アンケート結果が、事業の今後の参考になるものであるため、厳正な回答を促すような工夫も必要である。
32-15	事業内容・手法の検討	勧奨	生徒向けについては、データサイエンス講座や課題研究特別講座への参加を通じて、先端技術に対する関心を高めることができている。 　ただし、対象となる高校１・２年生約17,000人に対して参加者が250人にも満たない状況であるため、より多くの生徒が参加できるような対策を検討することが望まれる。 　また、先端技術分野で活躍できる人材育成や挑戦意欲の醸成につながるように、生徒のレベルや興味分野に応じた講座を開催することを検討することが望まれる。 　教員向け事業は、「総合的な探究の時間」などの手法を伝える教員向け研究会の実施（３回）である。 　各学校で探究的な学びを実践できる教員（探究推進リーダー役）を学校全体の20%とすることを目標としているが、

			参加者がわずか 90 名程度の研修では、目標を達成するために最も効果的であるとは言い難い。 　また、アンケートの回答によると「総合的な探究の時間」に関する教員の知見にはばらつきがあり、教員のレベルや担当教科に応じた研修を企画実施すべきである。 　また、対面による研修とすると参加者が限られるため、ＷＥＢやＥ－ラーニングを活用することも検討すべきである。
32-16	効率的な事業執行について	改善	本件委託事業者は、過去３年間同様の事業を受託している。また、高等教育課においてもノウハウの蓄積があるはずである。そのため、継続的に使用できるリソースがあるはずであり、その分経費も少なくすることが可能であると思われる。ＨＰは一（イチ）から構築する必要はなく、パンフレットも大幅なデザイン変更を行わなければ経費を削減することが可能である。削減できた費用でより効果的な講座の開催等へ充当する方が費用対効果が望める。 　前年度に質の高い良い企画ができたのなら、その企画を継続または修正する方が効果的かつ効率的な事業が実施できる。 　見積書等を閲覧したところ、積算根拠がなく、見積書の精査が不十分である。よって、抑制策は不十分であると判断する。
32-17	事業費抑制について	勧奨	積算において、最初から県外の事業者へ委託する前提で旅費交通費の算定が行われている。 　当該旅費・日当は、全事業費の 20％を占める。事業費抑制の観点から県内の事

			業者へ委託できるように工夫する必要がある。 プロポーザル式ではなく、コンペ式の方がコストを抑制できないか検討することが望ましい。
32-18	旅費交通費について	改善	ＳＴＥＡＭ 課題研究特別講座の生徒旅費交通費として 800 千円（@80,000 円×10 回）と積算しているが、50 名参加想定で１人当たり１回 1,760 円（交通費は税込みのため）となる。参加者の実績は、令和６年度は 42 人となっており、仮に予算通りの単価で支給したとしても 140,800 円の使い残しがある。使い残し金額の取り扱いを予め決定することが望ましい。 また、生徒への旅費の支払いは、委託事業者が行うが、適切に支払われているか確認することが望ましい。
32-19	見積内容の妥当性について	改善	契約時の見積りにおいて、積算時には含まれていなかった報告書制作費 400 千円（200 千円×２講座）、データサイエンス実践講座、大分ＳＴＥＡＭフェスタに係るアンケート制作費 200 千円（100 千円×２講座）が含まれており、委託業者に指摘することなく契約を締結している。見積書の妥当性については内容を十分に精査すべきである。
32-20	見積書の妥当性について	改善	保険料に係る契約金額について、下記のとおり不備がある。 データサイエンス実践講座のイベント保険料について、積算では 24 千円（200 名×120 円）と算定しているが、委託業者の見積りは、100 千円（一式）となっている。 ＳＴＥＡＭ 課題研究特別講座の保険料は、積算では 48 千円（50 名×120 円）、

			委託業者の見積りは、70 千円（50 名×７日）となっている。 大分ＳＴＥＡＭフェスタの保険料は、積算では 24 千円（200 名×120 円）、委託業者の見積りは、50 千円（一式）となっている。 過大な見積りであるにも関わらず、委託業者に指摘することなく契約を締結している。見積書の妥当性については内容を十分に精査すべきである。
32-21	各種様式について	勧奨	業務仕様書の段階から両者の協議により内容が目まぐるしく変動することがある。そのため成果物の検査については、業務委託仕様書、提案書、見積書、実績報告書が連動するような様式にする方が効果的かつ効率的である。
32-22	実績報告での実施確認	勧奨	探究的な学びスキル向上講座の見積りについて、事後課題等作成費用として 300 千円（150 千円×２回）が含まれている。実績確認については、報告書ではなく、ヒアリングにより実施していた。仕様書において実施することとされた事業であるため実績報告書において実施確認を適切に実施すべきである。
33	**交通反則通告管理システムデータ抽出委託（交通指導取締費（管理予算分））**		**警察本部／交通指導課**
指摘事項なし			
34	**自動車保管場所調査事務委託（交通指導取締費（管理予算分））**		**警察本部／交通規制課**
34-１	文書管理の不備	不備	決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 文書番号の記載がない 浄書、校正に押印なし

			保存期間、保存期間満了日の記載が漏れている 決裁伺書の決裁日付が消えるボールペンで記載されている
34-２	長期継続契約理由の記載もれ	改善	本件委託事業は、長期継続契約となっている。 会計年度独立の原則があるが、長期継続契約は特例として認められているものである。 長期継続契約を締結できる場合（地方自治法 234 条の３） 翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされている。 そのため、長期継続契約を行う場合は、合理的な理由を明確に文書化する必要があるが、本件委託契約には長期継続契約の理由の記載がない。
34-３	事業実施伺の様式について	勧奨	本事業は長期継続契約であるが、事業実施伺に長期継続契約の理由の記載がなかった。 記載漏れをなくすため、長期継続契約の理由の記載について、事業実施伺のテンプレートに盛り込むことが望ましい。
34-４	長期継続契約の取扱いについて （全庁的な指摘）	勧奨	県全体として単年度契約の事業の見直しを行い、下記の事項について検討することが望ましい。 長期継続契約はその契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものに限られる。 しかし、長期継続契約を締結することにより、コスト削減効果が大きいものも

			存在する。そのため、コスト削減効果が大きいものについても長期継続契約を認める取り扱いにすることを検討することが望ましい。
34-５	委託契約書の契約日の誤り	改善	入札は令和６年５月７日に実施されているが、委託契約書の締結日付が令和６年４月１日と誤って記載されている。
34-６	再委託の不備	改善	委託契約は、一般社団法人大分県自家用自動車協会となっているが、「機密情報・個人情報を取り扱う場所の特定について」において、契約当事者である一般社団法人大分県自家用車協会の本部は、取り扱い場所として特定されていない。15 地区の事務所が機密情報及び個人情報の取り扱い場所として特定されている。 つまり、一般社団法人大分県自家用自動車協会は、宇佐支部以外では業務を行っておらず各地区の協会へ再委託していると考えられる。大分県自家用自動車協会と各地区自家用自動車協会は別組織であり、委託契約に違反している可能性がある。そのため、再委託の手続きを適切に実施すべきである。 （参考） 委託契約書第４条１項３項 業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（１項)。 業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲（大分県）に説明し、承認を得なければならない（３項)。

34-７	機密情報等の取扱場所について	改善	契約当事者である一般社団法人大分県自家用車協会の本部は、取り扱い場所として特定されていない。宇佐支部のみが取り扱い場所として特定されている。宇佐支部以外では、各地区の自家用車自動車協会の事務所が取り扱い場所として特定されている。 委託契約は一般社団法人大分県自家用車協会であり、各地区の自家用自動車協会は本件委任契約と何ら関係はない。そのような組織の事務所を取り扱い場所に特定している場合、情報管理が徹底されない可能性がある。このような場合、個人情報の取り扱いについて適切な管理を行えるようにするべきである。
34-８	一般管理費率について	改善	一般管理費率について、土木工事標準歩掛を使用しているが、自動車保管場所調査事務は土木工事ではないため積算に用いることは妥当ではない。 委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
35	**自動車保管場所ＯＡ化委託（交通指導取締費（管理予算分））**		**警察本部／交通規制課**
35-１	事業実施伺の様式について	勧奨	本事業は長期継続契約であるが、事業実施伺に長期継続契約の理由の記載がなかった。 記載漏れをなくすため、長期継続契約の理由の記載について、事業実施伺のテンプレートに盛り込むことが望ましい。
35-２	長期継続契約の取扱いについて （全庁的な指摘）	勧奨	県全体として単年度契約の事業の見直しを行い、下記の事項について検討することが望ましい。 長期継続契約はその契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支

			障を及ぼすようなものに限られる。 　しかし、長期継続契約を締結することにより、コスト削減効果が大きいものも存在する。そのため、コスト削減効果が大きいものについても長期継続契約を認める取り扱いにすることを検討することが望ましい。
35-３	文書管理の不備	不備	決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 　浄書、校正に押印なし 　保存期間、保存期間満了日の記載が漏れている 　決裁伺書の決裁日付が消えるボールペンで記載されている
35-４	人件費の積算について	勧奨	人件費の積算について、大阪の人材派遣料金を採用しているが、大阪と大分とでは賃金水準が大きく異なるため適切とは言えない。大分県の派遣料金の相場を参考に積算することが望ましい。
35-５	委託の効率性について	勧奨	本件委託業務は、各警察署職員の常勤が必要となるが、各種警察事象により現場出動が必須であるため、人員確保や業務の効率化のために外部委託している。 　しかしながら、処理件数が少ない地域については、委託よりも大分県直営への切り替えを検討することが望ましい。 　豊後高田、玖珠、竹田ではおおむね１日当たり４件以下（令和５年度、令和４年度実績）の入力作業にとどまる。平均的な作業時間は１日当たり 18 分程度(仮に４人で対応すれば、１人当たり４分 40 秒）となる。この程度であれば、外部委託ではなく警察署職員で対応する方が経済的である。 　処理件数が少ない管轄については警察署職員での対応が可能かどうか検討

			することが望ましい。
36	**道路使用許可調査事務委託（交通指導取締費（管理予算分））**		**警察本部／交通規制課**
36-１	一般管理費率について	改善	本件業務は、土木工事とは関係ない道路使用許可申請に関する調査である。にもかかわらず、土木工事積算単価を採用している。 これにより、諸経費率が高く算定されている。 一般管理費率について、土木工事標準歩掛を使用しているが、道路使用許可調査事務は土木工事ではないため積算に用いることは妥当ではない。 委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
37	**交通安全施設保守管理委託（交通指導取締費（交通安全施設維持管理費））**		**警察本部／交通規制課**
37-１	文書管理の不備	不備	決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 特に消えるボールペンの使用については、今後はこのような事がないように留意すべきである。 ・浄書、校正の押印漏れ ・保存期間、保存期間満了日の記載漏れ ・公開・非公開等判断（記載はあるが、消えるボールペンでの記載となっている）
37-２	一般管理費率について	改善	積算に係る一般管理費率について、土木工事標準歩掛（大分県土木建築部）を使用し算定しているが、交通安全施設保守管理は土木工事（公共工事の工事費の積算）ではないため、一般管理費の積算に用いることは妥当ではない。 本件委託事業においては、委託契約事

			務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
38	**道路情報提供業務委託（交通指導取締費（交通安全施設維持管理費））**		**警察本部／交通規制課**
38-１	文書管理の不備	不備	決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 特に消えるボールペンの使用については、今後はこのような事がないように留意すべきである。 ・浄書、校正の押印漏れ ・保存期間、保存期間満了日の記載漏れ ・公開・非公開等判断（記載はあるが、消えるボールペンでの記載となっている）
38-２	一般管理費率について	改善	積算に係る一般管理費率について、土木工事標準歩掛（大分県土木建築部）を使用し算定しているが、交通安全施設保守管理は土木工事（公共工事の工事費の積算）ではないため、一般管理費の積算に用いることは妥当ではない。 本件委託事業においては、委託契約事務必携に基づく一般管理費率を原則とすべきである。
39	**運転免許証更新時講習業務委託（自動車運転免許事務費（管理予算分））**		**警察本部／運転免許課**
指摘事項なし			
40	**原付講習委託（自動車運転免許事務費（管理予算分））**		**警察本部／運転免許課**
指摘事項なし			
41	**運転免許関係事務委託（自動車運転免許事務費（管理**		**警察本部／運転免許課**

	予算分））		
指摘事項なし			
42	**運転免許証更新通知業務委託（自動車運転免許事務費（管理予算分））**		**警察本部／運転免許課**
42-１	文書管理の不備	改善	決裁伺書について、文書管理上の不備がみられる。 浄書、校正に押印なし 保存期間、保存期間満了日の記載が漏れている。
42-２	リース代について	改善	圧着機のリース代を毎年見直しているが、リース契約をしていれば５年間は見直しが必要ないが、毎年見直しておりリース料の積算金額が増加している。リース契約であるため、リース期間中のリース料は一定であるべきである。 また、５年経過後は再リースとなりさらにコストを削減できるはずであるが、再リースについても何ら考慮されておらず事業費が適切に算定されていない。
43	**取得時講習委託（自動車運転免許事務費（管理予算分））**		**警察本部／運転免許課**
指摘事項なし			
44	**高齢者講習通知業務委託（自動車運転免許事務費（管理予算分））**		**警察本部／運転免許課**
44-１	リース代について	改善	圧着機のリース代を毎年見直しているが、リース契約をしていれば５年間は見直しが必要ないが、毎年見直しておりリース料の積算金額が増加している。リース契約であるため、リース期間中のリース料は一定であるべきである。 また、５年経過後は再リースとなりさ

			らにコストを削減できるはずであるが、再リースについても何ら考慮されておらず事業費が適切に算定されていない。
45	**仮運転免許試験業務委託（自動車運転免許事務費（管理予算分））**		**警察本部／運転免許課**
45-１	備品の耐用年数について	改善	器具備品（視覚検査装置、聴力検査装置）の使用可能期間について、法定耐用年数としているが実際の使用可能期間は長いと思われる。経済的耐用年数で積算することが望ましい。 器具備品（視覚検査装置、聴力検査装置）に係る積算について毎年単価（購入金額/法定耐用年数５年）を見直しているが、1 度購入すれば経済的耐用年数の間は単価を見直すべきではない。毎年購入金額が上昇しているため委託事業者に有利な算定となっている。